

園田学園女子大学

論文集

第58号

論文

- 1920年代から占領期における家族制度改革と家族変動……………山本起世子(1)
 養護教諭志望学生の「地域貢献活動における力量形成」に関する研究…江崎和子(20)
 ソースモニタリングに提示形態と感情喚起語が及ぼす影響……………近藤綾(26)

Yo-Yo Intermittent Recovery Test からみた

- 大学女性アスリートの間欠性回復力の特徴……………河上俊和ほか(36)
 教員・保育者養成に求められる音楽表現に関する研究

- ピアノと歌唱に関するアンケート調査を中心に——……………中野圭子・中村愛(46)
 命令文の使用に関する一考察……………坂元敦子(57)

薩摩義士「平田靱負」の教材化と道徳授業づくり

- 偉人伝の道徳教材化における勘所——……………荊木聡(67)

児童のタグラグビーにおけるゲーム中の攻守の捉え方の変容について

- テキストマイニングによる分析から——……………山崎雅史(91)

教育実習前後における子どもの遊びに関する認識の変化

- テキストマイニングを用いた学生アンケート分析——
 ……………服巻真須美・久保田智裕・中見仁美(103)

日本の製造業における環境配慮型活動と

- 情報開示の現状についての一考察……………北田真紀(113)

保育者の音楽における表現方法に及ぼす思考力の育成

- 言葉や情景から連想される音の模索——……………辻陽子(136)

研究ノート

- 桜花弁から単離した乳酸菌の同定とその特徴……………渡辺敏郎・本多奈保子(146)

- 鯨に魅せられた男たち ——エイハブ船長とロイズ船長の物語——……………浜口尚(153)

調査報告

A マンションにおける子育て世帯のコミュニティづくりに関する報告

- 子育てイベントに求められるプログラム——
 ……………黒木晶・田窪玲子・中野圭子(171)

調査報告

シンポジウム 地域歴史遺産としての遺跡

- 栗山・庄下川遺跡をめぐる——……………大江篤ほか(1)

令和6年3月

人間健康学部 人間教育学部 経営学部 短期大学部

SONODA JOURNAL

Volume 58

Articles

- Reforms of the Family System and Changes in Family Structure in Japan from the 1920s to the Period of Occupation YAMAMOTO Kiyoko (1)
- A Study on “Developing Didactic Competences in the Community Contribution Activity” of Students Who Wish to Become Yogo Teachers EZAKI Kazuko (20)
- Factors Affecting Source Memory:
Effects of Presentation Type and Words that Evoke Emotion KONDO Aya (26)
- Characteristics of Intermittent Recovery Performance on Yo-Yo Intermittent Recovery Test in Female University Athletes KAWAKAMI Toshikazu et al. (36)
- Research on Musical Expression Required for Training Teachers and Nursery School Teachers:
A Questionnaire Survey on Piano Playing and Singing..... NAKANO Keiko, NAKAMURA Ai (46)
- A Study on the Use of Imperative Sentences..... SAKAMOTO Atsuko (57)
- Teaching Material and Moral Education of “Hirata Yukie,” the Satsuma Battler:
Vital Points in Using the Biography of a Great Man as Moral Teaching Material
..... IBARAKI Satoshi (67)
- Transformation of How to Capture Offense and Defense in Tag Rugby for Children:
Analysis Using Text Mining YAMASAKI Masashi (91)
- Changes in Children’s Play in Kindergarten Practicum:
An Analysis of Students’ Questionnaires Using Text Mining Tool
..... HARAMAKI Masumi, KUBOTA Tomohiro, NAKAMI Hitomi (103)
- A Study on the Current Status of Environmentally Conscious Activities and Information Disclosure in the Japanese Manufacturing Industry KITADA Maki (113)
- Cultivation of Thinking Ability in the Musical Expression of a Nursery Teacher:
Exploring Sounds Associated with Words and Scenes TSUJI Yoko (136)

Research Notes

- Lactic Acid Bacteria Isolated from Cherry Petals and Their Characteristics
..... WATANABE Toshiro, HONDA Naoko (146)
- Men Fascinated by Whales:
A Story of Captain Ahab and Captain Roys HAMAGUCHI Hisashi (153)

Research Report

- Report on Community Building for Child-rearing Households in Apartment A:
Programs Required for Childcare Events ... KUROGI Aki, TAKUBO Reiko, NAKANO Keiko (171)

Research Report

- Symposium Ruins as Regional Historical Heritage Sites:
Considerations Regarding Kuriyama and Shogegawa Ruins..... OE Atsushi et al. (1)
-

2024

SONODA WOMEN’S UNIVERSITY

【論文】

1920 年代から占領期における 家族制度改革と家族変動

山 本 起世子

は じ め に

本稿の課題は、1920 年代から戦時期を経て、1940 年代の占領期日本に至る、家族制度改革の過程と家族変動との関係について明らかにすることである。したがって本稿では、この間 3 回にわたる親族・相続に関する民法改正、すなわち、(1) 1920 年代の臨時法制審議会による民法親族編相続編の改正構想と、(2) 戦時期 (1941 年) における民法改正、(3) 1946 年～47 年に臨時法制調査会 (内閣設置) および司法法制審議会 (司法省に設置) によって起案された民法改正を対象とし、そこでどのような家族制度改革が目指されたのか、改革の背景となった社会変動と家族の変化、および改革の結果、生じたであろう家族の変化について考察する。

本稿における考察の視点は以下の 2 点である。まず第 1 に、1920 年代の民法改正構想から戦時期および戦後占領期の民法改正における家族制度改革の過程を、一連の連続性のある改革として捉え、占領期の家族制度改革は、1920 年代の民法改正構想を基盤として推進されたことを明らかにする。1920 年代および占領期の家族制度改革の担い手たちは、大きな社会変動の中で、現実の家族生活から遊離し、社会的弊害を生じさせている民法上の「家」のあり方に強い危機感を抱いていた。

第 2 に、本稿では、占領期における民法改正過程を、日本側の資料のみでなく、GHQ/SCAP Records (以下、GHQ 資料) を用いることにより、GHQ と日本人起草者たちとの間で問題となった争点を明らかにする。GHQ 資料を用いた民法改正過程に関する先行研究は主に家族法研究、民法研究の分野によって行われており (たとえば、和田 2010)、民法の立法過程が詳細に分析されているものの、社会変動、家族変動との影響関係については十分に考察されていない。本稿が対象とする、3 回にわたる親族・相続に関する民法改正が必要とされた時期は、大きな社会変動に伴う家族制度の転換期であった。改正の審議では、家族制度を社会状況に適應させ、民法上の「家」と現実の家族生活 (世帯) を一致させること、さらに将来あるべき家族像を確立する改革が目指された。したがって、民法改正過程の議論においては、立案者たちの家族制度に対する現状認識と、社会変動に適應しうる理想の家族像が投影されていたと考えられる。

次に、本稿の構成について述べておこう。まず、1920 年代の改正構想が、戦後の民法改正の

基盤となる革新的な家族制度改革を企図していたことを明らかにする。さらに、改正構想に表された家族像とはどのようなものであったか、この構想が登場した社会背景について論じる。そして後半では、戦時下での民法改正にみる家族制度の変化、および戦後占領期における民法改正をめぐる GHQ と日本人起草者との間の争点、新民法が想定した家族像はどのようなものであったのかについて考察する。

1 1920 年代の家族制度改革構想と家族変動

(1) 人口・家族変動と家族制度改革

1920 年代の民法改正構想は、後述するように、一家の平和や家族の心情、婚姻関係の重視、婚姻の自由化、家族員間の公平性の保障といった、革新的な家族制度改革を目指したのであるが、まず、このような改革が構想された社会的要因について検討する。

1920 年代は大衆社会の原型が成立した時代である。産業化・都市化とともに進行する大衆社会化状況は、平準化を促進させる傾向がある。平準化は、①商品の大量生産・大量消費、②マスコミュニケーションの発達、③高等教育の普及を軸に進行した（筒井 1996: 62-8）。ある調査によると、1915～30 年には、初職に就く機会および高等教育を受ける機会における出身階層間格差は急速に縮小し、平等化した（日本リサーチ総合研究所 1988: 31）。また、この時期には政治における民主化が進行、政党や労働組合が結成され、1918（大正 7）年には原敬による政党内閣、1925（大正 14）年には普通選挙法が誕生した（額 2010: 259-64）。

第 1 次世界大戦下における金属機械工業を中心とする重工業の発展は、人口の都市への大量移動をもたらした。1920（大正 9）年には、第 1 次産業従事者の割合が 53.6%、第 2 次産業が 20.7%、第 3 次産業が 25.8% であったが、1930（昭和 5）年には第 1 次産業従事者割合が 49.4% と 5 割を切り、第 2 次産業は 20.4% で横ばい、第 3 次産業は 30.0% と上昇した（相原・鮫島編 1971: 268）。

このような都市への人口移動を背景に、民法上の「家」は、実態としての家族生活から遊離したものとなり、実際の家族生活（世帯）を統計的に把握するため、1920 年に第 1 回国勢調査が実施された（宇野 1980: 136-7）。

都市化の進行は人口・家族変動をもたらした。すなわち、都市化の進行と都市における出生力低下により、1920 年代には出生率が低下し始めたのである（黒田 1960b: 6）。結婚持続期間 20 年以上で、かつ 45 歳以上の既婚女性（初婚者のみ）を対象とした、結婚コホート別平均出生児数は、1915 年以前結婚コホートでは 6.84 人、1916～20 年結婚コホートでは 6.25 人、1921～25 年結婚コホートでは 5.55 人、1926～30 年結婚コホートでは 4.36 人と、後のコホートになるほど出生児数が減少した（黒田 1960a: 7）。1920 年代～30 年代前半には産児制限運動が隆盛期を迎え、都市において少産を願う人々の意識が形成されていった。

このように、1920 年代以降の産業化・都市化、平準化の進行、都市部における少産を願う意

識の高まりと少子化傾向といった大きな社会変動が生じた転換期に、家族制度改革が構想された。構想における家族制度は、立案者たちが認識していた現実の家族生活や、彼らが描いた将来あるべき家族像が表されたものであり、平準化の進行や民主主義思想の広がりといった時代背景から影響を受けたと考えられる。したがって、民法改正構想において、家族員の人格尊重、家族員間の公平性の保障、婚姻の尊重による妻の地位の改善、親の権限・戸主権の縮小に伴う家族員の自由の拡大という要素が内包されたのは必然であった。それでは次に、1920年代における民法改正要綱に表れた、家族制度改革の特徴を明らかにする。

(2) 1920年代の民法改正要綱における家族制度改革

1919（大正8）年に設置された臨時法制審議会は、明治民法中、「我邦古来ノ淳風美俗」に副わない制度の改正について審議を行い、1927（昭和2）年までに「民法親族編中改正ノ要綱」および「民法相続編中改正ノ要綱」（以下、まとめて「改正要綱」と略記）を答申した。1920年代に臨時法制審議会で行われた、民法親族相続編改正要綱による家族制度改革の特徴は6点、すなわち1）一家の「平和」、親密性の重視、2）婚姻の尊重、3）婚姻の自由化、4）家族員間の公平性の保障、5）戸主権の抑制、6）家族（親族）紛争への家事審判所の介入である。これについてはすでに拙稿において詳述したので、ここでは要約に止める（山本 2013: 120-5）。

1) 一家の「平和」、親密性の重視

「我国の淳風美俗」に副う家族制度とは、「一家平和に親密にする」ことが第一に肝要だと主張された。この「一家」とは、西洋の核家族よりも広い範囲の「一家一族」である。そして、「家」は、戸主一人が権力を行使し、他の構成員の人格を無視するような制度であってはならず、「親密平和」であると同時に、「正当公平」で「各人の人格を尊重する共同生活」でなければならない。そのためには、明治民法において形式化している家族制度を「実質的に健全なる家族制度」にする必要があることが主張された¹⁾。このことから、審議会において、明治民法における家族制度が現実から遊離し、形式化しているという認識があったことがわかる。

親密で平和な「家」のあり方をめぐって、最も激しい論争が行われた改正項目は「庶子の入家」であり、庶子（父が認知した非嫡出子）が父の「家」に入る際には、父の配偶者の同意が必要とされた²⁾。これについては、父系の血統の継承を重視する立場と、妻と庶子との人間関係に配慮して「一家の平和」を重視する立場とが激しく対立したが、父系の血統継承や夫の権限よりも、一家の平和が重視され、家族成員間の円滑な人間関係、何よりも妻の感情や立場に配慮する必要があるとされた。

2) 婚姻の尊重

前項で取り上げた「庶子の入家」に対する「妻の同意」を支持した意見では、今日の婚姻は「一夫一婦」を原則とし、庶子は道徳上非難すべきものであるから、庶子の入家について「配偶者の権利」を認めなければならないと強く主張された³⁾。さらに、嫡出女子と庶子（男子）の家督相続の順位について、明治民法が庶子を優先させていたのに対し、改正要綱では嫡出女子を優

先させた。なぜなら、婚姻関係から生まれた者を重んずることが、「淳風美俗」の上から妥当だと見なされたからである⁴⁾。このように、改正要綱では婚姻が尊重された。

3) 婚姻の自由化

明治民法では、子が婚姻するには家に在る父母の同意が必要とされたが、男子 30 歳以上、女子 25 歳以上になると父母の同意なく婚姻できた。これに対し、改正要綱では、年齢を問わず、家に在る父母（父母がないときは祖父母）の同意を要すると規定されたものの、父母は「正当の理由」がなければ婚姻への同意を拒むことができず、子が親の不同意を不服とする場合は、家事審判所に申し立てることができた。明治民法において、父母は理由の如何を問わず同意を拒否できたのに比べると、父母の権限は弱められたといえる。また、父母の同意なく子（成年）が婚姻した場合は、父母はその子に「相当の制裁」（離籍や家督・遺産相続権の剥奪など）を加えることができるとされたが⁵⁾、「相当の制裁」を受け入れるならば、子は父母の同意を欠いても婚姻できた。したがって、家督・遺産相続をする見込みのない者にとって、このような制裁は意味のないものといえる。しかも、明治民法が規定していた、親の同意のない婚姻を取り消すことができるとする親の権限は、「苛酷」すぎるとして削除された（穂積 1937: 334-6）。

4) 家族員間の公平性の保障

家督・遺産相続の改正においては、「家」を維持することを重視しつつ、同時に家族員個々の利益を確保し、家族員間の「公平性」を保障することが目指された。明治民法は、一人の家督相続人が戸主権と全財産を相続する単独相続制を規定していたが、改正要綱では、家督相続人は相続財産中、「家」を維持する（家格を維持し家業を継続する）ために必要な部分を控除した剰余の一部について、被相続人の直系尊属・配偶者・直系卑属に分配を要するとされた⁶⁾。単独相続制は親子間の「人情」に反し、きょうだい間の「公平を失する」ためである（穂積 1938b: 354）。

また、「遺産相続の順位と相続分」について、明治民法は第一位の相続人を直系卑属とし、直系卑属なき場合に配偶者を相続人としていたが、それは配偶者にとって「不公平」であることから、改正要綱では配偶者を直系卑属と同一順位の相続人とし、その相続分は家に在る嫡出の直系卑属と同一とされた（穂積 1938b: 375-6）。

5) 戸主権の抑制

明治民法では、戸主が家族員の居所を指定する権利（居所指定権）、家族員の婚姻、養子縁組、入家・去家、他家相続、分家などに対する戸主の同意権、戸主の居所指定に従わない家族や婚姻・縁組について戸主の同意を得ない家族を離籍できる権利が定められていた（中川 1938: 20-5）。

戸主権の中で、とくに居所指定権とこれに伴う離籍権の「濫用」、すなわち家族を離籍する目的で居所の指定をする戸主の存在が大きな社会問題になっていた（穂積 1938a: 356）。したがって改正要綱では、家族が家名を汚辱する重大な非行があるときや、戸主の同意を得ない婚姻・養子縁組をしたとき等に戸主は家事審判所の許可を得て家族を離籍することができること、戸主

の居所指定に従わないという理由での戸主の離籍権を認めないことが規定された。

また、明治民法では戸主が自発的に隠居しない限り、生前に戸主権を喪失させることはできなかったのに対し、改正要綱では、戸主に戸主権を行使することができない重大な事由があるときには、家事審判所が戸主権の喪失（廃戸主）を宣告することができるとした⁷⁾。戸主には一家を統率し、一家の財産を管理すべき「法律上道德上の重大責任」がある。その責任を無視する者や責任を果たす能力がない者が戸主である場合、家族は困難な状況に陥るが、明治民法はそれに対して無力であったため、不合理な戸主権の行使を抑制したのである（穂積 1938a: 361-2）。

6) 家族（親族）紛争への家事審判所の介入

先述したように、戸主による家族の「離籍」や「廃戸主」、子の婚姻に対する親の不同意への不服申し立ては、家事審判所の介入によって可能となった。民法改正の審議過程で家事審判所が重要な機関として登場したのは、一家を統率し家秩序を維持すべき「戸主」、および親族紛争を解決すべき「親族会」が十分に機能していないという現状認識が審議委員たちの間で共有されていたからである（穂積 1938a: 364）。それらの機能を補強するために、家事審判所という国家装置が考案された。

2 戦時期の家族制度改革と戦後改革の担い手の思想

(1) 戦時期の家族制度改革

民法親族編・相続編の改正については、司法省に民法改正調査委員会が設置され、1941年までに200回もの小委員会を開催、一応の成案を得たものの、まだ相当の修正を要するものが発見されたため再検討中であることが、1942年の帝国議会において政府から報告された⁸⁾。しかし、戸主の居所指定権と離籍権の制限、「私生子」⁹⁾という名称の廃止については、戦時下においてとくに緊要と判断され、実現した。

戸主がもつ居所指定権と離籍権については1941（昭和16）年に、戸主は裁判所の許可がなければ家族を離籍できないと改正された。遺族扶養料や下賜金を受給している戦死した軍人の寡婦に対して、戸主が居所指定に従わないことを理由に離籍し、それを不服とした寡婦が訴訟を起こす事例が戦時期に増加したためである。当時、軍人や官吏の遺族扶養料・下賜金の受給順位では親よりも妻子の方が上位だったが、亡夫の戸籍から離れると寡婦は受給権を失う。ゆえに、戸主の居所指定権と離籍権の行使は、遺族扶養料・下賜金をめぐる家族間の紛争を招き、寡婦に多大な不利益をもたらしかねないものとして制限された¹⁰⁾。ここに、民法改正構想で目指された戸主権の制限が実現したのである。

また、「私生子」の名称廃止は1942（昭和17）年の帝国議会で成立した。その理由は、この名称の戸籍記載が本人に甚だしい苦痛を与えること、私生子の中には出征軍人軍属等の子で、父が婚姻届または認知届を出す時間なく応召して戦死し、嫡出子（または庶子）になることができない者も多いためであった。そして、父母の死亡後も3年以内は裁判上の認知を受けることができ

るとした¹¹⁾。私生子の名称撤廃は民法改正構想においてすでに提起されており、戦時下において一定の婚外子の権利擁護が実現した。

(2) 戦後改革の担い手の思想

前節で述べたように、1920年代の民法改正構想のほとんどが終戦までに実現しなかったが、この構想を基盤として、戦後における家族制度改革（民法改正）が実現した。中川はこの構想について、「全体としてはかなり進歩的な結論を出しており、此度（戦後－筆者注）の民法改正のために重要な先駆的役割を果たした」と評している（中川 1948: 12）。本節ではまず、戦前から戦後における家族制度改革の論点の連続性を明らかにするために、戦後民法の起草委員として中心的な役割を担った我妻栄、中川善之助、川島武宜の家族制度に関する思想について検討する。

1) 我妻栄の家族制度論

我妻栄は、憲法改正に伴う法制の改正を行うため、1946（昭和21）年7月に設置された臨時法制調査会および司法法制審議会委員、民法改正案の起草委員として、民法改正を通じた家族制度改革に中心的な役割を果たした人物である。

我妻は、すでに1932（昭和7）年発表の論考において、「戸主権によって統率される家族制度を法律上で維持すべき根拠はない」と断言していた。その理由は次のようなものである。資本主義経済組織の発展、機械工業と大工場組織の発達に伴い、都市においては「家族団体は俸給乃至賃金の共同消費団体」として小規模化し、家族の任務は「夫婦共同態として肉体的並びに精神的の結合の下に子を養育すること」となりつつある。このような家族生活においては、家族構成員を支配・統率する戸主権はもはや不要であり、遺産は長子による単独相続ではなく、配偶者や複数の子の間での平等分配が歓迎される時代が到来しているためであるという。そして、親の権利であり義務である子の養育が国家にとって関心事となり、国家は家族生活を維持するために積極的な「保護干渉」を行う（我妻 1932: 4-10）。

したがって、1926（昭和2）年に発表された民法改正要綱が戸主権の制限や遺産の分割相続を規定したのは、資本主義社会の進展に伴う、家族生活の変化に対応した家族制度改革の試みである、と我妻は述べている。最後に残るのは「家名」「祖先祭祀」の継承問題であるが、資本主義経済の発展に伴い、家業・家産の継承がなされなくなっていくとき、祖先祭祀のみが継承されていく可能性について、我妻は懐疑的であった。そして、「祖先の祭祀を続けることによる超世代的家の理念を保護することは道徳の分野」であり、法律の分野でこれを積極的に援助すべき手段はない、と主張した（同上：12-5）。このように、我妻は、資本主義経済の発展に伴う、戸主に統率された超世代的「家」の衰退を明言していたのである。

我妻は終戦後、戸主権と家督相続を特徴とした民法上の「家」の廃止に尽力した。この根底となった、戦前と戦後における我妻の思想は一貫しているといえる。ただし、「家」の廃止に強く反対する勢力が存在する中で、「家」の廃止を実現するために、我妻は妥協を強いられたと考え

られる。これについては後述することにする。

2) 中川善之助の家族制度論

中川は1941（昭和16）年に発表した論考において、次のように、民法の「家」規定は庶民の「家」の実態を念頭に置いていないとして、強く批判した。日本には2つの家族観の対立がある。第1は上流階級の「家」で、祖先・家系が明らかで、戸主の収入で家族構成員を扶養しており、第2は中流・下流（庶民）の「家」で、祖先の名や家系が明らかでなく、家族全員が働くことで生活を維持している。日本全体を見るならば、数の多い後者を国民の「家」と考えるべきである。そして、今日のような移動の激しい社会においては「同籍別居」が増加し、家族生活の実態が民法上の「家」と乖離している。そして下層の「家」では、「家」永続への願いは弱く、むしろ民法による「家」永続の強制が国民を苦しめている例も多い。たとえば、貧しい「家」の女戸主（あるいは女性相続人）は婿を迎えることが困難だが、民法の規定により戸主は「家」を廃することができないため、他家へ嫁ぐこともできず、苦しめられているという（中川 1942: 190-205）。

さらに、中川が唱えた家族の扶養義務についての学説は、現在に至るまで、家族法研究において強い影響力を有している。これは中川が1928（昭和3）年から戦後に至るまで一貫して提唱した説で、扶養義務を「生活保持の義務」と「生活扶助の義務」に区別し、戦後には民法解釈の通説となった。「生活保持義務」とは夫婦間の扶養義務および未成熟の子に対する親の扶養義務で、これを怠れば法的婚姻関係や親子関係が消滅する可能性があるため、必ず果す義務がある。それに対して「生活扶助の義務」は、「自己の地位と生活とを犠牲にすることなき程度」に親族を扶助する義務で、成熟した子の親に対する扶養義務はこれに含まれる（中川 1928: 9-15）。

このように中川は戦前から、夫婦とその未成熟の子を家族生活の基礎単位と見なしており、夫婦とその未成熟子のみでなく、成熟した子とその親との関係を重視した民法上の「家」に対して批判的であった。民法改正後、中川が編集した啓蒙書によると、旧民法が守ってきた「家」は、単独家督相続によって親から子、孫へと世代を超えて永続的に継承される「無限家族」であり、そこでは「非対等な人格間の権威と従順の関係」である親子関係が最も重視されたという。子の親に対する「孝」とは、親の「恩」に報いるための、親に対する子の「絶対的盲従」である。しかし、親が子に与える「恩」は何ら実質的内容をもたず、単に親という事実だけで無条件に有する権威・権力である。そして、この親子関係は無限に続いてゆく（中川編 1955: 60-1）。他方、「近代的家族」は夫婦が中心で、夫婦の死とともに消滅する有限性を持ち、親子もまた「有限の関係」となる。子が成年に達すると同時に「親子という家族的身分は消滅する」のである。この有限家族における親子関係とは、「独立生活者と独立生活無能力者（未成年者）との間の一方的保護育成の関係」（傍点著者）であるという（同上：69）。

中川もまた臨時法制調査会および司法法制審議会委員として、我妻と共に民法改正を通じた家族制度改革を主導した。

3) 川島武宜の家族制度論

川島は1946年に発表した論考において、「日本社会は、家族および家族的結合から成り立っており、そこで支配する家族的原理は民主主義の原理とは対立的のものである。」とし、「民主主義革命」は「非近代的な家族意識の『否定』にある。」と主張した(川島 1946: 36-7)。

川島はまず、家族制度は決して一様のものではなく、民法に規定されている家族制度は士族層などの「儒教的家族制度」に過ぎず、民衆(庶民)の家族制度はこれとは「別の形態」をもっていと指摘した。貴族や大地主、大町人、士族層における儒教的家族制度の基本原理は「権威」と「恭順」であり、家長(戸主)が有する「権力」とは、「服従する人々の精神に対する絶対的な高い威力すなわち『権威』としてあらはれ、その結果服従者はこれを抗しがたいものとして意識し、すすんでこれに服従する」。すなわちこれは、「抗しがたい権威に対する卑屈な服従」であり、自らの行動について自主的に判断し、人格を相互的に尊重する「民主的＝近代的な社会関係とは、原理をことにする」ものである(同上: 29)。

したがって、儒教的家族制度における親子・夫婦関係は「一方が権力のみを有し他方は義務のみを負ふ関係」であり、両者が互いに「権利」と「義務」を負う関係ではない。家長(戸主)は「義務」を負うことなく、ただ「権力」のみをもつ支配者である。そして「全家族の生活は家長の財産、地位に依存しており、家長以外の家族は家長に寄生する」のである(同上: 30-1)。

他方、民衆の家族制度は儒教的家族制度とは異なっている。すべての家族構成員(女性、子ども、老人も)がそれぞれの能力に応じて家の生産的労働を担当しており、家長の財産に寄生していないため、儒教的家族におけるような家長権およびその権威は存在しない。家族には「共同的な雰囲気」が支配しており、「各人は家族中で固有の地位をもち、(中略)戸主権とともに父権、夫権、主婦権等々が分化して成り立っている」。そこには互いにむつみ合う「横の協同関係」が存在している(同上: 31)。しかしながら、民衆の家族制度には絶対的な専制支配はないものの、そこでは各自が「独立な個人」として行動することはできず、「近代的な人格の相互尊重」も存在しないため、近代的＝民主的とはいえないと断じる(同上: 32-3)。

そして、儒教的家族制度と民衆の家族制度に通底している非民主的な家族的生活原理こそが、社会生活の民主化を阻んでおり、この原理を否定することなくして、日本の民主化を成し遂げることはできない、と結んでいる(同上: 36)。

この論考は、1980年に川島自身が「著者解題」において、「本稿は、戦争中から私が日本社会について考えてきたことを、いわば一挙にはき出して書いたもの」で、「しばらくたつて見ると、多くの点で書き足りない点や考え足りない点が発見された。」と述べているように、論理的矛盾や不明な点が見受けられる(川島 1983: 439-41)。

この論考の目的は、民法上の家族制度が全国民に共通した制度ではなく、封建制度の中で特に武士階級によって形成された制度にすぎず、民衆の家族はそれとは異なる原理を有していたことを証明し、民法上の家族制度が国民の家族生活の実態と大きく乖離していることを主張することであった。民衆の家族制度には家長権(戸主権)による専制支配がなく、家族が互いにむつみ合

う横の協同関係があり、家族構成員間での生産労働の役割分担とそれに伴う権力の分化が形成されていると述べている。もしそうならば、民衆の家族制度がなぜ民主的ではなく、儒教的家族制度と同様に廃すべきものなのかについての論理的な説明が見られない。「独立な個人」としての行動、「近代的な人格の相互尊重」とはどのようなものなのかについても説明がない。また、川島は、儒教的家族における家長（戸主）には「権力」はあるが「義務」はないと主張するが、家長もまた家族制度に束縛された存在であり、後継者に家産を相続させる際、親から継承した家産を減らすことを世間に対して恥とする規範が強かった（有賀 1972: 18-9）。家長は社会経済状況の変動に対応し、家業・家産・家名を維持、発展させる「義務」を課されていたといえる。

川島は 1946 年において 37 歳と若く、臨時法制調査会および司法法制審議会においては「幹事」として、委員の下で起草の下書きの仕事をし、「その末席にいて、委員の方々の議論を聞いて」いたという。川島は臨時法制審議会が発足する直前に、司法省が主催した、調査会に関する日本人と GHQ 担当者の顔合わせのパーティにおいて、GHQ 民政局法務課長のアルフレッド・C・オプラー（Alfred C. Oppler）と知り合った。その際、オプラーの「新憲法の下で、民法の家族制度の規定をどうしたらよいと思うか」という質問に対し、川島は「それは廃止されるべきものだ」と明言したため、オプラーは「大変に勇気づけられた」と述べたという（川島 1978: 211-4）。その後、川島は、司法法制審議会総会の審議内容を内々にオプラーに伝えたり、民法改正原案について司法省が GHQ と交渉する際、オプラーのもとへ同行したりした（これについては後述する）。

このように、川島はオプラーや民間情報教育局女性情報担当官のエセル・B・ウィード（Ehtel B. Weed）と会談を重ね、民法改正の審議過程を伝え、改正案に関する疑念や不満をオプラーらと共有していたことから、日本側と GHQ との間の民法改正に関する折衝に大きな影響を与えた人物であるといえよう。

3 占領期の民法改正による家族制度改革

それでは、本章では、1946 年～47 年に行われた民法改正における家族制度改革とはどのようなものであったか、GHQ との折衝からどのように修正がなされたかを明らかにする¹²⁾。民法改正の審議過程においては、日本の立案者と GHQ との間で 1947 年 5 月～7 月に 18 回の会議が行われ、40 項目の修正意見が出たという（我妻編 1956: 8）。臨時法制調査会の設置直前には、GHQ 代表者と日本政府代表が懇談を行い、その中には家族制度改革に大きな影響を及ぼしたオプラーも参加していた。この懇談において GHQ 側は、日本が憲法改正に伴い、どのような法制改革を行うかに重大関心を有しており、前もって改正内容を知る必要がある、と述べた。またオプラーは、法令の制定・改廃に先だってその内容を検討し、修正を要するものは修正したいという意向をもっているため、日本側との「継続的かつ事前の接触を望む」と述べた（芦部他編 2018: 15-6）。したがって、ここでは、民法の家族制度改革の過程で、とくに GHQ と日本側との

折衝で問題となった重要な2つの論点－(1)「家」の廃止と「氏」、(2)扶養義務－を中心に検討していく。

(1)「家」の廃止と「氏」

民法改正の審議においては、新憲法に規定された両性の本質的平等と個人の尊厳という原則に抵触する民法規定の改正、すなわち「戸主権」と「家督相続」を基軸とした家族制度＝「家」を全面的に廃止することが目指された。先述したように、民法の家族制度を戦前から批判してきた我妻や中川が臨時法制調査会および司法法制審議会の中心メンバーに就任し、両者よりも革新的な思想をもつ川島が幹事に選ばれたことから見ても、民法における「家」の廃止は、当初からの既定方針であったことがうかがえる。

GHQ もまた、民法における「家」の廃止を歓迎した。GHQ 資料によると、1946年8月15日、16日に行われたオプラーとの会談において、川島は、8月14日～16日に実施された司法法制審議会第2回総会における議論について「価値ある内部情報を提供した」という。川島の報告によると、総会では戸主権や家督相続を軸とする「日本の封建的家族制度を完全に廃止すること」、「民法に関する両性の完全な平等の確立」が提案された。総会では主に、戸主権を廃止するとしても、家族制度を完全に廃止すべきか、「象徴的、伝統的な制度として」家族制度を維持すべきかという問題について、激しい議論が行われた。「家」の廃止を訴える委員の中でも、2人の女性委員、河崎なつと榊原ちよは、「日本人女性と子どもたちが長年、その下で苦しんできたと考える家族制度の完全な廃止のために積極的に闘った」。彼女らの発言は会合に非常に大きな感動を与え、「涙を誘うような雰囲気を生み出し」、民法改正要綱の第1「民法の戸主および家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること」を決議した。この川島からの報告についてオプラーは、「この新時代を開く決議は、実際に、現存する家族制度の完全な廃止を意味し、疑いなく、法制改革における驚くべき進歩を示し、もしそれが実行されれば、日本社会の封建制からの脱却をもたらすだろう。」と述べ、さらに GHQ は民法の家族法改革、とりわけ「家族構成員個々の自由を奪うすべての権力を戸主から取り去り、女性の法的平等を確立すること」に関心があったが、総会決議が「これら要求されたことを超えたところまで到達したという事実は、ますます喜ばしいことだ」と述べた¹³⁾。

しかし、国会議員や臨時法制調査会および司法法制審議会委員の中には、新憲法に抵触しない範囲内での民法改正の必要性を認識しつつも、「家」制度の維持を主張する勢力も存在し、政府側においても民法の家族制度を維持する見解が表明された。たとえば、臨時法制調査会が設置される直前の第90回帝国議会衆議院本会議において、家族制度についての所見を尋ねられた吉田茂首相は、「日本の家族制度、日本の家督相続等は日本固有の一種の良風美俗」であるため、戸主権や家督相続、家族制度を否認しない、と答弁した¹⁴⁾。また、帝国憲法改正案委員会・委員長の芦田均は、1946年8月の同国会において、「我が国固有の家族制度」に対する政府見解について、憲法改正草案に定める趣旨は「必ずしも従来の家督相続、戸主権、離婚の請求権等を一掃す

ると云ふ趣旨ではなくて、家族生活は常に其の中心を必要とするのであるから、勢ひ戸主の地位に強力な男子を据えて、家を継がせることとしたい」と説明した¹⁵⁾。家族制度を擁護する政府側の発言に対して、我妻と中川が木村篤太郎司法大臣に会い、我妻ら起草委員は「家」を廃止する立場で民法改正案を立案しつつあり、戸主も「家」も廃止しなければ新憲法の趣旨を貫徹することはできないと抗議し、政府側の答弁を変えさせたという（我妻編 1956: 15-6）。そのため、その後の貴族院特別委員会における木村司法大臣の発言は一転して、民法における戸主を中心とする家族制度はなくなると確信している、と明言した。このように、政府においても民法の家族制度に対する見解が一貫していなかったことがわかる。

我妻は、臨時法制調査会および司法法制審議会における「家」の廃止に対する反対論を抑えるため、1946年10月に「民法改正と家族制度との関係」という説明文書を執筆した。これは当時、秘密文書扱いとなっており、「家」の廃止が国家的な重大問題であったことがうかがえる。この中で我妻は、「法律制度としての家族制度を廃止しても、道徳的理念としての家族制度は脆弱化されるものではない。否これによって、却って新しき時代に即応した家族制度を発展せしめ得る」と述べた（我妻 1946: 1）。つまり、永続性を企図して家長が統率する「家」=「道徳的理念としての家族制度」は、それを支持する法律を必要としない、と主張したのである。この文書について翌年、我妻は、「率直に言って、妥協的説明に傾き過ぎている。（中略）当時の委員会の空気を前にして、私のとった、否、とらざるを得なかった態度を、明瞭に示している。」と述べ、この文書と自らの信念とが合致していなかったことを吐露している（我妻 1947: 8）。

同書の中で我妻は、民法上の「家」を廃止しなければならない理由を3点あげた。第1に、民法上の「家」は戸籍簿上のものにすぎず、現実の親族共同生活の範囲と甚だしく食い違っていること、第2に「家」が戸籍上の団体にすぎなくなったため、戸主権が「往々にして濫用に流れる」弊害が生じていること、第3に家督相続は「子供の間に著しい不公平」と「配偶者にとっても甚だしき不利益」となっていることである。したがって、民法上の「家」は今日の社会情勢の下では、その目的のために有効な手段ではなくなったばかりでなく、絶えず不都合を生じさせる存在となっている、と述べている（我妻 1946: 3-4）。

また我妻は、1947年3月に開催された帝国議会貴族院本会議においても、民法における「家」の廃止を訴えた。我妻は「家族共同生活を、権力者を中心とした支配被支配の関係として構成すること其のことが家族共同生活の理想から見て決して望ましいものではない」とし、新憲法第24条の趣旨を実現するためには、「戸主権を廃止し、法律的な家の制度を廃除し、家督相続の特権を抹殺しなければならない」と主張した。そして、今回の民法改正は、大正末に公表された民法改正要綱において、「男女の平等への努力」や戸主権の制限、分家の自由、家督相続の特異性の制限を定めたのと軌を一にしており、戦争に敗れたためにやむを得ず改正が行われるのではない、と強調した¹⁶⁾。

以上のような我妻ら民法改正案起草委員たちの主張に対して、臨時法制調査会および司法法制審議会委員の牧野英一らは、民法改正要綱が「家」を廃止した後に、親族共同生活をどのように

規律すべきかを十分に示していないことに対して強く異議を唱えた。そのため、「親族共同生活を現実に即して規律する」ための手段として、起草委員によって提起されたのが「氏」であった。つまり、「氏」を同じくするというのを、現実の親族共同生活の一つの拠り所としたのである（芦部他編 2018: 193）。

しかしながら、「氏」を家族生活の軸に据えたことが、GHQ の疑念や反発を引き起こすことになった。GHQ との折衝における「氏」についての主な争点は、1) 夫婦の「氏」、2) 子の「氏」の変更、3) 離婚時の子どもの親権と「氏」、4) 姻族関係の終了と「氏」、の4点であった。以下、これらについて検討していこう。

1) 夫婦の「氏」

日本側の改正案では、「夫婦は共に夫の氏を称す。但当事者が婚姻と同時に反対の意思を表示したる時には妻の氏を称す。」と規定していた。しかし、GHQ から、この規定では男女平等の原則に反し憲法違反だと指摘され、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と修正された。GHQ は、「氏」の選択は個人の自由にしてはどうかと強力に主張したという（我妻編 1956: 131）。これに対して中川は後年、「妻が夫の氏を称するということは憲法違反などといっても、彼らアメリカ人もみなやっていること」だ、「お前の国でもそうじゃないか」といえばいいのに。」と不快感を示している（同上：23-4）。

また、1947年3月3日に行われたオプラー、ウィード、我妻の三者会談についてウィードが記録した GHQ 資料によると、夫婦の「氏」についての改正案に関して、我妻は、この条文は「『家』の強制的な性格を取り除く妥協の結果であると信じて」おり、「夫に妻の氏を選択する機会を与えていることは、非常に民主的であると考えている」が、他方、オプラーは、「それは『家』を維持するための、まさにもう一つの仕掛けに過ぎないと信じている」と記録された¹⁷⁾。

このように、GHQ 文書から、オプラーが起草委員代表の我妻に対し、夫婦が夫の氏を称することを基本としていることについて、「家」を維持することが目的であるとの強い警戒感を抱いていたことがわかる。しかし、先述したように、我妻が民法における「家」の廃止に反対する勢力を説得するために尽力したことから、日本人起草者たちの意図は「家」の維持ではなく、大部分の日本人が婚姻の際に妻が夫の氏を称するという実態を踏まえた規定であり、夫が妻の氏を称する選択肢も保障しているため、男女平等の原則に反していない、と考えた。

2) 子の「氏」の変更

子の「氏」の変更は、GHQ との折衝の結果、大幅に修正された項目である。日本側の起草案では、たとえば、父または母が婚姻によって氏を改めた場合、氏を改めた夫または妻に未成年の子（連れ子）があるときには、配偶者との協議により、その子を「引き取りて」自己と同一の氏を子に称させることができる、と規定していた。また、父または母が、配偶者が死亡した後に「復氏」した場合、生存配偶者は家事審判所の許可を得て、夫婦間の未成年の子を「引き取りて」自己と同一の氏を称させることができる。また、父または母が離婚により「復氏」した場合、夫婦の協議によって夫婦間の未成年の子を「引き取りて」自己と同一の氏を子に称させることがで

きる、と規定した（我妻編 1956: 306）。これに対して、GHQ は「引き取りて」という文言を非常に問題視した。中川によると、これは単に子を「家庭に引き取る」という意味だったが、GHQ に「家族制度的な、家に引き取る」という意味に誤解されたため、起草委員会でこの文言を削除したという（同上：154）。この問題について、我妻は後に次のように述べている。

われわれは民法の規定をわが国の実際の家庭生活に合わせていこう、という態度をとった。わが国では、親子が共同生活をしているときに、親と子が氏を異にすることを非常にきらい。親が学校の PTA に出たときなどにも、子と氏が違っていることを、親も子どもどちらも大層気にする。そこで共同生活の実態と氏とを合わせていこうということで、あらゆる場合を考えた（同上：155）。

さらに、オブラーは、第 1 に、両親の離婚によって未成年の子の氏を変更する際には、夫婦間の協議のみで氏を変更させてはならない、子が 15 歳以上の場合は子の同意が必要であること、第 2 に、子が氏を変更した後、成年に達したときに、従前の氏に戻ることができる選択肢も与えるべきであると強く主張した（同上：152-3）。

このような GHQ からの強い要望を受け入れた結果、子の氏を変更するあらゆるケースを 1 つの条文にまとめて新設し（第 791 条）、「子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。子が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前項の行為をすることができる。前二項の規定によって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができる。」と規定した。

3) 離婚時の子どもの親権と「氏」

親が離婚した場合の子の「氏」について、日本側が起草した改正案では、「父母が離婚したときは親権は父が行う。但し妻の氏を称する婚姻をした場合は母がこれを行う。」としたが、例外として、「離婚して復氏した者が子を引き取って自己の氏を称せしめたときは、親権はその父又は母がこれを行う。」こと、また、「父又は母が婚姻によって氏を改めたときは子に対する親権を失う。但し子を引き取った後はこの限りではない。」と規定していた。

これに対して GHQ は、父が親権を行うのは違憲であり、親権者は協議で決めるべきだと主張した。さらに GHQ は、「氏」と親権を結びつけることは、「家」の代わりに「氏」を置き、「氏」に実質上の権利関係を結びつけることになる、つまり、「家の温存になる」と考えた。日本側は、「氏」を共同生活の実態を捉える手段と考え、子の親権を共同生活と「氏」とに従って決めたしたが、GHQ はそれを「家」の温存と捉え、親権を「氏」と完全に切り離すことを主張したのである。GHQ の主張に従い、最終的には「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。」（第 819 条）と修正された（我妻編 1956: 164-6）。

4) 姻族関係の終了と「氏」

姻族関係の終了と「氏」について、日本側の改正案では、「姻族関係は離婚によって止む。夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が婚姻をなし又は氏を改めたとき亦同じ。」（第6次案）としていたが、オプラーの強い主張によって、姻族関係の終了と復氏とを切り離した。その結果、姻族関係の終了について、「姻族関係は、離婚によって終了する。夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。」（第728条2項）とし、生存配偶者の復氏については、「夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。」（第751条）という条文が新設された。つまり、離婚したときは婚姻前の氏に復し、夫に死別した妻は、夫の氏を称すか、復氏するかは本人の自由となった。これについても、1)～3)と同様、親族関係と「氏」とを完全に切り離すべきだというGHQの主張に沿う修正であった。

以上、GHQとの折衝における「氏」についての主な4つの争点に見られるように、GHQは親族関係と「氏」とを結びつける日本側の改正案を「家」を温存させるものと見なし、両者を完全に切り離す修正を強く主張したのである。これに対して起草委員は後年、GHQから「思いがけない誤解を受けた」と回想している（我妻編 1956: 124）。

このようなGHQの「氏」に対する強い批判に呼応するように、川島は民法改正案研究会（11名）を結成し、1947年6月に「民法改正案に対する意見書」を発表、同年4月に公表された民法改正案は「全体として家族民主化の趣旨がきわめて不徹底にしか実現されず、旧来の封建的家族制度の遺物が随所に残存している」とし、とくに「家」は「氏」に「置き換えられて依然として親族相続法を支配」していると批判した（民法改正案研究会 1947: 4）。川島は、司法法制審議会幹事として民法改正案を立案する立場ではあったが、起草委員たちが作成した改正案は「家」を温存するものだという不満をGHQと共有していたことがわかる。

(2) 扶養義務

それでは次に、民法の家族制度改革の過程で、とくにGHQと日本側との折衝で重要な問題となった第2の論点、扶養義務について検討する。扶養義務問題の中心的争点は、夫を失った妻（嫁）としゅうと・しゅうとめ間の扶養義務についてであった。GHQでは初期から「未亡人の保護」に非常に関心をもっていたという。GHQは、夫の死後に寡婦が婚家に残り、しゅうと・しゅうとめ、亡夫のきょうだいに仕え、扶養義務を負わされているのは「不合理」だという観念をもっており、これについてGHQと日本側との「交渉が非常に熱心に行われた」（我妻編 1956: 119）。

1946年9月12・13日に、GHQのオプラー、ブラックモア（T. L. Blakemore）と日本の司法省職員との間で行われた会談の内容を記録したGHQ資料によると、オプラーは、日本人による「家」制度廃止の決定については歓迎するが、「既存の不平等と従属を永続させる結果となる規定の存続をSCAPは認めない」と述べ、とくに、婚家の氏を名乗り続ける寡婦による姻族の扶養

の要件については、「家制度を除去するための主な決定とまったく矛盾する」と、警戒感を表明した¹⁸⁾。

先の「『家』の廃止と『氏』」で述べたように、日本側の改正案では、生存配偶者が氏を改めたとき、姻族関係は終了すると規定していた。これに対して GHQ は、姻族関係としゅうと・しゅうとめに対する扶養義務を結びつけることを「非常に警戒していた」という。

1947 年 2 月 27 日に行われた、GHQ のオブラーとウィード、川島の三者会談における川島の発言について、ウィードは、「(日本側の改正案では) 生存配偶者が婚家に留まる場合、義父母に対する生存配偶者の扶養義務を主張している。川島教授は、扶養義務を法律によって要求すべきではないと信じている。もし、法律で扶養義務を要求するなら、その義務は家制度を維持する一つの手段になるだろう、と彼は言う。」と記録した。また、この会談で川島は、民法改正案が「多くの場合、『家』について言及していないものの、『家』の権力は依然として維持されている」ことを強調したという¹⁹⁾。

また、1947 年 3 月 3 日に行われたオブラー、ウィード、我妻の三者会談における我妻の発言を、GHQ は次のように記録している。

(1947 年 2 月 27 日の会議で) 川島教授によって表明された意見とは反対に、我妻教授は、生存配偶者に対する扶養義務を認める 729 条が、現行民法よりも、さらに強制力のあるものであるべきだと信じている。彼は、生存配偶者が再婚するか、婚姻前の氏に戻っても、死亡した配偶者の両親の扶養義務は依然として残る、と考えている。離婚のみが、扶養義務を停止させる、と彼は言った²⁰⁾。

この会談では、1947 年 2 月に GHQ に提出された民法改正第 5 次案中の、「姻族関係は離婚に因りて止む」という条文をもとに、姻族関係の終了について話し合われたとみられる。オブラーらは川島の意見に共感する一方、我妻の意見には強い警戒感を覚えたと考えられる。日本側と GHQ との交渉の結果、復氏と姻族関係の終了とを完全に切り離し、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示をしたときに姻族関係は消滅し、生存配偶者が姻族の扶養義務を負うことはなくなったのである。中川によると、「姻族関係終了の意思表示」という規定は、日本側が GHQ との折衝を何度も重ね、GHQ が最終的に考え出した案だったという。これに対して中川は後年、「なんだかたいへんまずい工夫」と言い、我妻もまた、「非常に問題だと思う」と述べているが、どのような点が問題なのかについては明らかにしていない(我妻編 1956: 115, 123)。生存配偶者が明確な意思表示をすることによって姻族関係を絶つ制度に対して、抵抗感を覚えたのかもしれない。

4 戦後の家族意識の変化

それでは最後に、超世代的な存続をめざす「家」はどのように変化したのかについて検討しておこう。有賀喜左衛門は、「家」の実質的变化は戦後に生じたのではなく、太平洋戦争中に始まっていたと指摘している。戦中において「家」の経営に女性が果たした役割の重要性に対する社会認識の高まりが、戦後の民法改正によって裏付けられたという（有賀 1972: 4）。2（1）で述べたように、戦中において、不当な戸主権の行使が遺族扶養料・下賜金をめぐる家族間の紛争を招き、寡婦に多大な不利益をもたらしているとして、民法改正によって戸主権が大きく制限されたことは、「家」の揺らぎを表したものといえよう。

有賀は、戦後の高度成長期における産業構造の変化によって、「家」の解体は確定的となった、と述べている。形態は直系家族であっても、家族内部の人間関係は「家」のそれとは明らかに異なっており、世帯主はかつての家長のように、家族構成員を統制・監督することはできず、家族構成員の「家」への奉仕を要求する力もなくなった。家産は消滅し、夫婦・きょうだい間の平等化が進行した（同上：60）。

「家」意識、すなわち「家」の世代的継承への志向も、高度経済成長期を経て急速に弱まった。統計数理研究所が実施している「国民性調査」によると、「子供がいなときは、たとえ血のつながりのない他人の子供でも、養子にもらって家を継がせた方がよいと思うか」という質問に対して、「つがせた方がよい」と答えた人の割合は1953年には74%であったが、1963年には51%、1968年には43%、1973年には36%、2013年には20%と急速に低下した。一方、「家をつがせないでもよい、意味がない」という回答は1953年の16%から2013年の57パーセントへ上昇した（中村他 2015）。

「家」規範においては、夫婦関係よりも親子関係、「孝」規範が重視される。戦後の臨時法制調査会において最も大きな議論となったのは、改正案では親と成熟した子との関係が夫婦関係に比べて軽視され、親と成熟した子との協力扶助関係が規定されていないことであった。これについては激論の末、民法第730条（「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない。」）が新設された。この条文には、成人した子が親に対して孝養を尽くすこと、すなわち経済的扶養のみでなく身体的世話や情緒的支えなども含めた役割への期待が込められていた²¹⁾。しかし、改正民法の起草者たちは、この条文に対して強い不満を抱き続けた。中川は後に、第730条の互助義務とは「道義上」あるいは「道徳的」なものにすぎず、「不合理で不必要な規定」と書いている（中川 1969: 76-9）。我妻もまた、この条文は「倫理を掲げたもの」で「その法律的意義は極めて少ない」と述べた（我妻 1954: 448-9）。

1950年代に盛んとなった家族計画運動もまた、国民の家族意識を変革するための運動であった。家族計画運動は、親が家庭の幸福のために子ども数や出産間隔を自己決定することの重要性を説く一方で、老後の生活を子どもに頼ろうとする親の態度を「利己主義」と非難した。毎日新

聞社人口問題調査会は、「子どもに対する強い責任感」によって裏打ちされた「子どもへの依頼感の低減」は、「新しい家族倫理への出発点」であり、「国民精神再建の記録」と述べている。逆に、子育てを「相当の犠牲」ととらえ、子どもへの依頼感が強い親は、今なお古い家族主義的伝統にとらわれていると批判した（本多 1959: 60-67）。同調査会が実施した「産児調節に関する世論調査」では、「老後を子どもに頼るつもり」と答えた人は、1950年には6割に上っていたが、67年には3割余りにまで低下した（毎日新聞社人口問題調査会編 2005: 305）。1960年代に、親の子どもに対する老後依存期待感は低下していき、老後を子どもに頼ってはならないという規範が定着していったのである。

以上のように、産業構造の変化、都市化の進行という社会変動の中で、民法改正による家族制度改革や家族計画運動は、人々の家族意識を変革していったと考えられる。

お わ り に

本稿で検討してきたように、1920年代の民法改正構想から1940年代の民法改正過程において、家族制度改革が目指された。占領期の民法改正による家族制度改革は、1920年代の構想を基盤としていたという点で連続性をもっていたのである。GHQの日本人に対する「家」温存への疑念から一部の改正項目においてGHQの介入はあったものの、全般的に見ると、戦前から改革の必要性を強く認識していた民法学者たちによって、改革が主導的に遂行されたといえよう。このような、1920年代から40年代にかけて民法における家族制度改革が企図されたのは、戦前から進行していた産業化、都市化、平準化、少子化といった大きな社会変動に、家族制度を適応させる必要が生じていたためである。

これらの民法改正における家族制度改革は、社会変動の中で変化しつつある家族生活を反映したものであったと同時に、そこで示された理想の家族像は国民の家族意識に影響を与えたと考えられる。戦後の民法改正後、我妻や中川ら民法改正案の起草委員をはじめとした民法学者たちは、改正民法の解説書を発行して、そこに表された理想の家族像を普及させようとした（我妻 1949、中川編 1955、末川 1948 など）。日本のような単一言語社会であり、かつ義務教育の普及した社会では、法改正の内容が急速に国民の間に浸透していったと考えられる。

注

- 1) 『臨時法制審議会 諮問第一号主査委員会日誌（第一分冊）』第1回、1919（大正8）年11月3日、7-9頁。引用に際して、速記録のカタカナ表記をひらがなに直している。以下、同様。
- 2) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第18回、1925（大正14）年1月14日、32頁。
- 3) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第23回、1925年5月2日、228-9頁。
- 4) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第34回、1927（昭和2）年12月1日、79-80頁。
- 5) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第19回、1925年1月16日、87-8頁、松

本丕治の発言。

- 6) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第33回、1927年11月20日、36頁、江木千之と松本丕治の発言。
- 7) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第19回、1925年1月16日、78頁。
- 8) 『第79回帝国議会衆議院 民法中改正法律案他一件委員会議録（速記）第2回』1942（昭和17）年2月3日、5頁、古島義英委員の質問、司法次官・大森洪太の答弁。
- 9) 「私生子」とは、婚姻外の出生子とその母に対して取得する身分である。私生子が父によって認知されると父の「庶子」となるが、母に対しては「私生子」であった。
- 10) 『第76回帝国議会衆議院 民法中改正法律案他二件委員会議録（速記）第2回』1941（昭和16）年2月17日、3頁、司法次官・三宅正太郎の説明。
- 11) 『第79回帝国議会衆議院 民法中改正法律案他一件委員会議録（速記）第2回』1942（昭和17）年2月3日、3頁、司法大臣・岩村通世の説明。
- 12) 占領期における民法改正は、1946（昭和21）年4月に作成された憲法改正草案の家族条項にもとづき審議されることになり、同年7月に臨時法制審査会および司法法制審議会が発足、同年10月の調査会第3回総会にて民法改正要綱を決定、その後、起草委員会で改正案が作成され、8回にわたる修正を経て、1947年7月には改正案を閣議決定、国会に提出された（我妻編 1956: 205-6）。その間、1947年2月には改正案（第5次、6次案）の英訳をGHQに提出、同年5～7月に日本側とGHQとの間で折衝が行われ、GHQの要求に応じて改正案が修正された。
- 13) “Memorandum for the Chief, Government Section”, 19 August 1946, GHQ/SCAP Records, Box no.2142, Folder title/number: (3)
- 14) 『第90回帝国議会衆議院議事速記録 第6号』1946年6月26日、81頁。
- 15) 『第90回帝国議会衆議院議事速記録 第35号』1946年8月24日、502頁。
- 16) 『第92回帝国議会貴族院議事速記録 第27号』1947年3月29日、394-5頁。
- 17) “Report of Conference”, 3 March 1947, GHQ/SCAP Records- CI&E, Box no.: 5134, Folder no.: 8
- 18) “Memorandum for executive committee in charge of SPLIC”, 16 September 1946, GHQ/SCAP Records, Civil Code 1946(1), Box no.1503, Folder no. (17)
- 19) “Report of Conference”, 27 February 1947, GHQ/SCAP Records, CI&E, Box no.: 5134, Folder no.: 7
- 20) 注17)に同じ。
- 21) 『臨時法制調査会第三回総会議事速記録』1946（昭和21）年10月23日（我妻編 1956: 270-2）。

文献

相原茂、鮫島龍行編 1971『経済学全集 28』筑摩書房

芦部信喜他編 2018『日本国憲法制定資料全集（10）臨時法制調査会Ⅰ』信山社出版

有賀喜左衛門 1972『家』至文堂

本多龍雄 1959「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第5回世論調査－調査結果の概要－」
『人口問題研究』77、60-88

穂積重遠 1937「民法改正要綱解説（一）」河出孝雄編『家族制度全集 法律篇Ⅰ婚姻』河出書房

——— 1938a「民法改正要綱解説（四）」河出孝雄編『家族制度全集 法律篇Ⅳ家』河出書房

——— 1938b「民法改正要綱解説（五）」河出孝雄編『家族制度全集 法律篇Ⅴ相続』河出書房

額田 厚 2010『総力戦体制研究』社会評論社

黒田俊夫 1960a「日本人口の出生力に関する研究（1）」『人口問題研究』80、1-24

——— 1960b「日本人口の出生力に関する研究（2）」『人口問題研究』81、1-22

毎日新聞社人口問題調査会編 2005『超少子化時代の家族意識』毎日新聞社

川島武宜 1946「日本社会の家族的構成」『中央公論』61(6)、27-37

——— 1978『ある法学者の軌跡』有斐閣

- 1983『川島武宜著作集 第10巻』岩波書店
- 民法改正案研究会 1947「民法改正案に対する意見書」『法律時報』19(8)、2-13
- 中川善之助 1928「親族的扶養義務の本質（一）」『法学新報』38(6)、1-22
- 1938「家族法概説」河出孝雄編『家族制度全集 法律篇Ⅳ家』河出書房
- 1942『随想 家』河出書房
- 1948『新憲法と家族制度』国立書院
- 1969『家族法研究の諸問題』勁草書房
- 中川善之助編 1955『家族』有斐閣
- 中村 隆・土屋隆裕・前田忠彦 2015『国民性の研究 第13次全国調査－2013年全国調査－』統計数理
研究所 調査研究リポート No.116
- 日本リサーチ総合研究所 1988『生活水準の歴史的分析』総合研究開発機構
- 末川 博 1948『民法改正と国民生活』朝日新聞社
- 筒井清忠 1996『昭和期日本の構造』講談社
- 宇野正道 1980「日本における世帯概念の形成と展開－戸田貞三の家族概念との関連を中心に－」『三田
学会雑誌』73(5)、136-155
- 臨時法制審議会 1919『臨時法制審議会要覧』同会
- 我妻 栄 1932「資本主義社会に於ける家族制度の運命」『社会政策時報』(143)、1-15
- 1946「民法改正要綱と家族制度との関係」国立公文書館所蔵
- 1947「民法改正要綱と家族制度との関係」『法律タイムズ』1(3)
- 1949『改正民法余話 －新しい家の倫理－』学風書院
- 1954『新訂 民法大意 下巻』岩波書店
- 我妻栄編 1956『戦後における民法改正の経過』日本評論新社
- 和田幹彦 2010『家制度の廃止』信山社
- 山本起世子 2013「民法改正にみる家族制度の変化－1920年代～40年代」『園田学園女子大学論 文集』
47、119-32

[やまもと きよこ 社会学]

【論文】

養護教諭志望学生の 「地域貢献活動における力量形成」に関する研究

江 寄 和 子

Key words : 養護教諭、地域貢献活動、狭義の KJ 法

I. はじめに (研究目的)

養護教諭を志望する学生は、将来、小学校・中学校・高校生等の子ども達が心身ともに発達する過程で多くの不安や悩みに関わることになるため、養成の段階で、様々な教育現場等における実地体験が不可欠と考える。主な実地体験としては、現在、一般的に実施されている教育職員免許法に規定されている「養護実習」があげられる。

しかし、養護教諭の専門性を担保するための資質能力を身につけるためには、「養護実習」だけでは十分とは言い難く、さらなる実地体験が望ましいと考える。

従って、養護教諭養成大学では本学も含め、実地体験を大学独自のカリキュラムに取り入れたり、学校支援ボランティア¹⁾ (単位化の有無を含める)、保健室ボランティア^{2,3)}や大学が所在する地域での地域貢献活動のボランティアを推奨したりしている。

本研究は、養護教諭を志望する学生の資質能力を養うため、子どもに関わる地域貢献活動に着目した。それは、地域の子どもたちや関係機関の方々と関わる中で、子どもの発達段階や個に応じた接し方、不安や悩みの実態と相談・アドバイスの仕方等を体験的に学べると考えたからである。そして、地域貢献活動を、平成 30 年度～令和 4 年度までの 6 年間、単位化や活動施設等の様々な課題を検討しながら、筆者が担当する科目「健康学演習」(3 年生対象：通年 4 単位)の演習として取り組んだ。

本研究は、養護教諭を志望する学生が、子どもに関わる地域貢献活動を通して、どのような力量を身につけたのか、2 年目(平成 30 年度)の活動から、その成果と課題を明らかにし、養護教諭養成の在り方を検討することを目的に行った。

II. 研究 方 法

養護教諭を志望する学生 7 名を対象に、地域貢献活動を行った後に半構造化面接を行い、学生

の認識をラベル化し、狭義の KJ 法で構造化した。KJ 法活用の過程では、KJ 法の教育者である川喜田晶子氏によるスーパーバイズを受けた。

1. 地域貢献活動

A 特定非営利活動法人（以後、「NPO」と記述）は、B 市立地域総合センター（以後、「センター」と記述）の指定管理者として管理運営を担い、センター事業として、子どもたちを対象に「子ども食堂（スーちゃん食堂）」を、中高生を対象に「カフェ」の活動を行っている。

「子ども食堂（スーちゃん食堂）」は、月 2 回（第 2・4 火曜日 17:00～19:00）、センター職員と地域のボランティア 2 人が調理・配膳を行い、子どもたちに提供するものであり、「カフェ」は、センターやフードバンクから提供された飲み物と多少の食べ物で、中高生が週 2 回（月・木曜日 15:30～18:00）集える場所を提供している。

学生は、「子ども食堂（スーちゃん食堂）」では、子どもたちとともに食事をとるなかで、話し相手になったり、食後には、宿題等の学習支援や遊びの支援を行ったりした。そして、「カフェ」では、遊びの支援（カードゲーム・ボードゲーム等）や、話し相手や相談相手になったりした。活動頻度は、平成 30 年 5 月 7 日～12 月 11 日の間、「子ども食堂（スーちゃん食堂）」と「カフェ」を合わせて、7 名全員が 1 人 10 回の活動を行った。

2. 対象・日時・場所

- (1) 対象：養護教諭を志望する大学生（3 年生）7 名
- (2) 日時・場所（ラベル化）：平成 30 年 12 月 20 日（木）2・3 限目、江寄研究室

Ⅲ. 倫理的配慮

養護教諭を志望する学生に、事前に、以下の内容について説明し、全員に、同意を得た。

- ①研究目的
- ②研究の方法
- ③個人情報に関して機密が守られること
- ④研究の参加は自由であること
- ⑤同意の拒否、撤回または中止した場合でも、不利益を被ることはないこと
- ⑥疑問や質問が生じた場合には、担当者から適切な説明がなされること
- ⑦研究の成果は公表されるが、個人を特定できるような情報は公開されないこと

IV. 結果と考察

1. ラベル化及び探検ネット・多段ピックアップ

「スーちゃん食堂」「カフェ」の活動を通して何だか気になったことをラベル化して探検ネットを作成した。結果的に 115 枚のラベルを得た。多段ピックアップを行い、30 枚の元ラベルとし、図解化、叙述化を行った。

2. 図解化

図解は、7つの島に統合された。シンボルマークは【発達段階を意識したアプローチの必要性】【介入の難しさ】【関係を築く方法を体得】【自然な居場所】【教育課題の縮図】【気になる舞台裏】【私たちの存在意義は?】とした。図解のタイトルは、『「スマイル・カフェ」「スーちゃん食堂」の経験値とは?』とした。表札およびラベルとシンボルマークのみを、表1「表札およびラベルとシンボルマーク」に、図解を図1「図解」に示す。

図解中の「①」「②」「●」「●●」について補足する。KJ法においては、「混沌」（本研究では115枚のラベル）から「全体」を把握する目的で「探検ネット」を作成する。そして、狭義のKJ法で、「全体」（本研究では30枚の元ラベル）を「構造化」し「本質の把握」を行う⁴⁾。この「構造化」の過程で、共通ルールとして様々な印を付ける。なお、1つのラベルには1つの志を持つよう記されている。「①」は、1回目のラベル集めで集まったラベルの「表札」という意味、「②」は、2回目のラベル集めで集まったラベルの「表札」という意味、「●」は1回のラベル集めで他に志が似ているラベルが無かったという意味、「●●」は2回目のラベル集めでも他に志が似ているラベルが無かったという意味である⁵⁾。

表1 「表札およびラベルとシンボルマーク」

島	表札およびラベル	シンボルマーク
1	子どもたちの心身を取りまく課題が、家庭・学校・社会といったひろがりをもつことに直面し、戸惑いをおぼえた。	教育課題の縮図
2	発達段階それぞれの特性の表出を目の当たりにして、発達段階を意識したアプローチの必要性を感じた。	発達段階を意識したアプローチの必要性
3	カフェやスーちゃん食堂が、地域の子供から大人までの自然な居場所として機能している様子が窺えた。	自然な居場所
4	子どもたちと良い関係を築く具体的な方法を体得できた。	関係を築く方法を体得
5	子ども自身の安全のために、大人として介入するタイミングが難しい。	介入の難しさ
6	カフェでは、私たち大学生をどう思っているのか気になる。(ラベル)	私たちの存在意義は?
7	〇〇さんの普段の仕事内容が気になる。(ラベル)	気になる舞台裏

【発達段階を意識したアプローチの必要性】からは、学生は、小学生のストレートな感情や欲求の発露を目の当たりにしたり、思春期の人間関係の難しさを感じながらも、同時に子どもたちと距離を縮める方法も会得していったり、発達段階という観点でのアプローチが必要になることへの気づきがあった。

一方で、【介入の難しさ】からは、中学生の、ふざけか本気かの見分けにくさや、いきすぎた行動への制止に、難しさを感じていたことが分かった。【関係を築く方法を体得】からは、前述のような経験から、笑顔・傾聴・共感・話題や遊びを通して、次第に関係を築く方法やツールを体得していったことも窺える。

【自然な居場所】では、カフェやスーちゃん食堂が、地域の子どもから大人までの自然な居場所として機能している様子を感じ取っており、地域の人々が、好きに過ごしていい、誰かに何かを強制されない自然な居場所、として認識したのが分かる。

反面、【教育課題の縮図】では、不登校の子が来たり、子どもから貧困や虐待が推測される話を聞いたり、子どもたちの心身を取りまく課題が、家庭・学校・社会といったひろがりを持つことに直面し、戸惑いをおぼえており、居場所を通して意外なひろがりをもつ教育課題のあり方を認識したのも事実である。

【気になる舞台裏】では、さらに、カフェやスーちゃん食堂でしか会わないスタッフの方々の普段のお仕事、つまり、舞台裏が気になるという想像力の働かせ方もしている。さらに、学生は地域へ出向き、学生なりの居場所認識があり、関係づくりの実感も得ているが、同時に、そこに放り込まれた自分達が、どう思われているのか、つまり役に立っているのか？【私たちの存在意義は？】という疑問も投げかけていた。

以上の様に、地域の居場所がどういう場所として機能し、どのような課題を抱えているのか、そして、そこで子ども達と関わるには何が必要か、また、自分たちには何ができているのかという、認識等があった。

つまり、学生は、居場所の自然さと同時に、課題の深刻さへの気づき、関係作りに必要な発達の観点・タイミング・ツールの体得、自分たちの存在意義についての手ごたえを得たいという気持ち、を経験値として得ていたと考えられる。

4. 展望

以上の結果から、本学における養護教諭志望学生の「地域貢献活動における力量形成」について展望する。

今回の、地域貢献活動では、学生は「子どもたちの心身や社会的な教育課題に直面し、戸惑いを感じた。(表札)」にあるように、様々な教育課題を背景に持つ子どもたちに、直に接して、どうすればいいのかわからない経験をしている。この経験は、大学内の授業だけでは決してできない経験である。

そして、「小学生期の感情や行動欲求のストレートな表出を目の当たりにした。(表札)」や

「思春期の仲間意識や性差にアプローチの難しさを感じた。(表札)」にあるように、小中学生の現実の姿、自分の生活圏では見られない姿を目の当たりにし、アプローチしていくことの難しさを素直に感じながら、「発達段階を意識したアプローチの必要性」という経験値を導き出し、子どもたちと関係性を築く方法まで獲得している。この地域貢献活動が、力量形成において有意義な経験であったことが窺える。

特に、養護教諭志望の学生にとって、本センターでの活動は、学校現場の背景にある地域や家庭を体感できたという、将来に生かせる貴重な体験であったと思われる。

では、今後どのように展開していったらよいであろうか。

学生にどのような力が身についたかという評価の観点を持ち、身についた力を明確にしながら進めていくためには、自由参加のボランティアだけではなく、教育課程上の位置づけを明確にし、単位化し、科目として位置付けるのが望ましいのではないだろうか。

本学では、経験値教育の一環として、尼崎市においてこれまで培ってきたつながりを基盤に、地域の課題解決を主眼とする学科横断の科目「つながりプロジェクト」を配置しているが、学科の特性やディプロマポリシーを反映させた地域貢献活動が今後も必要ではないかと考える。

そして、学生が、活動を進める中で、学生が感じた「〇〇さんの普段の仕事内容が気になる。(ラベル)」「カフェでは、私たち大学生をどう思っているのか気になる。(ラベル)」「子ども自身の安全のために、大人として介入するタイミングが難しい。(表札)」など素直な疑問や困りごとを、学生間で共有しながら省察したり、関係機関の方々と丁寧に振り返る場や時間を保証していく、つまり本学の経験値教育を着実に具現化していくことが大切であると考ええる。

V. 謝 辞

本研究にご協力いただきました A 特定非営利活動法人職員の皆様、並びに B 市立地域総合センター職員の皆様に心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 杉本希映：「大学生による学校支援ボランティアの現状と課題」, 目白大学心理学研究第9号, 107-119, 2013 年
 - 2) 河田史宝：「保健室ボランティアにより養成される力量」, 金沢大学人間社会学域学校教育学類教育実践研究 第39号, 33-44, 平成25年
 - 3) 江寄和子：『養護教諭志望学生の「保健室ボランティア」に関する研究～学生と養護教諭のインタビュー調査結果から探る～』, 園田学園女子大学論文集, 第56号 (2022. 1)
 - 4) 「霧芯館 KJ 法ワークショップ2019 作品・解説集」: 霧芯館-KJ 法教育・研修-, 2020 年8月1日発行
 - 5) 「KJ 法入門コーステキスト4.0」: KJ 法本部・川喜田研究所発行, 1997
- 川喜田二郎：「KJ 法－渾沌をして語らしめる」, 中央公論新社, 2004 年12月5日12版 発行

〔えざき かずこ 養護学〕

【論文】

ソースモニタリングに提示形態と 感情喚起語が及ぼす影響

近 藤 綾

問 題

記憶する際には、さまざまな事実や出来事といった情報の記憶だけでなく、その情報をいつ、どこで、誰から聞いたかという情報源を記憶することも重要になる。例えば、「来週の 14 時に打ち合わせをしましょう！」と言われた内容（情報の記憶）は覚えていても、それを誰から聞いたのか（情報源の記憶）を忘れてしまうと意味がない。このように、情報の記憶と情報源の記憶は区別され、情報源の記憶の想起に関する認知のプロセスは、ソースモニタリングと呼ばれる (Johnson, Hashtourdi & Lindsay, 1993)。

Johnson et al. (1993) は、ソースモニタリングを 3 つに分類している。分類は主に、実際に遂行された行為、現実起きた出来事や知覚された事物等の外的に得られた記憶と、頭の中で考えたりイメージした思考や想像の産物として内的に得られた記憶の組み合わせから成る。第 1 は、情報源が内的か外的かを識別するリアリティモニタリング（例えば、想像した出来事か実際の出来事かの識別）、第 2 は内的に得られた情報の情報源を識別する内部情報のソースモニタリング（例えば、夢で見た出来事か想像した出来事かの識別）、そして第 3 は外的に得られた情報の情報源を識別する外部情報のソースモニタリング（例えば、実際に経験した出来事なのかテレビで見た出来事のかの識別）である。

外部情報のソースモニタリングは、これまでに、現実の出来事とテレビの出来事の識別 (Roberts & Blades, 1998, 2000)、誰が何と言ったかという発話者の識別 (近藤, 2009; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay, Johnson, & Kwon, 1991) や、ビデオと音声の識別 (近藤, 2010; Ruffman, Rustin, Garnham, & Parkin, 2001) 等が検討されている。そして、影響を及ぼす要因として、情報源の類似性 (Lindsay et al., 1991)、提示形態 (近藤, 2010, 2011; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay et al., 1991)、提示情報 (近藤, 2009; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay et al., 1991; Sugimura & Kondo, 2009) があげられる。

ソースモニタリングを測定する代表的な課題は次のとおりである (Lindsay et al., 1991)。課題は学習段階とテスト段階に分けられ、学習段階では、一般に 2 つの情報源より情報が提示される。例えば、男性の声でりんご、バナナ、女性の声でうさぎ、ライオンといった単語情報（提示

情報）が発せられる。その後のテスト段階では、学習で提示した情報に、提示しなかった情報を追加して（例えば、つくえ）、単語情報の有無を確認する再認テストを行う。具体的には、“りんご”はさっき聞きましたか？聞かなかったですか？と尋ねる。その後のソースモニタリングテストでは、情報をどの情報源から得たのかについて識別する。先の例を用いると、“りんご”は男性から聞きましたか、女性から聞きましたか、と尋ねて情報源を識別させる。

外部情報のソースモニタリングに影響を及ぼす提示形態の要因に関しては、これまでにいくつかの研究がなされている（近藤，2010，2011；Kovacs & Newcombe, 2006；Lindsay et al., 1991）。Lindsay, et al. (1991) は、発話者を識別するソースモニタリング課題を使用して、実験1でまず男女の音声を識別する条件と2人の女性の音声を識別する条件を設定して条件間の比較を行った。続く、実験2では男女の映像を識別する条件と2人の女性の映像を識別する条件を設定して条件間の比較を行った。そして、実験1と比較して実験2のソースモニタリング成績が高かったことから、音声提示よりも映像提示のほうがソースモニタリングを正確にするという提示形態の要因を示唆した。しかし、Lindsay, et al. (1991) は、情報源の類似性について主に検討しており、実験1と2では提示する情報も単語情報から文情報に変更していたため、提示形態の影響についてはあくまで可能性を示唆するに留まった。

Kovacs & Newcombe (2006) は、情報と情報源の関連性が発話者を識別するソースモニタリングに影響を及ぼすことを調べるために、4、5歳児を対象に実験を行った。具体的には、学習段階において各文情報を提示した直後に、自己や他者の感情に注目させる操作を行った。自己への焦点化条件では、“それを聞いて自分がどう感じたか”、他者への焦点化条件では“発話者はどう感じてると思うか”について尋ねた。その際、実験1では男女の音声、実験2では2人の女性の映像、さらに実験3では男女の映像を用いて提示形態の要因についても調べている。そして結果から、ソースモニタリングの発達、自己と比較して他者の感情に注目させる場合にソースモニタリングが正確であることを報告するとともに、音声提示と比較して映像提示のソースモニタリングが正確であると明らかにしている。

近藤 (2011) は、成人を対象に、提示する単語情報自体に男女性が存在し、それが男女の発話者を識別するソースモニタリングに影響を及ぼす可能性について検討している。その際、男女の音声で単語情報を提示する条件と、男女の映像で単語情報を提示する条件を設定して提示形態による影響も調べた。その結果、提示形態による影響はみられなかったと明らかにしている。また、近藤 (2010) は、4、5、6歳児を対象に、音声と映像を使用して単語情報を提示し、音声と映像を情報源として識別する実験を行った。具体的には、単語情報を1つは音声（男性か女性の音声）、もう1つは映像（音声と異なる性別の映像）で提示し、ソースモニタリングテストでは、スピーカー、ビデオ、両方、ない、から情報源を識別させた。その結果、音声と比較して映像のソースモニタリングの識別が正確であることが示唆されている。

提示形態の要因については、ソースモニタリングに影響を及ぼすことは示唆されているものの、研究においてその使用や比較がさまざまであり、提示する情報も単語であったり文であった

りと直接比較が行えないため詳細に調べられているとは言い難い。また、幼児と成人の結果からはその影響が異なる部分もある。従って、本研究ではまず、幼児の比較対象として成人の傾向を把握するとともに、どのような条件下でどのような影響を及ぼすのかについて明らかにするために、5つの条件を設定する。すなわち、2つの情報源を、音声と音声、音声と文字、音声と映像、文字と映像、映像と映像の条件を設けて単語情報を提示し、ソースモニタリングの正確さを比較する。

次に、提示情報の要因については、提示する情報が単語、文、文章になるにつれてソースモニタリングの正確さが増すことが明らかになっている（近藤，2009; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay et al., 1991; Sugimura & Kondo, 2009）。例えば、Sugimura & Kondo (2009) は、情報と情報源との結びつきが発話者を識別する外部情報のソースモニタリングに及ぼす影響について検討している。具体的には、男女の音声を情報源として提示する際に、情報量を単語か文で操作し、単語もしくは文が発話者の自己紹介文脈の中で発話されるか否かで情報源への帰属レベルを操作した4条件を設定した。つまり4条件は、単語条件、文条件、好きな単語条件、自己紹介文条件であり、文脈の有無は発話者の自己紹介がはじめにあるか否かで操作した。その結果、ソースモニタリング成績は、自己紹介文条件、つまり情報量が多く提示情報の情報源への帰属レベルが高い条件において最も高く、文脈を伴わない単語条件、つまり情報量が少なく提示情報の帰属レベルが低い条件において最も低かった。また、単語提示前に発話者の自己紹介が有るか無いかという単語提示時の文脈の有無の間に差がみられ、文脈を伴わない条件と比較して文脈を伴う条件のソースモニタリング成績が高かった。これらの結果は、情報量および情報源への帰属レベルのいずれも発話者を識別するソースモニタリングに影響を及ぼし、提示情報に関しては、発話者と関連しない情報よりも、自己紹介文脈のような発話者と関連する情報のほうが、情報と情報源の結びつきが強くなり、発話者の識別が正確になることを明らかにしている。

先にも述べた近藤（2011）は、提示情報として用いる単語の性質自体にも帰属レベルが存在する可能性に着目し、単語の性質が男女の発話者を識別するソースモニタリングに及ぼす影響を調べている。例えば、“スカート”という単語は女性のイメージを強く連想させ、“ラグビー”という単語は男性のイメージを強く連想させる。これを踏まえて、提示情報については、一致条件（男性が男性を連想する単語を発する）、不一致条件（男性が女性を連想する単語を発する）、統制条件という3条件を設けてソースモニタリングを調べた。その結果、一致条件と統制条件よりも不一致条件のソースモニタリング成績が高いことが確認された。従って、単語そのものについても男女の発話者に対する帰属レベルが存在し、提示情報の男女性が男女の発話者の性別と一致しない場合は、提示情報と情報源の間に不自然さや違和感が生じることで情報と情報源の結びつきが強くなり、ソースモニタリングが正確になることが示唆されている。

以上より、提示情報に関しては、情報源への帰属レベルが高いほどソースモニタリングの正確さが増すことが示唆されている。つまり、提示情報と情報源の結びつきの強さがソースモニタリングの正確さを増すといえる。そして、情報と情報源の結びつきを強める条件としては、提示情

報が情報源に関連する場合や提示情報自体の性質があげられる。本研究では、提示情報自体の性質に着目して、感情を喚起させる単語、すなわち感情喚起語を用いてソースモニタリングの正確さを調べることにする。単語の中でもポジティブやネガティブといった感情を喚起する語は、そうでない語と比較して単語自体に感情を揺さぶる性質があるため、その単語を発した発話者との結びつきも強くなり、結果的にソースモニタリングが正確になる可能性が考えられる。この点についてより詳細に調べるために、本研究ではソースモニタリングテスト後に、特に印象に残った単語とその理由も併せて尋ねることとする。

従って、本研究では、提示形態と提示情報、すなわち感情喚起語がソースモニタリングに及ぼす影響について検討することを目的とする。具体的には、音声と音声、音声と文字、音声と映像、文字と映像、映像と映像の5条件を設けて単語情報を提示しソースモニタリングの正確さを比較する。その際、提示する単語情報は、ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語を使用する。そして、ソースモニタリングテスト後には、印象に残った単語とその理由について尋ねる。予測は次のとおりである。提示形態については、先行研究を踏まえて、情報源の提示形態の差異がより明確な条件におけるソースモニタリング成績が高くなると考えられる。つまり、音声同士や映像同士よりも、音声と文字、音声と映像、文字と映像、の成績が高いと予測する。また、感情喚起語については、感情を最も喚起しやすいネガティブ語においてソースモニタリングの正確さが最も高くなると考えられる。

方 法

実験計画

5（提示形態：音声／音声、音声／文字、音声／映像、文字／映像、映像／映像）×3（感情喚起語：ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語）の2要因計画であり、第1要因は参加者間要因、第2要因は参加者内要因であった。

参加者

女子大学生 109 名（平均年齢 20.2 歳；範囲 18 歳 9 か月－22 歳 7 か月）であった。

材料・装置

刺激語 ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語の3種類を予備調査により選定した。五島・太田（2001）および五島・太田（2002）を参考に刺激語の候補を106語選出した。その後、実験に参加しない大学生13名（男性2名、女性11名；平均年齢20.2歳；範囲18歳10か月－22歳6か月）を対象に、質問紙法による調査を実施し、各単語がどの程度ポジティブかネガティブかについて“7”をポジティブ、“1”をネガティブとして7件法で評定を行った。

分析ではまず、各単語の平均値と標準偏差を算出した。次に、標準偏差1.0以上の項目を除外

Table 1 実験で使用する感情喚起語の平均値と SD

ポジティブ語			ネガティブ語			ニュートラル語		
項目	平均値	SD	項目	平均値	SD	項目	平均値	SD
新品	6.71	0.49	殺人	1.00	0.00	権利	4.67	0.52
笑顔	6.67	0.75	自殺	1.00	0.00	同意	4.57	0.79
感謝	6.67	0.52	戦争	1.00	0.00	地域	4.50	0.83
幸福	6.67	0.82	墜落	1.29	0.76	定期	4.42	0.98
元気	6.50	0.55	死刑	1.33	0.82	基本	4.33	0.82
愛情	6.33	0.82	暴力	1.33	0.52	小麦	4.29	0.76
新婚	6.17	0.75	崩壊	1.43	0.53	男女	4.17	0.75
青春	6.17	0.98	恐怖	1.50	0.55	台本	4.00	0.82
豪華	6.17	0.75	逮捕	1.50	0.55	道路	3.83	0.75
友情	6.00	0.63	罰金	1.50	0.55	普通	3.83	0.41
勝利	5.83	0.75	泥棒	1.57	0.79	予算	3.83	0.75
満足	5.83	0.98	差別	1.67	0.82	意味	3.67	0.82
歓迎	5.67	0.52	悲鳴	1.67	1.67	住所	3.5	0.55
拍手	5.50	0.95	病気	1.67	0.52	印鑑	3.17	0.75
給料	5.50	0.95	絶望	1.83	0.41	録音	3.17	0.98

して平均値の上位 25% をポジティブ語、下位 25% をネガティブ語とした。また、ニュートラル語は、平均値上位下位 25% を除外したものであった。その後、課題の難易度を調整して単語数を吟味し、また、“地震”と“自信”のように単語を音声で聞く際に別の単語を連想しないかを確認して、最終的にポジティブ語 15 語、ネガティブ語 15 語、ニュートラル語 15 語の計 45 単語を実験刺激として決定した。Table 1 に実験で使用する感情喚起語の平均値と標準偏差を示す。

選定された 45 単語のうち学習段階では 30 単語を使用した。内訳は、情報源 I と II で各 15 単語（ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語、各 5 単語）であった。なお、単語の提示順序はランダムにして計 3 リストを作成した。ソースモニタリングテストでは 45 単語を使用した。内訳は、学習段階で提示した 30 単語に、提示しなかった 15 単語（ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語、各 5 単語）を追加した。テスト段階では、質問順序の異なるリストを 3 種類作成し、参加者はランダム選択された 1 リストについて回答した。なお、リストの作成にあたっては同じ情報源の単語が 2 回以上連続して続かないようにした。

音声刺激 音声刺激は、男女各 1 名の音声を使用した。音声の録音は、静かな部屋で IC レコーダーを用いて行った。単語の順序を統制するために男女それぞれ 3 つのリストを作成した。なお、1 リストには男性が読み上げる 15 単語、女性が読み上げる 15 単語が含まれていた。録音はリストごとに行った。録音時に発話者が 1 つの単語を読み上げてから次の単語を読み始めるまでの時間間隔は約 3 秒であった。また、発話者が全ての単語を読み上げる時間は約 1 分 30 秒であった。音声の録音後、実験者は男女の音声をノートパソコンへ取り込み、実験ではノートパソコンにオーディオスピーカーを接続して音声刺激を提示した。なお、実験では男女の音声でそれぞれ録音した 3 つの音声刺激リストの中からランダムに 1 リストを選択して参加者に提示した。

映像刺激 映像刺激は、音声を伴ったビデオ映像であり、音声刺激の声と同一の男女各 1 名が

登場した。映像刺激の録画は、静かな部屋でデジタルビデオカメラレコーダーにより行った。ビデオカメラと発話者との距離はおおよそ 3m とし、ビデオカメラは発話者の肩から上が映るように設置した。なお、発話者の印象を一定にするため、発話者の服の色は統一し、眼鏡やアクセサリは外してもらった。また、映像刺激でも、単語の順序を統制するために、3つの単語リストを作成した。1リストには男性が読み上げる 15 単語、女性が読み上げる 15 単語が含まれており、リストごとに男女の録画を行った。発話者が 1つの単語を読み上げてから次の単語を読み始めるまでの時間間隔は約 3 秒であり、発話者が全ての単語を読み上げる時間は約 1 分 30 秒であった。録画後、実験者は男女の映像刺激をノートパソコンへ取り込み、実験ではノートパソコンをモニターに接続して映像刺激を提示した。なお、実験では男女それぞれに録画した 3つの映像刺激リストの中からランダムに 1リストを選択して提示した。

文字刺激 文字刺激は Microsoft Power Point を用いて作成した。単語の順序を統制するために 3つの単語リストを作成してリストごとにアニメーションで提示した。1つの単語の提示から次の単語提示までの時間間隔は約 3 秒に設定した。実験では、ノートパソコンをモニターに接続して提示した。

記入用紙 ソースモニタリングテストで用いる記入用紙は A4 用紙を使用し、一番上に名前と条件が記載できるように作成した。それ以降は、1-45 番まで番号が記されており、その横に情報源を記した。各条件によって情報源の記載は異なり、音声条件と映像条件では“男性・女性・ない”、音声と文字条件では“音声・文字・ない”、音声と映像条件では“音声・映像・ない”、文字と映像条件では“文字・映像・ない”と情報源を記した。また、用紙の最後には、各情報源から提示された単語のうち、最も印象に残った単語とその理由を記すように記載した。

手続き

実験は静かな部屋で集団実施（3-4 名）した。5 条件に均等に人数が分かれるよう配慮し、2つの情報源を提示する順序はカウンターバランスをとった。提示するリストもランダムになるように実験者が選択して用いた。学習段階において、実験者は参加者とテーブルを挟んで向かいに座り、条件によってテーブルに設置するものを変更した。すなわち、音声／音声条件では 2 台のスピーカー、映像／映像条件ではモニター、その他の条件ではスピーカーとモニターを設置した。Table 2 に提示形態の 5 条件における提示する情報源と識別する情報源を示す。実験者は、スピーカーから音声流れるため聞くように、あるいは、モニターに映像（文字）が映るため見るように教示して実験を開始した。学習段階直後のテスト段階では、提示しなかった未学習単語 15 単語を含めた 45 単語についてソースモニタリングテストを実施した。テストでは、各条件の記入用紙を配布し、参加者に対して、実験者が読み上げる単語について 3つの選択肢の中からあてはまるもの 1つに丸をつけること、最後に最も印象に残った単語とその理由について記すよう説明した。実験に要した時間は約 15 分であった。

Table 2 提示形態の5条件における提示する情報源と識別する情報源

提示形態	学習段階		ソースモニタリングテスト
	情報源 I	情報源 II	識別する情報源
音声／音声	男性か女性の音声	情報源 I と異なる性別の音声	男性・女性・ない
音声／文字	男性か女性の音声	文字	音声・文字・ない
音声／映像	男性か女性の音声	情報源 I と異なる性別の映像	音声・映像・ない
文字／映像	文字	男性か女性の映像	文字・映像・ない
映像／映像	男性か女性の映像	情報源 I と異なる性別の映像	男性・女性・ない

倫理的配慮

参加者には、研究協力の依頼、主旨および注意事項を説明し、同意を得た場合にのみ実験を行った。同意書は研究協力者用および研究者用を作成し、実験終了後に研究協力者用を参加者に渡した。本研究は、研究者所属の生命倫理委員会の承認を得たうえで実施した（承認番号 17-04-009）。

結 果

ソースモニタリングテストは、正答を1点としてソースモニタリング得点を参加者別に求めた。参加者109名のうち2名は回答に欠損値があったため除外し、107名を分析対象とした。その後、ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語の平均値と標準偏差を算出した。なお、情報源の選択肢として記載した“ない”項目については、単語情報があったかなかったかの再認判断の確認になるため、以降の情報源の識別からは除外して分析を行った。従って、分析対象となる単語は“ない”が正解になる15単語を除外した30単語であった。

ソースモニタリング得点について5（提示形態：音声／音声、音声／文字、音声／映像、文字／映像、映像／映像）×3（感情喚起語：ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語）の2要因分散分析を行った。以下の統計的分析では有意水準を5%に設定した。その結果、提示形態と感情喚起語の主効果が有意であった（ $F(4,102) = 30.04, p < .001$; $F(2,204) = 8.19, p < .05$ ）。Ryan法による多重比較を行った結果、提示形態については、音声／音声、映像／映像、音声／映像よりも文字／映像の得点が有意に高く、音声／音声、映像／映像よりも音声／文字の得点が有意に高かった。感情喚起語については、ポジティブ語よりもネガティブ語の得点が有意に高く、ニュートラル語との間に有意な差はなかった。Table 3に提示形態におけるソースモニタリング得点の平均値と標準偏差、Figure 1に感情喚起語におけるソースモニタリング得点の平均値と標準偏差を示す。

ソースモニタリングテスト後に各情報源において印象に残った単語について尋ねた結果、91%の回答が得られた。内訳は、ポジティブ語が39%で最多、次にネガティブ語が34%、ニュートラル語が27%であった。ポジティブ語で多く記された語は、“感謝”“元気”“笑顔”であり、理

Table 3 提示形態におけるソースモニタリング得点の平均値と SD

	音声／音声 (n = 25)	音声／文字 (n = 21)	音声／映像 (n = 20)	文字／映像 (n = 20)	映像／映像 (n = 21)
平均値	5.48	6.62	6.05	7.08	5.57
SD	1.86	1.68	1.57	1.53	1.68

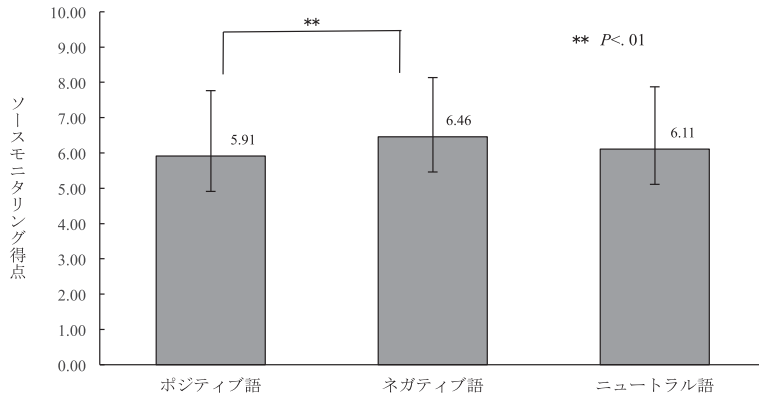


Figure 1 感情喚起語におけるソースモニタリング得点の平均値と SD

由は好きな言葉だから、大切だから等であった。ネガティブ語では“殺人”“死刑”“戦争”が多くあげられ、怖い、嫌な言葉だからといった回答が多かった。ニュートラル語では“小麦”“地域”“録音”が比較的多くあげられ、理由は最初に出てきたから、イメージがわきにくくて逆に印象に残ったという回答が得られた。

考 察

本研究の目的は、提示形態と提示情報、すなわち感情喚起語がソースモニタリングに及ぼす影響について検討することであった。予測は、提示形態では、情報源の提示形態の差異がより明確な条件におけるソースモニタリング成績が高く、音声同士や映像同士よりも、音声と文字、音声と映像、文字と映像の成績が高いと考えられた。感情喚起語については、感情を最も喚起しやすいネガティブ語のソースモニタリングの正確さが最も高くなると考えられた。

提示形態に関して、結果は予測を指示し、情報源の提示形態の差異がより明確なほうが、ソースモニタリングが正確になることが示唆された。そして、この結果の音声／音声および映像／映像の比較に関する結果は、近藤（2011）と一致した。つまり、Kovacs & Newcombe（2006）の幼児を対象とした結果とは異なる結果となった。よって、成人においては2つの音声の識別と2つの映像の識別においてソースモニタリングの成績は変わらないことが示唆されたといえる。幼児の傾向については、Kovacs & Newcombe（2006）が、2つの音声を聞いた識別よりも2つの映像を聞いた識別のほうが、発話者に関する知覚的情報を多く伴うことからソースモニタリングを十

分に行うことが困難な4歳児には特に有効であることを論じている。従って、今後は、本研究を踏まえた上で、幼児期の傾向を発達的に調べる必要があるだろう。

提示形態の要因に関する結果をまとめると、識別する情報源の差異が小さい順に、音声／音声、映像／映像、音声／映像、音声／文字、文字／映像となり、差異が大きくなるにつれてソースモニタリングの正確さが増していくことが明らかになった。Lindsay et al. (1991) の類似性の要因に関する結果も踏まえると、音声／音声や映像／映像の識別では、女性／女性を識別するよりも男性／女性を識別するほうが情報源の類似性が低く、ソースモニタリングの識別が正確になるといえる。また、近藤 (2009) が用いた音声／絵カードの識別は、本研究で用いた音声／文字の識別と同じ程度のソースモニタリングの正確さと考えられる。従って、提示形態に関しては本研究をもっておおよそその枠組みが明らかにされたと言えるだろう。すなわち、ソースモニタリングの正確さは、音声／音声、映像／映像、音声／映像、音声／文字および音声／絵カード、文字／映像、のように識別する情報源の差異が大きくなるにつれて正確になるといえる。

提示形態の要因について日常場面で考えると、本、テレビ、パソコン、スマホによる識別や、それらと現実の出来事との識別が想定される。人はいくつもの膨大な音声情報や映像情報に日々接し、その中から情報源を識別することになる。この場合、より多くのソースモニタリングエラーが生じることになるのだろうか、それとも、情報源の種類が増えると情報源の差異性が高まるためソースモニタリングエラーが減ることになるのだろうか。今後は、より日常を想定した状況下で検討する必要がある。

提示情報に関して、感情喚起語の結果は予測を部分的に支持した。すなわち、ポジティブ語よりもネガティブ語のソースモニタリングの正確さが増すという点は予測通りであったが、ニュートラル語との間に差がなかった点を踏まえると指示したとは言い難い。また、ソースモニタリングテスト後に尋ねた特に印象に残った単語の結果が、ポジティブ語 39%、ネガティブ語 34%、ニュートラル語 27% であったことを参考にすると、ポジティブ語とネガティブ語といった感情喚起語とニュートラル語でより明確なソースモニタリングの差異が見られそうだが、本研究の結果は、ニュートラル語のソースモニタリング得点が予想以上に高かった。

従って、感情喚起語の結果は、ネガティブ語はポジティブ語と比較して、提示情報と情報源との結びつきを強くすることは示唆されたが、感情喚起語はそうでない語と比較して、提示情報と情報源との結びつきを強くする可能性があるという点に関しては示唆されなかった。つまり、情報源に関連しない提示情報自体の性質に関して、感情喚起語がソースモニタリングに及ぼす影響は明らかにされたとは言い難い。

感情喚起語の結果に関する1つの可能性として、本研究で使用した単語刺激の問題が考えられる。本研究では、感情喚起語として漢字二字熟語を用いたが、この単語情報自体に限界があった可能性が考えられる。例えば、“小麦”という語はニュートラル語として用いたが、友達の名前だったから覚えやすかった等、人によってはニュートラル語として捉えていない可能性があった。また、“イメージがわきにくくて逆に印象に残った”という回答が得られたように、感情を

喚起させないはずの語が逆に印象に残り、情報源との結びつきを強めていることも考えられた。本研究では感情喚起語と印象に残りやすい語かどうかという点を明確に分離できていなかった可能性が考えられるため、今後は使用する刺激語をより明確に分離する工夫が必要だろう。

付記

調査にご協力くださった参加者の皆様に心より感謝申し上げます。本研究は、科学研究費助成事業の助成を受けた成果の一部です（課題番号 26780371）。

文献

- 五島史子・太田信夫（2001）漢字二字熟語における感情価の調査 筑波大学心理学研究, 23, 45-52.
- 五島史子・太田信夫（2002）感情語における連想語の差異 筑波大学心理学研究, 24, 37-42.
- Johnson, M. K., Hashtroudi, S., & Lindsay, D. S. (1993) Source monitoring. *Psychological Bulletin*, 114, 3-28.
- 近藤 綾（2009）発話者を特定する外部情報のソースモニタリング能力に関する発達の研究：自己紹介課題を使用した検討, 発達心理学研究, 20, 145-154.
- 近藤 綾（2010）音声と映像を区別する外部情報のソースモニタリングに関する発達の研究 日本認知心理学研究, 8, 73-82.
- 近藤 綾（2011）提示情報の男女性が男女の発話者を識別するソースモニタリングに及ぼす影響 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部（教育人間科学領域）, 60, 147-152.
- Kovacs, S. L., & Newcombe, N. S. (2006) Developments in source monitoring: The role of thinking of others. *Journal of Experimental Child Psychology*, 93, 25-44.
- Lindsay, D. S., Johnson, M. K., & Kwon, P. (1991) Developmental changes in memory source monitoring. *Journal of Experimental Child Psychology*, 52, 297-318.
- Roberts, K. P., & Blades, M. (1998). The effects of interacting with events on children's eyewitness memory and source monitoring. *Applied Cognitive Psychology*, 12, 489-503.
- Roberts, K. P. & Blades, M. (2000). Discriminating between memories of television and real life. In K. P. Roberts, & M. Blades (Eds.), *Children's source monitoring* (pp.147-169). Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Ruffman, T., Rustin, C., Garnham, W., & Parkin, A. J. (2001). Source monitoring and false memories in children: Relation to certainty and executive functioning. *Journal of Experimental Child Psychology*, 80, 95-111.
- Sugimura, T. & Kondo, A. (2009) Factors affecting source memory: Effects of the amount and source-attribution level of information presented by source. *Journal of Human Environmental Studies*, 7, 83-88.

〔こんどう あや 発達心理学〕

【論文】

Yo-Yo Intermittent Recovery Test からみた 大学女性アスリートの間欠性回復力の特徴

河上 俊和・木田 京子・足立 学
澤田 浩・藤川 浩喜・藤澤 政美
板谷 昭彦

1. 目 的

競技スポーツ選手¹⁾は、それぞれの競技におけるパフォーマンスの向上を図るため、競技種目に特化した専門的なテクニックの獲得とスキルの向上を目指すことが不可欠である。この競技パフォーマンスを支持する要因として、運動能力の土台となる基礎的体力を全面的に高めることはトレーニング課題であり、全身持久力の構成に関わる体力要素の改善は、日常のトレーニングの質や量、強度を高めることに寄与し、試合やレースにおける競技パフォーマンスの発揮に重要な役割を担うものである。

これまで、女性の競技スポーツとそのパフォーマンス向上²⁾においては、女性の生理学的な特徴と根拠に基づいた情報をもとにした議論が充分になされているとは言い難く、女性の身体的特性を考慮した体力の特徴について検討を加えた研究は豊富な状況とは言えず、トレーニングの方法や効果については未解決な研究課題が多く残されたままであった。

しかしながら、最近の女性アスリートの体力特性に関する研究報告によると、持久性運動や高強度トレーニングへの参加は制限する理由はなく^{3, 4)}、女性特有の月経周期に伴う運動時の体温調節機能が男性の特性と異なる点を除くと、運動やトレーニングに対する身体の生理的反応や運動器の適応変化は男性と基本的に変わらないことが見出されている^{4, 5)}。また、オリンピックや各種競技の世界選手権、ワールドカップのような世界レベルの大会において、女性アスリートの記録や試合、レースにおけるパフォーマンスの強度は競技種目によっては体力特性の異なる男性選手に迫る競技種目も目の当たりにするようになっている。女性アスリートの体格や運動能力、専門的なパフォーマンスを発揮する能力は向上の一途であると捉えられることから、女性アスリートの体力特性に対応したトレーニングの方法や強度の開発に貢献する科学的情報の蓄積を図ることの重要性がますます高まっていると考えられる。

そこで、近年、プロスポーツチームやトップアスリートを対象に競技パフォーマンスを支持する重要な体力要素として認識が広がっている間欠的パワーに着目した。間欠的パワーは、球技系

種目やラケット種目、格闘技種目において、短時間の高強度運動が低強度もしくは休息を挟みながら競技終了まで繰り返される運動に貢献する体力要素である。このような高強度運動では、より大きなパワーを繰り返し発揮できることが、試合やレースにおける戦術や戦略の遂行を有利に展開することを可能にし、日常のトレーニングにおいても高強度のトレーニングプログラムを高精度で実践できることに伴い期待されるトレーニング効果を得られる可能性も高くなる。実際、球技種目では、競技レベルが高い選手ほど間欠的パワーが優れており、競技中を通しての総走行距離や高速度での走行距離を長く継続できる⁶⁻¹⁰⁾ことから、間欠的な運動で高強度のパワーを発揮し続けることが可能な能力は、競技パフォーマンスを左右する重要な因子になる。このため、アスリートの間欠的パワーの測定は、男性アスリートのみならず、体格や筋パワーをはじめとした体力特性が異なる女性アスリートの体力レベルやトレーニング能力の評価に繋がり、指導現場に対して有用な情報をもたらす可能性が考えられる。

本研究は、女性アスリートの運動パフォーマンスの基礎となる体力特性を明らかにするため、日常から十分な専門性と強度の高いトレーニングの実践機会を有する大学運動部に所属する女性アスリートに焦点を当て、Yo-Yo Intermittent Recovery Test (Yo-Yo IR) から大学女性アスリートの間欠性回復力の特徴について検討を行った。

2. 方 法

1) 対象者

対象者は、園田学園女子大学人間健康学部総合健康学科に所属する学生で、3年生対象の授業科目「スポーツトレーニング演習」を2020年度および2021年度の授業を受講した学生のうち、Yo-Yo Intermittent Recovery Test (Yo-Yo IR: Yo-Yo 間欠性回復力テスト) の測定を行った計83名(年齢 21.01 ± 0.11 歳)を対象とした。

対象者をスポーツトレーニング演習の受講生に設定した理由は、測定データのサンプル数をできるだけ多く収集し、得られたデータを統計処理に基づき競技種目間で比較検討することを可能にすることに加えて、運動部に所属する学生が多い学科かつ複数年にわたる測定でも3年生を対象とした授業科目に限定することにより対象者の年齢マッチングが可能な条件が整うからである。

対象者が所属する運動部(競技種目)の内訳は、ソフトボール部(計15名)および陸上競技部(計21名)、バレーボール部(計6名)、軟式野球部(計6名)、ラクロス部(計9名)、バスケットボール部(計3名)、ダンス部(計2名)、硬式テニス部(計4名)、無所属(計17名、過去の運動・競技スポーツ経験を有する者を含む)であり、競技種目間の平均値の比較については、統計処理を行うために測定結果が得られた人数が6名以上を満たしている競技種目を比較対象とした。

なお、ヒトを対象とした研究において、基礎実験のように非運動群を設定することはヒトのラ

イフスタイルを踏まえると全く運動・スポーツ経験を有さない対象者のみを抽出することは困難な条件になるため、過去の運動・スポーツ経験を有する条件を含めた上で測定の時点で運動部に所属していない受講生を無所属として比較対象の参考グループ（群）に位置づけた。

2) Yo-Yo Intermittent Recovery Test (Yo-Yo IR) の実施方法

本研究は、Yo-Yo Intermittent Recovery Test Level 1 (Yo-Yo IR L1)¹¹⁾を採用した。

Yo-Yo IR L1 は、CD に記録された音源から再生される信号音に従い、スタートラインから 20 m の往復区間を走行速度 10km/h のランニングで開始し、20m のランニング区間を 1 往復してフィニッシュラインから 5m 地点で折り返しする 10m の区間を 10 秒間かけたウォーキングによる休息を挟む往復ランニングを 1 試技とし、徐々に速くなる信号音に合わせて往復ランニングを繰り返すものである（図 1）。

また、Yo-Yo IR L1 の結果の記録方法は、走者（被測定者）1 名に補助者（記録者）1 名を設定し、走者が折り返し地点およびフィニッシュラインを通過する毎に補助者が記録用紙へ印をつけることでランニング距離（走行距離）を記録させた。走者の最終の走行記録については、往復の完了を知らせる信号音が鳴り終わるまでに足がフィニッシュラインに達していない試技が計 2 回に累積した時点、もしくはランニングができなくなった時点で測定を終了とし、最終の走行距離を記録（m）として採用した。

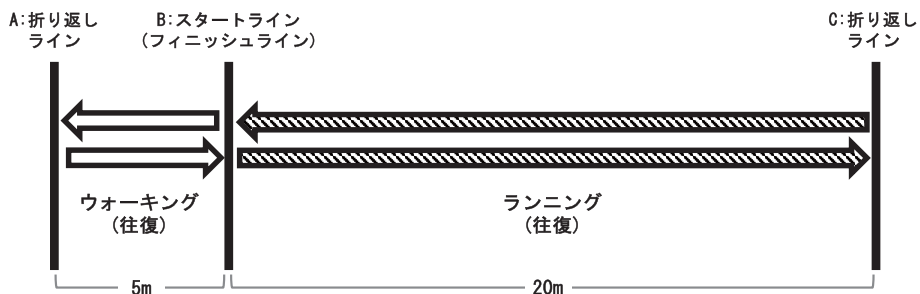


図 1 Yo-Yo Intermittent Recovery Test の実施方法

実施方法

1. B のラインからスタートし、B と C とのライン間はランニング。
2. B と A のライン間はウォーキング。
3. B のラインで静止（スタート準備）。
4. B と C とのライン間のランニングを音源の合図に合わせて可能な限り繰り返す。

実施上の注意点

- ・フィニッシュ音（合図）が鳴った瞬間に胴体（頭と腕を除く）が B のフィニッシュライン上で触れていることが必要。
- ・スタート方法は、原則として静止した状態からスタートする（惰性でのスタートは禁止）。
- ・B と A および A と B のライン間は、必ずウォーキングする。もし、ウォーキングしていない場合は測定中止（テスト終了）。
- ・明らかにフライングでスタートしている場合やフィニッシュ音までにフィニッシュラインに到達していない場合は警告になり、警告 2 回でテスト終了。

3) 統計処理

Yo-Yo IR L1 で得られた測定結果は、各競技種目の特徴を見出すため最大値および中央値、最小値に加えて、平均値および標準偏差で示した。競技種目間の平均値の比較については、統計処理を行うため、測定結果が得られた人数が6名以上を満たしている競技種目を比較対象とし、競技種目間の平均値の比較は分散分析（Fisher PLSD）にて統計処理を行い、危険率5%をもって統計的に有意とした。

また、測定結果が得られた対象者数が多かったソフトボールおよび陸上競技については、それぞれの競技種目において、専門とするポジション（種目）別に最大値および中央値、最小値に加えて平均値と標準偏差を算出した。その後、ソフトボールの内野手と外野手との間の平均値の比較には対応のない T 検定にて統計処理を行い、ソフトボールの内野手と外野手、陸上競技（トラック競技）短距離走との間の比較は分散分析（Fisher PLSD）にて統計処理を行い、ポジション別にみた間欠性回復力の特徴について比較検討を行った。

4) 倫理的配慮

対象者には、初回授業の開始時に Yo-Yo IR L1 を実施することの趣旨および測定手順に加えて、テスト当日に体調不良や怪我、医師からの指示により測定参加が困難な条件を有する場合は、受講生の安全を配慮し測定への参加を辞退させ、成績評価においても不利益が生じないことについて書面と口頭による説明を行った。

また、本テストは、授業におけるトレーニング実践課題の一環として実施するものであるため、参加の有無は問わずに測定結果は個人が特定できないように処理を行い、研究目的のみで利用することについて理解し、書面にて同意が得られた対象者の測定結果のみを研究用データとして取り扱った（インフォームドコンセント）。

3. 結 果

1) 競技種目別にみた Yo-Yo IR L1 の比較

競技種目別に見た Yo-Yo IR L1 の測定結果を表1に示した。統計処理が可能になる人数として、6名以上の測定結果が得られた競技種目における走行距離の最大値は、陸上競技 1960m、ソフトボール 1680m、ラクロス 1480m の順で上位が占められており、無所属の最大値は 800m であった。また、測定者数4名の硬式テニスで 1560m の記録が確認された。走行距離の最小値は、バレーボールおよび軟式野球は共に 320m の記録で、競技種目の中では最も走行距離が短く、次いでラクロス 360m であり、無所属の最小値は 120m であった。

各競技種目の走行距離の平均値は、ソフトボール $1138.67 \pm 227.22\text{m}$ 、陸上競技 $904.76 \pm 396.08\text{m}$ 、バレーボール $860.00 \pm 503.27\text{m}$ 、軟式野球 $786.67 \pm 499.39\text{m}$ 、ラクロス $862.22 \pm 491.17\text{m}$ 、バスケットボール $920.00 \pm 249.80\text{m}$ 、ダンス $520.00 \pm 0\text{m}$ 、硬式テニス $860.00 \pm 480.56\text{m}$ 、無所属

449.41 ± 212.38m であった。統計処理の対象となる競技種目間の平均値の比較では、ソフトボールが軟式野球 (P<0.05) および無所属 (P<0.01) に比べて有意に高い結果が認められた。また、陸上競技と無所属 (P<0.01)、バレーボールと無所属 (P<0.05)、ラクロスと無所属 (P<0.01)、それぞれの群間において有意な差が認められ、競技種目間での平均値の比較で有意差が認められた結果は、ソフトボールと軟式野球との間の比較のみであった。

一方、ヒトを対象とした研究の場合、測定結果の平均値は最大値や最小値、標準偏差の数値の影響を受けやすいため、競技種目別の走行距離の中央値を算出した結果、ソフトボール 1120m、陸上競技 840m、バレーボール 800m の順に上位が占められており、無所属は 440m であった。また、測定者数 3 名のバスケットボールにおいて 960m の中央値が確認された。

表 1 競技種目別にみた Yo-Yo Intermittent Recovery Test Level 1 の比較

競技種目	人数(n)	走行距離(m)			
		最大値	中央値	最小値	平均
ソフトボール	15	1680	1120	800	1138.67 ± 227.22 *##
陸上競技	21	1960	840	400	904.76 ± 396.08 ##
バレーボール	6	1440	800	320	860.00 ± 503.27 #
軟式野球	6	1440	560	320	786.67 ± 499.39
ラクロス	9	1480	600	360	862.22 ± 491.17 ##
バスケットボール	3	1120	960	640	920.00 ± 249.80
ダンス	2	520	520	520	520.00 ± 0
硬式テニス	4	1560	700	480	860.00 ± 480.56
無所属	17	800	440	120	449.41 ± 212.38

Mean ± SD

*: P<0.05 (vs 軟式野球)

##: P<0.01 (vs 無所属), #: P<0.05 (vs 無所属)

2) ポジション（専門種目）別にみたソフトボール選手と陸上競技選手との間の Yo-Yo IR L1 の比較

ソフトボールの内野手と外野手との間の Yo-Yo IR L1 の比較を行った結果、内野手 1097.14 ± 133.28m、外野手 1100.00 ± 238.33m で、外野手の方が内野手に比べて高い傾向が見られたものの有意な差は認められなかった。また、内野手は最大値 1280m、中央値 1120m、最小値 800m で、外野手は最大値 1480m、中央値 1040m、最小値 880m であり、最大値および最小値とも外野手の方が内野手に比べて高い結果であったが、中央値は内野手の方が外野手に比べて高値を示した(表 2)。

一方、ソフトボールの内野手と外野手、陸上競技（トラック競技）短距離走との間の Yo-Yo IR L1 の平均値の比較を行った結果、内野手 1097.14 ± 133.28m、外野手 1100.00 ± 238.33m、陸上競技（トラック競技）短距離走 965.33 ± 449.73m であり、外野手>内野手>短距離走の順に高い結果が見られたものの、3 群間の間に有意な差は認められなかった。また、短距離走の最大値は 1600m、中央値、840m、最小値 400m であり、内野手および外野手の最大値よりも高い結果が認

められた。

さらに、1例のみの結果であるが、陸上競技の中距離走（800m）では、測定結果 1960.00m として対象者の中で最も高い結果が認められた。

表2 ポジション（専門種目）別にみたソフトボール選手と陸上競技選手との間の Yo-Yo Intermittent Recovery Test Level 1 の比較

競技種目	ポジション (専門種目)	人数 (n)	走行距離(m)					
			最大値	中央値	最小値	平均値		
ソフトボール	内野手	7	1280	1120	800	1097.14 ± 133.28	n.s.	
	外野手	6	1480	1040	880	1100.00 ± 238.33	n.s.	
	投手	2	—	—	—	1400.00 ± 395.98		
陸上競技	トラック競技	短距離走	13	1600	840	400	965.33 ± 449.73	n.s.
		中距離走※1	1	—	—	—	1960.00 ± 0	
	フィールド競技	投擲種目※2	3	—	—	—	680.00 ± 183.30	
		跳躍種目※3	3	—	—	—	826.67 ± 83.27	
		混成競技	七種競技	1	—	—	—	1000.00 ± 0

Mean ± SD

※1：800m、※2：やり投、※3：棒高跳

4. 考 察

大学スポーツは、多くの競技種目において春期および秋期のリーグ戦や各種のトーナメント方式によるカップ戦が開催される。このため、学生アスリートは、チームや個人の狙った試合や大会においてそれぞれの最良のパフォーマンスを発揮するために、ピリオダイゼーションに基づいた練習・トレーニングやコンディショニングの実践力が求められる。

特に、大学女性アスリートは、コンディショニングの側面において、男性選手に対して女性ホルモンの影響により体脂肪が蓄積されやすい傾向が認められ、月経周期は日常の体調に変化を与えやすい要因であり、その個人差も多様である¹¹⁾ことから、選手個々人の体力水準とコンディションの維持は難しいものと考えられる。この女性アスリートのコンディションについて、年間の中でもインシーズンに体調面の変化が生じやすいため、個別に間欠的運動能力を定期的に評価し、個々の選手の状態に応じたトレーニング計画を考案することの必要性¹²⁾が唱えられていることから、大学女性アスリートにおいては、比較的多くの選手を対象に時間的および身体的にも負担は大きくなく、簡便に間欠的運動能力のコンディションを評価する方法と評価基準を確立することは重要な課題である。

競技アスリートの間欠的運動能力を評価する方法として、Yo-Yo IR¹¹⁾は、高強度の間欠的な運動を行う競技アスリートの能力を測定することが可能であり、Yo-Yo IR L1 は高強度の有酸素運動を繰り返し行う能力を評価するテストである。これまで、サッカーをはじめとする球技種目

を中心に女性アスリートの間欠的運動能力を測定することが可能なフィールドテストとして Yo-Yo IR L1 が研究場面でも用いられており¹³⁾、テストの成績が高い選手ほど試合中に高強度運動を繰り返す能力に優れて高い競技レベルを有することが示されており、アスリートにおける間欠的運動能力を調べるためのテストとして有用性が高いことが報告されている^{13, 14)}。今回、大学女性アスリートを対象に、Yo-Yo IR L1 を実施した結果、ソフトボールは平均走行距離が最も高値を示した。ソフトボールは、運動部としても全国の大学チームの中で最も多くの優勝回数を誇る日本を代表するチームであることから、選手の競技能力に加えて日常のトレーニングから極めて高い強度設定で練習に取り組んでいることが反映される測定結果であった。このことは、球技種目¹⁵⁾のプレー局面において、ダッシュやジャンプ、全力に近い状態での運動動作が間欠的に実践される場面が多いように、野球やソフトボールでは、試合開始時から最終回までの長時間に及ぶ攻防において、走塁および打撃、守備による瞬発的な筋力発揮が繰り返し要求される特性を有し、間欠的運動に加えて複雑な技術要素が必要とされる。この体力要素の詳細として、投動作と走動作は高強度の瞬発的なパワーを 10 数秒間発揮する筋パワーが必要であり、バットのスイング動作については選手の体格や握力、背筋力も密接な関連性を有する¹⁶⁾。そして、ベースボール型競技の大半の動作は、バリスティックな全身動作で急激な加速と減速を伴うため、主に無酸素性エネルギー供給過程の依存度が高い。有酸素性エネルギー供給機構による作業能力は、選手個人が持つ無酸素性作業能力の上限に対して高水準でハイパワー動作を反復するために不可欠な能力要素であることが指摘されている^{17, 18)}。これらのことから、ソフトボール選手には、専門的な動作を高水準で発揮可能な筋パワーのみならず、間欠的持久力の能力が重要であり Yo-Yo IR L1 で最も高値を示したことは、この能力要素に対するトレーニングと能力の獲得が十分に達成されていることが認められるものであった。

次に、陸上競技は、特にトラック競技の練習において短距離走を中心に高強度のスプリントトレーニングを練習時間内で規定のタイムや心拍数を指標とした強度設定の範囲内で繰り返し実行する生理的な耐用力と実践力が必要である。公式大会では、レースや試技は 1 回のみではなく複数の競技を挟んだ間隔で競技がプログラミングされ、競技種目によっては予選および準決勝もしくは決勝のレースを 1 日の限られた時間の中で、レース毎にコンディションを回復させた状態で臨み、最大努力でのパフォーマンスを発揮することが要求されるハードな競技種目である。今回、陸上競技の中では、トラック競技の短距離走の人数が大半を占めていたにも拘らず、ソフトボールに次いだ測定結果を示し、専門種目別にみた分析結果においてもソフトボールの内野手に迫る数値であった。さらに、中距離走の 800m の選手の記録を例として取りあげると、全対象者の中で最も優れた測定結果を示していたことは、陸上競技における短距離および中距離を専門種目とするトラック競技選手において、Yo-Yo IR L1 が反映する間欠性回復力は競技パフォーマンスを支持する体力要素になり得ることが推察され、日常のトレーニングにおける定期的な測定もしくは選手個人の評価をもとにトレーニングのコンセプトを決定するための情報として陸上競技の指導にも貢献する可能性が示唆された。

一方、バレーボールは、試合中における運動形態として、走る動作よりも多くの運動動作は飛び跳ねる動作が中心となり、プレー局面毎にハイパワーの発揮が必要になる競技種目である¹⁹⁾。このため、バレーボールの種目特性上では、有酸素運動が他の球技種目ほど多くはないと考えられるものの、サッカーのように多くの高強度のスプリント能力と低強度のランニングを長時間に渡り反復して繰り返す能力を必要とするラクロスとはほぼ同程度の平均走行距離を示していた。このことは、バレーボールの練習では、ジャンプやレシーブに対応する能力を高めるためのパワー系のトレーニングのみに傾倒せず、プレシーズンからインシーズンに至る期間においても試合の終盤までパワー系能力を発揮するための基礎として、持続的な体力を高めるトレーニングに対する質と量を確保しながら継続的なトレーニングの実践に取り組むことが重要な強化策であることを伺わせる結果であった。

ところで、ゴール型およびネット型、ベースボール型の競技種目に加えて陸上競技の各種専門種目においては、日常の練習場面から高強度でトレーニングプログラムを実践するために無酸素性のエネルギー供給機構と有酸素性のエネルギー供給機構の両エネルギー供給機構を効率的にエネルギー産生に動員できる運動能力²⁰⁾の開発が重要であり、このような能力要素を専門的な体力測定から評価することはトレーニングの成果と課題のフィードバックにおいて意義あるものである。すなわち、性別や競技種目の体力特性を踏まえた上で、有酸素性と無酸素性の双方のエネルギー供給機構を意識したトレーニング強度の開発やクロストレーニングの実践方法を検討することは、指導現場において重要性の高い課題と考えられる。今回、球技種目の一つとしてバスケットボールの対象者数が少なく、他の競技種目との間の比較を十分に精査することができなかったことに加えて、本学にはハンドボールやサッカーといった比較的女性競技者が多い球技種目を有していない。このため、より多様な競技種目間の比較を実現することは叶わなかったが、ソフトボールや陸上競技、バレーボールをはじめとする運動部は強化クラブとして競技力向上に取り組み、常に関西および全国で優勝もしくは上位入賞を競っている。これは、本研究における競技種目別のサンプル数が少なくとも、測定結果は水準の高い大学女性アスリートの体力レベルを示すものであるため、今後も継続的に測定データの蓄積と精査に取り組むことは、我が国における女性アスリートの体力の特徴やトレーニングの方向性を検討するための基礎的資料の構築の一助になるものと思われる。

また、参考として、無所属については、近年の女子大学生における身体活動量の低下に関する指摘が種々の研究²¹⁻²³⁾で報告がなされているように、生活場面での各種デジタルツールの利用機会やライフスタイルの変化、移動および交通手段の利便性の拡大は、日常生活活動の動作や量に対して多様な影響を与え、日常生活におけるスポーツへの参加機会やエネルギー消費量の減少をも生じさせている。そして、学童期から大学生活に至るまで少なからず運動・スポーツ経験を有していたとしても、現在の学生生活において体力・運動能力の改善に適した環境条件が整わない場合は、Yo-Yo IR L1の結果に影響を与える要因になるものと思われる。この点は、若年成人の健康体力づくりのあり方において留意を必要とする課題である。

5. ま と め

本研究は、研究プロジェクトとして初期の段階であり、競技種目数や測定結果のサンプル数が大規模疫学研究のように十分なデータ量と精査の水準を満たす成果とは言えない。しかしながら、大学女性アスリートを対象とした研究アプローチは対象者と測定条件を管理しやすく、比較的精度の高い研究データの蓄積が可能であることから、我が国の将来における女性アスリートの体力に関する客観的指標の構築に寄与し、競技力向上に有益な情報をもたらすものと考えている。

謝辞

本研究の趣旨に対する理解と測定のご協力を頂きました園田学園女子大学人間健康学部総合健康学科「スポーツトレーニング演習」の受講生の皆様に心から御礼申し上げます。

利益相反 (COI) 自己申告：申告すべきものはなし

参考文献

- 1) 長澤吉則：9 章 専門的体力と専門的運動技能. 第 III 部 形態, 体力および行動 (動作) に関する測定の実践. 健康・スポーツ科学のための動作と体力の測定法 ここが知りたい測定と評価のコツ (出村愼一 監). 東京都, 株式会社 杏林書院, p.139-148, 2019.
- 2) 須永美歌子：高強度トレーニングを実施する女性における留意点. 第 22 章 女性アスリート, 子ども, 特定の疾患をもつアスリート, 中高年アスリートのためのトレーニング. パワーズ運動生理学 体力と競技力向上のための理論と応用 (スコット K. パワーズ, エドワード T. ハリー著, 内藤久士, 柳谷登志雄, 小林裕幸, 高澤祐治日本語版 監). 東京都, 株式会社 メディカル・サイエンス・インターナショナル, p.536-554, 2020.
- 3) Benjamin HJ: The female adolescent athlete: specific concerns. *Pediatric annals* 36: 719-726, 2007.
- 4) Micheli LJ, Smith A, Biosca F, and Sengenis P: Position statement on girls and women in sport. IOC, 2002.
- 5) Pivarnik JM, Marichal CJ, Spillman T, and Morrow JR, Jr: Menstrual cycle phase affects temperature regulation during endurance exercise. *Journal of Applied Physiology* 72: 543-548, 1992.
- 6) 星川雅子：5. 間欠的パワー 4. エネルギー産生能力. 第 4 章 測定の種類と実施方法. フィットネスチェックハンドブック - 体力測定に基づいたアスリートへの科学的支援 - (独立行政法人日本スポーツセンター ハイパフォーマンススポーツセンター 国立スポーツ科学センター 監, 松林武生編). 東京都, 株式会社 大修館書店, p.73-145, 2020.
- 7) Mohr M, Krstrup P, and Bangsbo J: Match performance of high-standard soccer players with special reference to development of fatigue. *J Sports Sci*, 21(7) : 519-528, 2003.
- 8) Kurstrup P, Mohr M, Amstrup T, Rysgaard T, Johansen J, Steensberg A, Psdersen P. K., and Bangsbo J: The yo-yo intermittent recovery test: physiological response, reliability, and validity. *Med Sci Sports Exerc*, 35(4) : 697-705, 2003.
- 9) Krstrup P, Mohr M, Ellingsgaard H, and Bangsbo J: Physical demands during an elite female soccer game: importance of training status. *Med Sci Sports Exerc* 38(9) : 1666-1673, 2005.
- 10) Castagna C, Impellizzeri F, Cecchini E, Rampinini E, and Alvarez J. C: Effects of intermittent-endurance fitness on match performance in young male soccer players. *J Strength Cond Res*, 23(7) : 1954-1959, 2009.

- 11) Bangsbo J, Iaia M, and Krstrup P: The Yo-Yo Intermittent Recovery Test Intermittent Sports. Sports Med, 38(1) : 37-51, 2008.
- 12) 江波戸智希, 広瀬統一, 小野高志: 女子サッカー選手の最大下間欠的運動能力評価法の有用性の検討. 日本アスレティックトレーニング学会誌, 2(1) : 45-50, 2016.
- 13) Krstrup P, Mohr M and Amstrup T, Rysgaard T, Johansen J, Steensberg A, Pedersen PK, and Bangsbo J: The Yo-Yo intermittent recovery test: physiological response, reliability and validity. Medicine and Science in Sports and Exercise, 35(4) : 697, 2003.
- 14) Bangsbo J, Iaia FM, and Krstrup P: The Yo-Yo Intermittent Recovery Test: A Useful Tool for Evaluation of Physical Performance in Intermittent Sports. Sports Medicine, 38(1) : 37-51(15), 2008.
- 15) 呉泰雄, 傳田友樹, 仲立貴: 中学野球選手における Yo-Yo テストの結果と運動能力テストの結果との関係. 日本体育大学紀要, 41(1) : 87-91, 2011.
- 16) 中山悌一: データで見るプロ野球選手の身体的特性 (25) 少年野球選手のバットスイング速度と形態・体力との関係. 月刊トレーニング・ジャーナル, 31(12) : 52-56, 2009.
- 17) 坂井和明, 水上一, 斉藤一人, John Sheahan, 高松薫: 球技選手における間欠的なハイパワー発揮能力のトレーニング課題に関する研究: エネルギー産生能力のタイプに着目して. 体育学研究, 45(2) : 239-251, 2000.
- 18) 町田実雄, 小柳磨毅, 境隆弘, 山野仁志: 野球選手の体力特性. 理学療法, 22(1) : 277-285, 2005.
- 19) 八百則和, 小山孟志, 西村一帆, 花岡美智子, 加藤譲, 藤井壮浩, 栗山雅倫, 木村季由, 田村修治, 今川正浩, 陸川章, 積山和明, 位高駿夫, 宮崎誠司, 町田修一, 内山秀一: 球技種目におけるフィールドテストによる運動能力評価の開発に関する研究-男女バレーボール、男女ハンドボール、男子バスケットボール、男子ラグビー、男子サッカーの種目横断的研究-. 東海大学スポーツ医科学雑誌, 25: 37-44, 2013
- 20) Ueda S, Yamanaka A, Yoshikawa T, Katsura Y, Usui T, Orita K, and Fujimoto S: Differences in Physiological Characterization between Yo-Yo Intermittent Recovery Test Level 1 and Level 2 in Japanese Collage Soccer Players. International Journal of Sport and Health Science, 9: 33-38, 2011.
- 21) 久米雅, 右近直子, 山下篤央, 森井秀樹: 女子大学生における体力の短期的推移. 京都文教短期大学研究紀要, 52: 115-122, 2013.
- 22) 帖佐悦男. 子どもの運動器疾患とロコモティブシンドローム予防 - 体を動かすことの大切さ -. Jpn J Rehabil Med., 58(8) 925-932, 2021.
- 23) 河上俊和, 田淵正樹, 渡辺敏郎, 藤澤政美, 林準平, 滝瀬定文: 骨リモデリングに着目した成長期の女性アスリートの健康体づくり. 園田学園女子大学論文集, 57: 1-10, 2023.

[かわかみ としかず 運動生理学、スポーツ医学]

[きだ きょうこ 運動方法学、コーチング学]

[あだち まなぶ スポーツ運動学]

[さわだ ひろし 保健体育科教育学]

[ふじかわ ひろよし 運動学]

[ふじさわ まさみ 運動生理学、スポーツマネジメント学]

[いたたに あきひこ 運動学]

【論文】

教員・保育者養成に求められる音楽表現に関する研究

——ピアノと歌唱に関するアンケート調査を中心に——

中野 圭子¹・中村 愛²

¹ 園田学園女子大学

² 同志社女子大学

I. はじめに

平成 29 年告示の幼稚園教育要領において、領域「表現」の観点は、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」と示されている。領域「表現」では、子どもたちの様々な表現活動の中でも、音楽表現、身体表現、造形表現の 3 分野が主に扱われている。保育現場での音楽表現は、歌唱表現、わらべうた、器楽表現、リトミック、リズム遊びなど多岐に渡るが、各園の教育方針の下、遊びや生活の中で日常的に行われているだろう。多くの保育現場の保育者は、毎日ピアノを弾き、子どもたちと共にうたを歌っているのではないだろうか。また、小学校では、「音楽」は 10 の教科の中の 1 つに位置付けられている。同年告示の小学校学習指導要領において、音楽科の指導内容は、「A 表現」、「B 鑑賞」及び「共通事項」の枠組みで示されており、小学校学習指導要領の第 6 節、「音楽」に書かれている目標を達成し、内容を深めるために、教員・保育者養成校においては、ピアノと歌唱の技術の習得を目的とした授業が組まれている。

本稿は、実習を終えた学生に対して行ったアンケート調査を通して、教員・保育者養成における音楽表現のカリキュラムや内容について検討していくことが目的である。E. バンドゥレスパー (2012) は、リトミック教育に関する著書の中で、音楽的語彙が限られたものであっても、驚く程たくさんのことを表現することができると述べている。また、保育現場で実習を終えた学生への音楽的能力に関するアンケートを行った奥田 (2019) は、実習で使われる可能性のある曲を授業の試験課題曲にしたところ、その試験曲のみを練習する傾向が強まり、「授業内容や試験の課し方が学生の実習行動に直結する (p.14)」と述べていることから、養成校の授業の進め方や内容によって、学生の意識と行動に強い影響を与えられと考えられる。学生の、ピアノや歌唱に関する音楽技術の現状を知った上で、学生が音楽表現活動を行う際に必要な実践力や音楽指導力はどういうものなのかを考察し、教員・保育者養成における授業内容について、問題点や可能性について明らかにしたい。

Ⅱ. 方 法

1. 調査対象者

調査対象者は、S 短期大学部幼児教育学科の3年コース（長期履修コース）の3年生52名と、S 大学児童教育学科の2年生40名、計92名である。幼児教育学科の学生は、保育士と幼稚園教諭の免許取得予定の学生であり、ピアノの授業である「器楽」を2年間受講し終えている。児童教育学科には、保育士と幼稚園教諭の免許取得予定の幼保教育コース、幼稚園教諭と小学校教諭の免許取得予定の児童教育コース、小学校教諭と中学校英語教諭の免許取得予定の小中英語コースの3コースがある。それぞれの進路目標で履修科目は異なるが、今回のアンケート対象者は、幼保教育コースと児童教育コースの学生であり、1・2年次に「器楽」を受講し、3・4年次に「器楽演習」を受講予定である。学年も年齢も異なるが、いずれの学生も実習を経験しているため、音楽表現活動について、授業と実習の両面から考え、意見を述べる事が可能であることから、調査対象者として選択した。

2. 調査時期と内容

2022年11月と12月に、「保育者養成校の音楽表現活動について」と題したアンケート調査を実施した。アンケートの内容は、学生と、実習先の現状を知るために著者らが独自に作成したものである。調査については無記名で任意であり、成績には一切関係がないこと、途中で回答をやめることができること、結果は統計的に処理され、個人が特定されることはないことを説明し、同意を得た上で実施したところ、92名全員が回答した。

ピアノに関するアンケート調査は、大学入学前のピアノ歴、現在の読譜力、新しい曲の楽譜を読むときに大変なことについて、選択肢の中から回答するように求めた。また、S 短期大学部幼児教育学科、S 大学児童教育学科ともに、教員と学生の1対1の個人レッスン形式で行われているピアノの技術習得の授業である「器楽」の授業について、個人レッスンであることが、学生のピアノや弾き歌いの学習に良い影響を与えているのかを知るために、個人レッスンで良かったか、良くなかったかを選択してもらい、その理由を自由記述で回答するように求めた。

歌唱に関するアンケート調査は、「うた」を歌うことが好きか、歌唱技術に関する悩み、弾き歌いに関する悩みを、選択肢の中から回答するように求めた。また関連項目として、実習先の音楽表現活動の実態を知り、卒業までの音楽技術の到達目標を明確にするため、実習先で歌われていた「生活のうた」、実習先で行われていた音楽表現活動について選択肢の中から回答するように求めた。なお、児童教育学科の小学校実習は3・4年次に予定されているため、本アンケートの実習先とは、保育所・幼稚園・認定こども園のことである。

Ⅲ. 結 果

1. ピアノに関するアンケート調査

(1) 大学入学前のピアノ歴

ピアノを弾いた経験が全く無かったと回答した学生が36名となり、ピアノ経験1年未満の学生18名と合わせると、92名中54名となり、約6割の学生がピアノ初心者と言える。平野(2018)が、「ピアノ経験年数5年を分岐点に、授業で出される課題に対して練習すれば弾くことができるという高い自信を持っていること、さらに難しいと思える作品にも挑戦する意欲が高いことが明らかになった (p.71)」と述べているが、今回、そのピアノ経験年数5年以上に分類される学生は18名で、約2割となった。

(2) 現在の読譜力

「器楽」(ピアノの個人レッスン)の授業や実習を経験後の、現在の読譜力、すなわち楽譜を読む力を、表1の4つの選択肢の中から1つ選択するように求めた。

表1 現在の読譜力 (n=92)

カテゴリ	度数	%
とても簡単に読むことができる	5	5.4%
どちらかというと簡単に読むことができる	37	40.2%
あまり読むことができない	44	47.8%
全く読むことができない	3	3.3%
無回答	3	3.3%

「とても簡単に読むことができる」、「どちらかというと簡単に読むことができる」と回答した学生は42名(約46%)となった。また、「あまり読むことができない」、「全く読むことができない」と回答した学生は47名(約51%)となり、「読むことができる」と回答した学生と、「読むことができない」と回答した学生は、約半分に分かれる結果となった。

(3) 新しい曲の楽譜を読むときに大変なこと

新しい曲を課題として与えられたときに大変だと感じたことを、表2のように、6つの選択肢から、複数回答で回答を求めた。

表2 新しい楽譜を読むときに大変なこと (複数回答)

カテゴリ	度数	%
知らない曲ではイメージがわからない	67	72.8%
リズム(音の長さ)がわからない	40	43.5%
ヘ音記号が苦手	37	40.2%
ドレミがわからない	15	16.3%
高い音・低い音のドレミがわからない	13	14.1%
その他(自由記述)	2	2.2%

*表中の%は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

約7割の学生が、「知らない曲ではイメージがわからない」と回答した。また、ヘ音記号の読み方と、音の長さを含めたりズムについて苦手意識を持った学生が、それぞれ約4割となった。「その他」の自由記述は、1名が、「長いと集中力がいること」と回答した。この学生は、ピアノ経験が5年以上あり、読譜力については、「とても簡単に読むことができる」と回答していることから、新しい曲を練習する時に、常に長く、難しい曲を練習することになるためだと考えられる。その他と回答した別の1名は、「調が変わっている曲になると分からなくなる」と回答した。この学生は、入学前のピアノ経験が全くなく、読譜力については、「あまり読むことができない」と回答していることから、シャープやフラットがつかないハ長調で書かれている曲は読めるが、それ以外の調で書かれた曲を読譜することが苦手であると考えられる。

(4) 個人レッスン

ピアノの授業である「器楽」の授業が個人レッスンで良かったかどうかを尋ねた結果は、表3の通りである。

表3 個人レッスンについて (n=92)

カテゴリ	度数	%
良かった	87	94.6%
良くなかった	0	0.0%
わからない	5	5.4%

「良かった」という回答は87名、「良くなかった」という回答は0名となった。また、「わからない」と回答したのは5名であった。この結果から、多くの学生が個人レッスンという形式に満足していることがうかがえる。

「良くなかった」という回答はいなかったため、「良かった」と回答した理由を、複数回答の自由記述で回答するように求め、カテゴリ別に分類した結果が、表4である。

表4 個人レッスンで良かった理由 (複数回答)

カテゴリ	度数	%
質問しやすかった	39	42.4%
一人一人に合わせてもらえる	31	33.7%
グループレッスンだと緊張する	14	15.2%
良い所・悪い所がわかる	7	7.6%
自由に弾ける	7	7.6%
集中できる	3	3.3%

*表中の%は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

「質問しやすかった」という回答が39名となり最も多く、次に、「一人一人に合わせてもらえる」という回答が31名で続き、「グループレッスンだと緊張する」という回答が14名となった。

2. 歌唱に関するアンケート調査

(1) 「うた」を歌うこと

「うた」を歌うことについて、好きか嫌いかの2択で尋ねたところ、好きと回答した学生は81名、嫌いと回答した学生は11名であった。約9割の学生が「うた」を歌うことが好きなことがわかった。

(2) 歌唱技術に関する悩み

歌唱技術に関する悩みを、表5のように、11の選択肢から、複数回答で回答を求めた。

表5 歌唱技術に関する悩み（複数回答）

カテゴリ	度数	%
高い音が出にくい	39	42.4%
音程に自信がない	23	25.0%
音痴	20	21.8%
低い音が出にくい	19	20.7%
人前で歌うのが恥ずかしい	19	20.7%
音程が外れる	18	19.5%
大きな声が出ない	16	17.4%
音程が取りにくい	16	17.4%
声がかすれる	11	12.0%
特にない	11	12.0%
その他（自由記述）	2	2.2%

*表中の%は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

歌唱技術に関する上位3つの悩みは、「高い音が出にくい」が39名（42.4%）、「音程に自信がない」が23名（25%）、「音痴」が20名（21.8%）であり、次に19名（20.7%）の「低い音が出にくい」、「人前で歌うのが恥ずかしい」が続く結果となった。また「その他」の自由記述の回答として、「息の量を調整するのが難しい」が挙げられていた。この学生は「大きな声が出ない」も選択しており、ブレスコントロールを苦手としているのではないかと考えられる。予想以上に、回答のカテゴリが分散し、技術面・心理面でそれぞれの悩みがあることが明らかになった。

(3) 弾き歌いに関する悩み

弾き歌いに関する悩みを、表6のように、9つの選択肢から、複数回答で回答を求めた。

表6 弾き歌いに関する悩み（複数回答）

カテゴリ	度数	%
ピアノだけだと弾けるが、歌を入れると弾けなくなる	61	66.3%
ピアノを弾きながらだと大きな声が出ない	40	43.5%
ピアノと歌の音量バランスが取れない	22	23.9%
ピアノを弾きながらだと歌の音程が取れない	17	18.5%
歌う前の合図（声かけ）が難しい	17	18.5%
歌詞を間違える	15	16.3%
特にない	7	7.6%
弾く曲数（種類）が多い	6	6.5%
その他（自由記述）	3	3.3%

*表中の％は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

弾き歌いに関する上位3つの悩みは、「ピアノだけだと弾けるが歌を入れると弾けなくなる」が61名（66.3%）、「ピアノを弾きながらだと大きな声が出ない」が40名（43.5%）、「ピアノと歌の音量バランスが取れない」が22名（23.9%）であり、その他の自由記述として、「ラより下の音が出にくい」、「緊張する」、「2つ同時にするのが難しい」の3点が挙げられていた。また、ピアノを弾きながらだと歌の音程が取れないも次点の17名（18.5%）であり、学生にとってピアノと歌を同時に行うことへのハードルが高い傾向があることが推察される。

（4）実習先で歌われていた「生活のうた」

実習先で歌われていた「生活のうた」を、表7のように、9つの選択肢から、複数回答で回答を求めた。

表7 実習先で歌われていた「生活のうた」（複数回答）

カテゴリ	度数	%
おはよう	50	54.3%
おかえりのうた	34	37.0%
おべんとう	31	33.7%
おかたづけ	27	29.3%
さよならのうた	22	23.9%
おむねをはりましょう	13	14.1%
はをみがきましょう	11	12.0%
てをあらいましょう	5	5.4%
その他（自由記述）	5	5.4%

*表中の％は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

実習先で歌われていた上位3つの「生活のうた」は、「おはよう」が50名（54.3%）、「おかえりのうた」が34名（37%）、「おべんとう」が31名（33.7%）であった。またその他の自由記述では、「ぼっぼのうた（おはよう）」、「あさのうた」、「さよならさんかく」、「おやつのうた」、「仏教系のうた」の5曲が挙げられていた。生活のうたは、生活習慣の一環で毎日決まった朝・昼・帰りなどの時間に歌われることが多いと推察するが、帰りの時間では「おかえりのうた」ではなく「さよならのうた」を歌う園も22名（23.9%）見られた。「おはようのうた」も作曲者・作詞

者の異なる複数の曲があるため、園によって活用している曲に違いはあるだろうが、朝の時間や帰りの時間で、ほぼ同じ割合で生活のうたが歌われていることがわかった。

(5) 実習先で行われていた音楽表現活動

実習先で行われていた音楽表現活動を、表 8 のように、13 の選択肢から、複数回答で回答を求めた。

表 8 実習先で行われていた「音楽表現活動」(複数回答)

カテゴリ	度数	%
歌唱活動	59	64.1%
手遊びうた	58	63.0%
楽器活動	37	40.2%
リズム活動	34	37.0%
リトミック	30	32.6%
わらべうた	22	23.9%
発表会の練習	20	21.7%
音楽シアター	15	16.3%
劇遊び	10	10.9%
音遊び	8	8.7%
マーチング	4	4.3%
音探し	3	3.3%
その他(自由記述)	0	0.0%

*表中の%は、各カテゴリにあてはまる記述をしていた者の人数を調査対象者数で除したものである

実習先で行われていた上位 5 つの音楽表現活動は、「歌唱活動」が 59 名(64.1%)、「手遊びうた」が 58 名(63%)、「楽器活動」が 37 名(40.2%)、「リズム活動」が 34 名(37.%)、「リトミック」が 30 名(32.6%)であった。今回は配属された年齢は尋ねておらず、各年齢での差異はあると推察するが、これらの活動は、日常的に保育現場で実践されていることが明らかになった。特に、歌唱活動と手遊びうたは、年齢に関係なく、取り組みやすい活動であると考えられる。

IV. 考 察

ピアノに関するアンケート調査の結果から、1対1の個人レッスン形式の授業は、教員に質問をしやすい環境であり、自分のペースで練習を進めることができたことが明らかになった。自分の良いところと良くないところを把握することができ、学生が、個人レッスンであることに満足している様子がうかがえた。しかしながら、そのような環境であっても、楽譜を読むことに関して、自信の無い学生が約半数となり、知らない曲に新しく取り組む際に、楽譜だけで曲を理解することが難しいことがわかった。ただ、現在の読譜力がどのレベルに当てはまるかという設問に関しては、ピアノに取り組む姿勢が真面目であるほど、現在の読譜力に満足していない可能性も考えられるため、読譜力をはかる客観的な物差しが必要であると言える。篠原(2022)は、読譜力向上のために、ゲーム感覚で取り組めるドリル形式の自主制作の教材による効果を検証してい

る。学生が、自分で効果を実感できるようなトレーニング教材を使用することで、実際に読譜力が向上したことから、学生が客観的に自分の技術向上を判断できるような目標を立てることが大切であることがわかる。

ピアノ学習に関しては、終わりがなく、次々と新曲に取り組むことになり、常に課題が難しくなっていくという特徴がある。そのため、ピアノ経験1年未満の初心者も、ピアノ経験5年以上の学生も、同じように読譜力に難しさを感じ、リズムが分かりにくいと考えていることが分かった。知らない曲ではイメージがわからず、新しい曲に取り組む際の障壁になっていることから、その解決策を考える必要がある。保育者を目指す学生の練習意欲に関する調査をした、中村(2023)において、学生は、義務としてだけでなく、動画などで良い演奏を参考にするなど、ピアノを弾く楽しみを自分で見つけていることが示唆された。しかし、動画視聴に頼ることで、楽譜を読まずに練習し、読譜力が落ちてしまう可能性もあるため、動画を視聴し、弾きたいという意欲を高め、イメージを持ってから練習することが、ピアノの技術向上に効果的なのか、今後、調査する必要がある。読譜力向上は、歌唱活動だけでなく、楽器活動、リズム活動、リトミック、発表会の練習など、様々な場面で必要であり、簡易な楽譜を確実に読み、楽譜を便利な道具として使いこなせるように導きたい。

歌唱技術に関する悩みは、個別の発声指導で改善することが多いのではないだろうか。中野(2016)において、歌唱音量と音程整合率の関連性について調査している。歌唱音量の個体差は大きかったが、歌唱音量が大きい学生には、音程整合率も高い傾向が見られ、個人に適した発声指導の有効性が示唆された。歌唱技術の上位の悩みである高音や低音が出にくい場合、自分自身の喚声点(ヴォイスチェンジの音)を把握し、胸声(地声)と頭声(裏声)をミックスさせる発声練習をすることで、広い音域を安定した声で発声可能である。また、音程が外れる場合や音程が取りにくい場合は、フレーズの最初の音を取りにくいのか、フレーズの途中の音を取りにくいのかを見極め、適した音程練習をすることで矯正は可能であり、同声の歌唱に合わせて練習をすることで、音程を把握しやすくなると考える。

弾き歌いに関する悩みは、ピアノを弾きながら歌うことで、自分の歌唱の苦手な部分が弾き歌い時の悩みにも関連するのではないかと推察する。弾き歌いではあるが、まずはピアノと歌を個別に練習し、その後、合わせる練習をすることも重要であり、合わせていく際も、場合によっては「右手とうた」、「左手とうた」など少しずつできる要素を増やしていく部分練習も有効であると考え。また、弾き歌いの特徴である歌う前の合図(声かけ)や、有節歌曲形式のうたの歌詞の違いなど、歌唱指導時の配慮事項も難しさのひとつではないだろうか。子ども達に歌詞の意味をわかりやすく伝えたり、視聴覚教材などを活用して曲のイメージを共有することで、子どものうたはより良い表現に変化するだろう。そのためにも、学生自身が同一曲で様々な表現が可能であることを理解し、現段階からその曲でどのような表現をしたいのか、どのような表現ができるのかを具体的にイメージすることが必要であると考え。

保育・教育の現場では、年齢によって歌唱可能な音域や再現可能な曲の長さやリズムが異なる

ため、発達に合わせた歌唱指導も必要になってくるだろう。保育現場では、子どもたちは保育者の模範唱をお手本とし、少しずつうたの歌詞や音程を真似しながら覚えていき、小学校では楽譜やグループでの交互唱なども活用しながら、中・高学年では合唱も経験していく。保育・教育の現場で自信をもって適した歌唱指導ができるよう、普段の授業でも歌唱技術の向上に努め、発達段階を意識した歌唱活動内容の検討や人前で歌う経験を重ねていく必要があると考える。

V. おわりに

実習先のアンケート結果から、昨今のコロナ禍であっても、保育現場では、感染対策をしながら様々な音楽表現活動が日常的に行われていることが明らかになった。学生の読譜力や、ピアノや歌唱技術などに関する悩みも明らかになったが、個人レッスン形式の利点である教員に質問しやすい環境や、自分のペースで進めることができる点を活用し、自身の課題と向き合い、まずは技術力の向上に努めてほしい。また約3割の学生が、保育現場でリズム活動やリトミックも活用されていたと回答していることから、応用力としての柔軟な対応力や表現活動時の実践的な内容を体験する環境も必要であると考えられる。

ピアノに関するアンケートにおいて、グループレッスンでは緊張するため、個人レッスンの方が良いとする回答もあったが、グループで、それぞれの課題曲をお互いに聴いてもらい、多様な曲に親しみを持ちながら、人前での演奏に慣れていく経験も必要であると考えられる。教員や保育者としてピアノを演奏する場合、多くは人前での演奏となるため、緊張感を避けていては成長につながらない。学生それぞれが、進歩を確かめ合いながら成長していくことは、現場での臨機応変な対応や、即興的な演奏にもつながる。中村（2022）において、5領域のひとつである領域「表現」の大きな流れとして、イメージを大切に感性を育むことの重要性が増してきていると述べたが、音楽表現活動では、子ども達に動いてもらい、様々なイメージがわくような、即興的なピアノ演奏が求められている。難しい楽譜を読めるようになることだけが、ピアノ演奏の進歩ではなく、子ども達の様子を見ながら、速さや表現を変えて演奏する能力をつけていく必要性を学生に理解してもらうことによって、ピアノへの考え方や取り組み方も違ってくると考えられる。

中野（2023）において、「音楽劇の創作活動は、領域「表現」の音楽表現、身体表現、造形表現の3分野それぞれに関連した活動があり、領域「表現」の観点である「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」を体感することのできる総合的な表現活動である（p.61）」と述べたが、即興的なピアノ演奏を活用したりリトミック活動や、歌唱活動時に身体表現や造形表現を組み合わせることでも、領域「表現」の観点を子ども達が体感することは十分可能であるだろう。しかしそのためには、保育者や教員がピアノや歌を一人で演奏できるだけではなく、伴奏などの他者に向けた演奏も安定してできる技術力、その場に必要なのに気づき対応できる柔軟性、総合的な音楽指導力なども必

要不可欠であると考える。

本アンケートで明らかになった課題や各指導要領を踏まえ、「器楽」の個人レッスンの授業と「保育内容指導法 表現」などのクラス単位での全体授業で、授業内容を具体的に調整・検討していきたい。授業で、保育・教育の現場で多用されている、曲や音楽表現活動例であることを周知し、必要性を理解してもらった上でグループ活動などに取り入れることで、学生の積極性や学習意欲は向上するのではないだろうか。また今回は割愛したが、同アンケート内で「音楽表現活動時の保育者の配慮事項や真似をしたいこと」、「実習の反省を踏まえた自身の音楽表現の課題」なども自由記述で回答を求めている。これらの回答をテキストマイニングなどで分析することでも、現場に即した新たな課題が見えてくると考える。

本稿によって、実習先で最も行われている音楽表現活動である歌唱活動について、ピアノと歌唱それぞれの課題と問題点を、学生へのアンケート調査から明らかにした。個人レッスンという授業形態は、学生にとって好ましいということがわかったが、教員・保育者は、人前で音楽活動をおこなわなければならない。音楽の能力に差があったとしても、全体授業などで、学生それぞれの指導者としての力を伸ばす授業を展開しなければならないだろう。引き続き、どのような授業内容が、教員・保育者となる学生にとって本当に必要であるのかを考え、具体的な教材開発を含めて研究を進めていきたい。

付記

本研究は、日本保育学会第 76 回大会（2023）で発表した内容に、加筆、修正を行ったものである。

引用・参考文献

- 奥田昌代（2019）「教育・保育現場で求められる音楽的能力に即した教育について－実習後の学生アンケートから見えるもの－」『全国大学音楽教育学会関西地区学会誌』創刊号，pp.10-15.
- 篠原友里（2022）「初等教育教員養成課程におけるピアノ学習支援に関する一考察－自主制作教材の活用を通して－」『福岡教育大学紀要』第 71 号，第 6 分冊，pp.7-12.
- 中野圭子（2016）「保育士養成時の弾き歌いに関する研究①－歌唱とピアノ伴奏の音量バランスに着目して－」『西日本短期大学総合学術研究論集』第 6 号，pp.61-68.
- 中野圭子（2023）「保育者養成校における総合的な表現活動に関する一考察－領域「表現」から考える創作音楽劇の意義－」『園田学園女子大学論文集』第 57 号，pp.53-62.
- 中村愛（2022）「保育者養成校における「表現」指導に関する実践的研究－音楽表現に焦点を当てて－」『園田学園女子大学論文集』第 56 号，pp.31-40.
- 中村愛（2023）「ピアノ学習者の練習意欲を高める指導に関する研究－保育者養成校の現状を踏まえて－」『園田学園女子大学論文集』第 57 号，pp.99-107.
- バンドゥレスパー，エリザベス（2012）『リトミック教育のための原理と指針 ダルクローズのリトミック』石丸由理訳，ドレミ楽譜出版社.
- 平野智美（2018）「ピアノ学習者の学習過程における自己効力感の醸成に関する研究」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』第 14 号，pp.63-72.
- 文部科学省（2018）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）』東洋館出版社.
- 文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館.

〔なかの けいこ 音楽教育学〕

〔なかむら あい 音楽教育学〕

【論文】

命令文の使用に関する一考察

坂 元 敦 子

Abstract

Mori (2006) classifies imperative sentences into three types. This paper points out that there is a fourth type with the following characteristics: (i) the propositional content P has already been realized and does not prompt the realization of P after the time of utterance, and (ii) the addition of the Japanese sentence-final particle *yo* with flat intonation is mandatory. This paper also argues that the two criteria adopted by Mori should be reinterpreted as properties widely common to imperative sentences: (a) consistency between the speaker's intention and propositional content, and (b) the possibility of future realization of the propositional content.

1. はじめに

一般的に、命令文は、当該文で表わされる行為を遂行するよう聞き手に対して要求するときに使われるものであり、その意味機能については、これまでに様々な観点から分析されてきた（仁田 1991、Portner 2007, 2016、Condoravdi & Lauer 2012、Roberts 2015 など）。そのため、(1) のような命令文はいずれも、「部屋を片付ける」という行為を話し手が聞き手に要求するときに使われると言える。

(1) a. Clean your room.

b. 部屋を片付けろ。

しかし、次のような命令文も存在する。字義的には、(2) では動くことが要求されており、(3) では嘘をつくことが要求されているものの、いずれも話し手の意向と命題的内容が一致していない。森（2006）は、これら (1)-(3) の命令文がそれぞれ別のタイプの命令文であると主張している。

(2) [人質に対して]

a. 動いてみる。

b. Make a move.

(3) [明らかに嘘と思われる馬鹿げたことを言った相手に対して]

うそつけ。

（森, 2006, p.135）

なお、英語には (3) タイプの命令文が存在しないという。確かに、逐語訳的に対応する英語の命令文 (4) は、(3) と同じ文脈では用いることができない。

(4) Tell me a lie.

（森, 2006, p.139）

本稿で考察対象とする命令文は、(i) 主語がない、(ii) 動詞が命令形である（英語では原形）、(iii) 聞き手に向けられているという特徴を共有している典型的な命令文の形を持つ文である。(5) に挙げるような、命令文の形でなくても命令の機能を持つ文は、ここでの対象としない。

- (5) a. Could you pass me the salt?
b. ほら、さっさと寝る。
c. ちょっと待った。
d. 今日中に終わるように。
e. 塩分は控えること。

（佐藤ほか，2014, p.1992）

本稿では、日本語の命令文を扱った森（2006）の分析を出発点として、日本語と英語の命令文の使用について考察する。まず、第2節で、森（2006）の分析を概観する。第3節では、森の分析では取り上げられていない4つ目のタイプの命令文があること、その4つ目の命令文が日本語の終助詞「よ」の共起と関わっていることを指摘する。第4節では、森による観察の観点を検討し直し、それらが日本語と英語の命令文に広く共通する性質であることを示す。最後の第5節は、まとめと結論である。

2. 森（2006）

森は、次の(6)-(8)のような命令文を2つの観点から観察している（(7) (8) は、(2) (3) の再掲）。

- (6) [扉を開けることを促して]
a. Open the door.
b. 扉を開けろ。
(7) [人質に対して]
a. Make a move.
b. 動いてみろ。
(8) [明らかに嘘と思われる馬鹿げたことを言った相手に対して]
うそつけ。

（森，2006, p.135）

まず、それぞれの命令文がその否定命令文（(6')-(8'））とほぼ同じ意味を伝達するかどうかという観点から、(6) と (7) (8) は区別できると述べている。(6) と (6') は正反対の意味になってしまうのに対して、(7) と (7')、(8) と (8') はほぼ同じ意味を伝達するものとして解釈できるという¹⁾。

- (6') a. Don't open the door. (≠ (6a))
b. 扉を開けるな。 (≠ (6b))
(7') a. Don't make a move. (≠ (7a))

b. 動くな。(≡(7b))

(8') うそつくな。(≡(8)) (森, 2006, p.137)

さらに、「みろ」が付加されても、もとの命令文とはほぼ同じ意味を伝達するかという観点から、(6)-(8) は別個のタイプであることを確認している。(6'')-(8'') より、(6) では「みろ」との共起は任意、(7) では必須、(8) では不可という差異が明らかになる。

(6'') a. 扉を開けろ。(=(6b))

b. 扉を開けてみろ。

(7'') a. 動け。

b. 動いてみろ。(=(7b))

(8'') a. うそつけ。(=(8))

b. うそついてみろ。(森, 2006, p.142)

以上の観察をまとめると [表 1] の (6)-(8) までのようになる。なお、[表 1] の右端の列 (10) については、次の第 3 節で言及する。

表 1

	(6)	(7)	(8)	(10)
否定命令文が同じ意味を表すか	×	○	○	×
「みろ」との共起性	○ (任意)	○ (必須)	×	×

(cf. 森, 2006, p.142)

その上で、「命令される命題的内容を P とすると、P は『潜在型』と『既存型』を両極とするスケール上に位置づけられる」と提案している。この提案を (6)-(8) に適用すると、(6) の P (扉を開けること) はまだ起こっていない「潜在型」、(7) の P (聞き手が動くこと) は今にも起こりそうだがまだ起こっていない「既存型に近い潜在型」、(8) の P (聞き手が嘘をつくこと) は「明らかに嘘と思われる馬鹿げたことを言った相手に対して」述べられることから「既存型」であるという。

この提案は、典型的な否定命令文についても適用可能だという。(9) の命令文は、吸っていない相手に吸わないよう命じる予防としても、目の前で吸っている相手に吸わないよう命じる禁止としても使える。森によれば、さらに、今まさに吸おうとしている相手に対しても使えるという。それぞれが「潜在型」「既存型」「既存型に近い潜在型」に当たる。

(9) a. Don't smoke here.

b. ここで煙草を吸うな。(森, 2006, p.153)

森は、このスケールを導入することで、肯定命令文と否定命令文の並行性を捉えられるほか、日本語と英語の命令文の差もより細かく捉えられると主張している。

3. 4つ目のタイプの命令文

この節では、森では言及されていなかった4つ目のタイプの命令文の存在を指摘する。便宜的に、森の例文(6)-(8)に当たる命令文をタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢとし、ここで取り上げる4つ目をタイプⅣと呼ぶ。タイプⅣは、[表1]の右端の列に当たる命令文である。つまり、下の(10') (10'')で示されるように、否定命令文や「みろ」が付加された文は、いずれも元の命令文と同じ意味を表わさない²⁾。(10)の話し手は、自身の期待が外れたことや、過去にすべきだった行動を取らなかった聞き手に対して不満を持っている。

- (10) [天気予報で必ず雨が降ると言っていたのに、傘を持たずに待ち合わせ場所に現れた相手に対して]
傘持ってこいよ。

(10') 傘持ってくるな。(≠(10))

(10'') 傘持ってきてしろ。(≠(10))

他にも(11)(12)のような命令文が同じタイプに属すると考えられる。(11)の話し手は、聞き手が昨日までに言うべきだった事柄を言わなかったことを非難しており、(12)の話し手は、前の週のうちに旅行かばんを用意しなかった聞き手を責めているという文脈を想定すると、その使用が自然である。

(11) そういう大事なことは昨日までに言えよ。

(12) 先週のうちに旅行かばんを用意しろよ。

タイプⅣの命令文には、次の2つの特徴があると考えられる。すなわち、(i) 表現される命題的内容 P とは異なる事態がすでに実現してしまっているために、発話時以降の P の実現を促すものではない、(ii) 非上昇調イントネーションを伴う終助詞「よ」の付加が必須であるという点である。例えば、(10)で命じられている命題的内容は「傘を持ってくること」だが、この発話は傘を持ってこなかった相手に対するものであり、発話時以降に傘を持ってくることを促す意図をもって述べられるものではない。また、非上昇調イントネーションの終助詞「よ」を除くと、通常の命令文と同じように、発話時以降に傘を持ってくることを聞き手に要求する解釈になってしまう。なお、終助詞「よ」は様々なイントネーションを伴うことが指摘されているが(井上 1995, 1997、片桐 1995、大島 2013 など)、このタイプの命令文に現れるのは非上昇調イントネーションを伴う「よ」である。

(11)(12)で示されるように、このタイプの命令文は、過去を表わす副詞表現と共起できる。しかし一般的には、命令文は現在または未来に関係しており、過去を表わす副詞表現とは共起できないという(Han 1999、Takahashi 1994、Roberts 2015)。(13)の例でも示されるように、このタイプの命令文は、少なくとも英語には存在しないのではないかと考えられる。

(13) a. Talk with your doctor *now / tomorrow / next month*.

b. Talk with your doctor **yesterday / *last month*. (Takahashi, 1994, p.373)

第2節で概観した通り、森の提案は、典型的な否定命令文についても適用可能だと述べられていた。(14)は(9)の再掲である。

(14) a. Don't smoke here.

b. ここで煙草を吸うな。 (森, 2006, p.153)

森で言及されていたのは、聞き手が目の前で煙草を吸っている段階までだったが、当然、吸い終わった段階も想定できる。すでに煙草を吸い終えて火を消している相手や吸い殻を残して立ち去っている相手に対して述べるのであれば、(14)よりもタイプIVである(15)の方が自然である。

(15) ここで煙草を吸うなよ。

以上見てきた通り、森では言及されていない第四のタイプの命令文が存在する。

4. 森による観察の検討

この節では、森が観察に用いていた2つの観点を検討し直す。

4.1. タイプI-IVの命令文の整理

まず、タイプI-IVの例文と、森が行った観察を再確認する。次の(16)-(19)は(6)-(8)、(10)の再掲で、タイプI-IVに該当する。タイプIを除き、聞き手に対して要求する行為の内容と命令文の命題的内容が一致しておらず、一般的な命令文とは言い難い印象を受ける。

(16) [扉を開けることを促して]

a. Open the door.

b. 扉を開けろ。

(17) [人質に対して]

a. Make a move.

b. 動いてみろ。

(18) [明らかに嘘と思われる馬鹿げたことを言った相手に対して]

うそつけ。

(19) [天気予報で雨が降ると言っていたのに、傘を持たずに待ち合わせ場所に現れた相手に対して]

傘持ってこいよ。

また、森は、(i) 否定命令文が元の命令文と同じ意味を伝達するかどうか、(ii) 「みろ」が付加された文が元の命令文とほぼ同じ意味を伝達するかという観点からの観察を行っていた。第2節の[表1]の例文番号を改めたものが、下の[表2]である。

表 2

	タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV
否定命令文が同じ意味を表わすか	×	○	○	×
「みろ」との共起性	○ (任意)	○ (必須)	×	×

(cf. 森, 2006, p.142)

森は、途中で 1 つ目の観点を議論の対象から外している。タイプ II と III を区別することができないためである。確かに、考察の対象をタイプ I-III の命令文に限定するならば、2 つ目の観点のみで対応できる。しかし、タイプ IV を想定すると、タイプ III と IV のいずれも「みろ」とは共起できないため、森が有意味に区分できるとしていた 2 つ目の観点は有効ではなくなる。現在のところ、この 2 つのタイプの命令文を区別するには、森が放棄した観点が必要となる。以下では、いずれの観点も命令文の使用を考える上では重要な性質であることを示すとともに、タイプ I 以外の命令文が一般的な命令文からは逸脱したように感じられる理由を考察する。

4.2. 1 つ目の観点

次の (20) (21) はタイプ I に属する (6) と (6') の再掲であり、(20) の否定命令文が (21) である。通常、(20) を用いる状況で (21) を用いても、その指示は伝わらない。

- (20) a. Open the door.
b. 扉を開けろ。
- (21) a. Don't open the door.
b. 扉を開けるな。

また、(22) (23) は (7) と (7')、(24) は (8) と (8') の再掲である。通常、聞き手に動くことを要求する場面で (22) の代わりに (23) を用いても、その指示は伝わらない。同様に、聞き手に嘘をつくことを要求する場面で (24a) の代わりに (24b) を用いても、やはりその指示は伝わらない。しかし、人質に対して脅す場面であれば、(23) を用いても問題は生じず、同様に、明らかに嘘と思われる馬鹿げたことを言った相手に対して述べる場面であれば、(24b) を用いても問題ない。

- (22) a. Make a move.
b. 動いてみろ。
- (23) a. Don't make a move.
b. 動くな。
- (24) a. うそつけ。
b. うそつくな。

森によると、(23) は (22) と、(24b) は (24a) と「ほぼ同じ意味を伝達する」と表現されているが、ここでいう「ほぼ同じ意味」は、「ほぼ同じ『話し手の意図・意向』」と言い換えられる

べきである。なぜなら、「動いてみろ」「うそつけ」だけでは、文字通り「動くという行為をせよ」「嘘をつくという行為をせよ」という意味にしかならず、「動くな」「嘘をつくな」という解釈はできないためである。そう考えると、「否定命令文が元の命令文と同じ意味を伝達するかどうか」という一つ目の観点は、「話し手の意向と命令文の命題的内容が一致しているかどうか」と読み改めることができる。

一般的に、命令文は話し手の意向に沿ったものであると言われており（仁田 1991、Condoravdi & Lauer 2012、Roberts 2015 など）、(25) のように、話し手の意向と命令文の命題的内容が一致していないと不自然となる。

(25) #Call him at home! I don't want you to but he is fine with that.

(Condoravdi & Lauer, 2012, P.42)

森による一つ目の観点「否定命令文が元の命令文と同じ意味を伝達するかどうか」=「話し手の意向と命令文の命題内容が一致しているかどうか」は、まさに先行研究で指摘されてきた典型的な命令文の性質だと言える。

森では棄却されていた観点は、「話し手の意向と命令文の命題内容が一致しているかどうか」と言い換え、典型的な命令文が広く共有する性質として採用する。同時に、この基準を満たさないことは、タイプ II・III を特徴づける重要な要素だと言えるだろう。

4.3. 2 つ目の観点

ここでは、まず、2 つ目の観点に基づく観察結果を検証し直す。そこで、森が用いた「『みろ』が付加された文が元の命令文とほぼ同じ意味を伝達するか」という観点を、2 つの部分に還元したい。すなわち、「①『みろ』と共起できるか」と「②当該意味を表わすために『みろ』が必要か」という 2 つである。①については、タイプ I・II が可、タイプ III・IV が不可となる（[表 2] では○×で示されている）。ところが、②については、タイプ II のみが義務的となる（[表 2] では「必須」で示されている）。

この差は、「みろ」の機能を 2 つに分解することで説明できるのではないかと考える。森は、村上（1993）を踏まえて、「みろ」には、当該命令文の命題的内容 P を仮定的に提示し、P を実行すればある結果が伴うという因果関係を想起させる機能があるとしている。これを換言すれば、「みろ」は「仮定的に示す」「因果関係を示す」の 2 つの部分から成ると考えられる。

前者の機能である「仮定的に示す」ことは、命題的内容が実現していない場合にしか成り立たない。この点から考えると、「『みろ』と共起できるか」ということは「命題的内容が未実現か」と言い換えることができる。これは、先行研究で Epistemic Uncertainty Constraint と呼ばれる制約と関係している（Condoravdi & Lauer 2012、Roberts 2015 など）。この制約は、通常の命令文では、将来的に命題的内容が実現する場合も実現しない場合もありうるというものである。つまり、命題的内容は、通常、発話時点において未実現なのである。森の 2 つ目の観察に含まれる「①『みろ』と共起できるか」=「命題内容が未実現か」=「命題的内容が今後実現する可能性はあ

るか」という視点は、先行研究で指摘されてきた典型的な命令文の性質の一つと言える。

一方、「みろ」の後者の機能である「因果関係を示す」とは、(26)のように、当該命令文から後続するような結果の部分が示唆されるということである。(26)は *if* の意味を持ち、さらに(27)のような条件文に書き換えられるという。

- (26) a. Make a move and I'll shoot.
b. 動いてみろ、撃つぞ。 (森, 2006, p.150)
- (27) a. If you make a move, I'll shoot.
b. もし動いたら、撃つぞ。 (cf. 森, 2006, p.150)

これは、英語において Pseudo-imperatives (Clark 1993) や Imperatives and Declaratives (IaD) (Kaufmann 2019) と呼ばれるもので、命令文を前件、平叙文を後件とする条件構文である。タイプ II の命令文は、4.2. でも指摘した通り、後続する部分がなければ話し手が意図した解釈は生じない。(26) の例では、「動いてみろ」という前半部分だけでは、「動くな」という解釈にはならない。森自身は、このタイプの命令文には結果となる部分が後続することが多いと述べているが、むしろ後続していなければ話し手の意図は伝わらない。これは他の3つのタイプの命令文には見られない特徴である。「②当該意味を表わすために『みろ』が必要か」=「命令文の部分を条件として解釈できるか (英語における Pseudo-imperatives や IaD か)」という視点からタイプ I-IV を見ることで、タイプ II のみ「みろ」との共起に関して異なる振る舞いを示すことの説明がつく。

4.4. タイプ I のみが一般的な命令文だと感じられる理由

前項までの考察によって、森が観察に用いた2つの観点を、それぞれ以下の [表3] のように捉えなおすべきであることを確認した。森における (i) は [表3] の (a) に当たるが、観点を捉えなおしたことによって、以前の [表1, 2] とは○×が反対となっている。また、森における (ii) は、これまでの考察を踏まえ、[表3] では (b) (c) に分解されている。

表3

	I	II	III	IV
(a) 話し手の意向と命令文の命題内容が一致しているか	○	×	×	○
(b) 命題的内容が今後実現する可能性はあるか	○	○	×	×
(c) 命令文部分を条件として解釈できるか	×	○	×	×

タイプ I の命令文は、話し手の意向と命令文で表される命題内容が一致しており、その命題内容は発話時以降に実現する可能性がある。タイプ II の命令文は、命令文で表される命題内容は発話時以降に実現する可能性があるものの、その命題内容は話し手の意向と一致していないため、命令文の部分をそのまま解釈することはできない。むしろ、命令文の部分は条件として解釈されるのが妥当で、後続する平叙文の部分にその結果が示される。タイプ III の命令文は、話し

手の意向と命令文で表される命題内容が一致していないだけでなく、発話時点ですでに命題内容が実現しているため、それ以降に命題内容が実現するという可能性はない。タイプ IV の命令文は、話し手の意向と命令文で表される命題内容は一致しているものの、発話時点ですでに命題内容とは異なる事態が実現しているため、それ以降に命題内容が実現する可能性はない。

〔表 3〕の (a) (b) の性質は、典型的な命令文の特徴としてすでに先行研究でも言及されたことがあるものであった。このことを踏まえると、タイプ I のみが一般的な命令文だと感じられる理由も明らかとなる。つまり、タイプ I のみが (a) (b) 両方を満たしているため、典型的な命令文の特徴を有していると言え、一般的な命令文と感じられる。タイプ II-IV は、いずれか一方しか満たしていない、両方とも満たしていない、あるいは、さらに条件として解釈できる可能性があるために、典型的な命令文の特徴を欠いており、いずれも一般的な命令文からは逸脱しているように感じられるのだと考えられる。

5. おわりに

本稿では、森 (2006) を出発点として命令文の使用について考察した。具体的には、まず森の分析を補足する形で 4 つ目のタイプの命令文があることを示した。4 つ目のタイプの命令文には、(i) 表現される命題的内容 P がすでに実現してしまっているために、発話時以降の P の実現を促すものではない、(ii) 非上昇調イントネーションを伴う終助詞「よ」の付加が必須である、という特徴がある。さらに、森が行った観察を再検討し、森が用いた 2 つの観点を、命令文に広く共通する性質として再解釈すべきであることを指摘した。すなわち、(a) 話し手の意向と命令文の命題内容が一致しているか、(b) 命題的内容が今後実現する可能性はあるか、という 2 つである。これを踏まえると、タイプ I の命令文のみが典型的なものに感じられる理由も明らかになる。タイプ II-IV は (a) (b) のいずれか一方しか満たさないか、もしくは両方とも満たさず、タイプ II は、それに加えて、命令文部分を条件として解釈できるという特徴的な性質をも有する。タイプ I のみが (a) (b) 両方を満たしているため、典型的な命令文だと感じられる。

参考文献

- Clark, Billy. (1993). Relevance and 'pseudo-imperatives'. *Linguistics and Philosophy*, 16(1), 79-121.
- Condoravdi, Cleo & Sven Lauer. (2012). Imperatives: meaning and illocutionary force. *Empirical Issues in Syntax and Semantics*, 9, 37-58.
- Fox, Chris. (2015). Imperatives. In Shalom Lappin & Chris Fox (Eds.), *Handbook of contemporary semantic theory* (2nd ed). Oxford and Malden MA: Wiley-Blackwell 2nd edn.
- Han, Chung-hye. (1999). Deontic Modality Lexical Aspect and the Semantics of Imperatives. In T. L. S. Trail (Ed.), *Linguistics in Morning Calm*, 4, Hanshin Publications, 479-495.
- 井上優. (1995). 「方言終助詞の意味分析」. 『国立国語研究所報告集』 16, 161-184.
- 井上優. (1997). 「もしもし、切符を落とされましたよー終助詞『よ』を使うことの意味ー」. 『言語』 26, 62-67.

- 片桐恭弘 (1995). 「終助詞による対話調整」. 『言語』 24, 38-45.
- Kaufmann, Magdalena. (2000). Imperatives. In Matthewson, Lisa, Meier, Cecile, Rullmann, Hotze and Ede Zimmermann (Eds.) *Semantics Companion*. (prefinal version)
- 森英樹. (2006). 「3つの命令文：『日英語の命令文と潜在型／既存型スケール』」. 『言語研究』 129, 135-160.
- 仁田義雄. (1991). 『日本語のモダリティと人称』, ひつじ書房.
- 大島デイヴィッド義和. (2013). 「日本語におけるイントネーション型と終助詞機能の相関について」. 『国際開発研究フォーラム』 43, 47-63.
- Portner, Paul. (2007). Imperatives and modals. *Natural Language Semantics*, 15, 351-383.
- Portner, Paul. (2016). Imperatives. In Maria Aloni & Paul Dekker (Eds.), *The Cambridge handbook of formal semantics*, Cambridge University Press.
- Roberts, Craige (2015). Conditional plans and imperatives: A semantics and pragmatics for imperative mood. In Thomas Brochhagen, Floris Roelofsen, & Nadine Theiler (Eds.), *Proceedings of the Twentieth Amsterdam Colloquium Amsterdam Colloquium*, 353-362.
- 佐藤武義ほか. (2014). 『日本語大辞典』. 朝倉書店.
- 田川拓海. (2019). 「独話に現れる愚痴命令文と反事実性」. 『日本語文法』 19, 126-134.
- Takahashi, Hidemitsu (1994). English imperatives and speaker commitment. *Language Sciences*, 16, 371-385.

注

- 1) むしろ、(7) の命令文を (7') の否定命令文と同等の意味を持つと解釈するためには、(26) のように後続する部分が必要である。
- 2) 同様の命令文を田川 (2019) は「愚痴命令文」と名付け、独り言に現れるという特徴を指摘している。

[さかもと あつこ 言語学・英語学]

【論文】

薩摩義士「平田鞆負」の教材化と道徳授業づくり

——偉人伝の道徳教材化における勘所——

荊 木 聡

I. はじめに

1. 教材化の必要性

道徳教材は、「自己の心や生活をうつす姿見」であり、「道徳的思考をみがく砥石」であり、「現在および将来に生きる自己の人生の展望をもつことのできる地図ないしは道標」である¹⁾。「生活をささえ、生活をきりひらいていく主体としての自己を発見し、自己を高めていく」ため、「より深くより広く考えていくことのできる条件をそなえて」²⁾いなければならないのである。

従前からの道徳資料・教材に対するこの考え方は、例えば、現行学習指導要領における教材についての留意事項「生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと」³⁾として受け継がれている。また、教材が具備すべき要件も挙げられており⁴⁾、これにも留意して教材化する必要がある。

さらに、教材化の必要性は、各学校が独自の教育課題・教育目標に応じた全体計画・年間指導計画に基づいて行うことで必然的に要請される側面もある。すなわち、各学校で重点的に扱う内容項目が異なるわけであり、中学校であれば 22 の内容項目を 1 時間ずつ行った残りの授業において、学校・学年による重点目標に沿った教材を用いる必要が生じるのである。なお、教材化の際には「その人物の生き方から人間としての生き方を考えさせる場面を設定できることが重要であるなど、いたずらに生徒の興味を引くことのみに留意するのではなく、道徳科の教材として具備すべき要件を踏まえ、道徳科の特質を生かした展開が可能となるよう、授業での活用を視野に入れた工夫」が求められる⁵⁾。

2. 偉人伝の必要性

先人の伝記については、解説書に「多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じることができるとともに、人間としての弱さを吐露する姿などにも接し、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めるものなどが想定される」⁶⁾とあるが、「など」の語は偉人伝一般に

ついで言及であることを意味し、教材個々に対しては、これらの文言全体を満たしている必要はない。例えば、「人間としての弱さを吐露する姿」とあるが、すべての偉人伝に対して適用すれば、偉人に対する畏敬や憧憬の念、及び生徒の価値観・世界観・人生観はしばまざるを得ない。

このことは、伝記教材の意義とも重なり合う。すなわち、「伝記に描かれている先人は、その時代、その社会における優れた道徳的価値を具現する言行を残している。道徳的価値は、一人の人間が、社会生活において他と触れ合う具体的な場面において実現されるものであるが、それはまた、時間の隔たりや生活様式の変遷を超えて、今日に至っても人間の理想的な生き方の実践例として生きているということができる。(中略) 子どもたちが主人公の生き方に感動したり共鳴したりすること、主人公を鏡として自分を省みること、人間としての視野を広げることなどによって、よりよく生きようとする意欲を高めていくのに効果的な教材である。』⁷⁾と言うのである。

実際、本稿で扱う薩摩義士・平田^{ゆきえ}鞠負にとって、肉魂を積んでの築堤は刀を用いない決死の戦であり、人間としての弱さや生きることの魅力とは対極の「死を覚悟した人間の凄み」を感じずにはおれない史実と言えよう。

3. 教材化の基本的手順

筆者が作成協力者として携わった「中学校道徳 読み物資料集」⁸⁾の作成手順は、内容項目を決め、資料を起・承・転・結に分けてプロットを取り、その後、肉付けしてストーリーを完成させるというものであった。起・承・転・結については、協力者会議の場で説明があり、それは、おおよそ次のとおりであった。すなわち、『起』は、道徳的課題・問題が生じる場面であり、『承』は、道徳的に葛藤する場面であり、『転』は、道徳的変容が見られる中心場面であり、『結』は、具体的な行為として変化が認められる場面」だということである。また、プロットへの肉付けについては、水面下ではどのような発問が設定できるのかを意識しながら、極力、内面的な説明を省いて、表面上の具体的な行動・行為を描写するようにした。

教材に用いられた文言と発問づくりは表裏を成しているが、このことは、解説書の「開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえて授業で活用したときに、生徒がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方等を併せて検討しておくことが大切である。」との表現からも確認できる。特に、「発問の仕方」を併せて検討しておくとの指摘は、自作教材は物語としての完成度以上に、それを用いた道徳授業の完成度が厳しく問われることを示唆している。

そこで筆者は、この解説書の示唆を拡大解釈し、表1の通り、まず教材化に当たり、主題に沿った発問の方向性を見定めることから始め、次にそれを意識したプロットを取り、肉付けしてストーリーを完成させ、最後に改めて具体的な発問の取捨選択と表現を工夫するという流れで考えたい。発問設定が上手く行かずに教材の修正を繰り返す作業は、教材化と発問づくりの間を往還運動しているに過ぎないのであり、すでに「教材を基に発問を考える」という既存概念は碎かれ

ている。そう考えると、発問の方向性をある程度見定めてから具体的な教材文を考えていくという手順は、それほど不合理なものとも言えないであろう。

そこで本稿では、一般的には表1の「教材化の手順」における②だけを教材化と捉える向きもある中、①と③をセットにすることで、真に実践に活用し得る自作教材が完成されとの立場に立ち、①を②の前に位置付けることで、試行錯誤を減じて手際よく教材化を推し進めたいと考える。なお、①の括弧内は、本来は教材化の出発点として重視されるべき視点であるが、本稿では個別具体の学校・生徒を想定していないため、触れずに進めていくこととする。

表1 道徳教材化の手順

- | |
|---|
| <p>①（生徒の心の実態や願い、学校・学年の重点目標等に照らして必要と考えられる新たな素材を見出し、授業の「主題」を設定し、それに沿った「ねらい」と「発問の方向性」を見定める。</p> <p>②発問の方向性を意識して教材の「プロット」を取り、それに「肉付け」して完成させる。</p> <p>③生徒に投げかける具体的な「発問」と授業の「ねらい」を確定する。</p> |
|---|

Ⅱ. 目的と方法

1. 目的

本研究は、薩摩義士・平田鞆負を素材にして、表1の「道徳教材化の手順」に従って教材化を試み、それが授業実践に耐え得ることの検証を通して、教材化に関する本手順の有効性を示すことを目的とする。

2. 方法

薩摩義士・鞆負に関する基本図書を参照するとともに、鞆負の子孫に取材し、また木曾三川公園や海蔵寺等の縁の地も訪ねて資料を収集した上で、表1の手順で教材化を図る。完成した自作教材については、大学生34人を対象に道徳授業を実施し、その発言やワークシートの感想を整理するとともに、貝塚市立第五中学校の研究報告⁹⁾に掲載のアンケートと同じ質問項目に回答させ、その結果を分析・考察する。

具体的には、基本図書としてのA『宝暦治水・薩摩義士』¹⁰⁾、B『宝暦治水記』¹¹⁾に当たり、必要な情報を整理する。なお、C『孤愁の岸』¹²⁾は、詳細な情報を提供する小説であるが、格調高い表現が中学生に馴染まないため、AとBの情報の詳細を知るための手がかりとして参照するに留める。また、鞆負の子孫への取材を通して、久保登條代表取締役の平田朝久氏による紙芝居の実演とともに、NHKが1984年1月2日と2005年6月1日にそれぞれ放送した「孤愁の岸」¹³⁾及び「その時 歴史が動いた」¹⁴⁾を鑑賞させてもらう。さらに、授業実践は大阪府内の大学1年生に対する講義の第1回目に行い、表2のアンケートに「1：そう思わない」「2：少しそう思う」「3：ある程度そう思う」「4：そう思う」「5：大変そう思う」の5件法で実施するとともに、本授業に対するイメージを色で表しつつ、授業感想を記述する。

表2 道徳授業アンケート 質問項目

- ①道徳授業は良かったですか（楽しかったですか）。
- ②道徳授業で使った教材は良かったですか。
- ③道徳授業で、級友と議論することで、多様な考えに共感・感動したり、あるいは反論したりする場面はありましたか。
- ④道徳授業を通して、自分自身の中で新しい発見はありましたか。
- ⑤話の登場人物の言葉や行為を通して、登場人物の生き方について深く考えることができましたか。
- ⑥話の登場人物の言葉や行為を通して、自分自身の今の生き方について深く考えることができましたか。
- ⑦「今後、何を考えどう行動したいのか」について考える等、自分の将来の生き方について考えることができましたか。

Ⅲ. 教材化の実際

1. 薩摩義士の治水工事

基本図書のA『宝暦治水・薩摩義士』は、鹿児島県薩摩義士顕彰会幹事の坂口達夫が著したもので、客観的な資料に基づき史実を明らかにしている。表3は、本書の中から、教材化に当たり最小限参照しておくべき基本事項を選択し要約したものである。

また、B『宝暦治水記』は池上義一の小説であり、部分的に創作が含まれることを承知の上で、教材化にあたっての補足的な情報や生徒の心を揺さぶるとされる事項を表4に抜粋しておく。

表3 『宝暦治水・薩摩義士』からの基本事項

- ①薩摩義士とは、江戸時代の宝暦4（1754）年2月から翌年3月にかけて、濃尾平野を南流する木曾・長良・揖斐三川を治水するための未曾有の難工事の殉難者に対する後世の尊称である。
- ②幕命に平田朝負以下約千人の藩士が派遣され、工事完了後、全責任を負って朝負は自刃、犠牲者の数は90余人に上った。
- ③世間様に申し訳ない事に関わってしまったとの意識があり、薩摩藩では工事から生還した者たちの墓石さえも、ほとんど建てられておらず、家族のみながひっそりと生きたのである。
- ④宝暦3年12月26日、外様大名の筆頭である薩摩藩の勢力を削減するため、幕府は、お手伝い普請という名目で、河川改修工事を命じてきたが、これを拒否すると幕府との戦は必至であり、結果、薩摩藩はお取潰しとなる。
- ⑤薩摩藩は、徳川150年間の圧政の蓄積により、すでに66万両の藩債を抱えてきたが、この度の件は、一藩の浮沈にも関わる大事業を遠隔の薩摩に押しつけた卑劣な幕命であり、「最後の一士に至るまで反旗をかざし、薩摩藩の意気を示すべし」などの激論が数日間打ち続いた。
- ⑥朝負は、「艱難を忍んで大任を果たすほか、わが藩の生き延びる道はない。この度の幕命は筋が通らないが、静かに考えるに、四海同胞といって国中の皆が兄弟であり、その兄弟が水に苦しみ難儀しているのを知ったならば、これを助けるのが仁義を尊ぶ薩摩武士の本分ではなからうか。この際、治水工事に必死の働きをして、水難に喘ぐ気の毒な現地住民を救済し、薩摩武士の誉れを千載に伝えるのがお家安泰の基ではないか」と、情理を尽くして同席一同を納得させた。
- ⑦薩摩藩の年収が20万両の中、工事費は15万両と見積もられた。しかし、実際には薩摩藩が要した費用

は40万両を超えており、しかも、「お手伝い」とは名ばかりで、工事全般にわたる一切の責任を負わねばならなかった。なお、この治水工事に幕府が支出したのは、1万両足らずであった。

- ⑧濃尾平野には「四刻、八刻、十二刻」という言い伝えがあり、豪雨から揖斐川は8時間、長良川は16時間、木曽川は24時間で増水するというものである。反対に、川底は木曽川が最も高いから、流域が広く水量も多い木曽川の水は長良川へ押し寄せ、さらに低い揖斐川へ一気に流れ込んで逆流し、被害を甚大なものにする。

- ⑨春普請は、宝暦4年2月27日の鍬入れ式が始まり、5月22日に終わっている。ただし、平田惣奉行らの来着は、翌月の閏2月9日であった。なお、春普請とは、前年の洪水で決壊した堤防の復旧・応急工事である。普請現場は、「一の手」から「四の手」に分かれ、それぞれの出張小屋には幕吏が駐在して普請を監督した。宝暦4年4月14日、四の手を受け持つ永吉惣兵衛と音方貞測が、村役とのいさかいや、幕吏の悪口雑言に対する悲憤から、割腹して果てた。

- ⑩春普請が終わり、幕府役人が引き上げた後、秋普請が始まるまでの間にも、犠牲者は続出した。記録に残るだけでも、割腹36人、病死16人とあり、犠牲者の6割がこの期間に集中している。資材は幕府側が提供する建前であるが、石材や土砂、木材、竹材等の選定から採掘、伐採、運搬のための川舟の手配や賃銀の支払いまで、お手伝い側がしなければならない。地元も非協力的で、例えば、定式普請に必要な理由で、地元の土石を採らせてくれなかった。木曽川を上流へ十数里さかのぼり、川舟大小300艘で運ぶこともあった。また、農耕の繁忙期と重なり、人夫が集まらず、賃銀はつり上がった。加えて酷暑と空腹、生水をがぶ飲みすることで下痢、腹痛の患者が続出した。

- ⑪割腹の犠牲者は簡単には埋葬できず、現場から遠く離れた伊勢の国（三重県桑名市）の海蔵寺等に頼み込んだのであった。現在、海蔵寺では、桑名義士会が昭和3年に海蔵寺境内の忠魂堂に安置した平田朝負像を見ることができる。

- ⑫増水期には、上流地域で一雨あれば下流に激流が押し寄せて、春普請の補修箇所が決壊し、すべて元の木阿弥となった。

- ⑬お手伝い普請を命じた幕命の奉書には、「参府に及ばず」とあったが、藩主・重年は願って参勤交代を行い、わざわざ大垣に宿を取り、翌7月5日に大垣を発ってつぶさに普請現場を見舞われ、苦難と絶望の藩士たちを激励された。この時、案内した平田惣奉行は、藩主との永訣であるとの覚悟ができていた模様である。

- ⑭秋普請として、川の流れをよくして洪水を防ぐ^{みずゆき}水行工事が9月22日に始まった。工事箇所91か所、延長39km、田畑の堀り上げ64haという膨大なもので、最大の難工事は、「三の手」の大樽川の洗堰工事と「四の手」の油島締め切り工事であった。洗堰は、川幅いっぱい^{おおくれ}に水流を横切って造るもので、洪水時に堰の上を流下させることで、長良川から揖斐川へ注ぐ水勢を緩和し、沿岸堤防の決壊を防止する効果がある。また、油島の築堤は、三川の合流地点で、川底の高低差が2.6mもあり、水流はこの地点で最も奔騰し、「渦巻きが河床を穿ち、飛沫は天に沖す」という激流を締め切り、分流を図ることを目的としていたが、これは我が国の河川工事史上、右に出るものがないと言われるほど難しいものであった。

- ⑮大樽川と油島の工事は、当初から完全締め切りにするかどうか、決定していなかった。薩摩藩は、支障を来すことなく対応できるよう、老朽船に石を積んで船ごと沈めたり、巨木に大石を結びつけて所定の位置へ落としたりして、基礎を造り上げていき、12月中には下埋めが完成していた。しかし、各輪中の利害や舟運通行の都合、洪水が尾張側へ押し寄せる懸念もあり、宝暦5年の正月に入ってようやく、大樽川は締め切り堤にはせず、また、油島堤防は中程に約540mの開口部を設ける決定がなされた。薩摩藩がこの工事に投入した資材の量、すなわち賃銀はすでに莫大なものとなっていた。

- ⑯伊勢湾に最も近い最下流に位置する「二の手」は、宝暦4年12月18日に竣工した。「一の手」は、宝暦5年3月28・29の両日、「三の手」と「四の手」は、3月29日から4月6日までにすべてを終えた。江戸からの検分役11名は、4月16日から5月22日の間、各工区を検分したが、しばしば工事の壮大なことに驚き、「お手伝い御普請結構に出来しておる」と口々に賞嘆し、検分を終えた時には、当初の

幕府役人たちの横柄、意地悪、高圧ぶりとは打って変わった態度であった。平田惣奉行は、5月24日、藩主宛に検分滞りなく終了したことをしたため、副奉行の伊集院十蔵ほかに託して江戸へ出発させ、翌5月25日、美濃大牧村の役館において、悲壮な胸の内を辞世の句を残して、その最期を遂げた。享年52歳。

「住みなれし里も今更名残にて 立ちぞわづらふ美濃の大牧」

しかし、島津家文書では、病で咯血し養生も及ばず急逝した、となっている。自刃などすれば一家断絶だからである。

表4 『宝暦治水記』からの補足事項

- ①薩摩 77 万石が徳川 800 万石に勝つ作戦があつての上での決起ではない。
- ②「江戸の本意は、薩摩謀反をこそお望みじゃ。血気に早やるは思う壺にごわす。ひとたび合戦となれば薩摩は戦場となる。われらの気性として最後の一人まで戦いもそう。覚悟して戦う士分はそれもよか。なんの罪もなか領民はどげんなつと。義久、義弘両公の慈悲おわすご精神に一時の怒りにまかせて背いてよかと？このたびの御普請は、ここいちばん忍び難きを忍び、台命受諾こそ最良と考えもす。また他藩領とはいへ洪水に苦しむ百姓を救うは、薩摩としてやり甲斐のある仕事でごわす。いかがでごわそう、ご一同？」平田鞆負の人柄のにじみ出たゆつたりとした語調には、不思議な説得力があつた。
- ③「三十万両という出費をどげんすつと？藩には積もり積もった負債が67万両。この上の金策は上方でも望みなかと。今月末の着工に、どげんなさつと？」に、平田鞆負はただ一言「戦さになれば三十万両ではすみもさん」と涼しい顔で言った。
- ④これだけ大がかりな治水工事なら、監督の任にある者は工事完成だけに目がくれては失敗する、工事を完成させるのは人だ、人を治めることを見失ってはならない。鞆負は自らを痛いほど反省したのである。素朴な住民がこの単調な地域を水との闘いを強いられながら護り抜いている。鞆負が美濃行きを決意したのは、藩主重年を護り、薩摩、日向、大隅の領民を、戦さから護るためであつた。これはむろん大事なことであるに違いない。が、三州の川普請はまったくそれとは別のところにあるものだった。川普請は輪中の住民を救うためにのみ行かねばならないものなのであつた。現に起こっている村方と藩士の対立は、輪中民のための工事という一点を見失ったところから派生したのではなかったのか。
- ⑤鞆負は輪中民の水との戦いの歴史を聞いた。聞いただけではほんとの苦労などわかるものではない。鞆負は自ら泥んこになって人夫とともに汗を流そうと思った。それでも百姓の真の苦労がわかるはずはないにしても、ともに堤を築きあげるといふ心がなくては、この大工事の成功はないとさとしたのである。「今夜から侍を捨てて己を捨てて輪中の人になり、人夫と一つになって土と戦おうぞ。」
- ⑥机の上に鞆負の辞世の句が残されていた。ほかに遺書はなかった。鹿児島を発つときの覚悟をいま果たした鞆負には、遺書もいらなかったのである。平田鞆負の死顔は微笑さえ含んでいた。

次に、平田鞆久氏であるが、氏は鞆負の末裔（伊敷平田家9代目）で、鹿児島県鹿屋市出身である。現在、宝暦治水の自作紙芝居を、子供たちにボランティアで公演している。その紙芝居を見、また、宝暦治水の関連図書の数々に触れ、さらに映像資料として、NHK が過去に放送した「孤愁の岸」及び「その時 歴史が動いた」を観た。これらから多くの示唆を得たが、紙幅の都合上、教材化やそのための背景理解において印象的な2点を記すに留めたい。

まず、鞆負が死を覚悟した時期について様々な書物や小説で食い違いが、氏は、鞆負の先見の明、胆力、覚悟、老獪さ、そして義理と人情に溢れた人柄に鑑みて、間違いなく前代未聞の大治水工事で多くの犠牲者が出ることを見越していたであろうし、そうであるなら、薩摩出立前に、

靱負の中で帰郷できぬことは自明の理であったに違いない、ときっぱりと述べている。

もう一点は、氏とのコラボレーションで行われた先行授業についてである。京都芸術大学附属高等学校の鈴木克治校長の実践があり、そこでは、内容項目「C-(7) 郷土を愛し社会に尽くす」のもと、表5のような授業展開が進められたとのことである。

表5 先行授業「薩摩義士」の流れ（鈴木克治氏提供の指導案から抜粋）

- | | |
|------|---|
| 【導入】 | 1. 宝暦治水について知っていることを発表する。
2. 本時の目標「宝暦治水から人としての生き方について考えよう」を知る。 |
| 【展開】 | 3. 資料「薩摩義士」の範読を聞く。
4. 平田靱負の生き方について考える。
(1) 木曾三川工事の幕命が出てきたときの靱負の心情について考える。
「みなさんが靱負ならどうしますか」
「幕府の嫌がらせを受け、藩士が亡くなってもなぜ平田靱負は工事を続けるのでしょうか」
(2) 辞世の句を詠んだ靱負の思いを考える。
「靱負はどんな思いで『住みなれし…美濃の大牧』と詠んだのでしょうか」
5. 平田靱負の生き方について話し合う。
6. 教師の説話（靱負の志は今も生きている）を聞く。 |

最後に、筆者が現地取材で得た情報を整理する。

まず、「木曾三川公園（写真1）」では、「水と緑の館」で治水工事の実際や水害の歴史に関わる資料や映像を得た。靱負の肖像画掛け軸や、水勢を弱める聖牛に関する情報もあり、また、65mの展望タワーからは木曾三川や油島堤防を一望することができた。これらの資料・写真等は、授業実践の中で必要に応じて活用する。



写真1 木曾三川公園

また、「治水神社（写真2）」は、明治33年、近代の木曾三川の治水工事の成功式に併せて、「宝暦治水之碑」を油島千本松原に建立したことに続いて、昭和13年に靱負を御祭神として創建されたものである。治水に尽力した靱負をはじめとする薩摩藩士の功績を讃え、その遺徳を偲び慰霊しているとのことである。



写真2 治水神社裏

輪之内町の「薩摩堰遺跡（写真3）」の記念碑は、大樽川の洗堰設置の偉功に感謝の意を表したものである。大樽川はすでに廃川となって洗堰も埋没しているが、その近隣に建てられている。

油島堤防の「木曾三川治水の先駆者（写真4）」のレリーフには、靱負と並んで明治時代のオランダ技師ヨハニス・デ・レーケの顔が描かれ、その後方には「近代治水百年記念碑」がある。

三重県桑名市の曹洞宗・海蔵寺の境内には、宝暦治水における自刃51人の半数近い24人の

「薩摩義士の墓碑（写真5）」と内藤伸による昭和4年制作の「平田靱負の木像（写真6）」があった。

アクアワールド水郷パークセンターでは、再現された「堀田（写真7）」を見ることができた。堀田は、低地である輪中の中では水はけが悪く、そのため、水田の一部を掘り下げるとともに、掘ってできた土で水田に適した高さまで盛り上げたものである。

最後に、臥龍山から「濃尾平野を望む（写真8）」と、名古屋の街並みがわずかに水平方向より上方に位置していることが感じられた。これは、名古屋から養老山地に向かって傾斜しているためであり、その結果、沈降の度合いの大きい養老断層のすぐ東側に木曽三川が集まったのである。「行基寺の石垣（写真9）」は、向かって右側が堆積岩による自然の石垣となっており、その境界面が傾斜していることから、養老山地が隆起したことが理解できる。

以上のような情報や写真も、授業実践上の遣り取りの中で、観光案内とならないように配慮をしつつ、適宜示して考え議論する手掛かりとして活用したい。



写真3 薩摩堰遺跡



写真4 木曽三川治水の先駆者



写真5 薩摩義士の墓碑



写真6 靱負の木像



写真7 堀田



写真8 濃尾平野を望む



写真9 臥龍山・行基寺の石垣

2. 主題のねらい

上述のことを踏まえ、本稿では、主題名を「薩摩義士の辛抱と捨我」とする。内容項目については、本来、可能な限り一つに限局し、道徳的価値をピンポイントで深く掘り下げる授業展開が望まれるが、ここでは適用しない。「辛抱」は「A-(4)：希望と勇気、克己と強い意志」の中に属する側面が最も強いと考えるが、「我慢」のような短期的なものではなく、先の見通せない大きな不安を伴うものであろう。しかしその実質は、解説書が示す通り、「自分で思い描いたあるべき姿、よりよい状態の実現を願う気持ち（＝希望）」や「不安や恐れを抱いて躊躇する気持ちに屈せずに、自分が正しいと思うことをやり遂げようとする積極的な気力（＝勇気）」を温め育

んで、徐々に「前向きな姿勢」や「柔軟でしなやかな思考」へ昇華していくための準備期間と捉えたい。

また、「B-(6)：思いやり、感謝」の中の「温かい人間愛の精神を深める」ことや、「B-(9)：相互理解、寛容」の中の「相手の考えや立場を尊重」して「人間関係を築き、相互理解を深める」こと、「C-(12)：社会参画、公共の精神」の中の「社会全体の利益のために尽くす精神」や「社会の発展に寄与する態度」、「C-(16)：郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」の中の「社会に尽くした先人や高齢者などの先達のおかげで、今のこの暮らしを営むことができているのだと認識すること」、「D-(19)：生命の尊さ」の中の「自己以外のあらゆる生命の尊さへの理解」、「D-(22)：よりよく生きる喜び」の中の「苦しみに打ち勝って、恥とは何か、誇りとは何かを知り、自分に誇りをもつこと」や「義務を遂行でき他者との絆を守れたとき本来の自分を取り戻せたとして喜びを感じる」こと、そして「人間としての誇りや深い人間愛」等々も、治水工事やそれに携わった平田鞆負と薩摩藩士の偉業に深い関わりを持つ内容項目だと考えられる。

なお、「捨我」については、「貢献」「奉仕」「尽くす」等の語と関連深いが、昭和33年に道德の時間が新設されて以降の学習指導要領¹⁵⁾を概観すると、表6の通り、「貢献」はどの時期にも見られ、現行学習指導要領においても、「勤労を通じて社会に貢献」「新しい文化の創造に貢献」「国際貢献」という形で認められる。しかし、「奉仕」については現行のものではなく、また、「尽」についても、平成10年以降は「社会に尽くした先人」への尊敬や感謝について示しただけで、大なり小なりの自己犠牲を払って尽力するという趣旨ではない。

表6 学習指導要領の「道德」に関して「貢献」「奉仕」「尽」が登場する回数

学習指導要領	昭和33年 (1958年)	昭和44年 (1969年)	昭和52年 (1977年)	平成元年 (1989年)	平成10年 (1998年)	平成19年 (2007年)	平成28年 (2016年)
「貢献」の数	1	3	2	2	2	2	3
「奉仕」の数	0	0	0	1	1	1	0
「尽」の数	0	1	4	5	1	1	1

このように見ると、現在の道德科は「捨我」を直接扱っていないが、現代社会に見られる自己中心・自己本位の個人主義に対して、その対角線上にある「自己超越」¹⁶⁾に必要な「捨我」の精神は重要である。年間を通して全内容項目を扱った上でなら、複数の内容項目を同時に扱ったり内容項目を超えてより広く人間の生き方や自己の世界観を熟慮したりする授業があってもよいだろう。道德の内容は、指導要領の時期によってその数に変化が見られるように、人間が人間としてより人間らしく生きようとする真実を、便宜上、断片化したに過ぎないものだからである。

次に、授業のねらいについてであるが、その前にまず、薩摩義士の象徴ともいえるべき鞆負の人格的な凄みについて、整理しておきたい。第一に、辛抱に辛抱を重ねた鞆負の胆力が突出しているという点である。明るく落ち着いて冷静に判断し、一旦決断すれば、いかなる苦難が降り注ぐと初志貫徹している。これは、幕命の諾否に関わらず、下命された時点で、すでに自身の死を

覚悟し、もはや大治水工事の完成のためには何も恐れるものがない、という冷厳な心境に至って
いたからであろう。第二に、武士として恥も外聞もない振る舞いを平然と行って資金調達に全力
を注いだり、藩士にも、武士を捨て輪中の人となって水と闘うよう求めたりするなど、目的達成
のための奇策ともいべき柔軟な姿勢を示している点である。しかし、奇策と言っても、それが
周囲の人々の心を打つものでなければならぬ。靱負は、薩摩藩の存続ということを超えて、た
だただ水難による弱者の救済という核心を見つめ直したからこそ、そのために為すべきことが洞
察できたということであろう。第三に、靱負の声なき悲痛な叫びについてである。藩士やその家
族、薩摩の農民たちに甚大な物質的・肉体的・精神的苦痛を与えたことや、多くの薩摩義士が非
業の死を遂げたこと等への苦悶と懺悔を抱えつつ、故郷への未練や郷愁は微塵も出さずに自刃し
て、武士としての筋を通したのである。

こうした靱負の凄みに鑑み、授業のねらいを「平田靱負の覚悟と辛抱を通して、悲壮な決意と
不退転の構えとが人心を掴んで突破口を開く鍵となることに気づき、悲しみや苦しみをこらえて
最後まで成し遂げようとする道徳的心情を育む」としたい。なお通常、授業のねらいは、発問構
成を終えた後に設定することが多いが、ここでは、本稿の目的に照らして予め設定した。

3. 発問の方向性とプロットと教材の完成

発問については、主題名「薩摩義士の辛抱と捨我」と、ねらい「平田靱負の覚悟と辛抱を通し
て、悲壮な決意と不退転の構えとが人心を掴んで突破口を開く鍵となることに気づき、悲しみや
苦しみをこらえて最後まで成し遂げようとする道徳的心情を育む」を意識して、表7に示した方
向性を導いた。なお、本表の左列に示した「価値認識」「自己認識」「自己展望」は、道徳科の目
標に基づいて筆者が提唱¹⁷⁾した授業づくりの3つの視点である。

表7 発問の3つ方向性と11の項目

価値認識	A：平田靱負の覚悟や辛抱について深める。 ①平田靱負や薩摩藩士の覚悟（捨我）の中身とそこに込められた願い。 ②平田靱負や薩摩藩士の辛抱の先に目指しているもの。 ③平田靱負の悲哀と死を覚悟した時期。 ④藩士と農民との間に協力関係を築かせたもの。 ⑤幕府検分役が大牧で見たもの。 ⑥油島の松が現代の我々に語りかけてくるもの。
自己認識	B：平田靱負に対して自分なりの評価を行い、他者と議論する。 ①幕命の諾否について。 ②平田靱負の自刃への賛否について。 ③平田靱負の人物像について。
自己展望	C：平田靱負の姿勢から自分の将来に生かせる視点を見出す。 ①平田靱負や薩摩藩士の姿勢から学んだこと。 ②薩摩藩士の秀でた点を将来に生かすために、今の自分に必要なこと。

まず、登場人物の言動に秘められた道徳的価値を追求する「価値認識」であるが、平田鞆負の「覚悟」に関しては、「治水工事を成し遂げる」「農民を救う」「薩摩を救う」「自刃する」等々が考えられるものの、そのこと自体を問うのは「読み取り道徳」となるので、行為の背景にある道徳的価値や行為の意義・意味を明らかにすることが肝要となる。そこで、A-④の項目を置いた。また、平田鞆負の「辛抱」に関しては、「役人からの理不尽な仕打ち」「武士を捨てる」「武士を捨てさせる」等々が考えられ、これらを通して主として A-②に迫ることができよう。

さらに、「悲壮な決意と不退転の構え」については、必死の旅路へと桜島を発ったからには何も恐れるものがないということであり、A-③の項目がこれに重なる。「人心を掴んで突破口を開く」については、A-④の項目を準備した。なお、A-⑤⑥は、「覚悟」や「辛抱」を土台としているが、薩摩藩が成し遂げた壮大な偉業への畏敬と尊崇をも射程に据えた項目でもある。

次に、自己の立場を明確にして議論する「自己認識」という視点からは、薩摩藩の木曾三川治水事業における「幕命が下った場面」「役人や農民が非協力的な場面」「鞆負の自刃の場面」等を取り上げることができ、さらに、鞆負という人間の本质を一つの色で表したり、漢字一字で表したりして議論することで、自他の意見を混じり合わせ、より止揚された深い根拠・理由づけが実現すると考えられる。具体的な項目として、B-①②③を挙げておく。

最後に、克服条件や促進条件を考えつつよりよい自己の将来像を思い描く「自己展望」の視点からは、鞆負のどの点が素晴らしいのかを、道徳的価値に照らして捉え、それを自分の生き方に重ねて活用するための視点・条件を明らかにするために、C-①②という項目を設定した。

以上の発問の方向性と項目が教材化したときに内在されるよう、表 8 のようなプロットを作成した。なお、本表の最右列には、そのプロット内容が主として A～C のどの項目に対応したものを、一部重複を許して示している。また、このプロットに基づき、表 3・4 及び平田鞆久氏や木曾三川への取材から得た情報を参照しながら、薩摩義士について教材化した。その完成版を【稿末資料】に『薩摩義士と油島の松』として示した。

表 8 発問の方向性と項目に基づいたプロット

起	・ 木曾三川の治水に関するお手伝い普請の幕命が下る。 ・ 前代未聞の大堤防と仕切り堰を築くもので、薩摩藩の命運は風前の灯火となった。	A-③
承 1	・ 薩摩藩は 66 万石の藩債を抱えており、幕命を受諾すれば、15 万両の出費で藩が沈没しかねない。 ・ しかし、幕命を拒否すれば薩摩 77 万石と徳川 800 万石の戦が始まり、藩が取り潰しとなるだろう。	B-①
	・ 藩内では、潔く幕府との決戦に踏み切るべきだとの強硬論が勢いづくが、平田鞆負が情理を尽くして語り、幕命受諾が決まった。	B-③
転 1	・ 鞆負は、武士の誇りを投げ捨てて、大坂の豪商を回り、借金をお願いをした。 ・ 工事の見積もりが跳ね上がり、薩摩の領民から特別税を徴収するという非常手段に訴えた。	A-①

承 2	・現地における藩士の扱いは劣悪で、腹に据えかねるものがあり、日々疲弊していく。	A-②
	・とうとう藩士に自刃による犠牲者が出た。	
	・水との闘いのみならず、役人の仕打ちと非協力的な農民に苦労は絶えなかった。	
転 2	・鞭負は藩士に対し、侍を捨て己を捨てて、自ら泥まみれになって農民とともに汗を流すよう求めた。	A-①④、 B-③
	・農民との信頼関係の中で、わずか4か月で70kmもの堤防を完成させた。	A-④
承 3	・豪雨のため堤防の4か所で決壊し、周辺に甚大な被害をもたらした。	A-②
	・藩士たちに、自刃や赤痢による病死者が続出した。	
	・大樽川と油島の工事は、完全締め切りにするかどうかの決定が12月末になっても出なかった。	
転 3	・2か月にわたる苦労の甲斐あって、決壊部分の修復が済んだ。	A-①
	・薩摩藩は、完全締め切りに決定されても対応できるようにと、莫大な資材と賃金を投じて、12月中には堤防の基礎を造り、下埋めを完成させた。(結局、大樽川は締め切り堤にせず、油島堤防も中程に開口部を設ける決定が、宝暦5年正月になって下された。)	
結	・木曾三川の治水事業の壮大さは、幕府側の検分役を驚嘆させた。	A-⑤
	・鞭負は署名なき辞世の句「住みなれし 里も今更 名残にて 立ちぞ わずらふ 美濃の大牧」を残す。	B-②③、 C-①
	・藩士たちが植えた薩摩の松は、今も堤防を守り続けている。	A-⑥、C-②

IV. 授業の実際

1. 展開の概要

自作教材『薩摩義士と油島の松』に目を通し、改めて「価値認識」「自己認識」「自己展望」に関わる発問を、生徒に投げ掛ける具体的な形として確定させた。さらに、導入と終末についても構想し、表9の展開の概要を得た。なお、予め設定していた授業のねらいについては、初期段階から発問構成と密接に連繫させたことで整合性も取れており、微修正なくそのままの文言で確定とした。

表9 『薩摩義士と油島の松』の展開の概要

	学習活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点
導入	☆武士の価値観		・本授業全体を通して、現代の価値観だけで単純に批判や否定をしないよう、武士が重視した観点を共有しておく。
	発問1：江戸時代に生きた武士が大切にしていたものは何か。 (今を生きるあなたは、何を大切にしているか。)	・名誉、地位、忠義、礼節、威厳(命、家族、健康等)	
展開	★範読 ★諾否の判断と根拠・理由づけ		・立ち止まり読みも一案 ・現代の価値観から「受諾」を選択する者が多いことも考えられるが、その場合は、発問1の遣り取りで共有した武士の価値観に照らして「拒否」の根拠・理由を補強したい。
	発問2：「激論が打ち続いた」とあるが、あなたなら、幕命を受諾するか、拒否するか。その理由は何か。《自己認識》	【諾】・藩の人々を路頭に迷わせないため ・美濃の人々を水難から救うことは重要 【否】・藩が沈没すれば藩内の人々が生きていけない ・自滅を待つより、勝負に出るのが名誉	
	★治水事業に懸ける願い		
	発問3：「お金のために武士の誇りを投げ捨て」た靱負は、藩士にも「今から侍を捨て己を捨てて輪中の人にな」るよう求めた。ここに、靱負のどのような思いや願いや祈りが詰まっているか。《価値認識》	・雇い主でも傍観し命令だけしては対立を生む ・どのような犠牲を払ってでも、治水工事を完成する ・必ずや美濃の現在や未来に安心と安全を提供する	
	★平田靱負の人間像		
終末	発問4：平田靱負を漢字一字で表せ。また、その理由は何か。《自己・価値認識》	・忍、耐、粘、強、愛、貫、情、義、熱、静、等々 (例) 忍…どんな仕打ちにも、ひたすら堪え忍び、後々、花を咲かせ実を結ぶことに繋げたから	・平田靱負の胆力や辛苦の基壇にあるものを捉え、道徳的価値を根拠とした理由づけを発表させる。 ・遺書も残さず、薩摩への郷愁も感じさせずに自刃した平田靱負の隠された意図や思いを追求し、自分の将来像の縁とする。
	★辞世の句が示唆するもの		
	発問5：辞世の句から、あなたは何を学び、今後に生かしたいか。《自己展望》		
	～平田靱負の辞世の句～ 「住みなれし 里も今更 名残にて 立ちぞ わづらふ 美濃の大牧」	・英断を下したからには、その責任は潔く負うこと ・靱負の家族及び他の義士の家族に対する配慮と愛情を感じる。強さと優しさのある生き方をしたい	
終末	☆木曾三川のその後 ☆自己の省察	・治水改修工事が明治時代にも行われ、この連綿と続く治水事業により、濃尾平野の今日の反映がある	・オランダ技師ヨハニス・デ・レーケも紹介する。 ・後日の学級通信で紹介し学級での共有、保護者との協力体制を図る。
	指示：今日の授業の気持ちを振り返り、アンケートに回答しよう。	※ワークシートの授業アンケートに回答し、授業感想を書く。	

2. 授業の遣り取り

導入段階では、発問1を通して武士の価値観について共通理解し、「礼儀」「威厳」「上下関係」「武士道」といった視点が確認された。「名誉・地位」といった意見は出なかったが、それと関連深い「威厳」を展開段階で利用する見通しだったので、早めに切り上げた。なお、板書はしなかったが、「今を生きるあなたが大切にしていること」については、「友情」「家族」「優しさ」などは返ってきたが、「生命・命」は出なかった。

続いて、範読は「～薩摩藩の意気を示すべし。」で立ち止まり、発問2を投げ掛けた。幕命への諾否の判断と根拠・理由づけは、34人中33人が「諾」であり、借金が多寡の問題、藩の存続

の可能性、水害に苦しむ人々といった理由づけであった。

「否」は1人だけで、「借金がかさみ藩沈没の可能性があり、仕方ない」であった。そこで、導入で出た「威厳」に再着目し、改めて諾否の判断をさせたところ、「諾」が4人に激減した。「否」の主な理由は、「自減をじっと待つより、積極的に動く方が威厳があるし、他藩も認めてくれる」であった。しかし、「諾」の方にも「敢えて難題を受けて立ち、成功させてこそその威厳」や「幕府に戦を挑めば威勢はいいが、結局は負けて威厳を失う」といった説得力のある理由が見られた。

次に、「総工事費は45万両にまでなっていた。」まで範読し、発問3で靱負の思いや願いについて考えたところ、「一番困っている水害に苦しむ人々を救いたい」「薩摩藩士にできることは全てやり抜こう」「『やる・やらない』の2つの選択肢があるのではない。目の前の農民を助けねばならないのだから、実際には『やる』という1つの道しかない」といった意見が出た。また、「武士の威厳」という観点からは、「藩士に武士の威厳を捨てて農民の命を大切にせよと言う限りは、まずもって、自らに最も厳しくしなければ」という靱負の胸中を察した発言も認められた。

発問4は、靱負という人間像を漢字一字で表すもので、「尽・軸・務・大・凜」が発表された。また、発問5の辞世の句から学び生かしたいことを問うた場面では、「死の意味を深く理解する」「実現することに伴う責任・犠牲へ留意」「発言の重みの自覚」「一事を貫く姿勢や態度」「協力の素晴らしさ」が示された。終末は、現地取材で得た情報や写真を示し、アンケートと感想欄を記述して終えた。

3. ワークシートとアンケートの結果

以上、授業実践での具体的な遣り取りについて示したが、写真10は、その授業実践における板書である。また、表10として、本実践を通して学生が記述したワークシートの内容から主なものを整理したが、板書に示されていない意見や感想も多数認められる。さらに、表11は終末段階で回答させたアンケートの結果である。

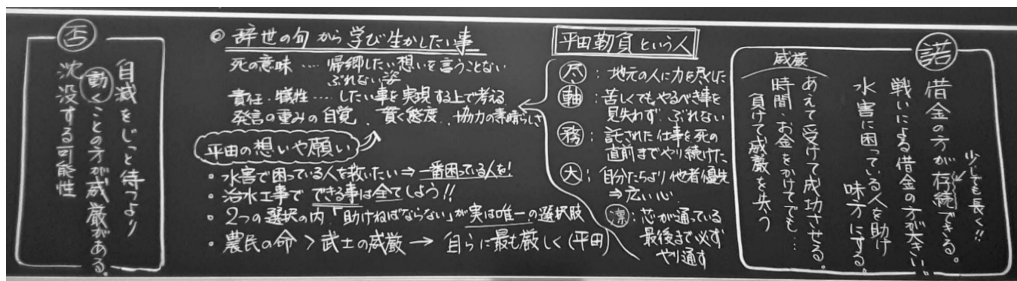


写真10 授業「薩摩義士と油島の松」の板書

表 10 『薩摩義士と油島の松』の授業ワークシートの整理

発問 2 幕命諸告の判断と根拠・理由づけ	諾：①戦の方が出費・借金は大きくなる。力の差がありすぎる戦より、大きな工事への挑戦の方がまだ勝ち目がある。 ②諾否に関わらず地獄をみるなら、潔く引き受ける。徳川と戦って勝ったとしても、得られるものはない。 ③戦になれば、さらに農民も武士も、金銭的・精神的に苦しい状況になる。確実に負けて、威厳を失うから。 ④改修工事の方が、藩の人々をより多く守れる可能性がある。戦よりも命を落とす確率が低いと思う。 ⑤少しでも長く藩を存続させたいから。負債は年収の使途を見直すなどして、少しずつ改善できる。 ⑥民や武士が協力すれば、死者を出すことなく乗り切れそうだから。 ⑦幕命が受けられないほど切羽詰まっているのなら、それこそ恥であり、薩摩の威厳のためにも受諾する。 ⑧敢えて難題を受諾し、それを成功させることで、威厳を保つことになる。 ⑨江戸の妻や子供の命が奪われ、長年続いた藩の歴史が終わってしまう。自分の代で減らすことは避けたい。 ⑩水害に苦しむ人々の役に立つことだから。治水工事で助けられる人がそこにいるのだから、見捨てない。 ⑪自分たちがしなければ誰もできない。そして、多くの美濃の人々が命を落とすだろう。 ⑫権力の強い者には従った方が後々楽になる。 ⑬困難で不可能に思われる事であっても、やる前から諦めたくないから。 否：⑭工事全般の責任を負わなければならない、既に多額の藩債を抱えている中での捻出は、藩を沈没させるかも知れない。それなら負けるかも知れないが戦をした方がよい。
発問 3 観負の治水事業に懸ける願い	①農民を救うために、必ずこの大工事を成功させたい。水害に苦しむ人々に寄り添い、守りたい（個人の威厳や名誉より大切）。 ②農民の協力を得て、ともに成功させて救いたい。農民に治水完成への仲間意識を持ってもらいたい。 ③一番強い思いは農民を助けたいということ。困っている人が目の前にいては、選択肢は「助ける（助けねばならない）」しかない。 ④治水工事完成のために、水害の苦しみを知り、自分たちにできることは全て試してみるという強い意志と覚悟と心意気。 ⑤本当の武士は、困っている相手の立場になって考えられる人のことをいう。それが本当の意味で、武士の威厳を守ることになる。 ⑥地元を護り続けてきた農民に敬意を表し、今度は、自分たちが護るお手伝いを、お金でなく労働で行うという使命感。 ⑦侍としての誇りを捨てることは悲しく悔しいことだが、それ以上に、農民たちを救いたいという気持ちが強かった。 ⑧侍としてではなく、同じ人間として、農民とともに治水工事に挑みたいという想い。 ⑨全ての人と平等に生きること、苦しい状況も乗り越えられると考えたから。 ⑩藩士の協力、農民の協力を得るには、まずは自分が先頭に立って、雑で厳しい扱いを受けようと思った。 ⑪藩士の心が乱れバラバラになることを避けたかった。 ⑫仲間が苦しみ困っていることがあるならば、助け合いの仁義を尊ぶことが大切だと考えた。 ⑬武士としてより、人間としての誇りを大切に。武士としてではなく、人間として善いことを大事にしたい。 ⑭身分の違いを超えて、輪中の人と交流する価値はある。邪魔なプライドを捨てて、誠意のある態度で現地の人と向き合うべき。
発問 4 観負という人間を漢字一字で表現、及びその理由	①尽（3人）：武士の尊厳を捨ててまで力を尽くしたから。最期まで彼自身の役割を理解し、努めていた人だと感じたから。 ②想（3人）：心から農民を救いたい、農民の立場に立ちたいという「人を想う」心を常に意識している人である。 ③責（3人）：引き受けたからには工事を成功させねばという責任感を抱いている。また、犠牲者に対する責任も強く感じている。自らの発言で工事を請け負うことになったため自ら大坂の商人に頭を下げて金を借り、最後には自責の念（飢餓で苦しんだ薩摩の民・藩士、水害に苦しんだ輪中の民に対する）から自害したため。 ④義：見ず知らずの農民のために、彼らの心を变えており、人情に厚く、義理堅い人だと感じたため。 ⑤和：藩士に「農民のための工事」と主張し、農民と藩士を協力させることができたから。 ⑥正：水害に苦しむ人を救った正義のヒーローのような人で、人として正しいことをし、人を正しく変える力を持った人物。 ⑦心：農民の苦労を自ら体感し、目先の目的にとらわれることなく、人々の心を理解しようとしていたから。 ⑧仁：水害に苦しむ農民を救い、検分終了まで生き抜いてから責任を感じて自刃するなど、人のことを考えて行動しているから。 ⑨導：徳の高い人であり、皆がついて行きたくなるような人間だから。 ⑩軸：冷静に判断し、為すべきことを見失わずに成し遂げたとし、周りの状況や他人の目を気にすることなく軸がブレない姿勢がある。 ⑪貫：自らの意見・想いを貫き通したし、やりたいことを貫くためには威厳も捨てて行動したから。 ⑫情：人情に厚く、人のために自己を犠牲にしてまで行動し、絶対に人々を救うという情熱を持っているから。 ⑬奉：他の人のために自分の全てを捧げた人であり、それは見返りを求めない奉仕であるから。

	⑭動：人を動かす人間として正しい判断を下し、彼のそういう部分が役人や農民の心を動かしたから。 ⑮務：自分に託された仕事、役目をやり遂げて、死ぬまでそれを全うしたから。 ⑯漢：無理難題で、藩士の反対もある中、困っている人に目を向け、人助けに人生を捧げた「漢」らしい人であるから。 ⑰大：広い心と大きな視点で物事を見て、自ら考えて動いているから。 ⑱誇：藩士や農民の行ったことに誇りを持っており、また、藩士や農民にとっても誇らしい存在だと考えるから。 ⑲治：平田がこの工事全般に関わって大切にしていたのは、人を治めることではなかったか、と想ったため。 ⑳協：武士の威厳を捨て、最終的には、藩士だけでなく農民からの協力も得られたから。 ㉑遂：自分にできることを全てやり遂げ、人を救う治水工事をやり遂げ、そして、人に迷惑を掛けないように最期を遂げたから。 ㉒愛：治水工事を終えた後も、美濃の大牧を愛しているように感じたから。 ㉓真：藩士の気持ちに寄り添える真面目さがあり、真剣に取り組む姿が印象的だから。死に際にも配慮があり、何事にも真っ直ぐな人。 ㉔暖：武士の誇りを捨ててまで農民を助ける優しさがあり、人柄から春のような暖かさを感じるから。 ㉕凛：強く芯が通っており、落ち着きと冷静さを併せて持った人だから。 ㉖熱：農民の命を武士の威厳よりも大切にしてい行動できる、心に熱を持った人だから。 ㉗徳：他人を優先し、優しい正義感があり、強い意志を持つ人格者である。見返りを求めぬ善行を遂げ、まさに「徳」を体現した人。 ㉘誠：工事が成功したにも関わらず、責任を感じて自刃してしまうような誠実さがある。
発問 5 辞世の句から学んだこと・将来に生かしたいこと	①幕命を受ける入れる判断により多くの犠牲者、困窮者を出した。自分で決めたことの責任を取ることはいつの時代も大切である。 ②強い意志・覚悟と大きな影響力、一度決めたことを最後までやり通すことの大切さを学んだ。 ③自らの決断には最後まで責任を持ちたい。私も自分の後始末くらいは、責任を持って行いたい。 ④他の武士や藩の借金に責任を感じて自刃した平田に、上の立場は一番責任が大きく、先を見通して行動する大切さを学んだ。 ⑤幕命の受諾は死を覚悟する重い決断だった。そこまでではないにしろ、何かを行うときは責任感を持って動きたい。 ⑥農民との相互理解と協力によって治水事業が完成した。協力する大切さ、そしてその裏で、互いに信頼し合う大切さを学んだ。 ⑦何かを最後まで真っ直ぐに貫き通す姿勢や、他者のことを考えて必死に守り抜こうとする態度を生かしていきたい。 ⑧何かを得るといのは、その裏で、何かを失うということである。そのことを十分に理解した上で、行動しようと思う。 ⑨自刃は無責任ではないか。生きて藩の再建に尽力し、もっと多くの人を救うという茨の道もあるように思う。 ⑩死ぬときでさえ、周りのことを考えていた。私も常に人のことを考え、配慮のある行動を心掛けていきたいと思う。 ⑪果たすべき役割を全うし、静かにこの世を去る生き方はカッコいい。深い覚悟があれば、動じることなく進んでいけるのである。 ⑫実際は、薩摩に愛着があり戻りたかったはずである。しかし、別れは1年半前に済ませており、未練や後悔はないと感じる。 ⑬最後までやり切ることで、満足感・達成感が得られることを、改めて実感した。 ⑭自分の中で何を大事にするのか、自分の軸を作った上で実現するために努力する大切さを学んだ。 ⑮辞世の句では、苦しみや悲しみを全く出さずに薩摩の威厳を守った。私も胸の内を表出するかどうかは、よく考えて行動したい。 ⑯自己犠牲ではなく自分の中の大義のために自刃し、一度捨ててしまった武士というものを取り戻し、武士として最期を迎えることができたと思う。同時に、総奉行の姿勢は、薩摩藩士全体を武士として蘇らせたことにもなる。周囲を思いやり行動することは、将来看護師・養護教諭を目指す私たちにとって大切であり、心に刻んでおきたいことである。 ⑰信念や威厳などを大切にしながら、最後まで生き抜いた。最後に自刃したとの批判もあるかも知れないが、大切なのは命の長さではなく、どう生きたかということである。命の質を大切に、毎日を一期一会の心で生きていきたい。 ⑱名残惜しいが自刃した平田の真面目さを感じる。帰郷したいと言わないところに、意志の強さが感じられ、また、悲しみも感じられる。人は誰もが間違いなく、大なり小なりの悲しみを背負って生きている。そのことを忘れず、慈愛をもって接していきたい。 ⑲全責任を自分が背負い、他人のために尽くし続けようという気持ちは、今後、看護師として人の命を預かる仕事に就く上で非常に重要になるし、私自身もその気持ちを忘れないようにしたいと思った。 ⑳自分より他人を優先することの難しさを学んだ。中途半端な気持ち、自己都合で優しいふりをしても駄目である。見返りを求めない本当の優しい行為にだけ、感謝などの反応が返ってくるのも事実である。相手のことを本当に想える人に憧れる。

授業感想 今日の授業を色にとえてその一言感想	①白 (6人)：先入観や固定観念を持たずに、徳を持った真っ直ぐで真っ白な心の持ち主だから。物事の決断に必要な資質について興味深く学ぶことができた。授業が進むにつれてどんどん自分の考えが広がり、いろんな色を混ぜていく感じで、その最初の状態としての真っ白なキャンパスをイメージ。今日、周りの意見を聞いて自分にはない多様な意見を持っていてとても面白かったし、自分ももっといろいろな発想ができるように、考えを深めていきたいと思った。発表が多く明るい授業だったから。努力することで、周囲からの反応も変わることを学べた授業だった。ディスカッションがあり、普段仲良くしている人の考えがどんなものかを知ることができて新鮮だった。
	②橙 (5人)：農民に対する心の温かさや秘めたる想いの強さから。今後、社会に出て自分自身で責任を負うことになるので、平田の責任感や覚悟を見習いたい。平田たち薩摩義士の努力が形となって今も存在し、人々を守り続けていることに心が温まったから。また、リラックスした空間で、みんなが自分の意見を怖がらずに言える雰囲気だったので。物語も面白く、様々な意見も興味深かった。見返りを求めない優しさというものを人に与えるのは本当に覚悟がいるし、難しいことだとひしひし感じる授業だった。反省と感動がたくさんある授業だった。
	③橙赤：情熱を持って治水工事に努めたが、ある程度の冷静さを保っていたので、赤というよりも赤橙だと感じた。周りの人と自分の考えはやっぱり異なっていて、様々な思考を受け入れながら、自分の学びに繋げることができた授業だった。
	④赤 (5人)：冷静さを失わず、農民のための工事と主張し、農民と藩士が一体となることで事業を成功させたことに熱い想い・情熱を感じた。また、血の通う人間として、責任に押しつぶされそうになる弱さも持っていたと思う。自分と異なる意見がこんなにたくさんあるとは思ってもみなかった。武士の誇りを捨ててまで尽力したこと、とても心が熱くなり、人のために尽くせることの素晴らしさを再認識したため。あまり、道徳の授業を楽しいと思ったことがなかったが、今回は考えさせられることも多く、楽しかった。
	⑤緑 (3人)：助け合いの精神、協力、藩士・農民に対する思い、さらには堤防の松のイメージ。他人の意見を知ること、新しい視点を得て、自分では上手く言葉にできなかった考えを、人の言葉を借りて言語化することができた。平田の多角的なものの見方や藩との絆、現地を救済するという行動が、人として豊かな生き方だと思ったから。平田の生き方から、自分自身が大切にすべきことを再認識できたとし、より自分の感情や思考が豊かになったと感じた。
	⑥灰 (3人)：用いた教材の内容が面白かった。でも、最後に靱負が自害したのが残念で、灰色を選んだ。人のために全力になれる、人生を懸けられることは素晴らしいことだと思うとともに、責任が生じ、責任を取る難しさも感じたから。私は、藩の存続や利益など、自分中心で考えるばかりだったけど、平田の生き方やそれに対する友達の考えに、自分以外の人の立場に立つてまず考えてみる大切さに気付かされた。
	⑦茶 (2人)：泥まみれになって働く武士や農民が印象的だったから。他の人と非常に違う点もあり、発表や議論をしていて楽しかった。平田の姿勢だけでなく、昔に造られたこの堤防が今の私たちを守っていることに感慨をおぼえ、歴史の重みを感じる。
	⑧黄土：土をイメージさせる物語だったため。藩士と農民の尽力、協力で、堤防には松が植えられ、鮮やかな緑へと変化した点が素晴らしい。
	⑨青 [深い青] (2人)：平田の聡明で冷静で深い考えや視野、その落ち着いた姿勢から青を想起した。
	⑩水：水害に苦しむ人々の心に寄り添い完成させた人柄が、清々しいから。
	⑪紫：人助けの優しさの実現のため、どんなに苦しみ辛い思いをしても責任を負うという軸のぶれないかっこよさから。武士でも、色々な立場の人のことを考えられる人がいることを知り、自分のこれまでとこれからの生き方を考えるきっかけにしたい。
	⑫桃：信頼感も優しさも真っ直ぐさも兼ね備えている平田は、人間としてとても素晴らしいから。
	⑬黒：周囲に流されず、自分の大切にしていることを貫き通す靱負は、何色にも染まらない黒。今までのイメージとは全く異なる武士の姿勢を学べて良かった。志を貫き通す姿勢を、私も見習いたい。
	⑭白黒：2つの対極にある選択肢があり、中間の選択肢がなかったため、グラデーションではなく、白黒の境界線を感じたから。

表 11 『薩摩義士と油島の松』の授業アンケートの結果

質問項目	1	2	3	4	5	平均値
①道徳授業は良かったですか（楽しかったですか）。	0%	3%	9%	56%	32%	4.18
②道徳授業で使った教材は良かったですか。	0%	0%	6%	41%	53%	4.47
③道徳授業で、級友と議論することで、多様な考えに共感・感動したり、あるいは反論したりする場面はありましたか。	0%	9%	21%	30%	41%	4.03
④道徳授業を通して、自分自身の中で新しい発見はありましたか。	0%	6%	21%	50%	24%	3.91
⑤話の登場人物の言葉や行為を通して、登場人物の生き方について深く考えることができましたか。	0%	3%	3%	32%	62%	4.53
⑥話の登場人物の言葉や行為を通して、自分自身の今の生き方について深く考えることができましたか。	0%	3%	27%	41%	30%	3.97
⑦「今後、何を考えどう行動したいのか」について考える等、自分の将来の生き方について考えることができましたか。	0%	0%	21%	47%	32%	4.12

V. 分析と考察

まず、表 10 の分析と考察を行いたい。発問 1 で、武士が大切にしたこととして「威厳」を確認し、発問 2 へ進んだが、金銭や生命という現代的な視点で諾否の判断をする学生が多かった。実践では、改めて威厳を保つという観点から諾否を検討することができ、授業全体の基礎固めに弱いながらも一応成功したが、最初から「武士の価値観を意識して諾否の判断をしよう」と指示することを考えてもよかった。翻って、自作教材の本文で武士の価値観を説明すると、物語の世界に浸れなくなってしまうが、欄外に註釈を設けて、『武士道』『葉隠』等から幾つかの観点を引くことは可能であり、今後のより良い授業実践に向けて改善すべきである。ただし、これは今回の教材化の手順から生じた課題ではないと考える。

発問 3 では、「同じ人間として挑む」「武士としての誇りより人間としての誇り」「邪魔なプライドを捨て」等の重要な意見が認められるが、そのことの重さや難しさをどれほどの深刻さで受け止めたかには個人差がある。ただ実践では、武士の威厳について検討する場面もあり、また、ワークシートでも「本当の武士は、困っている相手の立場になって考えられる人であり、それが本当の意味で武士の威厳を守る」との意見があったので、その時代には簡単なことではなかったとの認識はできたはずである。そして、この認識は、発問 4 以降とも強く連繋しており重要であるが、翻って本発問は、表 6 の A-④を中心とする方向性・項目を設定したことを出発点にして、自作教材へ必然的に組み込んだ場面を通じてのものである。すなわち、本発問は、自作教材から偶然設定されたものではなく、こうした発問が可能なように教材を自作したところに意義があると言えよう。

発問 4 は、実に多種多様な漢字が提示されたが、主題名が「薩摩義士の辛抱と捨我」であることから、「忍」「耐」等の漢字を挙げるとともに、これらにもう少し意見が集まるような展開を目指してもよいかも知れない。実践も、「辛抱と捨我」の近傍にある「尽」「想」「責」等に行き着いているので失敗というわけではないが、拡散が過ぎると、一般的には主題のねらいに肉薄し得たかを吟味しなければならない。ただし、今回は一応の主題設定はしたものの、当初から限定的な内容項目に絞らず、靱負という人間像に広く学ぶという趣旨での教材化であったため、こうした意見の多様性は予想されたことであり、また、授業者としても望むところである。

そして、発問 5 では「覚悟」という語が複数認められ、授業の最終段階でいよいよ核心に迫って来た感がある。また、「責任」「意志」「役割」「悲しみ」「背負う」「見通し」などの視点から自己展望する意見もあり、一定の授業成果があったと考える。翻って、今回の一連の教材化の手順も十分実用に耐え得るものであったと結論づけたい。なお、本授業実践では、発問 5 を提示する際に、靱負が遺書を残さなかったこと、辞世の句に署名がなかったこと、帰郷したくないわけがないことを補足説明して、学生が考えやすくなるよう配慮したことを付言しておく。

次に、表 11 の分析と考察であるが、教材の良否について問うた質問項目②において、「4：そ

う思う」「5：大変そう思おう」を合わせて94%に達している。貝塚市立第五中学校が調査した既存の68教材と比較しても、『夕焼け』の96%に続く高水準である。また、この調査は、教材の良否と授業の良否には強い相関が認められることを指摘しているが、自作教材『薩摩義士と油島の松』を用いた授業を良かったとする評価も、4と5を合わせて88%であった。また、7つの質問項目全体では、4か5に回答した学生が平均して80%超であり、これも68教材中4教材しか達成していない高水準であった。ただし、本稿は大学生への実践であり、中学生対象に『薩摩義士と油島の松』を実践した場合には評価が変動することもあると考えられる。これに関しては、今後、実地に試して確認する必要がある。

VI. 総 括

1. 成果

教材化に関しては、従前であれば教材を自作し、それに基づいて発問構成を考え、主題のねらいを設定することがほとんどであったが、その場合、適切な発問を考え出せず、再度、自作教材の一部を書き改めることもあった。また、ねらいに迫る適切な発問が構成できても、設定されたねらい自体が、既成の道德教材の場合と代わり映えせず、ややもすると、自作教材より既成の教材の方がねらいに肉薄する発問を豊かに創り出せるということにもなり兼ねず、これでは何のためにもわざわざ新たに教材を自作したのかが分からない。

そこで、本稿では、実話の教材化にあたって、必要な素材を収集した後、主題とねらいを見定め、そのねらいを達成するための発問の方向性を最初に考えておくこととした。そして、そのような方向での発問が構成できるように、ストーリーのプロットを取り、個別具体の発問がつけられるように表現を工夫し肉付けした。そして、最後に改めて、生徒に投げかける発問を具体的に確定させたのである。

この教材化の手順に則ったことで、本教材独自の主題とねらいが設定でき、既成の教材との差異化が明瞭な教材を、作成過程における修正変更をほとんどすることなく、短時間で仕上げることができた。すなわち、本教材で言えば、主題名「薩摩義士の辛抱と捨我」の「薩摩義士」を除いてもなお、「辛抱と捨我」自体が他の教材には見られない独自性を示している。また、そもそも発問の原型が先にあって教材を作成しているため、ねらいに向けての発問構成がしづらいということがない。これは、教材化と発問構成の間を往還して、教材を改訂したり発問をつくり直したりという試行錯誤を省いて、教材化への時間短縮が図れたということである。

また、本教材の質は、実践での成果が保障してくれよう。「一見拙いと見られる資料でも良い授業ができれば良い資料である」¹⁸⁾との指摘通り、教材と授業の良否は連動しているが、写真10、表10・11は一定の成果が授業実践にあったことを示している。しかし、これは考えてみると当然で、発問構成の方向性を見定めてから教材を作成したわけであるから、イメージ通りの授業展開になるはずである。本稿で提案した教材化への手続きに効果があったということである。

最後に、平田鞆負という偉人を扱ったわけであるが、よりよく生きようとする意欲を高めていくのに効果的な教材にしなければ意味はない。そこで、学生の発問5に対する回答からも察せられるように、①主題に適した偉人の崇高な姿を描く、②困難を打破する場面で具体的で印象深い台詞を入れる、③常人では真似られない行動の中に普遍的な価値を込める、④偉人の人物史を平板に綴るのではなく偉人の人となり分かる一場面を活写する、等の配慮を施すことで、表11の評価を得たのである。

2. 課題

本教材は約3700文字あり、やや早口の範読でも15分ほど必要である。中学校の道德教材としては最大限の長文であり、実践で用いることを躊躇する教員も一定数いることが予想される。今回は大学生対象の授業だったため、発問を投げ掛けた後、すぐにワークシートに意見を書き始め、それと同時に、並行して発表も行うような進め方で50分間に収めることができた。しかし、中学生であれば60分ほど掛かる可能性が高く、原文から1000文字程度の削減が望まれる。

ただし、点在于感動場面や考え議論したい場面のみでは成立しない。史実を客観的に説明した箇所を削ると、大治水工事の全貌が霞み、同時に、薩摩武士の辛苦の深さも感得しづらくなる。延いては感動場面も色褪せ、議論も深まらず、文字数の削減は一朝一夕にはいかない。

次に、最後の場面で平田鞆負が自刃した意味について、一定の大学生が理解しづらそうであった。中学生への授業を構想する場合には、より一層丁寧な扱いが必要である。また、薩摩からの松を1本1本植えるところでは、本文でその理由を「未来永劫守りたい」「鎮魂の意を込めて」のように示したが、授業者によっては、ここで「1本1本植えた松に、どのような思いが込められていたか」と問いたいであろう。こうした要請に応えるには、本文中に理由を示さず、「薩摩から取り寄せた1000本の日向松に、深い思いを託して、1本1本植えていった」とだけ書き、「深い思い」の中身を問える余地を残す方が、万人にとって扱いやすい教材となるかも知れない。ただ、この教材場面で発問を設定しないのならば、予め本文に理由を示して読解力の差を埋め、共通の解釈からスタートして、その先の土俵で考え議論できるように授業設計をする方が得策との立場もあり、どちらが良いかは一概に言えず、指導者の授業構想に依拠すると考えられる。

そして、表1に提示した「道德教材化の手順」であるが、今回の薩摩の木曾三川治水事業に対しては、幾つかの課題は残るものの、十分な成果も得ており、学校教育の場においても活用可能な教材を作成することができた。しかし、他の内容項目を扱った様々なジャンル・領域の教材化についても試行し、本手順の汎用性・普遍性について吟味する必要がある。また、今回の教材は長文となったが、小学校教材を自作する場合には短文であることが求められ、本手順による自作教材がおおよそ長文になるのだとすれば、本稿で語られなかった新たな留意点を見出しておく必要がある。これらの課題については、引き続き追究していくことが求められよう。

最後に、本研究は、JSPS 科研費 21K02617 の助成を受けた「価値認識・自己認識・自己展望に基づく道德授業力の改善効果に関する実証的研究」の一環であることを付言しておく。

参考・引用文献

- 1) 村上敏治 (1973)『道德教育の構造』明治図書 Pp.177-178
- 2) 同上 Pp.170-171
- 3) 文部科学省 (2017)『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』Pp.157-158
- 4) 同上 P.158
- 5) 文部科学省 (2017)『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 特別の教科 道德編』P.105
- 6) 同上 P.104
- 7) 井沢純、篠原春雄、瀬戸真、竹ノ内一郎、波多野述磨編 (1975)『道德指導事典』ぎょうせい P.376
- 8) 文部科学省 (2012)『中学校道德 読み物資料集』廣済堂あかつき
- 9) 貝塚市立第五中学校 (2017)『道德科の効果的な指導と評価 ～「価値認識」「自己認識」「自己展望」を基壇にして～(平成 28・29 年度 府指定道德推進校研究報告書)』
- 10) 坂口達夫 (2000)『かごしま文庫 59 宝歴治水・薩摩義士』春苑堂出版
- 11) 池上義一 (1972)『宝暦治水記』潮出版社
- 12) 杉本苑子 (1962)『孤愁の岸』講談社
※本書は、現在も講談社文庫の『孤愁の岸〈上〉〈下〉』(1982)として発刊されている。
- 13) ※1984 年 1 月 2 日に NHK が放映した『劇場中継 孤愁の岸 帝国劇場から』は、杉本苑子が第 48 回直木賞を受賞した代表作で、脚本・杉山義法、伊集院十蔵役に森繁久彌、平田鞠負役に竹脇無我を配して約 160 分で上演されたものである。
- 14) ※2005 年 6 月 1 日に NHK が放映した『その時 歴史が動いた』の回は、「民を救った義士たちの物語 ～宝歴の治水・薩摩藩士の苦闘～」である。
- 15) 国立政策研究所「教育研究情報データベース 学習指導要領の一覧」
<https://erid.nier.go.jp/guideline.html> (2023 年 9 月 27 日最終閲覧)
- 16) ※大阪府中学校道德教育研究会の第 1 回総会 (2005 年 6 月 29 日、於：たかつガーデン) で、大阪府立大学名誉教授 山田邦男は「道德教育の重要性について」と題する講演の中で、Frankl, V. E. の、人間には「自分の現存をできるかぎり意味に満ちたもの」にしようとする「意味への意志」があることを押さえた上で、「自己超越」とは「人間本来の在り方であるところの自己以外の“何か・誰か”に尽くすという状態」であり、「貢献しようとする心は人間だけに与えられた本能」であることを指摘した。
- 17) 柴原弘志・荊木聡 (2018)『中学校新学習指導要領 道德の授業づくり』明治図書 Pp.107-109
- 18) 村上敏治編 (1983)『小学校道德 内容の研究と展開』明治図書 P.14

稿末資料

『薩摩義士と油島の松』

「四刻、八刻、十二刻」という言い伝えがあった。濃尾平野を網の目のように流れる木曾三川が、揖斐・長良・木曾の順に、豪雨後 8 時間、16 時間、24 時間で増水することを指す。すると、水は高い方から低い方へと流れるから、流域が広く川底も高く水量も多い木曾川の水が長良川へ押し寄せ、さらに低い揖斐川へ滝のように流れ込んで甚大な被害をもたらす、というのである。

宝歴 4 (1754) 年正月、薩摩藩主・島津重年のもとに幕府から簡素な書状が届いた。

「美濃・伊勢・尾張の治水工事を命ずる」

これは、幕府が外様大名の筆頭である薩摩藩の勢力を削ぐため、河川改修の「お手伝い普請」を命じたものであった。したがって、木曾三川の近隣藩ではなく、1200km も離れた薩摩に照準を絞った上、総延長 120km という史上最大級の堤防と木曾・揖斐川の合流地点の仕切り堰をわずか 1 年半で完成させよ、と言っ



できたのである。しかも幕府は、治水専門の職人や土木業者を雇うことを禁じた。ただでさえ困難で大がかりな工事を、素人同然の武士と農民の手だけで行わせようというのである。むろん、薩摩が工事全般にわたる一切の責任を負わねばならなかった。また当時、薩摩藩の年収は20万両（160億円）であったが、参勤交代などの圧政ですでに66万両の藩債を抱え、その中の工事費15万両の見積もりは藩が沈没しかねない額であった。かと言って、幕命を拒否すれば、薩摩77万石と徳川800万石との戦になり、藩のお取り潰しは免れないだろう。薩摩藩では、数日間、激論が打ち続いた。

「ご公儀は工事にかこつけて薩摩の金蔵を空にしようとしている。」

「これは徳川による関ヶ原以来の薩摩へのうっぶん、うらみを晴らさんとする謀略で、我が藩を愚弄するものである。」

「かくなる上は、たとえ取り潰しになろうとも幕府と決戦し、薩摩藩の意気を示すべし。」

卑劣で理不尽な幕府と一戦交えるという強硬論が大勢を占める中、一人の家老が血気にはやる藩士に、人柄のにじみ出たゆったりとした調子で語り始めた。島津家三代にわたって仕えてきた重鎮・平田鞆負である。

「この度の幕命は筋が通らぬが、静かに考えるに、四海同胞と申し、およそ国中の誰もが仲間である。その仲間が、水に苦しみ難儀しているのを知った上は、これを助けるのが仁義を尊ぶ薩摩武士の本分ではなからうか。この際、幕命の是非は捨て置き、治水工事に必死の働きをして、気の毒な現地百姓を救済し、薩摩武士の誉れを千載に伝えるのが肝要ではないか。ここはひとつ、忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐えて、幕命を奉ずることは、薩摩としてやり甲斐のある仕事であると思うが、いかがでござろう。」

と、情理を尽くした。それでも、

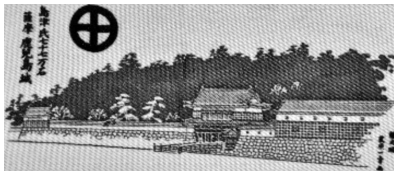
「15万両という出費はいかがなさるか。藩には積もり積もった膨大な負債があり、この上の借金は望めまい。今月末の着工に、どうするおつもりか。さあ、お答えくだされ。」

という声が上がったが、平田はただ一言、

「戦になれば15万両では済みません。」

と涼しい顔である。誰も反論する者はない。

やがて、誰かがすすり泣く。その鳴咽は徐々に広がっていった。そして、重く静かに広間を満たした。



宝暦4年1月29日、第一陣数百名が鹿児島城を出立したが、美濃に向かう途中、普請総奉行となった平田は、藩士たちと別れて大坂に向かった。大坂の豪商に赴き、費用調達のための借金を申し込んだのである。しかし、借り倒しを恐れた商人たちは、借金まみれの薩摩への融資を丁重に断るのであった。それ

でも平田は、商人たちに薩摩の苦しい事情を正直に粘り強く話し、ひたすら頭を下げ続けた。お金のために武士の誇りを投げ捨て、どのような恥辱や罵倒にも耐える覚悟の表れであった。しかし、こうした3週間にわたる金策で、ようやく借りられたのは、わずか7万両でしかなかった。

その頃、平田に追い打ちをかける知らせが、江戸の薩摩藩邸からもたらされた。改めて工事費用を見積もったところ、総額が2倍の30万両になったというのである。薩摩藩は、やむをえず領民から特別税を徴収するという非常手段を用い、そのため、薩摩領民を深刻な飢えと困窮に直面させてしまったのである。

宝暦4年閏2月9日、現場の美濃・大牧村に到着した平田は、藩士たちの置かれた状況に息を飲んだ。役所から百姓へ「村方心得」が通達されており、その結果、藩士たちは武士にあるまじき待遇を受けていたのである。宿舎は農家や小屋がけの仮住まいに、大勢が押し込まれている。食事は一汁一菜に限られる。さらに、幕府の役人は、土の盛り方や石の積み方一つにも難癖を付け、一からのやり直しを命じることも日常茶飯事である。役人は、権力をかさに横柄な態度で、藩士たちの言うことを一切聞こうとしない。おまけに、今度の普請を見越して、米、味噌、醤油から草足袋に至るまでが値上がりする有り様である。藩士たちは日に日に疲弊していった。

そのような折、永吉惣兵衛と音方貞測が、役人の悪口雑言といさかいに対する悲憤から、自刃して果て



た。しかし、幕府への抗議と見なされるため、「腰の物にて怪我いたし、相果て候」として隠された。また、申うにも自刃とあらば、どこも簡単には引き受けてくれない。そこで、現地から遠く離れた伊勢の国（三重県桑名市）の海蔵寺に頼み込み、埋葬してもらったのである。

資材は、幕府側が提供する建前であったが、実際は、石材や土砂、木材、竹材等の選定から採掘、伐採、運搬のための川舟の手配や賃銀の支払いまで、すべて薩摩側がしなければならない。しかし、地元も非協力的で、例えば、定例の普請に必要との理由で、地元の土石を採らせてくれない。そのため、木曽川を上流へ十数里もさかのぼり、川舟大小 300 艘で運ぶこともあった。また、農耕の繁忙期と重なり、人夫が集まらず、賃銀はつり上がった。平田は、

「工事完成だけに目を向けては失敗する。工事を完成させるのは人だ。人を治めることを見失ってはならない。」

と自らを省みるのであった。農民たちが水と闘い、この地を護り抜いている事実には、素朴な目を向けなければならない。平田が美濃行きを決意したのは、薩摩藩としての様々な事情も重なるが、それは輪中の農民には与り知らぬことで、今度のお手伝い普請は、あくまでも農民を救うためのみに行かねばならないものである。今、起きている役人と藩士の対立は、農民のための工事という一点を見失っている。

そう考えた平田は、農民から輪中における水との戦いの歴史を聞いた。聞いただけではほんとの苦労は分からない。自ら泥まみれになって農民とともに汗を流そうと思った。それでも農民の真の苦労は分かるはずもないが、ともに堤防を築き上げるという心がなくては、この大事業の成功はないと悟ったのである。そして、平田は藩士たちに言った。

「今から侍を捨て己を捨てて輪中の人になり、農民と一つになって水と闘おうぞ。」

こうして、藩士と農民たちは、専門の業者も借りず、わずか4か月の間に、全体の半分を超える総延長 70 km にも及ぶ堤防を完成させた。この頃には、過酷な仕打ちに耐えて働く薩摩武士に、農民たちは、幕府の役人の目を盗んで握り飯を渡すまでになっていた。

そんな中、揖斐川下流に築かれた堤防の土がまだ固まらぬうちに、美濃に豪雨が降り注いだ。藩士と農民は総出で石や土嚢を積んで、押し寄せる濁流に抵抗したが、宝暦4年6月10日、ついに決壊、翌日には支流の2か所の堤防も相次いで破れ、3つの村が押し流された。さらに、7月には木曽川の堤防が2か所で決壊、周辺に大きな被害を出したのであった。この悲惨な事態はさらなる犠牲者を生み、加えて酷暑と空腹、生水をがぶ飲みすることで赤痢患者が続出して病死者を出した。犠牲者は一人、また一人と増えていき、わずか2か月の間に28人も藩士が散り、最終的には90余人にもなったのである。

その2か月間にわたる決壊部の修復を終えた平田たちは、宝暦4年9月22日、いよいよ「三の手」と大樽川の洗堰工事と、「四の手」と呼ばれる油島築堤工事にも取りかかった。工事箇所91か所、延長39km、田畑の堀り上げ64haという膨大なものであった。洗堰は、川幅いっぱい水流を横切って造るもので、洪水時に堰の上を流下させることで、長良川から揖斐川へ注ぐ水勢を緩和し、沿岸堤防の決壊を防止する効果がある。また、油島の築堤は、川底の高低差が2.6 mもある三川の合流地点において、「渦巻きが河床を穿ち、飛沫は天に沖す」と怖れられた激流を締め切っ



て分流させることを目的としていたが、これは我が国の河川工事史上、右に出るものがないと言われるほど難しいものであった。

その上、大樽川と油島の工事は完全締め切りにするかどうか、当初から決定していなかった。それでも薩摩藩は、支障を来さないようにと、老朽船に石を積んで船ごと沈めたり、巨木に大石を結びつけて所定の位置へ落としたりするなどして基礎を造り上げていき、12月中には下埋めを完成させていた。しかし、各輪中の利害や

舟の通行の都合、及び洪水が尾張側へ押し寄せる懸念もあり、宝暦5年の正月に入っようやく、大樽川は締め切り堤にせず、また、油島堤防は中程に約540mの開口部を設ける決定がなされた。薩摩藩がここに投入した莫大な資材・賃金もあって、すでに総工事費は45万両にまでなっていた。

伊勢湾に最も近い最下流に位置する「二の手」は宝暦4年12月18日に、その上流の「一の手」は宝暦5年3月28・29の両日、「三の手」と「四の手」は3月29日から4月6日までに竣工した。そして平田たちは、薩摩武士と農民の血の滲む努力によって完成した油島の1kmにわたる堤防に、薩摩から取り寄せた1000本の日向松を1本1本植えた。この美濃の地を未来永劫守りたいという思いを込めて、そして、犠牲になった多くの人々への鎮魂の意を込めて……。



江戸からの検分役11人は、4月16日から5月22日の間、各工区をくまなく見て回ったが、しばしば工事の壮大なことに驚嘆し、

「お手伝い御普請 結構な出来映えに候」

と口々に賞賛した。すべての検分を終える頃には、幕府役人たちの横柄で威圧的な当初の態度は微塵もなかったという。

5月24日、平田は、検分滞りなく終了したことを藩主宛にしたため、それを副奉行・伊集院十蔵に託して江戸へ向かわせた。そして、翌25日、美濃大牧の役館において、悲壮な胸の内を署名なき辞世の句に残しながらも、微笑みを浮かべて52年の生涯を遂げた。薩摩旧雑録では、「家老平田は病の床で血を吐き死去」したことになる。責任を感じての自刃などすれば、一家断絶に及びかねないからである。

～住みなれし 里も今更 名残にて

立ちぞ わづらふ 美濃の大牧～

(住み慣れたこの美濃の大牧の里、なんと名残り

惜しく、立ち去りがたいことであろうか)

薩摩の千本松は、270年を経た今も、堤防を守り続けている。



[いばらき さとし 学校教育学]

【論文】

児童のタグラグビーにおける ゲーム中の攻守の捉え方の変容について

——テキストマイニングによる分析から——

山 崎 雅 史

1. はじめに

2008 年の小学校学習指導要領の改訂により、タグラグビーに関する内容が第 3 学年及び第 4 学年のゲーム領域のゴール型ゲームの例示に、また第 5 学年及び第 6 学年のボール運動領域のゴール型の例示に明記された（文部科学省、2008：文部科学省、2018）。タグラグビーは、ゴール型ゲーム及びゴール型の中でも、陣地を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゴール型として例示されている。

タグラグビーとは、1 チームの人数が 4 人ないしは 5 人で構成されたチームが、腰の左右に付けたタグを、お互いにとったり取られたりしながら、楕円形のボールを持ってコートを駆け回り、相手ゴールを目指す競技である。試合時間は 5 分ハーフ程度で、パスをして相手ゴールを目指しても構わないが、ボールは真横か後方へしか投げることができないのが一般的なルールである。

しかし、小学校体育科の授業においては、児童の発達の段階に応じて、プレイヤーの人数、コートの広さ、プレイ上の緩和や制限などを修正し、児童が取り組みやすいように工夫してゲームを行うこととされている（文部科学省、2018）。タグラグビーが小学校学習指導要領解説体育編に例示されたこともあり、これまでに数多くのタグラグビーに関する実践報告がされてきた（深田ら 2019：廣瀬、2019：石崎ら、2021：龍池、2019：佐藤・鈴木、2008：寺田、2018：寺田、2020）。

小学校体育科の授業に関する研究としては、深田ら（2020）の、戦術学習の内容の適性について映像をもとに分析した研究、石崎ら（2021）のチーム学習におけるタグラグビーの授業づくりに関する研究、佐藤・鈴木（2008）の、タグラグビーとポートボールの「やさしさ」の比較に関する研究が挙げられる。

先行研究の多くは、授業風景を撮影し、撮影された映像を分析し、パスやランの成功率を量的に捉えているもの、もしくは、授業実施前後に質問紙調査により児童の意識の変化を捉えているものである。確かに質問紙調査を用いれば、児童の意識の変化を捉えることはできるが、具体的

にどのように変容しているかというところまでは明らかにすることはできない。しかし、昨今研究手法として用いられているテキストマイニングを使用すれば、自由記述文に対して意味のある最小言語単位に分けて解析が可能となる（畑野、2018；村上ら、2021；大矢ら、2011；角南ら、2017；田村ら、2020；塚本ら、2019；常行ら、2020）。児童の自由記述文を対象に行った研究も数は多くないものの行われている（村上ら、2021；大矢ら、2011；塚本ら、2019）。塚本ら（2019）は、小学生を対象に体力づくりの取り組みに関して、児童の振り返り内容をテキストマイニングで分析し、文章の中で強調された語彙やそれらの関連性を可視化することができ、児童自身も体力の伸びや心の成長を体系化することが可能となったと報告している。大矢ら（2011）は、体育の授業でうれしかったことについて、自由記述をさせ、その内容について分析している。このように小学校体育科の授業においても、児童の自由記述文を、テキストマイニングを用いて分析することが可能となり、児童の意識の変容について、より詳細を把握することができるようになった。

ゲーム中に攻守が入り交じり、さらには、目まぐるしく攻守が入れ替わるタグラグビーにおいて、その場の状況を読み取り、攻めか守りかを咄嗟に判断して行動することは、学習上重要である一方、学習を通して、児童の攻守の捉え方がどのように変容しているかについては明らかにされていない。

そこで、本研究では、体育の授業後に自由記述の振り返り（以後、「振り返り」とする）を行い、その振り返りを、テキストマイニングを用いて分析することにより、児童の攻めと守りの捉え方がどのように変容していくのかを明らかにすることを目的とした。

2. 方 法

1) 調査対象者と時期及び指導者

大阪府 A 市の小学 4 年生 34 人を対象に、2022 年 2 月 16 日から 3 月 17 日の期間に実施した。対象の児童は、これまでタグラグビーの学習経験のない児童であった。このうち振り返りを行った第 2 回目と第 9 回目の授業ともに参加した 33 名を調査対象者とした。指導者は体育科を専門教科とする教職経験約 15 年の教員であった。

2) 単元計画

本研究で実践した単元目標及び単元計画は表 1 のとおりである。全 9 時間で計画をした。単元目標は、小学校学習指導要領に沿って「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の 3 観点で設定し、この単元目標を達成するため、表 1 の単元計画で学習を進めた。

第 1 次では、これまでタグラグビーを経験したことがない児童であることから、タグラグビーの基本的動作である、ボールを持って走ること、タグを取ること、パスは後ろにしかできないこ

となど基本的な動作や特性に触れ、そして慣れることを目的とした。コート大きさは10m×10mで設定した。

第2次では、チーム内で教え合いながら個人の技能を高めることを目的とした。ラグビーは陣取り型のゲームであることから、ボール保持者が前に進まないで自陣を広げることができない。しかし、そのことを経験したことがない児童の中には、ボールを持っても何をすればよいかわからず立ち止まってしまう児童がいる。そこで、個人の技能を高めるための学習機会を設定した。コート大きさは、第2次の1時間目は10m×10mで行い、2、3時間目は13m×13mで行い、4時間目は26m×13mで行った。

第3次では、第2次で高めた個人の動きに加え、チーム内での連携を図り、チーム力を高めることを目的とした。コート大きさは26m×13mで行った。

また、単元前半は主にチーム内での活動とし、単元後半の他チームとのゲームでの勝利を目指して、まずはチーム内で教え合い、チーム力を高め合うことをねらいとした。チームの人数は1チーム5名及び6名とし、6つのチームで学習を進めた。また、陣地を取り合うゲームであることから、ボールを持った時には、まずは相手陣地のゴールに向かって走り出すということが重要となる。小学校学習指導要領解説体育編にも「ゴールにボールを持ち込むこと」が例示されている。そこで、全員にゴールに向かって走る動きを経験させるために1対1の活動を取り入れた。また、相手を引き付ける動きを学習させるためのタスクゲームとして、2対1や3対2といった、攻めの人数が守りの人数よりも多い活動も取り入れた。

ラグビーは、コート内でボールを保持するチームが変わると、その場で攻守が入れ替わる。このことを咄嗟に判断することは、ラグビーを初めて学習する児童にとって困難であることが予想された。そこで、制限時間を設けて攻めと守りが入れ替わる攻守交替型ゲームを単元前半に取り入れた。単元後半では、ボールを保持するチームが変わるたびに、その場で攻守が交代する、攻守入り交じりのゲームとした。3対3のゲームでは、制限時間を5分とし、時間内での児童の交代は、得点した場合と失点した場合に行わせた。

表1 タグラグビー単元目標と単元計画

【単元目標】 ○基本的なボール操作とボールを持たない動きによって、易しいゲームができるようにする。 ○攻めと守りの簡単な作戦を考えたり、考えたことを友だちに伝えたりすることができるようにする。 ○運動に進んで取り組み、規則を守り誰とでも仲良く運動したり、勝敗を受け入れたり、友だちの考えを認めたり、場や用具の安全に気を付けたりできるようにする。								
第1次		第2次				第3次		
触れよう、慣れよう		個人の動きを高めよう				チーム力を高めよう		
1	2	3	4	5	6	7	8	9
オリエンテーション	他チーム タグ取り鬼	チーム内 2対1 攻守交替	チーム内 2対2 攻守交替	他チーム 2対2 攻守交替	他チーム 3対2 攻守交替	他チーム 3対2 攻守入り 交じり	他チーム 3対3 攻守入り 交じり	大会
チーム内 タグ 取り鬼	チーム内 1対1 攻守交替							
	チーム内 2対1 攻守交替	チーム内 2対2 攻守交替			他チーム 3対2 攻守入り 交じり			

3) 質問紙調査及び振り返り調査の実施と分析

本研究では、タグラグビーの授業全般的な児童の自己評価として、「汗をかきましたか」（運動量）、「上手になりましたか」（技や力の伸びの自覚）、「楽しかったですか」（楽しさ）、「友だちと協力できましたか」（仲間との協力）の4項目について、5段階のリッカート尺度を用いた質問紙調査を毎授業後に行った。なお、質問紙の回答は、「とてもそう思う」を5点、「少し思う」を4点、「どちらでもない」を3点、「少し思わない」を2点、「まったく思わない」を1点に設定し、集計を行った。調査には全て Google form を用いて授業の最後に児童1人1人が自分の端末を使用して入力したものを提出する形で実施した。質問紙調査については、質問項目毎に毎回の平均値と標準偏差を算出した。

振り返り調査は、第1回目は授業初回であり、オリエンテーションに割いた時間が多かったため行わず、第2回目と授業最終回の第9回目に Google form を用い「何を考えながら取り組みましたか」という質問に対して自由記述で行った。分析は、KH coder を用いてテキストマイニングにより行った。自由記述によって得られたテキストデータは表現の統一性が低く、漢字やひらがな、カタカナなどの混在や誤字脱字により、単純に自由記述にテキストマイニングを行っても質の高い結果が得られにくいことが指摘されている（野守ら、2010）。本研究においての例としては、「守り」を表す語として、「守備」「守り」「守る」が見られたが、それらは「守備」に統一した。このように、データ入力時に文意を変えないように細心の注意を払いながら、必要に応じて言葉を統一し、修正を行った。また、意味をなさないが至るところで用いられていた「思う」「考える」「取り組む」「言う」「タグラグビー」「行う」「今日」「チーム」の8つの語と個人名については分析の対象外とした。

まず、自由記述の内容について形態素解析を行い、自由記述文内に含まれている語の出現頻度を把握した。5 回以上出現した語について、出現頻度上位語句として抽出した。また、3 回以上出現した語について共起ネットワークを作成し、そのまとまりから記述内容の構造を解釈した。

4) 授業状況の観察

児童の授業中の活動の様子や発言について象徴的な事柄については、メモを記録した。

3. 結 果

1) 授業に関する全 9 回の質問紙調査

毎回の質問項目毎の平均点のグラフと数値は図 1 のとおりである。

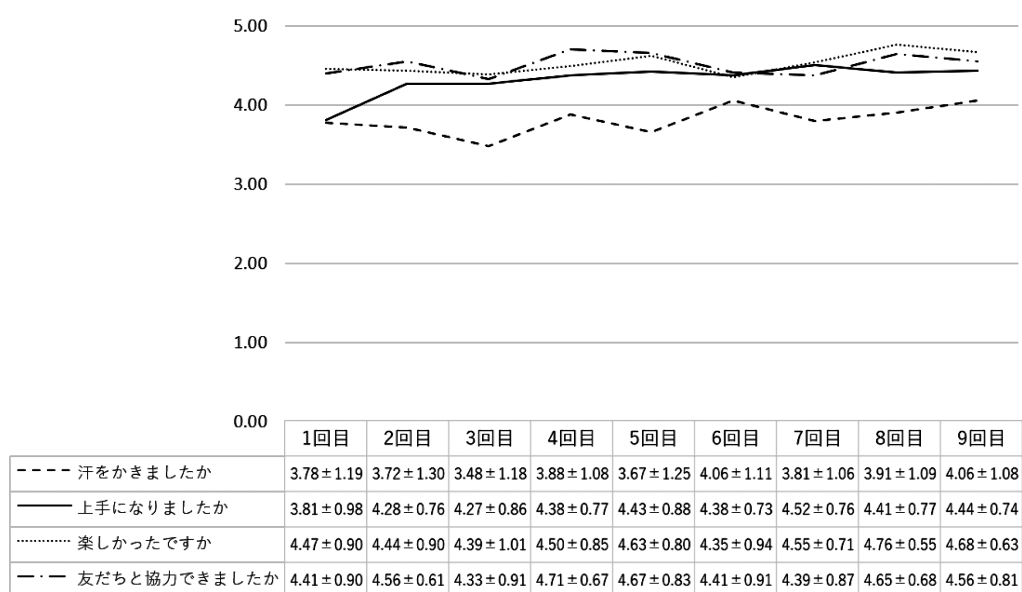


図 1 質問紙調査の質問項目別平均点

「汗をかきましたか」(運動量)の平均点の推移については、どの回も 3 点は超えているものの、ほとんどの回で 3 点から 4 点の間であることから、それほど汗をかけたとは感じていないことがわかった。また、回によりばらつきが見られることもわかった。

次に「上手になりましたか」(技や力の伸びの自覚)の平均点の推移については、1 回目のみ 3.81 という 3 点台であったが、それ以外の回はいずれも 4 点台であった。

次に「楽しかったですか」(楽しさ)の平均点の推移については、図 1 から明らかとなっており、いずれの回も 4 点以上という高得点を記録した。多くの児童が「楽しい」と感じる事ができた授業であったことが明らかとなった。

次に「友だちと協力できましたか」(仲間との協力)の平均点の推移についても図 1 から明ら

かなとおり、いずれの回も4点以上という高得点を記録し、多くの児童が「友だちと協力できた」と感じることができていた授業であったことが明らかとなった。

2) 自由記述による振り返り調査

①語の抽出と出現回数

Google form により回収した振り返りを KH coder を用いて、テキストマイニングを実施した。第2回目と第9回目に5回以上抽出された語は表2のとおりである。第2回目、第9回目ともに14語が抽出された。2回とも5回以上抽出された語は「ボール」「取る」「人」「タグ」「相手」「パス」「持つ」「攻撃」「行く」「守備」の10語であった。また、2回目のみに5回以上抽出された語は、「後ろ」「投げる」「走る」「大切」の4語であった。9回目のみに5回以上抽出された語は、「ゴール」「突っ走る」「作戦」「取れる」の4語であった。2回目に比べ、9回目の方が、出現回数が20回以上の語が増えていることが明らかとなった。

表2 振り返りの抽出語（5回以上）と出現回数

2回目		9回目	
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
ボール	34	取る	27
取る	18	パス	25
人	16	ボール	24
相手	11	タグ	20
後ろ	10	人	17
タグ	7	相手	15
パス	7	持つ	10
持つ	7	ゴール	9
投げる	7	行く	7
攻撃	5	突っ走る	7
行く	5	作戦	6
守備	5	取れる	6
走る	5	守備	6
大切	5	攻撃	5

②語と語の共起関係

次に、共起ネットワークを作図するにあたって、出現数による語の取捨選択で最小出現数を3として描写した。出現数の多い語ほど大きい円で描画した。

第2回目の共起ネットワークを図2、第9回目の共起ネットワークを図3として示した。サブグラフは、第2回目は4つのグループに、第9回目は3つのグループに分類された。それぞれのグループを詳細に見ると、第2回目は「タグ」「取る」「進む」という守備を表すグループ、「パス」「攻撃」「走る」「行く」という攻撃を表すグループ、「ボール」「人」「投げる」「後ろ」「持

つ」「キャッチ」というパスによる攻撃を表すグループ、「向く」「正面」「大切」「協力」という攻撃に対する姿勢を表すグループとなっていた。第9回目は、「相手」「取る」「タグ」「ボール」「パス」「ゴール」「人」「持つ」の8語で1つのグループを構成していた。それぞれの単語が用いられた前後の文脈まで分析すると、相手のタグをとるという守備の要素とタグを取られたらボールをパスするという攻撃の要素とをつなげて表現している記述が多いことが明らかとなった。また、ボールを持っている人の動きが重要であるという文脈も読み取られた。次のグループでは、「守備」「攻撃」「自分」「前」「行く」「取れる」というこちらも守備と攻撃とを関連付けているグループとなっていた。3つ目は、「全員」「付ける」「近く」というグループであったが、用いられた単語の前後の文脈を読み取ると、守備では相手に近づくことが大切であるということを示していることが明らかとなった。

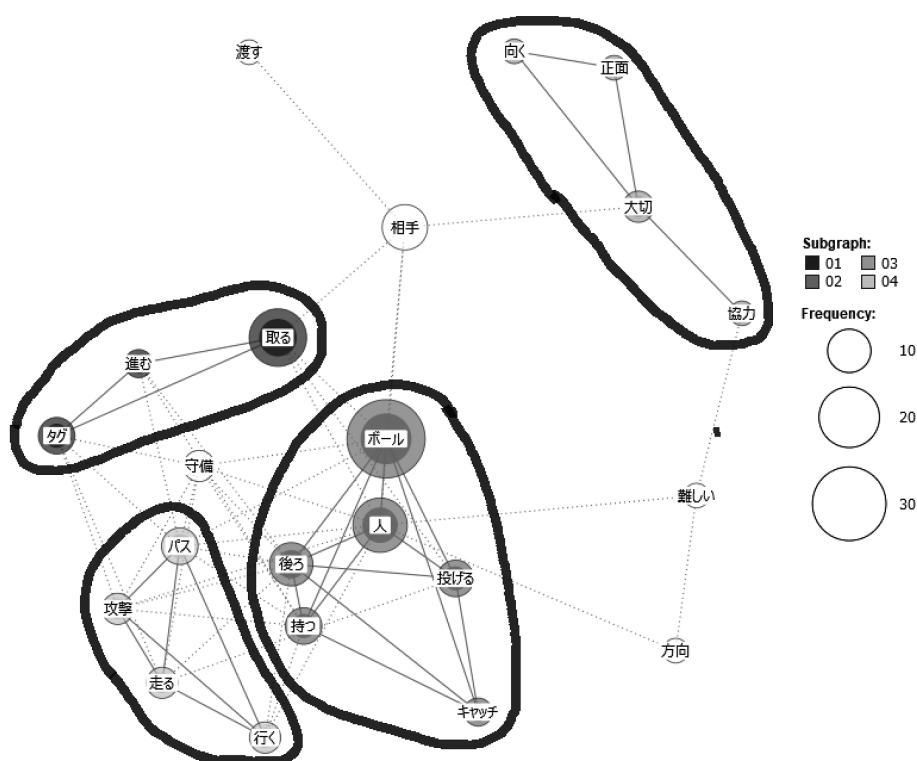


図2 第2回目の振り返り

4. 考 察

本研究では、小学4年生を対象に、ゲーム中に攻守が入り交じるゴール型ゲームに例示されているタグラグビーの授業を通して、ゲーム中の攻守の捉え方の変容について、自由記述による振り返りをもとに分析を行った。

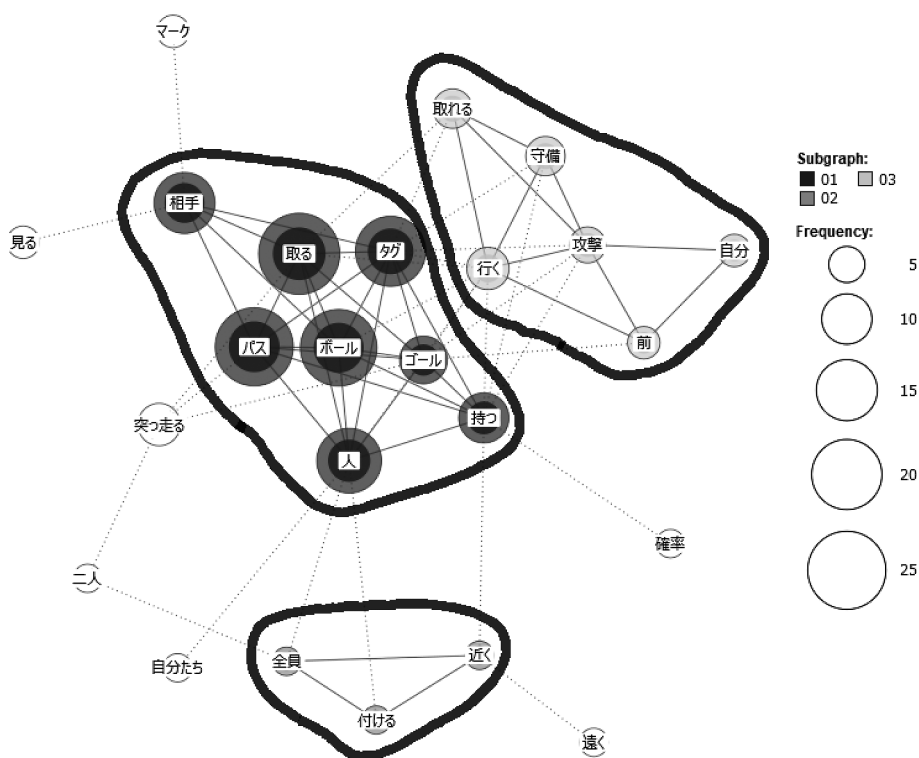


図3 第9回目の振り返り

まず、授業全体の様相について、質問紙調査の結果から分析を行う。龍池（2019）が、児童への質問紙調査の結果から「タグラグビーという運動種目が運動経験や技能に関わらず、誰でも楽しむことができるスポーツであるということ」を改めて示している」と述べている。本研究においても、「楽しかったですか」（楽しさ）の質問に対して、いずれの回も4点以上という高得点を記録した。また、授業状況の観察においても、「タグを取られないことに夢中になっていた」や「攻めるのが楽しかった」の声が複数あったことから、多くの児童が攻撃を中心とした楽しさを味わうことができた授業であったことが明らかとなった。

また、「友だちと協力できましたか」（仲間との協力）の質問に対しても、いずれの回も4点以上という高得点を記録したのは、単元構成に起因していることが推察された。本単元では、個人の学習経験を保証する観点から全員がボールを持ってゴールを目指すという経験させるために、1対1からゲームを始めた。それは、2対1のように人数が増えたゲームになると、ボールを持った際に、何をすればいいのかわからずに立ち止まる児童が出てくることが予想されたからである。また、メインのゲーム（3対3）に向けて人数を1人ずつ増やすことで行動の選択肢が一気に増えすぎないようにも工夫をした。さらに、単元の前半はチーム内での活動を中心にするすることで、メインのゲームに向けて教え合い、チーム内で高め合うということにも重点を置いた。これらのこともあり、振り返りでは、「友だちと協力することが大切だとわかった」「タグラ

グビーは自分がおとりになったりして、協力することが大事だと思った」などの記述が見られたことから推察された。

「上手になりましたか」(技や力の伸びの自覚)の質問に対しては、深田ら(2020)や佐藤・鈴木(2008)が報告しているようにタグラグビーは、他のボール運動よりも技能的に容易であるといわれている点が大きく関与していると思われる。本研究の児童においても、単元のはじめよりも「上手になった」と感じている児童が多い傾向が見られた。

次に児童の振り返り内容について、テキストマイニングを用いて行った分析結果について考察を行う。5回以上出現した抽出語については、タグラグビーの基本動作に直接関係がある「ボール」「取る」「人」「タグ」「相手」「パス」「持つ」「攻撃」「行く」「守備」という語が、第2回目と第9回目ともに抽出された。これは、タグラグビーの基本的動作を児童が意識せずとも感じ取ることができていたからであると考えられる。第2回目に抽出された「ボール」の出現回数が、第9回目よりも多くなっていたことは、第1回目はほとんどボールを用いておらず、第2回目からボールを用いたことから、児童のボールに対する興味や期待、ボールを扱うことに対する楽しさなどが影響していると思われる。

タグラグビーの特性として、パスを前にできないという点がある。このルールは児童にとって難しいという指摘もあれば、2、3時間の学習経験を経ることで、それほど難しくなくなるという報告もある(佐藤ら、2008)。確かに、授業を観察していて、単元の初めの頃は、間違っ前にパスを出してしまう、ボールよりも相手陣地側(進行方向でいう前)でパスをもらおうと動く、ということが多々見られた。しかし、授業を重ねるごとに、そのような動きは減少し、本来のルールのもと、ボールを持たない動きとして、ボールよりも自陣側(進行方向でいう後ろ)にいうという動きに変わってきた。第2回目に10回出現した「後ろ」という語は、第9回目には、5回未満の出現に留まったのは、学習を通して、その特性に児童が慣れたことが原因であると推察された。

第2回目には「走る」が5回抽出されたが、第9回目には「突っ走る」が7回抽出された。これは、ボールを保持したら、まずは自分が走って陣地を広げなければならないという攻撃に対する考え方の変容であると捉えることができる。以下に、特徴的な児童の振り返りの一部を示す。

第2回目

- ・攻めのとき、まずボールを持っているときは、ちょっと走って、後ろにパスをする。
- ・走るよりも、パスをするほうが、楽しかったです。

第9回目

- ・できるだけ突っ走って、ゴールの近くに行き、相手の位置を把握してパスすることを目標にしました。
- ・突っ走って、渡すときは相手の方を見てパスすると確実に渡せるのでそうしようと思いました。

さらに、第9回目には、「作戦」という語が6回抽出された。これは、第3次の活動として、チーム力を高めることを目的として行った結果であると考えられる。以下に、特徴的な児童の振り返りの一部を示す。

- ・さり気なくボールをパスして、走ってゴールにたどり着く作戦でやっていこうと、班で話していました。
- ・同じチームの、ボールを持っている人の近くにいる作戦を考えました。そうすると、ボールを持っている人がタグを取られてもすぐにパスができて、そのままゴールに向かって走って、点を取りやすかったです。

振り返りの内容を個別に見ていくと、おとりになることや、相手を引き付けること、手渡しのプレーをすることなど、チームで学習を進める中で様々な作戦を考え、実行しようとしていたことが明らかとなった。第9回目の授業は、メインのゲームにあたる、他チームとの3対3をするという授業内容であったことから、チームで協力して試合をする意識が強くなり、「作戦」という語が抽出されたのではないかと推察される。

共起ネットワークを見ると、第2回目は、守備と攻撃が別々のサブグラフとなって表された。単元の前半では、瞬時に攻守が入れ替わる学習活動は、タグラグビーを理解する上で、困難であろうと予想されたので、攻守を分けて活動を行ったこともあり、このような結果になったことが推察される。しかし、第9回目では、同一のサブグラフ内に、守備に関する語も攻撃に関する語も入っており、守備と攻撃との関連性がみられるサブグラフが描かれた。これは単元が進むにつれ、攻守交替の活動から、攻守入り交じりの活動へと移行していったことにより、守備と攻撃とを一連の活動として捉えることができるようになっていったことが示唆された。このことから、単元を通して、児童はタグラグビーのゲーム中の守備と攻撃との関連性を見出し、一連の動きとして捉えるように変容したことが明らかとなった。

本研究では、自由記述により得た情報をテキストマイニングにより分析を行った。テキストマイニングでは、抽出された語数とその後を記述した人数は等しいとは限らない。例えば、1人が自由記述の中で2回同じ語を用いれば、その後が2回用いられたとして数えられる。すなわち多くの回数用いられていたとしても、使用している対象者に偏りがある可能性があるということである。以上の点が本研究の限界である。

5. ま と め

本研究では、タグラグビーにおける攻守の捉え方の変容について、自由記述の振り返りをテキストマイニングにより分析し、明らかにしようと試みた。パスは「後ろ」にしかできないという特性については、第9回目の授業の方が、「後ろ」の出現回数が少なかったことから、児童は授業を重ねることで、その特性に慣れていっていたことが推察された。また、「走る」が「突っ走

る」と表現されるようになったことから、ボールを保持した場合、まずはゴールを目指して自分が走らなければならないというように、攻撃に対する意識が変容したことが示唆された。さらに、「作戦」という言葉が用いられるようになったことから、チームで連携した攻撃を行おうとする姿が単元後半では見られた。また、単元前半では、守備と攻撃とを分けて捉えていたが、単元後半には、守備と攻撃とを一体として捉えるように変容していたことが共起ネットワークから明らかとなった。

本授業実践の単元構成として、単元前半では、タグラグビーの行い方を理解することに重点を置いたため、攻守を分けて行ったことから、児童は、守備と攻撃とを分けて考えていたことが推察される。ゴール型ゲームは攻守が入り交じるところに難しさがある。本研究で、児童の攻守の捉え方の変容が見られたのは、攻守を分けた学習活動を単元前半に行ったことで、タグラグビーの知識・技能上の基礎を培いやすい構成となっていたからではないか。

単元前半から攻守入り交じっての学習活動を行った際の、楽しさや技能の伸びの自覚、仲間との協力がどのように変化するのか、また、そのような単元構成におけるゲーム内での攻守の捉え方の変容については、本研究では明らかにすることはできなかったため、今後の検討課題である。

引用・参考文献

- 深田直宏, 大友智, 吉井健人, 宮尾夏姫 (2020) 小学5年生を対象とした体育授業におけるタグラグビーの技術の学習可能性に関する研究－児童の技能水準に着目して－, 立命館教職教育研究, 7: 13-22.
- 畑野裕子 (2018) 子どもの「運動遊び」に関する研究動向と展望に関する一考察－CiNii 掲載論文のタイトルに対するテキストマイニングを用いて－, 神戸親和女子大学教職課程・実習支援センター研究年報, 1: 151-62.
- 樋口耕一 (2020) 社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して 第2版, ナカニシヤ出版
- 廣瀬勝弘 (2019) 学校体育におけるゴール型（陣取りゲーム）のカリキュラムづくりに関する検討－タグラグビー・ラグビーの「12年間の学び」に焦点化をして－, 京都産業大学教職研究紀要, 14: 1-10.
- 石崎寿和, 橋本忠和, 小松一保 (2021) チーム学習による小学校体育科の授業づくりについての一考察－第3学年ゴール型ゲーム「タグラグビー」を事例に－, 北海道教育大学紀要 教育科学編, 72(1): 613-628.
- 越中康治, 高田淑子, 木下英俊, 安藤明伸, 高橋潔, 田幡憲一, 岡正明, 石澤公明 (2015) テキストマイニングによる授業評価アンケートの分析－共起ネットワークによる自由記述の可視化の試み－, 宮城教育大学情報処理センター研究紀要, 22: 67-74.
- 文部科学省 (2008) 小学校学習指導要領解説 体育編, 東洋館出版社: 東京.
- 文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 (平成二十九年告示) 解説 体育編, 東洋館出版社: 東京.
- 森健一郎, 八木修一, 津田順二, 安川禎亮, 西村聡 (2015) 釧路キャンパス「教育フィールド研究」による教育効果の検討－テキストマイニングの手法を用いた振り返り活動の分析－, 北海道教育大学紀要 教育科学編, 66(1): 311-322.
- 村上雅之, 梅村拓末, 高瀬淳也, 高橋正年, 河本岳哉, 中島寿宏 (2021) 教職経験豊富な小学校教師の体育授業における子供へのかかわりに関する研究－ボール運動単位における教師の発話および子供の振り返りに着目して－, 北海道教育大学紀要 教育科学編, 71(2): 295-302.

- 野守耕爾, 北村光司, 本村陽一, 西田佳史, 山中龍宏, 小松原明哲 (2010) 大規模傷害テキストデータに基づいた製品に対する行動と事故の関係モデルの構築－エビデンスベースド・リスクアセスメントの実現に向けて－. 人工知能学会論文誌, 25(5): 602-612.
- 大矢隆二, 太田恒義, 伊藤宏, 小木しのぶ (2011) 小学校体育授業に対する好き嫌いと運動意欲の関連性および授業後の感想文のテキストマイニング. 日本教科教育学会誌, 34(1): 9-16.
- 龍池雄人 (2019) タグラグビーにおける攻守の楽しさを実感できる学習過程の検討－子どもの動きと意識の変容を通して－. 教育実践研究, 29: 127-32.
- 佐藤善人, 鈴木秀人 (2008) 小学校体育におけるタグ・ラグビーに関する一考察－ポートボールとの個人技術をめぐる「やさしさ」の比較を中心に－. 体育科教育学研究, 24(2): 1-11.
- 角南良幸, 高原和子, 本山貢 (2017) 小学校教員養成課程の体育科における模擬授業の効果－テキストマイニングによる自由記述形式の回答文に対する検討－. 福岡女学院大学大学院紀要・発達教育学, 3: 69-75.
- タグラグビーオフィシャルウェブサイト. <https://www.tagrugby-japan.jp/> (閲覧日 2023 年 9 月 20 日)
- 田村元延, 窪田辰政 (2020) 大学体育におけるアルティメットを活用した授業実践－テキストマイニングを用いた学びの特徴の分析－. 常葉大学短期大学部紀要, 51: 39-51.
- 寺田泰人 (2018) 小学校体育科におけるタグラグビー指導の課題について－教員免許状更新講習受講者へのアンケート調査から－. 名古屋経済大学教職支援室報, 1: 63-71.
- 寺田泰人 (2020) タグラグビーの指導に関する現状と課題－幼児・小学校低学年児童へのタグラグビー導入の効果－. 桜花学園大学保育学部研究紀要, 22: 91-105.
- 塚本未来, 秋本秀人, 金野智, 山田秀樹 (2019) テキストマイニングを用いた児童の振り返りと教師のコメントの検討－体力づくりの取組に関する一考察－. 東海大学高等教育研究 (北海道キャンパス), 20: 41-49.
- 常行泰子, 長谷川雅世 (2020) 教員志望学生の実習における学びの質的研究－体育的活動に関するテキストマイニング分析－. 高知大学教育学部研究報告, 80: 63-68.

〔やまさき まさし 体育科教育〕

【論文】

教育実習前後における 子どもの遊びに関する認識の変化

——テキストマイニングを用いた学生アンケート分析——

服巻真須美・久保田智裕・中見 仁美

1. 問題と目的

保育者養成機関においては、幼稚園教諭免許取得のために幼稚園教育実習が必須となっている。実習の前後では、担当教員は学生の成長を実感しているが、学生自身も専門性の意識が向上し自身の成長を実感している者が多い。このような実習の意義を明らかにするために、学生の自己評価をもとに実習の意義や効果を明らかにしようとした研究（佐藤・阿部 2016）、学生自身の達成感を捉える研究（五十嵐・藤本 2020）がなされているが、実習前後の客観的なデータを用いた研究は少ない。

高畑ら（2023）は、4 年制大学学生及び短期大学（2 年コース 3 年コース）学生の学びを、実習前・後のアンケートから得られた 85 事例の記述内容を計量テキスト分析し、全般的な子どもの遊びについて捉え方の変化に着目して計量分析し報告した。

その結果、遊びの捉え方が実習前に比して、実習後は子どもの遊びに関する名詞と動詞数が有意に増加することが明らかとなった。しかし、計量テキスト分析であるため数的な分析にとどまり、具体的にどのような学びをしてきたのかという内容の詳細については言及されていない。そのため、本研究では、「実習前後にどのように『子どもの遊び』における捉え方の意識が変容するのかを具体的に元データから内容を読み取ること」に焦点をあて、明らかにすることを目的とする。

2. 研究の対象と方法

対象とした大学及び短期大学の实習時期について、大学は 4 年次 6 月に 3 週間、短期大学は 2 年コース 2 年次 6 月、3 年コース 3 年次 6 月に 4 週間の幼稚園教育実習を実施している。本研究では、幼稚園教育実習の受講生 A 大学 4 年生 35 名、B 短期大学（2 年コース）2 年生 25 名、（3 年コース）3 年生 50 名中のうち、同意が得られた計 85 名の学生を研究対象とした。

幼稚園教育実習前の授業において、受講学生へ説明書、同意書・同意撤回書・アンケート用紙

を配布し、説明を行った。同意した学生は、同意書と無記名式のアンケート用紙に実習前後の授業においてそれぞれ回答した。回収したアンケート用紙に記述された学生による回答の、文章中にある語句の出現頻度や関連性を分析するテキストマイニングの手法を用い、分析した。分析方法は、樋口（2014）の手続きに従った。

質問項目は実習前後各5項目とした。そのうち、本研究は5項目中の1項目で得られたデータを今回は分析した。その1項目の質問内容は、「子どもの遊びの必要性についてどのように考えていますか、あなた自身は子どもの遊びにどう関わりたいと考えていますか。」と実習前に質問し、実習後に「実習中の子どもの遊びについて、印象に残った遊びは何でしたか。遊びの必要性についてのあなたの考えに変化はありましたか。子どもの遊びへのあなた自身の関わりで配慮した点はどのようなところでしたか。」と質問した。

3. 結 果

実習前の総抽出語上位150語と出現回数は表1（実習前）、実習後（実習後）の総抽出語上位150語と出現回数は表2に示した。表1では遊び（117回）、子ども（110回）という語彙が最も多く出現し、表2では子ども（71回）、遊び（65回）という語彙が多く出現した。全体として「子ども」、「遊び」についての語彙が多く出現していた。また、表1（実習前）及び表2（実習後）を比較したところ、実習後に子どもの遊びに関する語彙が頻出していた。

そこで、本研究では「子どもの遊び」に着目し、実習前後の「子どもの遊び」に関連する語彙を詳細に分析することとし、特に実習後に出現した玩具・教材・道具等の名称、遊びの具体的な名称について着目し、分析をした（網掛け部分参照）。

また、実習後にのみ頻出した語を四角で囲んだ。「印象」「残る」という語については、質問文に含まれている語であることから多用されたと考えられるため、その他の150語中上位20%にあたる語「出来る」「使う」「工夫」「入る」「変化」について、元データをもとに内容の詳細を分析して以下に示した。

なお、以下の下線及び囲み線は筆者によるものである。また、Aは四年制大学の学生、Bは短期大学の学生である。

1) 「出来る」という語について

B6：カプラで遊んでいる子どもが印象的でした。どこまで積むことが出来るのか協力して行うことが大切だと思いました。一緒に遊びながらも、カプラが倒れて子ども達に当たらないようにする。

B12：フールズバスケットです。ルールのある遊びが出来ると思っていなかったため、印象に残りました。配慮した点は、部分実習で、子どもがしたことのない別のルールのある遊びに変更し、子どもが楽しく活動できるようにしました。

表1 子どもの遊び 実習前 抽出語リスト (上位150語)

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
遊び	117	感情	4	共に	2
子ども	116	好き	4	共有	2
思う	69	考え	4	教える	2
遊ぶ	42	行う	4	減る	2
学ぶ	32	持つ	4	仕事	2
考える	32	自由	4	姿	2
関わる	27	重要	4	時間	2
必要	26	心身	4	社会性	2
大切	24	人	4	取る	2
成長	21	全力	4	出る	2
一緒	20	知る	4	準備	2
友達	19	築く	4	触れる	2
子ども達	18	理解	4	生活	2
楽しい	15	安全面	3	多い	2
楽しむ	15	意欲的	3	体験	2
自分	15	違う	3	体力	2
たくさん	13	一番	3	大切さ	2
関わり	13	観察	3	丁寧	2
コミュニケーション	12	危険	3	道具	2
気持ち	12	機会	3	得意	2
学べる	8	協調性	3	配慮	2
発達	8	言葉	3	表現	2
保育者	8	広げる	3	部分	2
様々	8	行動	3	保育	2
ルール	7	使い方	3	目線	2
援助	7	私自身	3	様子	2
感じる	7	自分自身	3	良い	2
見守る	7	心	3	力	2
自然	7	相手	3	おいかっこ	1
身	7	大人	3	すべて	1
人間関係	7	達成感	3	ほか	1
声かけ	7	提供	3	イライラ	1
積極的	7	展開	3	エネルギー	1
遊べる	7	年齢	3	クラス全員	1
関わり方	6	発見	3	ケガ	1
興味	6	友達同士	3	リズム	1
経験	6	トラブル	2	意志	1
子ども同士	6	安全	2	意思	1
身体	6	意味	2	意味	1
大事	6	意識	2	意欲	1
伝える	6	育つ	2	育ち	1
共感	6	育む	2	一体感	1
協力	5	一人	2	引き出せる	1
見る	5	応じる	2	引っ張る	1
作る	5	外遊び	2	益	1
色々	5	学び	2	加わる	1
想像力	5	環境	2	過ごす	1
尊重	5	環境づくり	2	過程	1
育てる	4	寄り添う	2	芽生える	1
楽しめる	4	気づく	2	介入	1

表2 子どもの遊び 実習後 抽出語リスト (上位150語)

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子ども	71	協力	4	段ボール	3
遊び	65	決める	4	仲介	3
思う	32	見本	4	鳥	3
遊ぶ	31	考え	4	泥団子	3
子ども達	23	砂	4	泥遊び	3
作る	22	歳	4	鉄棒	3
鬼ごっこ	16	姿	4	頭	3
配慮	16	時間	4	動かす	3
大切	15	自分	4	特に	3
印象	13	自分達	4	入れる	3
残る	13	取る	4	付ける	3
友達	13	手	4	部屋	3
出来る	12	身体	4	分かる	3
一緒	11	走る	4	聞く	3
カブラ	10	泥	4	裸足	3
多い	10	破る	4	良い	3
必要	10	ごっこ遊び	3	1つ1つ	2
ルール	9	シール遊び	3	あいこ	2
楽しい	9	ダンゴ	3	お客さん	2
楽しむ	9	ムシる	3	わらべ歌	2
感じる	9	印象的	3	イメージ	2
関わる	9	映画館	3	クラス	2
見る	9	解決	3	ケガ	2
使う	9	外	3	シール	2
子ども同士	9	学ぶ	3	ジャンケン	2
遊べる	9	活動	3	スピード	2
たくさん	7	関わり	3	スポンジ積木	2
工夫	7	気	3	ソフトブロック	2
水	7	教える	3	タッチ	2
入る	7	見せる	3	トラブル	2
変化	7	広がる	3	トンネル	2
ブロック	6	広げる	3	ドミノ	2
ブロック遊び	6	行う	3	ボール遊び	2
外遊び	6	高い	3	ラキュー	2
楽しめる	6	周り	3	レゴ	2
見守る	6	書く	3	安全	2
言う	6	女の子	3	意見	2
好き	6	勝ち負け	3	意識	2
知る	6	色	3	意味	2
一人	5	色々	3	違う	2
援助	5	色鉛筆	3	雨	2
玩具	5	真似	3	雲梯	2
考える	5	人気	3	家	2
折り紙	5	水遊び	3	歌う	2
泥んこ遊び	5	積み上げる	3	花いちもんめ	2
伝える	5	折る	3	危険	2
保育者	5	全力	3	気持ち	2
ゲーム	4	想像力	3	鬼	2
掛ける	4	足	3	鬼ごっこ遊び	2
感触	4	他	3	共通理解	2

B17: 4歳児は、特に折り紙をしている子どもが多く、プレゼントを作ってお母さんに渡すと言っている子どもが多かった。他にも、ままごとやブロックなどで遊んで、友達同士で考え、意見を共有し合い、想像力・発想力を養うことが出来るから、遊びは大切だと思う。

B27: 色水遊びです。子ども達が自分で木の実や花びらを拾ってきて、それぞれの水の量で遊んでいて、うまく出来る子ども、出来ない子どもがいた。友達を見て学んだりして、上手にできるようになりたりしていました。

B30: ジャンケン遊び。最初は1の鳥からスタートして、勝ったら2の鳥、3の鳥に進んで、最後に保育者が神様役になり、神様とジャンケンをして勝ったら神様になれる遊び。すごく盛り

上がっていて、こんな簡単な遊びでも思い切り遊ぶことが「出来る」のには驚いた。2人ペアが見つからない子どもは、一緒に探してジャンケンできるようにした。

B41：印象に残った遊びはプール遊びです。一緒に水遊びをして子どもが思い切り楽しんでいる姿が可愛かったです。子どもは遊びを通して、友達と関わったり、様々な体験をしたり「出来る」から必要。決まった子どもと遊ばず、たくさん子どもと関わり、安全性に配慮をする。

「出来る」という語についての学生の記述は、子どもが主語となり子ども自身が行える事実そのものの記述と、年齢とを考え合わせながら発達段階に合わせて考えている様子（B6、B12、B30 下線部）、遊びの中で「出来る」という体験をしながら、想像力・発想力を養うことができる（B17、B27、B41 下線部）ということも実習で学んでいることがわかった。

2) 「使う」という語について

A3：段ボールを「使った」ゴルフ、魚釣り遊び。子ども達が順番に遊べるように配慮した。

B1：マクドナルドの店員さんごっこ。商品の数が少なかったので、商品を折り紙や製作物を「使って」作った。店員の役しかいなかったからお客さんの役をした。

B11：風船遊びで、部屋でしていて、1人1個あるかないか位でゆずり合って「使ったり、使いたい」色じゃなくて困ったり、言葉で友だちに伝えられる場ができていた。紐で壁に吊るすことでジャンプしてタッチする遊びに発展し、身体も雨の中動かせるし、順番に並ぶのが苦手だから並んでできるよう見守ったり、声掛けをしたりして関わりました。

B12：子どもが安全に遊べるように周りに危険がないか確認し、配慮した。

ブロック遊びではブロックをゆずり合って「使う」ことの大切さなどを子どもに伝え、生活の中で必要な譲り合いの精神などを育てていくのに遊びは必要だと思った。

B13：部屋のブロックを「使って」、子ども達のイメージで映画館を作っていたことです。自分達でポップコーンを折り紙で作ったり、チケットを折り紙で折って、真ん中に金額を書いたり、映画館なのでスクリーンを段ボールで作り、ハサミやペンを使って製作し、自分達だけの映画館を作り上げていました。その中で、段ボールを用意したり、ペンやはさみなどは子ども達だけでは準備が難しいので、必要な配慮をしました。

B20：ブロック遊び。3歳児で一人で遊んでいる子どももいましたが、ブロックで剣や車などを作り、それを「使って」子ども同士で遊んでいることが多く、遊びを通して子ども同士でコミュニケーションをとるきっかけになるので、とても大切だと思いました。

B28：カプラで建物を作ったり、椅子を「使って」高く積み上げたりしていた。他にも、ビー玉を転がせるように線路を作り、友達と話し合いながら一つのもを作っていた。友達が楽しそうに遊んでいるのを遠くから見ている子どもと一緒に参加できるように声を掛けた。様子を見ている時もあった。

B34 ラキュー（ブロック）

頭を「使える」玩具がいいと思いました。

5歳児は工夫して遊ぶことが上手なので、複雑にすればするほど、たくさんの遊びが生まれると思いました。

「使う」という語についての学生の記述は、子どもが主語になり、既存の玩具・教材等を使って遊ぶ様子（B20、B28）、状況によっては子どもたちが遊具を独自に作り、使い方を工夫したりして遊んでいる様子（A3、B11、B13）、さらに子どもが頭を使って遊ぶことの大切さ（B34）についても記述されていた。また、「ゆずり合う」という語と共に使われている（B11、B12 下線部）ことから、遊びを通して子ども同士の関わりについても学んだことが分かった。

3) 「工夫」という語について

A7：天気の良い日が続いたため、外遊びをよくしました。5歳児は鬼ごっこが好きなようで、走るスピードを速くしたり遅くしたりして子どもが飽きないよう「工夫」しました。

A34：ラキュー（ブロック）

頭を「使える」玩具がいいと思いました。

5歳児は「工夫」して遊ぶことが上手なので、複雑にすればするほど、たくさんの遊びが生まれると思いました。

B5：オセロを子どもと対決したり、子ども同士で対決し、そこで子ども同士でルールの教え合いをしていた。全員が楽しめるように「工夫」し、配慮した。

B7：カプラ

いろいろな積み方があるので子ども達が「工夫」して遊んでいた。

B18：カプラやティクジブロック、スポンジ積木をしていた。男の子は特に、カプラで積み上げたものを壊す遊びでとても楽しんでいた。女の子は、スポンジ積木やカプラなどをものに見立て、トイレや家、神社を作っていた。何を作っているかを尋ね、共感することや「工夫」を提案してみることで、より楽しんでいた。

B19：鬼ごっこなど外で身体を動かしている時がすごく楽しそうにしていた。外遊びでは保育者も遊びに加わり、子どもが活動を楽しみ、遊びを広げられるように「工夫」されていて、自分自身もその点に配慮した。

B31：遊びの中で着脱の練習など、生活習慣が身につけられるような「工夫」がされていた。また、元々あったぬいぐるみでの家族ごっこから、ぬいぐるみを服の中に入れて出産ごっこが始まっていた。その姿から次の日、赤ちゃん用ベッドコーナーができていて、子どもの発想から保育者が展開していくことが大切だと思った。

「工夫」という語については、子ども自身が工夫して遊んでいること（B7、B34）だけでなく、実習生である学生が主語になり、子どもに思いを馳せて学生なりに創意工夫して行動した（A7、

B5、B18) ことが窺えた。実習園の保育者が行っていた工夫についても触れられており、直接的な関わり（B19 下線部）と、間接的な関わり（B31 下線部）をみて学ぶことがあったことが窺える記述があった。

4) 「入る」という語について

A2：美容院ごっこ遊びです。積木や動物の玩具をシャワーなどに見立てて遊んでいた。私は入
りたそうにしている子どもがいた時に「お客さんが来ました」と言って自然に入れるようにした。

A2：印象に残った遊びは泥んこ遊びです。砂の感触を楽しんだり、水を入れることで変化を楽しむことができると思った。怖がっている子どもがいたら、足に砂をかけてあげた。

B4：泥んこ遊び かくれんぼ ままごと

砂や泥、水を入れただけで感じるものが違うことによって遊びの幅が広がる

B4：泥遊び

暑い日に堰堤の砂に水を撒いて泥遊びをしました。水着に着替え遊びに行くと、一人の女の子が入りたがらなかったので理由を聞くと、感触が気持ち悪いと答えたので、その女の子が慣れるまでは泥に入らずお話をしました。泥の中に埋まったり、泥団子を作ったり、色々な遊びをしていました。子ども達にとって遊ぶことはとても大切なことだと思います。

B15：子ども達の間ではブロック遊びがとても人気で、取り合いでトラブルになることや叩き合いなどがとても多く、仲介に入ることがほとんどでした。子ども達は遊びを通して、人間関係がたくさん作れると思いました。トラブルの際に、解決するだけではなく、また仲良く遊べるよう、仲直りまでがとても大切だと感じました。

B29：私が実習中に印象に残った遊びは鬼ごっこでした。実習生は子どもと一緒にたくさん遊んで、そこから関係が出来ていきます。私自身、関わりで配慮したのは、鬼ごっこ以外に色々な遊びをしている子どもの中に入って関わり、なにが楽しいと思ってやっているのか知るよう

に心掛けました。

B32：かるたは子ども同士で共通理解ができておらず、喧嘩が起こった。初めは自分達で解決できるよう見守っていたけど、泣いてしまう子どもがいたため、間に入った。自分達の中でルールを作って遊ぶことはとても良いことだと思うけど、共通理解の下、遊べるようにするべきと感じた。

B38：シール遊びをした。3歳の子どものには色鉛筆で見た同じ入りのシールを貼るように伝えたり、分からないという子どもにも色鉛筆で書いて援助をした。楽しくシール遊びをしていた子どももいれば、苦手な子どももいたので、楽しくできるように好きな絵からやるように配慮した。

「入る」という語についての学生の記述は、学生が配慮しながら介入して関わった（A2、B4、

B15、B29、B32 下線部) ことを表現していることが分かった。これらは、子どもの心情を目の前にいる子どもの姿から読み取り、直接的な関わりができる実習だからこそ得られる経験であるといえる。また、介入に至るまでには実際に関わろうとする学生自身の意志力、実行力も問われる場が実習なのであろうと思われた。

5) 「変化」という語について

A8: 基本になっているのは、外でも室内でも「好きな遊び」で日々遊びが積み重ねられていました。同じような遊びに見えても遊んでいる子どもが変わったり増えたり遊び方の「変化」や遊びが広がっているのが分かりました。

B2 手裏剣遊び

考えに「変化」なし。

友達の真似をしたり、折り方を教えてもらったり、子どもの交流ができるのが良いと思った。自分で折ることができるように、必要に応じて援助した。

B15: ブロックに乗って皆で乗り物ごっこをしていた。遊びの意義についての考えの「変化」はなかったです。どんな遊びでも全力で取りくむ。

B17: 印象に残った遊びはカプラです。遊びの必要性の考えに「変化」はありませんでした。私は、自分自身が楽しく遊びに参加し、子どもに背を向けないように配慮しました。

B21: カプラでの遊びが印象に残った。友達と協力して作り上げている姿があったから。

子どもの生活において遊びが必要であることの考えに「変化」はなかった。子どもの遊びがより充実するように、遊びの展開を広げていけるよう心掛けていた。

B40: 印象に残った遊びは、レゴ（小さいサイズ）でコマを作ったり、折り紙を自分で本を見ながら作っていたことです。遊びの必要性についての「変化」は特になかったです。やはり、遊びの中で友達とコミュニケーションをとったり、発想力を育むには、とても大切だと思います。子どもの発言をしっかり受け止めて関わることを意識しました。

「変化」という語については、室内でも外でも子どもたちの好きな「遊び」が日々積み重ねられている（A8）ことが記述され、実習前から遊びの必要性、大切さを知っていて実習では変化しなかった（B17、B40）ことが窺える記述もみられた。同時に、同じような遊びに見えても遊んでいる子どもが変わったり人数が増えたりし、遊び方が広がって、変化していることも記述されていた（A8）。また、一見同じように捉えられる遊びを子どもの変化に着目し、子どもが友達とコミュニケーションをとったり、発想力を育むには遊びが大切である（B40）と深く掘り下げて考察している学生がいる（A8 下線部）一方で、変化「なし」という否定語と一緒に記述した学生も複数みられた。

4. 考 察

高畑らの研究（2023）において、実習後の総抽出語は実習前に比べて少ないが、品詞別語彙数が増加し、そのうち名詞と動詞、副詞が有意に増加していることが明らかにされている。本研究では実習前後の学生による語彙の内容比較を詳細に行い、実習前後に現れた玩具・教材・道具等の名称、遊びの具体的な名称に着目し分析をした。実習前に比べて実習後に子どもの遊びに関連する語彙が頻出していることが表1及び表2を比較することによって明らかになった。このことは、学生たちの多くが実習で子どもの遊びを見学したり、部分的に参加したりしていることを表していると考えられる。

今回は頻出語彙のうち、「出来る」、「使う」、「工夫」、「入る」、「変化」の5つに着目して分析した。

「出来る」が含まれる記述では、子どもだけでなく、学生自身も遊びを実際に体験し、達成感や想像力を得ていることが記述されていた。

「使う」が含まれる記述では、子どもが道具を駆使し、遊びを深めるだけでなく、遊びを通じて子ども同士の関係・コミュニケーションについても学生は学んだことが分かった。

「工夫」が含まれる記述では、学生が主体となり、子どもに思いを馳せて自分なりに創意工夫をして行動したこと、子どもとの直接的、間接的な関わりから学ぶことがあったことが窺えた。また、子どもが主語になった記述は、学生が発達を正しく理解し、具体的な子どもの活動を実習で見てきたことが示されていた。

「入る」が含まれる記述では、遊びを子どもと共に経験し、学生自身の、保育者としての役割を習得することにも繋がっていた。また、子どもが人との関わりの中で遊びを深めている姿から、学生による子どもの観察と理解がより一層できていることが分かった。

「変化」が含まれる記述では、同じように捉えられる遊びを深く掘り下げて考察している学生もいる一方で、「なし」という否定語と一緒に使われている学生もいた。このことから、実習前から意識が大きくは変わらなかったという学生も一定数いたことが推測された。

これらの結果から、実習後、学生による子どもの遊びに関する語彙の出現頻度が高くなる理由として、実習中、子どもの遊びを学生が見学したり、部分的に参加する機会が多いことが考えられる。単に学生たちの印象に残ったのではなく、学生が実際に遊びを見学、参加したため、子どもの多様な実態、年齢に応じた発達、保育のあり方などについて知識を増やし、広げ、考えを深めていた。これは、本研究で、学生が学びを深めていることが記述内容の詳細を分析することによってわかった。このことから、幼稚園教育実習で学生に子どもの遊びを見学させたり、部分的に参加させたりする学びは意義があると言える。

つまり、学生は実際に子どもや保育者に関わってこそ、学生はより深く学ぶことができると考えられる。また、それまでに学んできた知識や技術を生かすことが求められているといえるだろ

う。

本研究で、実習を通じた保育者養成機関における学びは、学生にとって有効であると示唆された。実習で子どもの遊びを体感することで、保育者の役割を実践的に学んだと考えられる。これまでも保育所における実習の事後レポートから学生が子どもから学んだことについて検証した研究（加藤、2020）があるが、本研究では、実習の事前と事後を比較検討し、学生の成長を明らかにした。また、保育者養成機関で学ぶ理論や技術と、幼稚園教育実習での実践を往還し、実際に子どもに触れ、学んだことを振り返って共有することも重要だと思われる。

5. まとめと課題

本研究で実習を経て、学生の遊びにおける捉え方は、実習前と比べ、実習後、遊びの具体的な名称が頻出していったことから、実際に子どもと関わり、豊かな教材やルールのある遊びに触れる経験を得たことが証明された。保育者養成機関において、実習前に自らの経験を豊かに引き出すことや、実習後に、振り返り、経験したことを他の学生と共有し、現場で子どもと関わる際に繋げていくことが求められる。また、学生のアンケートの回答を精査することで、子どもの経験の広がり、子ども同士の仲間関係の理解、保育者の援助・配慮、発達の理解、子ども理解に繋がっていることを学生自身も実践しながら学んできたことが分かった。

これらのことより、遊びは学生にとって子ども理解と保育者の専門性を習得することに繋がっていると考えられる。さらに、子どもにとっても遊びは大切な経験となっていることを学んできたことが示唆された。

本研究の課題としては、今回は7回以上頻出している語を頻出語と定義し、5つの語のみを取り上げた。しかし、表出回数は少なくとも、子どもと直接関わったからこそ出てくる語も見られ、「配慮」など実習前に出てきた語で、実習後に明らかに出現回数が増えた語もあり、今後はより詳しく分析対象を検討する必要があると考える。また、対象とした保育者養成機関が四年制大学と2年コース、3年コースの短期大学であったことから、実習に行く時期やカリキュラムの内容がそれぞれ異なるため、結果がどのように異なるか検証する必要もあると考えられる。

引用参考文献

- 高畑好美，赤木公子，久保田智裕，服巻真須美（2023）．子どもの遊びや人間関係についての意識の変化－教育実習前後の学生アンケートのテキスト分析－，梅花女子大学紀要，13号，pp.13-22.
- 樋口耕一（2014）『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して』，ナカニシヤ出版
- 五十嵐亮・藤本朋美（2020）「幼稚園教育実習および事前指導を通じた保育者効力感，教育実習不安の変容」南九州大学人間発達研究第10巻，pp23-31.
- 加藤朋江（2020）「保育所実習において学生たちは子どもから何を学ぶのか－保育所実習事後レポートのテキストマイニングによる検証と比較－」，福岡女子短大紀要第85号 pp25-36.
- 佐藤慶子・阿部敬信（2016）「幼稚園教育実習で学生が感じる困難に関する研究」，別府大学短期大学部紀

要第 35 号, pp17-26.

付記

本研究は、2023 年度日本保育学会にて口頭とポスターで発表したものを加筆・修正したものである。
“服巻真須美, 久保田智裕, 中見仁美「幼稚園実習前後における学生の子どもの遊びに関する捉え方の変化－テキストマイニングによる分析結果より－」, 日本保育学会, 2023.”

また, 梅花女子大学研究紀要にて“高畑芳美・赤木公子・久保田智裕・服巻真須美 (2023)「子どもの遊びや人間関係についての意識の変化－教育実習前後の学生アンケートのテキスト分析－」”として掲載されたデータの一部を使用した。

〔はらまき　ますみ　保育学〕

〔くぼた　ともひろ　保育学〕

〔なかみ　ひとみ　心理学〕

【論文】

日本の製造業における 環境配慮型活動と情報開示の現状についての一考察

北 田 真 紀

1. はじめに

本研究の目的は、日本の製造業を対象とした質問票調査結果に基づき、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することである。具体的には、本研究では環境問題に対して行っている取り組みの成果を環境業績と捉え、質問票調査を実施した 2021 年 3 月時点における東証一部上場企業の製造業 909 社を対象とした「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」結果を整理し概観する。また本研究では、この定量的な考察にぐわえ他の公表データや資料により考察し、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みと情報開示の現状について、従業員の環境教育の実態と課題を明らかにする。

本研究で中心的に取り上げる「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」は、企業の環境保全活動について多面的な視点から企業の取り組みを評価するため、調査票は全 20 問、2 部構成であり、環境対策への取り組みの「現状」について問うⅠ部と、環境対策への取り組みの「成果」を問うⅡ部から構成されている。本研究では、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みの実態について、従業員の環境教育の観点から、考察することを目的としている。まずすべての質問項目における結果を記述統計値により整理する。つぎに、Ⅰ部の問 12 と問 13 において、環境保全活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について質問しているため、これらの調査結果を重点的に考察する。また他の公表データも取り上げることで、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みと情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から整理する。

質問票調査「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」についての詳細は北田（2021）により説明されている。これまでの研究では、企業の環境配慮型活動への取り組みの成果について、Ilinitch et al. (1998)、Al-Tuwaijri et al. (2004)、Montabon et al. (2007)、Xie and Hayase (2007)、Clarkson et al. (2008) らにより、環境マネジメントの実践度とその成果を測定するために様々な尺度が用いられていることが指摘されている。とくに、Ilinitch et al. (1998)、Klassen and Whybark (1999)、Anton et al. (2004)、Clarkson et al. (2008)、

Cho et al. (2012)、Shaukat et al. (2014)、Costantini et al. (2017) らは、環境問題への取り組みの多様な側面を測定するため、有害化学物質の排出量、温室効果ガスの排出量、二酸化炭素の排出量および資源リサイクル量といった物量データを用いて検証することが必要であると説明している。一方、Sharma and Vredenberg (1998)、McWilliams and Siegel (2000)、Waddock (2003)、Zhu et al. (2008)、Short et al. (2015) らは、質問票調査結果による環境スコアおよびランキングを環境業績の測定尺度として使用した分析手法が必要であると説明している。このように、環境業績の測定方法が多岐におよぶなか、本研究では、環境保全活動の実態を把握するため質問票調査を実施し、質問項目として Sharma and Vredenberg (1998) と Agan et al. (2014) を参照している。また、環境保全活動の成果を把握するための質問項目として、Zhu et al. (2008) を参照している。

つぎに、本研究において企業の環境配慮型活動に着目する背景として、日本政府および日本企業の取り組みの状況をまとめる。環境省 (2022) によれば、日本の 2020 年度の温室効果ガス排出量 (確報値) は 2019 年度の排出量と比較して 5.1% 減少していることが報告されており、2014 年度以降 7 年連続で減少傾向にあることが明らかにされた。しかし、依然として国内外では気候変動による環境問題は喫緊の課題であり自然災害も深刻化している。日本では 2020 年 10 月、政府により 2050 年までの温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするという、カーボンニュートラルを目指すことが宣言された。またこの宣言に伴い、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指し、日本企業では、環境問題への取り組みをさらに強化し、長期的な経営戦略のひとつとして、温室効果ガスの排出量の一層の削減に向けた、環境対策を講じる必要がある。特に近年は海洋プラスチックごみ問題が深刻化し、マイクロプラスチックによる海洋生物への影響が懸念されている。この問題に対し、産業界では、環境技術開発に力を入れ、生分解性プラスチックやバイオマス系プラスチックなどのバイオマスプラスチックに代表される新素材の技術開発と製品化に向けたイノベーションが注目されている。そのなかで、製造業ではあらゆる分野で、長期的な経営戦略のひとつとしてより一層温室効果ガスの排出量の削減に向けた、環境対策が講じられており、イノベーションを強化し、環境配慮型製品を開発・製造・販売することにより環境対策を行っている現状にある。また、環境省による「企業の脱炭素経営への取組状況」についての公表データによれば、世界全体における日本企業の環境経営の位置づけとして、TCFD (気候変動への取組および影響に関する情報を開示する枠組み)、SBT (企業の科学的な中長期的な目標設定を表明する枠組み)、および RE100 (企業の企業活動に必要な電力を 100% 再生可能エネルギーで賄うことを表明する枠組み) の 3 点において、日本は世界ランキング第 1 位、2 位の取り組み実績を記録している。2023 年 6 月 30 日時点で、TCFD の賛同企業数は世界 1 位、SBT の国別認定企業数は世界第 1 位、および RE100 に参加している国別企業数は世界第 2 位であることが報告されている¹⁾。このように、日本企業における環境経営の取り組みは世界有数の実績であることが明らかである。この実績は Schumacher et al. (2020) や Weidner (2020) によれば、海外からも注目されている。また ESG 投資や統合報告がさらに

活発化し、財務情報にくわえ非財務情報も併せて公表することが義務付けられるようになった。そのため企業は評価の対象としてももちろんながら、企業価値の向上のため、環境問題への取り組みの成果である環境業績を高める努力をしていることがうかがえる。具体的には、2022年4月に東京証券取引所で市場再編が行われ、プライム市場の上場企業は、主要国の金融当局が立ち上げたTCFDの提言に基づく気候変動リスクの情報開示が求められるようになった。

非財務情報の開示状況については第2節および第3節において取り上げるが、ここでは概要を説明したい。2022年7月16日、岸田文雄首相により、2023年度から非財務情報について情報開示と可視化を義務付けることが表明された。具体的には、2022年度中に制度を定め、管理職に占める女性の割合、男女の賃金格差といった人的資本に関する情報にくわえ、地球温暖化問題への対策や環境負荷の低減への取り組み状況などの企業の社会的責任に関する情報を開示することが求められるような大きな動きがあった。統合報告書の内容については、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council: IIRC）が公表しているガイドラインにそって、世界中の企業が統合報告書を作成して報告している²⁾。とくに、企業における「資本」についての概念を大きくとらえ、企業価値を生み出す源泉となる有形無形の資産として、「知的資本」、「人的資本」、「社会関係資本」、「自然資本」、「製造資本」、「財務資本」といった6つに分類している。この6つの資本の分類に準拠し、財務・非財務情報を公表する企業も多く存在する。また2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正、施行され、2023年3月期以降の有価証券報告書において人的資本関連情報の開示が義務付けられるようになった。気候変動に関する情報開示の世界標準であるTCFDと同様に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの枠組みにそって開示することが求められるようになった。とくに「人材育成の方針」、「社内環境整備の方針」および「当該方針に関わる指標」の3つの情報開示が必須とされる。

公益財団法人日本生産性本部による調査結果「有価証券報告書における人的資本開示状況」が2023年8月2日に公表された³⁾。この調査は東証プライム市場の上場企業1,834社のうち、2023年3月末決算かつ2023年6月30日時点で開示されている企業1,225社を対象としている。調査対象企業の業種属性として、1,225社のうち576社が製造業であり、調査対象企業の約47%である製造業により、人的資本関連情報が開示されていることが明らかとなった。

TCFD、SBTおよびRE100の3点において、日本は世界トップレベルの取り組み実績を記録しているため環境配慮型活動において先進的であるように捉えられる。その一方で、日本の製造業を対象とした質問票調査「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」の結果をまとめた北田（2021）では、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入したり、製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に留意したりする、積極的に環境負荷の低減に努める企業が多数あり、その廃棄物のリサイクルも積極的に行っていること、製造工程・工場における再生可能エネルギーの使用状況は発展段階にあるということ、および、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎

研究における業務提携についても課題があることを示している。そのため、脱炭素社会の実現に向けて環境業績を高めるために、引き続きこれらに焦点をあて、製造業における環境経営の課題点を把握する意義があると考ええる。

このように環境問題が深刻化するなか、環境配慮型活動に強化に世界でトップレベルの実績をもつ日本企業の環境配慮型活動の実態と課題点を考察することを目的とし、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みの実態について、人的資源管理とりわけ従業員の環境教育の観点から日本の製造業に対する質問票調査結果より定量的な考察を行うことは意義があると考ええる。

これらの考察により、本研究の貢献として以下の要点を整理することができる。まず、「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」結果より、社内における環境教育および情報共有の状況について最高点の7点と評価している企業に焦点をあてた場合、特徴的な結果を得ることができた。具体的には、業種別に見ると電気機器業界、および化学業界の企業において、製造工程・工場における廃棄物のリサイクル状況については、化学産業において回答結果にばらつきが見られたが、両業種ともに、事業所、製造工程、工場において、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入したり、製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に留意したりするといった、積極的な環境配慮がなされていることが明らかとなった。また両業種に含まれる回答企業は、毎年事業所全体の環境負荷について計測し評価しているかどうか、毎年 CSR 報告書・環境報告書を作成し公表しているかどうか、および毎年温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えているかといった事項についても、積極的に取り組んでいるという傾向を把握することができた。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、気候変動関連の情報開示の現状について整理している。第3節では、人的資本関連の情報開示の現状について整理している。関連して、第4節では、企業における人的資源管理と従業員環境教育について整理する。第5節では、質問票調査の概要と結果の考察として、実施要領、調査内容、および回答企業の概要について整理し、さらに回答企業全体における調査結果について、記述統計値を示したうえで、各質問における回答の特徴を示す。また追加的な分析として、特徴的な項目つまり、環境配慮型活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について把握するため、特定の質問項目の回答結果に焦点をあて整理している。第6節では本研究の要約および今後の研究課題を述べる。

2. 気候変動関連の情報開示の現状

本研究では、日本の製造業を対象とした質問票調査結果に基づき、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みと情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することを目的としている。前述のように、2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正とともに施行され、2023年3月期以降の有価証券報告書において人的資本関連

情報の開示が義務付けられるようになった。気候変動に関する情報開示の世界標準である TCFD と同様に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの枠組みにそって開示することが求められるようになった。本研究では人的資本情報の開示に焦点を当てているが、そのまえに、まず本節において TCFD と気候変動関連情報の開示について整理したい。

2022 年 4 月、東京証券取引所の再編により、プライム市場の上場企業に気候変動関連の事業リスクの開示が義務化された。具体的には、TCFD か、同等の基準に基づく開示が求められている。まず TCFD について整理する。TCFD は 2015 年、G20 からの要請により世界の中央銀行と金融当局で構成される金融安定理事会（FSB）によって設立された民間主導の国際組織である。2017 年 6 月、TCFD 提言という最終報告書ガイドラインを公表し、翌年 2018 年より毎年、この TCFD 提言に対する実際の開示状況をまとめたステータスレポートを公表している。日本における TCFD 開示において、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」といった4項目を開示することが推奨されている⁴⁾。最新の情報では TCFD コンソーシアムによると、2023 年 7 月 25 日時点の TCFD 賛同数は、世界全体では 4,711 の企業・機関が賛同を示し、日本では 1,416 の企業・機関が賛同している。日本の賛同数は世界第 1 位を記録しており、2022 年 7 月 25 日時点における同資料では世界全体で 3,640 の企業・機関が賛同を示し、日本では 1,010 の企業・機関が賛同している。日本の賛同数は世界第 1 位を保ちながら、短期間において賛同機関数が大きく増加していることが明らかである⁵⁾。このように世界一の賛同数を誇るほど多くの日本企業・機関が TCFD の開示基準にしたがって気候変動関連の情報つまり、気候変動が財務業績に与える影響についてシナリオ分析や移行プランといった定量的な情報を開示している。そのため、将来予測を行う投資家にとっては有力な情報源となる。日本企業は有価証券報告書以外の報告書、つまり環境報告書、サステナビリティレポート、および CSR レポートといった、環境・サステナビリティ関連の報告書で自発的かつ積極的に気候変動関連情報を開示してきた歴史があるため、今後も TCFD への賛同数が増え続けるであろうと期待できる。

日本では、東証プライム市場の上場企業は TCFD の開示項目にしたがい、有価証券報告書でサステナビリティ情報を開示することが実質的に義務づけられている。具体的には、気候変動全般に関して開示する「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄では「ガバナンス」と「リスク管理」について全ての企業が開示する必要があるが、「戦略」と「指標と目標」の開示は各企業の判断にゆだねられる⁶⁾。

そこで企業が企業経営において何をマテリアルな課題として捉えているのか、という点を整理するため、KPMG サステナブルバリューサービスク・ジャパンの実施する「日本の企業報告に関する調査 2022」結果に着目する⁷⁾。日経平均株価の構成銘柄となっている企業 225 社を対象として調査と分析が行われている。企業が何をマテリアルな課題かを示す報告書の公表は増加している一方で、焦点を絞った丁寧な説明が手薄になっていることが指摘されている。情報開示内容については、国際会計基準財団が 2021 年 11 月にイギリスで開催された COP26 の結果として設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）において今後の基準開発で検討すべき項目と

して挙げられていた8つのテーマに、「コンプライアンス・規制環境の変化」、「コーポレートガバナンス態勢の強化」、「イノベーション」、「デジタル・DX」の4項目を加えた12項目のうち、調査対象企業が重要課題、つまりマテリアルだと判断した内容に含まれるものを調査した結果を示している。KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン（2023）によれば、「マテリアルだと判断された項目」は「気候変動」、「人的資本の維持・活用」、「循環型経済・材料調達・バリューチェーン」、「人権」、「コーポレートガバナンス態勢の強化」などが上位に位置していることが明らかにされた。また、この結果に関連して、KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン（2023）は「マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会の説明」について、「リスクと機会」、「リスクのみ」および「機会のみ」の3つの選択肢ごとに企業数を集計している。統合報告書については、3つの選択肢すべてをあわせて「あり」として集計し、72%を占める140社が回答したことを示した。そのうち「リスクと機会」は62%の120社が回答している。つぎに有価証券報告書についても、同様に3つの選択肢すべてをあわせて「あり」として集計し、55%を占める53社が回答し、そのうち「リスクと機会」を回答した企業は22%の21社であった。また、サステナビリティ報告でも同様に、3つの選択肢すべてをあわせて「あり」として集計した企業は63%を占める127社であり、そのうち「リスクと機会」は54%の108社であることが報告された。

つぎに KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン（2023）は同様にサステナビリティ報告全般に焦点をあてており、調査対象の225社の91%が統合報告書を発行するなか、統合報告書以外に独立したサステナビリティレポートの発行状況について調査した結果を示している。2021年に「あり」と回答した企業は59%を占める133社であり、「なし」と回答した企業は41%の92社であった。2022年は「あり」は微減して55%を占める124社であり、「なし」と回答した企業は45%の101社であることが示された。この独立したサステナビリティレポートの業種別の発行状況については、さらに東証17業種別に分類したうえで発行企業数が示されている。具体的には、電機・精密は23社、素材・化学は13社、情報通信・サービスその他は11社、機械は9社、自動車・輸送機は9社、食品は8社、鉄鋼・非鉄は7社、建設・資材は7社、金融（銀行のぞく）は6社、小売は6社、不動産は5社、医薬品は4社、運輸・物流は4社、商社・卸売は4社、銀行は3社、電力・ガスは3社、エネルギー資源は2社という集計結果が示された。独立したサステナビリティレポートの業種別の発行状況については、製造業に属する企業は73社であったが、非製造業と大きな差がないことが明らかである。

3. 人的資本関連の情報開示の現状

本研究では、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することを目的としている。そこで本節において、人的資本関連の情報開示の背景と企業の取り組みの情報を整理したい。

まず人的資本経営への関心の高まりについて明らかにするため、KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンの実施する「日本の企業報告に関する調査 2022」結果に着目する。調査対象は第2節において説明している。ここでは、企業が何をマテリアルな課題として捉えているかということを整理した。本節ではさらに、人的資本関連情報開示状況を明らかにするため、「マテリアルだと判断された項目」において「人的資本の維持・活用」を選択した企業に着目する。KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン（2023）によれば、「日本の企業報告に関する調査 2022」結果において、「人的資本の維持・活用」をマテリアルとして判断した企業における人的資本に関する方針が統合報告書、有価証券報告書、およびサステナビリティ報告書に記載されているかどうかを集計している。まず、統合報告書で開示している企業は96%の161社であり、一方開示していない企業はわずか4%の6社と示された。また、有価証券報告書で開示された企業は62%の43社であり、開示していない企業は38%の26社であった。サステナビリティ報告書で開示している企業は99%の171社であり、開示していない企業はわずか1%の2社であることが示された。

また、KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン（2023）を参照し、人的資本への投資や人材戦略に関する経営者の考えを含む、人的資本に関する方針の提示について、「経営層・中核人材に関する方針」、「人材育成方針」、「人的資本に関する社内環境整備方針」など、いずれかの記載があるかどうかという点に着目する。人的資本に関する方針が統合報告書、有価証券報告書、およびサステナビリティ報告書に記載されているかどうかを集計している。まず、統合報告書で開示している企業は78%の176社であり、有価証券報告書で開示している企業は31%の70社、サステナビリティ報告書で開示している企業は78%の176社であった。以上の公表結果より、日本企業における人的資本関連情報の開示状況は極めて高いことが明らかとなった。

2023年3月期の決算より、一部の企業は人的資本関連情報の開示が義務付けられた。日本企業において、ESG投資と統合報告書の開示の活発化に伴い、財務業績にくわえ非財務業績を開示する傾向が近年より強くなった。ここで日本企業における人的資本の情報開示の動向について2020年から整理したい。

2020年、日本で「人材版伊藤レポート」が公開され、人的資本経営への関心が急速的に高まった。その背景として、米国証券取引委員会が上場企業に対して、人的資本関連情報を開示するよう義務付けることを表明および開始したことを挙げる。そこで日本では、経済産業省により発足された「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会」の最終報告書としての「人材版伊藤レポート」が公開された⁸⁾。ここでは「持続的な企業価値の向上を実現するためには、ビジネスモデル、経営戦略と人材戦略が連動していることが不可欠である」と明記されていることにくわえ、「働き方を含めた人材戦略の在り方が改めて問われて」おり、「人的資本」が経営課題において重要であることが示された⁹⁾。さらに、2022年5月には、「人的資本経営という変革を、どう具体化し、実践に移していくか」を検討するため「人材版伊藤レポート2.0」が公開された¹⁰⁾。関連して、2021年6月11日、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コード

の改定が発表され、人的資本に関する記載が加えられた。具体的には、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取り組みといった人的資本関連の情報開示が義務化される運びとなった¹¹⁾。

さらに、2021年6月には、経済産業省により、非財務情報開示に関する国際的評価を高めることを目的として「非財務情報の開示指針研究会」が発足された¹²⁾。ここでは気候変動と人的資本が中心的な議題として議論されている。日本国内で議論が進むなか、非財務情報の開示に関しては、IFRS財団がISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の設立を表明し、国際的な開示基準についての議論が加速された¹³⁾。

また2022年7月、岸田文雄首相により、有価証券報告書の記載事項に非財務情報の開示を2023年度から義務付けることが表明された。人的資本関連情報については、管理職に占める女性の割合や男女の賃金格差などの定量的な情報を開示することが求められることが示された。「新しい資本主義」として新たな施策を打ち出している。2022年2月から内閣官房において「非財務情報可視化研究会」が回を重ねて開催された¹⁴⁾。第6回目の「非財務情報可視化研究会」では、非財務情報の開示の必要性や指針などを中心に議論され「人的資本可視化指針（案）」が公表された¹⁵⁾。

内閣府により公表された「人的資本可視化指針（案）」およびISO30414といった人的資本関連情報の開示に関する国際基準を参照し、2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正および施行され、2023年3月期以降の有価証券報告書において人的資本の開示が義務付けられた。この開示において、TCFDの4つの項目「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」にそって記載することが求められている。「人材育成の方針」、「社内環境整備の方針」、「当該方針に関わる指標」の3つは必須事項として開示しなければならない¹⁶⁾。

2023年3月末以後の事業年度における有価証券報告書から、人的資本および多様性の項目について情報開示が義務付けられている。人的資本開示の状況について最新の公表結果を整理する。日本生産性本部の「人的資本経営の測定・開示ワーキンググループ（WG）」は、「有価証券報告書における人的資本開示状況（速報版）」を取りまとめ、2023年8月2日に公表した¹⁷⁾。具体的には、2023年3月末決算の東証プライム市場の上場企業について、6月30日時点で提出された1,225社の有価証券報告書から人的資本・多様性に関する記載内容を集計し公表している。「人的資本・多様性に関する記載の傾向」については掲載されている文字数から評価している。有価証券報告書における人的資本に関する記述の文字数は、500字から999字が19.0%、1,000字から1,499字が19.9%、1,500字から1,999字が15.6%を占めるという結果が示され、記述の文字数が2,000字未満である企業が全体の約6割を占めている。それらの記述における頻出語句の出現回数については、「人材」・「育成」・「環境」が上位を占め、「人材」が9,455回、「育成」が6,958回、「環境」が6,366回と報告されている。そのほかは、「女性」、「健康」、「多様」、「多様性」、「経営」、「戦略」などの語句が使われていることが示された。

4. 企業における従業員の環境教育

本研究では、人材育成のひとつとして従業員の環境教育に着目している。そこで本節では、従業員の環境教育とその評価について企業の取り組みの状況を整理する。

近年、Amrutha and Geetha (2019)、Luu (2020)、Ababneh (2021)、Saumya et al. (2021) などの研究により、企業の環境業績を高めるためには従業員による積極的な取り組みが重要となることが説明されている。またその取り組みのひとつとして、Opatha (2013) と Opatha, and Arulrajah (2014) の研究より、組織の環境業績を高めるために、通常の従業員に環境分野でのトレーニングを行うことが重要であることが示されている。この環境分野でのトレーニングは、Saumya et al. (2021) ではグリーントレーニングと称されており、組織の環境目標を達成するために、従業員の環境に関する知識、技能および態度を向上させる体系的なプロセスであると定義している¹⁸⁾。このような従業員の環境教育について、Jabbour and Santos (2008) は組織の環境管理を成功させるための重要な要素のひとつであると説明している。

このように従業員の環境教育の重要性を整理したうえで、本研究では以下の従業員環境教育とその評価について概観する。まず、実践キャリア・アップ戦略、エネルギー・環境マネジャー（旧カーボンマネジャー）キャリア段位制度、および eco 検定（環境社会検定試験）[®]に着目する。エネルギー・環境マネジャー（旧カーボンマネジャー）とは、実践キャリア・アップ戦略の「キャリア段位制度」に基づき認定された者をさし、持続可能な社会の実現に向け、エネルギー・環境の分野における環境・経済・社会の3つの観点での取り組みの中核として活躍が期待されている人材を示す¹⁹⁾。実践キャリア・アップ戦略は、2010年6月18日に閣議決定された国家プロジェクトの1つであり、新たな成長分野における人材育成と当該分野への労働転換、新規参入を促すことを目的として、「キャリア」や「能力」で評価される社会を目指し策定された戦略である。キャリア段位制度とは、この実践キャリア・アップ戦略に基づき、職業能力・生涯キャリアを認定する制度をさす²⁰⁾。エネルギーおよび環境それぞれの関連分野で求められる能力を、知識と実践的なスキルについて、特に実践的なスキルを重点的に評価し、キャリア段位（レベル）を認定している。キャリア段位制度の対象領域はAからFまでであり、Aは「地球温暖化問題の現状と対策等に係る事項」、Bは「大気、水、土壤環境等の保全に係る事項」、Cは「生物多様性の保全と自然共生社会の実現への取り組みに係る事項」、Dは「循環型社会の形成に係る事項」、Eは「化学物質の環境リスク評価・管理に係る事項」、Fは「国際協力、各種施策への取り組みに係る事項」まで6つある。それぞれの達成の度合いを評価し、キャリア段位を決定し、それぞれの呼称がつけられる。具体的には、レベル1から4までであり、レベル1は「エネルギー・環境アシスタントマネジャー」、レベル2は「エネルギー・環境マネジャー」、レベル3は「エネルギー・環境シニアマネジャー」、レベル4は「エネルギー・環境エキスパート」と称されている。以上のように、エネルギー・環境マネジャー（旧カーボンマネジャー）とは、省エネ分

野と温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収分野の双方の知識と技能を体系的に身につけ、なおかつ、企業内だけではなく、国が成長分野であると決定した「環境・エネルギー分野」において活躍が期待される新しい人材であることを意味している。レベル 1 から 4 まで呼称が付されることにより、企業内外において環境配慮型活動を行うにあたり、省エネルギーと温室効果ガス排出削減の両知識と実践の能力を有していることをアピールすることができる。

一方、現在多くの企業において、ESG 投資、統合報告、および環境配慮への意識の高まりにともない、社内で eco 検定（環境社会検定試験）[®]を推奨する動きが高まっている。eco 検定（環境社会検定試験）[®]は、「複雑・多様化する環境問題を幅広く体系的に身に付く『環境教育の入門編』²¹⁾」として、幅広い業種および職種において学修、推奨、活用されている。eco 検定（環境社会検定試験）[®]は、2006 年から開始されて以来、2022 年 12 月までで約 58 万人が受験し、検定試験合格者であるエコピープルは 35 万人を超えていることが報告されている²²⁾。企業の SDGs への取り組みや ESG 投資のますますの拡大を受け、社内の環境教育ツールに使用されることが多く、企業における昇進、昇格といったキャリア・アップはもちろん、一般、学生などの受検者も増えている検定試験である。とくに従業員の環境教育の一環として活用され、eco 検定（環境社会検定試験）[®]を積極的に推進し、環境報告書や CSR レポート、ホームページに eco 検定（環境社会検定試験）[®]の合格者数等を記載している企業も多数存在する²³⁾。このように、自社の発行・運営する環境報告書や CSR レポート等をホームページにおいて、eco 検定（環境社会検定試験）[®]の合格者数や取得率等、eco 検定（環境社会検定試験）[®]を推進している旨を具体的に記載されており、環境報告書を定期的に発行しているもしくは、その予定であれば、GRI スタダードといったガイドラインに沿ったものでなくても公表が確認できれば、eco 検定（環境社会検定試験）[®]推進企業として、東京商工会議所ホームページ「eco 検定のひろがり」に掲載される²⁴⁾。このようにして、自社の環境配慮型活動およびそのための従業員環境教育の現状についてアピールすることができる。

5. 質問票調査の概要と結果の考察

5.1 質問票調査の概要

本研究では、日本の製造業を対象とした質問票調査結果に基づき、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、人的資源管理とりわけ従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することを目的としている。まず本節において、東証一部上場企業の製造業を対象として実施した「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」の概要と結果を整理する。北田（2021）において詳細に説明しているが、本節では、質問票調査の実施要領について、質問票調査の送付対象、実施期間、回答回収率、質問項目について整理する。まず、質問票調査の送付先として、質問票調査を実施した 2021 年 2 月 18 日時点において、東証一部上場企業の製造業に属する企業として 909 社を選択し、環境・CSR 部門担当者を対象

としている²⁵⁾。質問票を2021年2月28日に発送し、回答締め切り日を同年3月22日までとしたが、3月21日まで東京都が新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下にあったため、3月31日までに受け取った回答用紙を集計に含めている²⁶⁾。送付先を環境・CSR部門担当者に限定しているが、それらの職務を担当されている他の部門より回答をいただくこともあった²⁷⁾。回答回収率については、質問票の発送数は909通であり、そのうち有効回答数は168通であり、回収率は18.5%であった²⁸⁾。

質問票調査の質問項目については、日経リサーチ社による「環境経営度調査」および東洋経済新報社による「東洋経済CSR調査」を参考にしたうえで、Sharma and Vredenberg (1998)、Montabon et al. (2007)、Zhu et al. (2008)、Agan et al. (2014)の質問内容を参考にして質問内容を選定している²⁹⁾。その結果、「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」における質問票は、環境対策への取り組みの「現状」について問うⅠ部と、環境対策への取り組みの「成果」を問うⅡ部から構成されている。とくに第Ⅰ部の質問項目は、問1から問15までの全質問は「環境経営全般の取り組み」について質問しており、問1から問11は「製造における環境配慮に関する取り組み」について、また問12と問13は、環境保全活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について質問している。問14と問15は、環境負荷の計測、その評価および公表の状況について質問している。つまり、問15までは「環境経営全般の取り組み」についての質問であるが、問16と問17では、環境保全活動へ意識確認として、温室効果ガスの排出量の削減目標値への達成意識があるかどうか質問している。一方、Ⅱ部においては、環境対策への取り組みの「成果」を問う質問があり、温室効果ガスの排出量の削減、廃棄物の排出量の削減状況、製造工程における環境問題の改善状況について質問している。

本研究では、日本の製造業を対象とした質問票調査結果に基づき、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することを目的としているため、質問票調査のⅠ部とⅡ部両方の結果を概観したうえで、問12と問13に焦点をあて、環境保全活動における従業員の環境教育および情報共有の状況について整理する。

5.2 質問票調査における回答企業の業種別分類

「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」では909社へ質問票を郵送し、168社より有効回答を得ている。これらの回答企業の特徴を把握するため、表1において回答企業の業種別内訳を表している³⁰⁾。業種別分類は日経 NEEDS Financial Questの日経産業中分類にしたがっている。表1 パネル A は回答企業168社の業種別内訳を示している。パネル A より、日経中分類に基づいた業種に関しては、化学、機械、電気機器、非鉄金属製品などの回答が多く見られる。パネル B は業種別の回答率、インタビュー調査が可能な企業の業種別分類、TCFD に従って情報開示を行うことに賛同している企業数、そのなかでインタビュー調査が可能な企業数とその業種別内訳を示している。まず、業種別の回答率に着目すると、

送付先企業数の差はあるものの、造船、パルプ・紙、非鉄金属製品、石油の回答が多いことが明らかとなった。またインタビュー調査が可能な企業の業種別分類に関しては、化学、石油、非鉄

表 1 業種別分類
パネル A. 回答企業の業種別分類

業種	度数	%
1 食品	12	7.14
2 繊維	4	2.38
3 パルプ・紙	4	2.38
4 化学	29	17.26
5 医薬品	2	1.19
6 石油	2	1.19
7 ゴム	2	1.19
8 窯業	4	2.38
9 鉄鋼	7	4.17
10 非鉄金属製品	17	10.12
11 機械	27	16.07
12 電気機器	26	15.48
13 造船	2	1.19
14 自動車	10	5.95
15 輸送用機器	1	0.6
16 精密機器	6	3.57
17 その他製造	13	7.74
合計	168	100

金属製品、造船など、温室効果ガスの排出量が多い業種を含む、全 11 業種よりインタビュー調査が可能との回答が得られている。また、本研究では第 2 節において、気候変動関連の情報開示について焦点を当てているため、質問票調査を実施した時点において TCFD に従い情報開示を行うことに賛同している企業の業種別内訳を示している。日経中分類に基づいた業種に関しては、化学、石油、電気機器、造船、精密機器などの業種による回答が多いことがわかる。パネル B 全体を概観すると、合計 45 社がインタビュー調査に協力できると回答しているが、そのうちの約半数が質問票調査実施時点において、TCFD にそって情報開示を行っているという結果が得られた。

パネル B. 回答企業の総合的な業種別分類

業種	送付	回答	回答率(%)	質問可能	TCFD	TCFD(%)	質問可能
1 食品	84	12	14.29	3	3	25.00	1
2 繊維	34	4	11.76	1	0	0	0
3 パルプ・紙	12	4	33.33	0	1	25.00	0
4 化学	141	29	20.57	10	10	34.48	6
5 医薬品	40	2	5.00	0	0	0	0
6 石油	8	2	25.00	1	2	100	1
7 ゴム	11	2	18.18	0	0	0	0
8 窯業	33	4	12.12	1	1	25.00	0
9 鉄鋼	31	7	22.58	3	0	0	0
10 非鉄金属製品	65	17	26.15	8	5	29.41	3
11 機械	138	27	19.57	5	7	25.93	1
12 電気機器	161	26	16.15	8	13	50.00	6
13 造船	4	2	50.00	1	1	50.00	1
14 自動車	49	10	20.41	0	2	20.00	0
15 輸送用機器	9	1	11.11	0	0	0	0
16 精密機器	34	6	17.65	0	4	66.67	0
17 その他製造	55	13	23.64	4	3	23.08	1
合計	909	168	18.48	45	53	31.55	20

5.3 従業員数について

本節では、本調査における 168 社の回答企業の特徴を把握するため、回答企業における従業員数をもとに、表 2 において回答企業の度数分布を示している³¹⁾。分布より、質問票調査を実施した時点で東証一部に上場している企業に限定する結果ではあるが、従業員数が 20,000 人を超える、大規模な製造拠点や事業所を有する大企業も多数含まれているといえる。

表 2 従業員数に関する分布

従業員数	度数	%
～500 人	3	1.9
～1,000 人	29	18.8
～5,000 人	59	38.3
～10,000 人	23	14.9
～20,000 人	17	11.0
～50,000 人	13	8.4
50,001 人～	10	6.5
合計	154	100

5.4 質問票調査結果

本節では、質問票調査結果における記述統計値を示し、各項目における結果を概観する³²⁾。第 5.1 節で取り上げたように、本調査における質問票は、環境対策への取り組みの「現状」について問うⅠ部と、環境対策への取り組みの「成果」を問うⅡ部から構成されている。表 3 はこれらの質問票調査の結果を示しており、パネル A とパネル B より構成する³³⁾。パネル A は、環境配慮型活動への取り組みの「現状」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値を示し、パネル B は環境対策への取り組みの「成果」を問う質問項目に対する回答のサンプルの記述統計値を示している。第 5.1 節において、質問項目を分類したように、第 1 部の問 1 から問 11 は「製造における環境配慮に関する取り組み」について、また問 12 と問 13 は、環境保全活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について、問 14 と問 15 は、環境負荷の計測、その評価および公表の状況について質問している。問 16 と問 17 では、環境保全活動へ意識を確認することを目的として、温室効果ガスの排出量の削減目標値への達成意識があるか質問している。

まず表 3 パネル A では環境配慮型活動への取り組みの「現状」について回答結果の記述統計値を概観する。結果の詳細は北田（2021）を参照されたいが、まず質問 1 から質問 11 までの「製造業における環境配慮に関する取り組み」についての質問に対する回答結果を整理する。具体的には、比較的高い水準で、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入したり、有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に留意したりしている企業が多いことが見てとれる。一方で、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携はまだ発展途上であることが明らかとなった。

また、本研究において特に焦点を当てている、質問 12 と質問 13 は従業員の「環境意識」に着目した Agan et al. (2014) を参考にして、社内における環境教育および情報共有の状況について質問している。質問 12 は平均値 6.02、中央値 6（回答数 165）という結果より、比較的多数の企業が環境教育や社内研修を実施できているといえる。また、質問 13 の平均値 6.19、中央値 7（回答数 166）という結果より、回答企業の約 54% が最高点の 7 点と評価していることもあり、多くの企業において、環境汚染物質の排出量を減らすことについて社内情報共有していること

が明らかである。つぎに、質問 14 と質問 15 により、環境負荷の計測、その評価および公表の状況について質問している。これらの結果より、回答企業の 90% 以上が毎年事業所の環境負荷について計測、評価し、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表している現状が明らかである。さらに、質問 16 と質問 17 により、環境保全活動に対する意識として、温室効果ガスの排出量の削減目標値への達成意欲およびその可能性について質問している。達成可能性について、高水準ではないが達成したいと考えている企業も多く存在することが明らかである。

一方、表 3 パネル B では、Ⅱ部における環境対策への取り組みの「成果」を問う質問に対する回答結果について総括している。二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を削減については、比較的多くの企業が達成可能であったことがわかる。また製造工程における廃棄物の排出量の削減については、回答企業の約半数が削減を達成できた企業が多いことがわかる。製造工程における環境問題の改善状況については課題を抱える企業もあることが把握できる³⁴⁾。

また、本研究では、日本の製造業における環境配慮型活動の取り組みと情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から定量的に考察することを目的としている。そのため、環境保全活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について質問している、Ⅰ部の問 12 と問 13 に着目している。

具体的には、第 12 問と第 13 問の両方が最高点の 7 点と評価している企業に焦点をあて、それらの問 2、3、4、5、14、15 および 16 における回答数と業種別分類を表 4 に示している。まず表 4 パネル A は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 2 の回答数と業種別分類を示している。問 2 は廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入しているかどうかを質問している。ここでは 2 点以下の回答はなく、7 および 6 の高い評価をしている回答が多い。業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多い。つぎにパネル B は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 3 の回答数と業種別分類を示している。問 3 は製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に気を付けているかを質問している。ここでは 4 点以下の回答はなく、大半が最高点の 7 点と評価している。業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多い。パネル C は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 4 の回答数と業種別分類を示している。問 4 は製造工程・工場における廃棄物のリサイクル状況を質問している。ここでは 4 点以下の回答はなく、7 および 6 の高い評価をしている回答が多い。業種別に見ると、電気機器、化学、機械産業の回答数が多い。パネル D は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 5 の回答数と業種別分類を示している。問 5 は製造工程・工場における再生可能エネルギーの使用状況を質問している。7 および 6 の高い評価をしている回答が多い一方で、比較的低い 2 および 1 点と評価している企業が多いことが特徴的である。業種別に見ると、化学に着目した場合、7 点や 2 点と評価している企業がある。一方、パネル E は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 14 の回答数と業種別分類を示している。問 14 は毎年、事業所全体の環境負荷について計測し評価しているかどうか質問している。ここでは 5 点と 3 点以下の回答はなく、7 および 6 の高い評価をしている回答が多い。業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多い。パネル F は、

表3 質問票調査の記述統計値

パネル A. 環境対策への取り組みの「現状」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値

I. 貴社における、環境対策への取り組みの「現状」についてお尋ねします。 以下の項目は、貴社においてどの程度実行されていますか？						
質問項目	度数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
①環境配慮型製品を製造している。	166	5.78	1.49	1	6	7
②廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入している。	164	5.62	1.27	2	6	7
③製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に気を付けている。	165	6.83	0.45	5	7	7
④製造工程・工場における廃棄物をリサイクルしている。	165	6.14	1.08	1	6	7
⑤製造工程・工場において再生可能エネルギーを使用している。	165	3.64	2.19	1	4	7
⑥環境汚染物質の排出量を減らすために新しい技術を導入している。	166	4.99	1.49	1	5	7
⑦資源の無駄遣いを減らすために製造工程を改善している。	166	6.09	1.14	1	6	7
⑧エネルギー消費量が多い機械を改造したり、取り換えたりしている。	166	5.93	1.12	2	6	7
⑨環境保全活動について研究投資をしている。	166	4.69	1.91	1	5	7
⑩同業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしている。	166	3.19	2.06	1	3	7
⑪異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしている。	166	3.58	2.21	1	4	7
⑫従業員の環境意識を高めるため、環境教育や社内研修を行っている。	165	6.02	1.21	2	6	7
⑬環境汚染物質の排出量を減らすことについて社内で情報共有している。	166	6.19	1.16	2	7	7
⑭毎年、事業所全体の環境負荷について計測し評価している。	166	6.50	1.00	1	7	7
⑮毎年、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表している。	166	5.99	1.98	1	7	7
⑯毎年、温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えている。	166	6.27	1.43	1	7	7
⑰日本政府により「2050 年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする」という目標が示されましたが、この目標に対して達成可能と考えている。	165	4.41	1.49	1	4	7

パネル B. 環境対策への取り組みの「成果」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値

II. 貴社における、現在の環境対策への取り組みの「成果」についてお尋ねします。 以下の項目は、会社全体においてどの程度成果が出ていますか？						
質問項目	度数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
①二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を削減することができた。	164	5.41	1.62	1	6	7
②製造工程における廃棄物の排出量を削減することができた。	165	5.22	1.58	1	5	7
③製造工程における環境問題の状況を改善することができた。	165	5.14	1.22	1	5	7

表 4 社内における環境教育および情報共有の状況に着目した結果

パネル A. 問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 2 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点
1 食品	3	0	1	0	0
2 繊維	0	0	0	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0	0	0
4 化学	6	6	0	2	0
5 医薬品	0	0	1	0	0
6 石油	0	0	1	0	0
7 ゴム	0	0	0	0	0
8 窯業	1	1	0	0	0
9 鉄鋼	0	0	0	1	0
10 非鉄金属製品	3	1	0	1	0
11 機械	4	2	2	0	1
12 電気機器	9	4	2	0	0
13 造船	1	0	0	1	0
14 自動車	3	2	1	0	0
15 輸送用機器	0	0	0	0	1
16 精密機器	1	0	0	1	0
17 その他製造	3	0	0	0	0
合計	36	16	8	6	2

パネル B. 問 12 および問 13 が 7 点である場合
の問 3 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点
1 食品	4	0	0
2 繊維	1	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0
4 化学	14	0	0
5 医薬品	1	0	0
6 石油	1	0	0
7 ゴム	0	0	0
8 窯業	2	0	0
9 鉄鋼	1	0	0
10 非鉄金属製品	5	0	0
11 機械	8	0	1
12 電気機器	14	1	0
13 造船	1	0	0
14 自動車	4	2	0
15 輸送用機器	1	0	0
16 精密機器	2	0	0
17 その他製造	3	0	0
合計	64	3	1

パネル C. 問 12 および問 13 が 7 点である場合
の問 4 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点
1 食品	3	1	0
2 繊維	1	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0
4 化学	7	7	0
5 医薬品	0	1	0
6 石油	1	0	0
7 ゴム	0	0	0
8 窯業	1	1	0
9 鉄鋼	0	1	0
10 非鉄金属製品	4	1	0
11 機械	7	1	1
12 電気機器	8	6	1
13 造船	1	0	0
14 自動車	2	3	1
15 輸送用機器	1	0	1
16 精密機器	1	1	0
17 その他製造	2	1	0
合計	41	24	4

パネル D. 問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 5 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
1 食品	1	1	1	1	0	0	0
2 繊維	0	0	0	0	0	0	1
3 パルプ・紙	2	0	0	0	0	0	0
4 化学	4	0	3	1	0	4	2
5 医薬品	0	0	0	0	1	0	0
6 石油	1	0	0	0	0	0	0
7 ゴム	0	0	0	0	0	0	0
8 窯業	0	0	0	1	0	0	1
9 鉄鋼	0	0	0	0	0	0	1
10 非鉄金属製品	2	0	0	0	0	2	1
11 機械	3	0	1	0	0	4	1
12 電気機器	3	4	2	2	0	2	2
13 造船	1	0	0	0	0	1	0
14 自動車	1	2	0	0	0	1	1
15 輸送用機器	0	0	2	0	0	1	0
16 精密機器	0	0	0	0	0	0	0
17 その他製造	1	0	0	1	0	0	0
合計	19	7	9	6	1	15	10

パネル E. 問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 14 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	4 点
1 食品	3	0	0
2 繊維	0	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0
4 化学	6	1	0
5 医薬品	0	0	0
6 石油	0	0	0
7 ゴム	0	0	0
8 窯業	1	1	0
9 鉄鋼	0	0	0
10 非鉄金属製品	3	1	0
11 機械	4	0	0
12 電気機器	9	1	0
13 造船	1	0	0
14 自動車	3	0	1
15 輸送用機器	0	0	0
16 精密機器	1	0	0
17 その他製造	3	0	0
合計	36	4	1

パネル F. 問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 15 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	4 点	2 点	1 点
1 食品	4	0	0	0	0
2 繊維	0	0	1	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0	0	0
4 化学	10	1	2	0	1
5 医薬品	1	0	0	0	0
6 石油	1	0	0	0	0
7 ゴム	0	0	0	0	0
8 窯業	2	0	0	0	0
9 鉄鋼	0	0	0	0	1
10 非鉄金属製品	4	0	0	0	0
11 機械	7	0	0	1	1
12 電気機器	14	1	0	0	0
13 造船	2	0	0	0	0
14 自動車	5	0	0	0	1
15 輸送用機器	1	0	0	0	0
16 精密機器	2	0	0	0	0
17 その他製造	3	0	0	0	0
合計	58	2	3	1	4

パネル G. 問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 16 の回答数と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点	4 点
1 食品	4	0	0	0
2 繊維	1	0	0	0
3 パルプ・紙	2	0	0	0
4 化学	11	1	1	1
5 医薬品	1	0	0	0
6 石油	1	0	0	0
7 ゴム	0	0	0	0
8 窯業	2	0	0	0
9 鉄鋼	0	1	0	0
10 非鉄金属製品	3	1	0	1
11 機械	4	4	0	1
12 電気機器	14	0	1	0
13 造船	2	0	0	0
14 自動車	6	0	0	0
15 輸送用機器	1	0	0	0
16 精密機器	2	0	0	0
17 その他製造	3	0	0	0
合計	57	7	2	3

問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 15 の回答数と業種別分類を示している。問 15 は毎年、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表しているかどうか質問している。ここでは 5 点と 3 点の回答はなく、業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多い。さいごにパネル G は、問 12 および問 13 が 7 点である場合の問 16 の回答数と業種別分類を示している。問 16 は毎年、温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えているかどうか質問している。ここでは 3 点以下の回答はなく、業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多いという傾向を把握することができた。

本節では、回答企業全体における調査結果について、記述統計値を示したうえで、各質問における回答の特徴を示した。また追加的な分析として、環境配慮型活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について把握するため、特定の質問項目の回答結果に焦点をあて回答結果を整理している。その結果、社内における環境教育および情報共有の状況について最高点の 7 と評価している企業の特徴としては、事業所、製造工程、工場における取り組みとして、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入しているか、製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に気を付けているか、という点にくわえ、その取り組み情報の把握と公表については、毎年事業所全体の環境負荷について計測し評価しているかどうか、毎年、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表しているかどうか、および毎年温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えているかといった事項について、どの質問についても、業種別に見ると、電気機器、化学産業の回答数が多いという傾向を把握することができた。これらの結果より、電気機器および化学産業については、社内における環境教育および情報共有の取り組み状況も進んでいるうえに、事業所、製造工程、

工場における取り組みも同様に進んでいることが明らかとなった。

6. おわりに

本研究の目的は、日本の製造業を対象とした質問票調査結果に基づき、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察することにある。具体的には、本研究では環境問題に対して行っている取り組みの成果を環境業績と捉え、定量的な考察については、質問票調査を実施した2021年3月時点における東証一部上場企業の製造業909社を対象とした「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」結果を整理する。そのうえで、第I部の問12と問13において、環境保全活動における人的資源管理として、社内における環境教育および情報共有の状況について質問しているため、これらの調査結果に焦点を当て重点的に考察する。これらの考察より、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から整理している。

本研究の貢献として以下のとおりである。まず、「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」結果より、社内における環境教育および情報共有の状況について十分に実施できていると回答した企業に焦点をあてた場合、特徴的な結果を得ることができた。つまり、業種別に見ると電気機器、および化学業界の企業において、事業所、製造工程、工場において環境配慮型活動および環境負荷の測定と評価、その公表についても積極的に取り組んでいることが明らかとなった。具体的には、再生可能エネルギーの使用状況については、化学産業において回答結果にばらつきが見られたが、電気機器、および化学業界の両業種ともに、事業所、製造工程、工場において、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入したり、製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に留意したりするといった、積極的な環境配慮がなされていることが明らかとなった。また両業種に含まれる回答企業は、毎年事業所全体の環境負荷について計測し評価しているかどうか、毎年CSR報告書・環境報告書を作成し公表しているかどうか、および毎年温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えているかといった事項についても、積極的に取り組んでいるという傾向を把握することができた。これらの結果より、環境配慮型製品の開発・製造・販売において先進的な取り組みが見られる電気機器産業、および温室効果ガスの排出量が多い5つの業種のうちの1つである化学産業において、環境保全活動への高い問題意識に基づき、それに対応した技術的な取り組みと従業員の環境教育が積極的に実施されているという実態が明らかになったといえる³⁵⁾。

本研究では2つの限界点がある。日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について定性的な考察ができていないこと、および業種の特性を整理したうえで十分な検討ができていないことを挙げる。質問票調査では製造業のうち11業種による45社より聞き取り調査が可能であると回答を得ている。そのため、今後は可能な限り多くの企業へ聞き取り調査を実施し、定

性的な分析を行いたい。また、本研究では環境配慮型活動と従業員の環境教育を積極的に実施している業種として、電気機器および化学業界に焦点を当てたが、今後の研究ではこれらの業種の特徴と具体的な取り組み事例を整理する必要があると考える。以上より、今後の課題としてこれらの2つの限界点に取り組みたいと考える。

謝辞

本研究は科研費（課題番号 19K13850・22K13510）および滋賀大学経済学部附属リスク研究センター助成研究 No.1902 の助成を受けて進められた研究成果の一部である。これらのご支援に御礼を申し上げたい。本稿の作成にあたり、椎葉淳教授（大阪大学大学院経済学研究科）、金宰煜講師（広島大学経済学部）、吉田桂氏（経済産業省、元滋賀大学経済学部）および神原敏行氏（サンテック株式会社代表取締役）、岡本久之教授（園田学園女子大学経営学部）より多くの貴重なコメントをいただいた。また本研究について、日本管理会計学会 2021 年度全国大会（2021 年 8 月 27 日）、日本管理会計学会 2021 年度第 3 回フォーラム（2021 年 12 月 18 日）、日本管理会計学会 2022 年度全国大会（2022 年 8 月 28 日）、日本管理会計学会 2023 年度全国大会（2023 年 8 月 30 日）において報告させていただき、水野一郎教授（関西大学商学部）、水口剛学長（高崎経済大学）、平井裕久教授（神奈川大学工学部）、平岡秀福教授（創価大学経営学部）、塘 誠教授（成城大学経済学部）、宮地見輔教授（長崎県立大学経営学部）より貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。また質問票調査にご協力をいただきました全ての企業の皆様にも感謝申し上げたい。本稿における全ての誤りは筆者に帰するものである。

注

- 1) 環境省「企業の脱炭素経営への取組状況」の公表資料を参考にしている。
<http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html> を参照している。（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 2) 日本における統合報告書の開示状況については、企業価値レポーティング・ラボの公表資料「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022 年版」によれば、2022 年度は 884 社が公表している。2018 年度は 420 社、2019 年度は 523 社、2020 年度は 599 社、2021 年度は 716 社と統合報告書を公表する企業が増加傾向にあることが示されている。（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 3) 公益財団法人日本生産性本部による調査結果「2023 年 3 月末決算企業の有価証券報告書「人的資本開示」状況（速報版）」を参照している。<https://www.jpc-net.jp/research/detail/006510.html>（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 4) TCFD コンソーシアムのホームページ「TCFD コンソーシアム」を参照している。<https://tcfd-consortium.jp/about>（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 5) TCFD コンソーシアムのホームページ「TCFD 賛同企業・機関」を参照している。<https://tcfd-consortium.jp/about>（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 6) 金融庁のホームページ「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を参照している。<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>（2023 年 9 月 26 日閲覧）
- 7) KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンの実施する「日本の企業報告に関する調査 2022」結果を参照している。統合報告書の記載内容についての調査は、過去 8 年分の報告書が参照されており、企業価値レポーティング・ラボの協力のもと「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022 年版」で公表されている企業、全 884 組織の報告書が調査対象とされていることが示されている。（2023 年 9 月 26 日閲覧）
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-sustainable-value-corporate-reporting.pdf>
- 8) 経済産業省ホームページ「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会 報告書 ～人材版伊藤レポート～」https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kigyo_kachi_kojo/20200930_report.html を参照し

- ている。(2023年9月26日閲覧)
- 9) 経済産業省ホームページ「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート～」https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kigyo_kachi_kojo/20200930_report.html を参照している。(2023年9月26日閲覧)
 - 10) 経済産業省ホームページ「人的資本経営の実現に向けた検討会 報告書～人材版伊藤レポート 2.0～」https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinteki_shihon/pdf/report2.0.pdf を参照している。(2023年9月26日閲覧)
 - 11) 日本取引所グループホームページ「改訂コーポレートガバナンス・コードの公表」<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210611-01.html> (2023年9月26日閲覧)
 - 12) 経済産業省ホームページ「非財務情報の開示指針研究会」を参照している。
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/index.html (2023年9月26日閲覧)
 - 13) 経済産業省ホームページ「非財務情報の開示指針研究会 中間報告」を参照している。
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/20211112_report.html (2023年9月26日閲覧)
 - 14) 内閣官房ホームページ「非財務情報可視化研究会(第1回)配布資料」を参照している。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/hizaimu_dai1/index.html (2023年9月26日閲覧)
 - 15) 内閣官房ホームページ「非財務情報可視化研究会(第6回)配布資料」を参照している。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/hizaimu_dai6/index.html (2023年9月26日閲覧)
 - 16) 金融庁ホームページ「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和5年度)」<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html> (2023年9月26日閲覧)
 - 17) 公益財団法人日本生産性本部による調査結果「2023年3月末決算企業の有価証券報告書「人的資本開示」状況(速報版)」を参照している。<https://www.jpc-net.jp/research/detail/006510.html> (2023年9月26日閲覧)
 - 18) Saumya et al. (2021) は Opatha (2009) および Thevanes and Arulrajah, (2016) を参照していることを明記している。
 - 19) 一般社団法人産業環境管理協会ホームページ「エネルギー・環境マネジャー」
<https://www.jemai.or.jp/eemanager/> (2023年9月26日閲覧)
 - 20) 一般社団法人産業環境管理協会ホームページ「エネルギー・環境マネジャー」
<https://www.jemai.or.jp/eemanager/> (2023年9月26日閲覧)
 - 21) 東京商工会議所ホームページ「eco 検定(環境社会検定試験)®とは」
<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/eco/about/> (2023年9月26日閲覧)
 - 22) 東京商工会議所ホームページ「eco 検定(環境社会検定試験)®とは」
<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/eco/about/> (2023年9月26日閲覧)
 - 23) 東京商工会議所ホームページ「eco 検定のひろがり」<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/eco/pr/company> (2023年9月26日閲覧)
 - 24) 東京商工会議所ホームページ「eco 検定のひろがり」<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/eco/pr/company> (2023年9月26日閲覧)
 - 25) 日経 NEEDS Financial Quest を参照し選定している。
 - 26) 東京都における緊急事態宣言の発令に伴い、複数の企業より、リモート勤務形態による回答遅延の連絡を受けた、そのため、3月31日までの回答を集計に含めている。
 - 27) 回答票をもとに、環境・CSR 関連業務を担当している部門・部署の特徴をまとめると、「環境」、「安全」、「品質」、「CSR」、「生産」、「技術」、「経営戦略」、「ESG」、「広報」、「SDGs」などのワードを含む部門・部署より回答が得られた。

- 28) 回答における欠損はそのままにしており、質問項目によって回答数が異なっていることを認める。
- 29) 北田（2021）に詳細を挙げているので参照されたい。Sharma and Vredenberg（1998）は、Mazzanti and Zoboli（2009）、Boiral and Henri（2012）などの研究においても測定方法および質問項目が参考にされている。
- 30) パネル A およびパネル B は北田（2021）を参照している。
- 31) 回答企業の従業員数についての数値は日経 NEEDS Financial Quest における公表データを参照している。質問票調査実施時点において、168 社中 154 社の従業員数のデータを得た。表 2 は北田（2021）を参照している。
- 32) 詳細は北田（2021）を参照されたい。
- 33) パネル A およびパネル B は北田（2021）を参照している。
- 34) 詳細は北田（2021）を参照されたい。
- 35) 環境省が公表する「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果」より、製造業において温室効果ガスの排出量が多い業種として、鉄鋼、化学、窯業、石油、パルプ・紙の 5 つが挙げられる。

参考文献

- 環境省. 2022. 『令和 4 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』.
- 北田真紀. 2021. 「日本企業の環境保全活動の実態に関する研究－製造業を対象とした質問票調査結果に基づいて－」『滋賀大学経済学部研究年報』 28: 103-115.
- KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン. 2023. 「日本の企業報告に関する調査 2022」 <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-sustainable-value-corporate-reporting.pdf> (2023 年 8 月 10 日閲覧).
- Ababneh, O. M. 2021. How Do Green HRM Practices Affect Employees' Green Behaviors? The Role of Employee Engagement and Personality Attributes. *Journal of Environmental Planning and Management*, 64 (7) : 1204-1226.
- Agan, Y., C. Kuzey., M. F. Acar., and A. Açıkgöz. 2014. The Relationships between Corporate Social Responsibility, Environmental Supplier Development, and Firm Performance. *Journal of Cleaner Production* 112(3) : 1872-1881.
- Al-Tuwaijri, S. A., Christensen, T. E., and Hughes II, K. E. 2004. The Relations among Environmental Disclosure, Environmental Performance, and Economic Performance: A Simultaneous Equations Approach. *Accounting, Organizations and Society*, 29(5-6) : 447-471.
- Amrutha, V. N. and S. N. Geetha. 2019. A Systematic Review on Green Human Resource Management: Implications for Social Sustainability. *Journal of Cleaner Production*, 247: 119-13.
- Anton, W. R. Q., G. Deltas. and M. Khanna. 2004. Incentives for Environmental Self-Regulation and Implications for Environmental Performance. *Journal of Environmental Economics and Management* 48(1) : 632-654.
- Boiral, O., and J. Henri. 2012. Modelling the Impact of ISO 14001 on Environmental Performance: A Comparative Approach. *Journal of Environmental Management* 99(30) : 84-97.
- Cho, C., H. Charles., F. Martin. and D. M. Patten. 2012. Corporate disclosure of Environmental Capital Expenditures: A Test of Alternative Theories. *Accounting, Auditing and Accountability Journal* 25(3) : 486-507.
- Clarkson, P. M., Y. Li., G. D. Richardson. and F. P. Vasvari. 2008. Revisiting the Relation between Environmental Performance and Environmental Disclosure: An Empirical Analysis. *Accounting, Organizations and Society* 33(4-5) : 303-327.
- Costantini, V., F. Crespi, G. Marin. and E. Paglialonga. 2017. Eco-Innovation, Sustainable Supply Chains and Environmental Performance in European Industries. *Journal of Cleaner Production* 155(2,1) : 141-154.

- Ilinitch, A., N. Soderstrom. and T. Thomas. 1998. Measuring Corporate Environmental Performance. *Journal of Accounting and Public Policy* 17: 387-408.
- Jabbour, C. J. C., F. C. A. Santos. and M. S. Nagano. 2010. Contributions of HRM Throughout the Stages of Environmental Management: Methodological Triangulation Applied to Companies in Brazil. *The International Journal of Human Resource Management* 21(7) : 1049-1089.
- Klassen R. D. and D. C. Whybark. 1999. The Impact of Environmental Technologies on Manufacturing Performance. *Academy of Management Journal* 42(6) : 599-615.
- Luu, T. T. 2020. Integrating Green Strategy and Green Human Resource Practices to Trigger Individual and Organizational Green Performance: the Role of Environmentally Specific Servant Leadership. *Journal of Sustainable Tourism* 28(8) : 1193-1222.
- McWilliams, A. and D. Siegel. 2000. Corporate Social Responsibility and Financial Performance: Correlation or Misspecification? *Strategic Management Journal*, 21(5) : 603-609.
- Mazzanti, M. and R. Zoboli. 2009. Environmental Efficiency and Labour Productivity: Trade-off or Joint Dynamics? A Theoretical Investigation and Empirical Evidence from Italy Using NAMEA. *Ecological Economics* 68(4) : 1182-1194.
- Montabon, F., R. Sroufe. and R. Narasimhan. 2007. An Examination of Corporate Reporting, Environmental Management Practices and Firm Performance. *Journal of Operations Management*, 25(2007) : 998-1014.
- Opatha, H. H. D. N. P. 2013. Green Human Resource Management: A Simplified Introduction, HR Dialogue, Department of HRM. *Faculty of Management Studies and Commerce, University of Sri Jayewardenepura*: 22-41.
- Opatha, H. H. D. N. P. and A. A. Arulrajah 2014. Green Human Resource Management: Simplified General Reflections. *International Business Research* 7(8) : 101-112.
- Saumya, H. M. M. N., A. Thevanes and A. Arulrajah. 2021. Human Resource Factors and Environmental Performance of Selected ISO 14001 Certified Manufacturing Firms in Seethawaka Export Processing Zone in Sri Lanka. *Sri Lankan Journal of Human Resource Management*, 11(1) : 1-14.
- Sharma, S. and H. Vredenburg. 1998. Proactive Corporate Environmental Strategy and the Development of Competitively Valuable Organizational Capabilities. *Strategic Management Journal* 19(8) : 729-753.
- Shaukat, A., Q. Yan and G. Trojanowski. 2014. Board Attributes, Corporate Social Responsibility Strategy, and Corporate Environmental and Social Performance. *Journal of Business Ethics* 135(3) : 569-585.
- Schumacher, K., Chenet, H., & Volz, U. 2020. Sustainable Finance in Japan. *Journal of Sustainable Finance & Investment*, 10(2) : 213-246.
- Short, J. C., A. F. McKenny., D. J. Ketchen., C. C. Snow., G. Tomas. and M. Hult. 2015. An Empirical Examination of Firm, Industry, and Temporal Effects on Corporate Social Performance. *Business and Society* 55(8) : 1122-1156.
- Waddock, S. A. 2003. Myths and Realities of Social Investing. *Organization and Environment*, 16(3) : 369-380
- Weidner, H. 2020. Ups and Downs in Environmental Policy: Japan and Germany in Comparison. *Ecological Modernization Capacity of Japan and Germany*: 25-40.
- Xie, S., and Hayase, K. 2007. Corporate Environmental Performance Evaluation: a Measurement Model and a New Concept. *Business Strategy and the Environment*, 16(2) : 148-168.
- Zhu, Q., J. Sarkis. and K. Lai. 2008. Confirmation of a Measurement Model for Green Supply Chain Management Practices Implementation. *International Journal of Production Economics* 111(2) : 261-273.

【論文】

保育者の音楽における表現方法に及ぼす思考力の育成

——言葉や情景から連想される音の模索——

辻 陽 子

1. はじめに

保育者養成課程において、【表現】という科目を授業に取り入れる事になって久しい。

1989 年に『幼稚園教育要領』が改定され、【健康、人間関係、環境、言葉、表現】の 5 つの領域が構成された。この 5 つの領域は、子どもたちの心身の成長と、生きていくうえで欠かせない能力の育成のために、保育者養成の指導に取り入れるべき観点として設定されている。

『幼稚園教育要領』（文部科学省、2017）で【表現】は、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」と書かれており、そのねらいとしては、「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」「生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ」とされ、内容では、生活の中で様々な音、形、色などに気づき、感じ、またそれを自分なりに表現する事で楽しさを味わうことを記している。子どもたちにこのような学びを授けるためにも、保育者は保育者養成課程で同様の体験をしておく必要がある。そのためにも保育者養成課程における 5 つの領域の授業、とりわけ【表現】に関する授業は欠かせないものとして考えられる。

では、【表現】というものは何を示すのだろうか。言葉の意味としては、【表】と【現】の 2 つの漢字で成り立っており、どちらも訓読みでは【あらわす】という意味を持っているが、【表】は形がなくあらわれたもの、【現】は形のあるあらわれたものという意味を持っていると考えられる。それを踏まえ、この言葉は、【形のないものを形あるものとしてあらわす】という意味を持っているのではないかと考えられないだろうか。広辞苑（2008）で【表現】について調べると、同様の意味を持っており、「内面的・精神的・主体的なものを、外面的・感性的形象として表すこと。（中略）すなわち表情・動作・言語・作品など」と記されている。神原らは、「“表現”とは、自分の意志（感情）や考えを、誰か（何か）に向けて意識的に伝えようとするものである。つまり表現は、無意識に行う表出の行為を基礎としながら、意図的に自分の内側にあるものをあらわにしようとする行為なのである」と述べている（神原他、2018; 10）。以上を踏まえると、【表現】の授業においては、自分の感じたことを形のあるものにし、それらを意図的に伝えるという作業方法を【表現方法】として学ばなければならないのではないかと考えられる。

筆者はこれまで、保育者に必要な音楽的能力について、「子どもたちと一緒に歌ったり、子どもたちの動きに合わせて即興したり、(中略) その場、その場に合わせて音楽を表現する」ことであり、どんな TPO にも対応することができる応用力のことだ、と述べてきた(辻、2022; 14)。その能力の育成に必要なのは、あらゆる可能性があることを知ることと、それをつかう手段・方法を知ることではないかと考える。そこで本研究では、言葉や気持ちを音でどのように表現したらいいかと考える力をつけることを第一に、授業に取り入れ実践する。

2. 方 法

2-1. 連携された取り組み

筆者の勤務校では、同じ表現領域として造形表現の科目があり、その図画工作での授業の取り組みの一つとして、各自学生がペープサートを製作する。そのペープサートは、いくつかある楽譜から各学生が歌を選曲し、その歌詞や内容に合わせてそれぞれ製作するものである。

同じく表現領域科目である音楽表現の授業では、そのペープサートを使用して選んだ歌を複数の楽器を使用して音楽で表現することで、視聴覚教材として製作と実践の連携的な取り組みとなっている。

2-2. 音楽表現としての方法

ペープサート発表シート

名前			
曲名			
分担	ピアノ	歌(動かす)	
	歌(動かす)	他楽器	
対象年齢	() 歳		
この発表のねらい			
発表から期待される子どもの姿			

図 1 ペープサートの発表について考えられる情報を記入させるシート

図画工作の授業で製作されたペープサートを使用し、以下の方法で音楽表現を学ぶこととする。

①ペープサートの発表はグループですることとした。音楽表現としては、一人で取り組むより、複数人で取り組んだ方が、多くのアイデア・表現方法が出てくると考えられ、表現の可能性が広がるためである。

そのため、2～4 人の少人数でグループを組ませ、どの歌でどのようにペープサートを使用するか、グループ内で相談して決めさせた。

②発表するにあたって、発表シートを配布(図 1)し、構成を考えさせた。役割分担、ペープサートを披露する対象年齢、どのような効果をねらうのか、そのねらいから期待される子どもの姿はどうか、などであった。

以上を学生に想定させてから、どのように発表に取り組むか考えさせた。

尚、対象年齢については、年齢ごとに音にどのような反応を持つか、授業でプリントを配布し説明したうえで考えさせた。

- ③次にどのように発表するか考えさせた。まずは、導入部分についてどうするか。対象年齢やねらいを基に、どう展開していくか、シナリオを書くように指示した。しかし、学生たちですべてを考えるのは難しいと思われるので、YouTube で公開されているものを参考にしてもいいこととした。
- ④発表の展開のベースラインが決まったら、次に歌の用い方について考えさせた。導入部→歌全体を一気に、とするのか、導入部→歌の1番→話→歌の2番（続）とするのか。このように歌の用い方次第ではグループごとに大きく違いが出てくるため、この部分はよく考えるよう指示した。
- ⑤どの楽器を用いるかを考えさせた。この場合、発表の間、ずっと同じ楽器を使用しないよう指示した。その理由は、歌詞に出てくる動物や言葉をどのように音楽で表すのか、この部分をどのようにするか考えて表現したかでそれぞれの大きな違いが出るためであった。学生には、歌詞をよく理解し、それを表す楽器や音を探すよう指示した。
- ⑥他の楽器を用いるが、基本はピアノ伴奏にある。そのため、音楽が一辺倒にならないよう歌詞を良く理解し、テンポや伴奏形の変化を指示した。また、ペープサート作製時に配布された楽譜とは別に、違う調性、簡易伴奏、コード譜、難しい伴奏譜など、いくつかのバリエーションの楽譜も配布し、学生が具体的に考えられるよう配慮した。
- ⑦それぞれの分担と進行が決まったら、全体を通し、滞りなく進んでいるか指導者がチェックした。子どものためにふさわしいテンポで音楽は進んでいるか、発表の意図が子どもに向けて分かりやすく伝わるか、などであった。例えば、「こぶたぬきつねこ」はしりとりになっていて、そこをクローズアップするグループは、口頭だけでしりとりを強調しても伝わりにくいいため、視覚的にどうすればいいかというようなアドバイスを各グループに加えた。
- ⑧発表時には、見ている学生に子どもの気持ちになるよう指示し、記入された各グループの発表シートを学生全員に配布して「期待される姿」を演じてもらうようにした。

3. 本研究のねらい

この方法からどのような音楽表現の学びがあるのか。

筆者は、表現について【形のないものを形あるものとしてあらわす】と前述した。また、音楽表現という能力の育成に必要なのは、あらゆる可能性があることを知ることと、それをつかう手段・方法を知ることではないか、とも述べた。

ペープサートを使用することは、歌を視覚的に表現できることである。歌詞の中に登場する人物や動物のペープサートを手で持って揺らしたり、裏返しに違う表情を描いたり、視覚的に子ども

もたちに情景や気持ちを伝えやすくできるものである。そこに音楽が合わさる事で、いつも歌っている歌、あるいは初めて聴くかもしれない歌のストーリー性を、子どもたちは感じ取ることができるだろう。その中に、質問やクイズなどの話を取り入れながら、数字や指の名前の学習をさせる事も可能である。

その上で、音楽表現として考え実践してほしいことは、ペープサートの視覚効果や説明やお話だけに頼らず、その歌の中にある歌詞に合った効果音や伴奏形、あるいはテンポで緩急をつけるなどを随所に入れることである。

ペープサート作製時に配布された楽譜には以下の曲目が記載されている。

- ・おもちゃのチャチャチャ
- ・こぶたぬきつねこ
- ・おはなしゆびさん
- ・かわいいかくれんぼ
- ・コンコンクシヤンのうた
- ・とんでったバナナ（他2曲）

どの曲目も多数のキャラクターが登場する。1～6番まである歌もある。いろんな場面転換があり、数々のキャラクターが出てくる世界観のあるもののなのに、そこにずっと同じピアノ伴奏、同じ歌い方をして、それを表現したということになるだろうか。

例えば、「おもちゃのチャチャチャ」では、1番の歌詞に「そらにキラキラおほしさま」とある。「キラキラ」の時に鉄琴でその音だけたたいてみることで、聞いている子どもたちは「キラキラ」という言葉のきらめきを音で感じるができる。2番の歌詞には「なまりのへいたいトテチテタ」とあるが、ここも同様に「トテチテタ」のところに小太鼓を用いてみる。「フランスにんぎょうすてきでしょ」にはウィンドチャイムでシャラララと鳴らすことで、ドレスがふんわりした様子やフランス人形がキラキラした華麗なものであることが伝わるだろう。3番の歌詞は「きょうはおもちゃのおまつりだ」で始まる。つまり、おもちゃたちが夜の部屋の中で楽しそうに踊り、にぎやかな様子がうかがえる。にぎやかさを表現するなら、ピアノ伴奏をこれまでのものより音を増やし、楽しそうな表現を加えてみるといいのではないか。逆に言うと、その効果を狙うためにも、1番からにぎやかな伴奏を取り入れない方がいいとも考えられる。4番の歌詞は少しセンチメンタルである。まもなく朝がやってきて、おもちゃたちのお祭りは終わるのである。その切なさを子どもたちに伝えるためにも、センチメンタルな音楽表現をしてほしい。にぎやかだった3番との対比をするために、伴奏を音の少ない静かなものにするといいのではないか。「おもちゃはかえるおもちゃばこ」の後、フェルマータを取り入れるなどして更なる静けさを表現するのもいいし、その後の「そしてねむるよチャチャチャ」を小声で表現することで、おもちゃたちが眠りについたことを子どもたちに感じさせることができ、寝るときは静かになるということも学びの一つとして音楽で表現することができる。

このように、音楽の中に効果音や伴奏形やテンポの緩急などの変化を取り入れる事で、ペープ

サートの視覚効果とあいまって、さらに子どもたちに歌の内容や物語が伝わるのではないか。

ただ一緒に歌うだけでも音楽の楽しさは伝わると思われるが、それと同時に気づくべき大事なポイントは、歌の中にはいろんな言葉や情景がつまっていることだ。それを子どもたちに伝えるためには、やはり一辺倒の音楽表現で終わらず、保育者自身が歌詞を理解し、その言葉や物語を伝えたいという意味を持って音として表現するべきなのである。また、なぜそのような表現がされているのかと子どもたちが理解することは難しいかもしれないが、「こういう言葉の時にこういう音が鳴った」という特別なシチュエーションに反応し、それが心に残ることだけでも、子どもの感性に何か作用し子どもの心が育成されていくだろうと考えられる。『幼稚園教育要領』に「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」と述べられている通り、このような体験が、子どもたちの豊かな感性の育成への一助となるのではないかと考えられる。

その為にも、保育者養成課程の授業で上記のような方法を用い、歌詞に合った音を探し、どのように表現したらいいのかと考える学びを学生に与えるべきだと考える。このような経験をすることで、学生の中にそれぞれの表現の引き出しが増えていくのではないか。その引き出しが、保育者となった時にかならず活かされ、子どもたちに豊かな音楽活動を与えられると考えられる。

4. 結 果

この実践は、2023 年 4～5 月、本校 2 年生 28 名を対象に音楽表現の授業で行った。

グループ分けは、学生同士に任せ、2～4 人までのグループとしたため全部で 9 つのグループとなった。

①曲の分布

こぶたぬきつねこ 3 グループ

コンコンクシヤンのうた 3 グループ

かわいいかくれんぼ 1 グループ

とんでったバナナ 1 グループ

おもちゃのチャチャチャ 1 グループ

「こぶたぬきつねこ」と「コンコンクシヤンのうた」が多かったが、これらは登場するキャラクターが明確で歌の内容が理解しやすいからではないかと考えられる。「コンコンクシヤンのうた」は出てくる動物に合うマスクの形を歌にしてあるため、ペープサート作製時でもイメージして作りやすく、音楽的に発表するにしても色んなアイデアを織り交ぜやすいので人気があったと思われる。更には、コロナ禍のこともあり、メッセージ性も分かりやすい。「かわいいかくれんぼ」も同様の特徴を持っているが、歌の響きとして馴染みがない点であまり人気がなかったようだ。「とんでったバナナ」と「おもちゃのチャチャチャ」はストーリー性があり、どの箇所を取っても表現に活用できる表現の宝庫ではないかと思われる。対象年齢によっては、「チャチャチ

ヤ」や「バナナンバナナンバーナー」のところでリズム打ちをさせることもでき、学びの面でも年齢層を広く設定でき、大いに活用できる。

②対象年齢と学習のねらいの違い

曲目については、9つのグループによって上記の①のように分かれた。その中で、同じ曲目だとしても、それぞれの曲が年齢によってどのように学びとして取り入れられるのかを説明し、それを受けて、グループごとに上記の表のような狙いを定めて対象年齢を決めた。(表1)

表1 各グループが選択した曲目の設定対象年齢とねらい

グループ	曲目	対象年齢	ねらい
A	おもちゃの チャチャチャ	2歳児	・チャチャチャと繰り返される言葉を楽しむ。 ・物語に登場するおもちゃに興味を持つ。 ・ピアノのリズムに合わせて一緒に歌うことを楽しむ。
B	こぶたぬ きつねこ	2歳児	・動物を隠して保育者の問いかけで探させる。 ・どんな動物が出てくるか、動物の特徴をクイズにする。 ・歌に合わせて人形の動きに興味関心を持つ。
C		4歳児	・同じメロディーの中でも動物の名前と鳴き声の違いを楽しむ。 ・ペープサートの動きに興味を持つ。
D		4～5歳児	・言葉のつながりに気づく。 ・しりとりについて考えさせる。
E	かわいい かくれんぼ	2歳児	・「びよんびよん」や「ちゅんちゅん」など簡単な言葉に触れる。 ・かくれんぼした動物を見つけて、見つけた動物の手遊びを楽しむ。 ・保育者や友達の動きや歌を真似しながらリズムに乗る。
F	とんでった バナナ	5歳児	・バナナのストーリーを追う。 ・一緒にリズムに乗る。 ・発表が終わっても歌いたくなるリズム感を表現する。
G	コンコンクシャ ンのうた	3～4歳児	・風邪の予防を伝える。 ・うたを通して季節を感じる。 ・保育者が使っている楽器に興味を持つ
H		3～4歳児	・みんなで楽しく歌う ・マスクの大切さを知る。 ・リズムに合わせて手拍子をする。
I		3～4歳児	・視覚だけではなく、繰り返される音の変化を楽しむ。 ・いろんな楽器に興味を示す。 ・知っている動物の名前や、保育者の問いかけについて、自分の知っていることを教えてくれる。

③導入や曲の用い方の違い

対象年齢やねらいの違いが出たのと同様に、導入部分や曲の用い方にも以下のような違いが出た。(表2)

表 2 曲の用い方の違い

グループ	曲目	曲の用い方
A	おもちゃの チャチャチャ	導入部分に保育者のお話を入れる。「おもちゃの音が聞こえてくるね」などと耳を澄まさせ、おもちゃが夜になるとお祭りをしていることに関心を引かせる。 話の後に歌を 4 番まで一気に歌う。
B	こぶたぬ きつねこ	動物の特徴を言いながらペープサートを子どもたちから少し見えるように隠して探させ、全部の動物を見つけたら歌の 1 番へ。 次に鳴き声のクイズを出し 2 番へ。
C		保育者として「一緒に歌おう」と動物の紹介をしてから 1 番だけ歌い、鳴き声のクイズをしてから 2 番を歌う。一緒に歌うように伝える。
D		ペープサートを使って動物を紹介し、一度歌ったあと、「なにかに気づくかな？」と動物の名前を平仮名で板書しながらしりとりであることに気づかせる。 その後もう一度 1 番から 2 番まで一気に一緒に歌う。
E	かわいい かくれんぼ	1 番、2 番と間に動物をかくれんぼさせて探させる。 手遊びをつけてそれぞれのキャラクターを表現し、クイズや動きも取り入れて歌の番号ごとに変化を混ぜる。
F	とんでった バナナ	ストーリー性のある歌なので、「バナナがどこに行くのか追って行ってね」という言葉で始めて 6 番までペープサートで表現して一気に歌う。「バナナバナナナンバーナナー」のところを一緒に歌うよう促す。
G	コンコンクシャ ンのうた	マスクについての話に質問をまじえながら保育者が話す。 歌の番号ごとにどんな動物がどうしてこんな形のマスクをつけているのかを話、歌へ。 5 番まで歌い終え、それぞれの動物に合ったマスクがあったことを確認させながら「マスクの大切さが伝わったかな？」と改めて話す。
H		劇仕立て。 「はっくしょん」と必ず始まり、歌の番号ごとに各動物のクシャミを演出して、ペープサートを見せながらマスクの形の説明をする。
I		子どもたちに何度もクイズを出しながらどんな動物が登場するかと問いかけ、その後、歌を 5 番まで一気に歌う。

④音楽表現の違い

それぞれのグループ内でアイデアを出し合いながら、導入や話部分にあたらぬ音楽表現のところを工夫した。

(表 3) 各グループの表現の違いを一覧にした。

「こぶたぬきつねこ」と「コンコンクシャンのうた」はそれぞれ 3 グループいたのだが、歌本来のスケールの大きさによる違いがそれぞれに出ている。「コンコンクシャンのうた」は番号ごとに登場する動物が違い、歌詞にも同様に動物の特徴が表現されているため、楽器の持ち替えをするなど仕掛けをするアイデアもわきやすく、それぞれが思い描く表現をしやすい。しかし、「こぶたぬきつねこ」のように、登場する動物が多くても、短い歌の中で一気に動物が登場してしまうと、楽器の持ち替えも困難となり表現の可能性が低いものになってしまう。この場合、3

グループがやったように、勢いで歌を歌ったり、導入部分に力を入れたり、しりとりに着目する方が演出しやすいと考えられる。

「かわいいかくれんぼ」は上記2曲と似たような性質を持っており、曲の長さも程よい。楽器の持ち替えも交えながら、かくれんぼを演出する為に楽器を袋の中で鳴らして音をこもらすような表現もされ、歌の内容に合った工夫がなされていた。

「おもちゃのチャチャチャ」は考察で前述した通り、歌詞の言葉に合わせると数えきれないほど多くの音楽表現ができるだろう。

「とんでったバナナ」も同様である。出てくるキャラクターのみならず、情景や気持ち、様々な箇所でも鳴らす楽器やテンポ、音の高低で変化をつける事ができる。その表現方法に正解の答えはなく、どの箇所でもどのような表現をするかは無限に近いと考えられる。

つまり、自分たちの思い描く表現を見つけるためには、学生たちは様々な楽器の特性を知る必要があり、歌の内容に合った音を探し、どのように使用するかと考える必要がある。

表3 音楽表現の違い

グループ	曲目	音楽表現の違い
A	おもちゃのチャチャチャ	・キーボード伴奏。 ・「チャチャチャ」の部分にタンバリンと鈴を用いる。「フランスにんぎょうすてきでしょ」の箇所にウィンドベルを用いる等で言葉を音で表現。 ・「おもちゃはかえるおもちゃばこ」のあとフェルマータを入れ、音楽を止めて祭りが終わった様子を表現。
B	こぶたぬきつねこ	・キーボード伴奏。 ・鉄琴を用いて、歌と同じリズムをたたき、歌の世界観の可愛さを演出。
C		・二人組のため、キーボード伴奏のみ。テンポでリズムカルな楽しさを表現。
D		・キーボード伴奏。 ・タンバリンと鈴を用いて歌をリズムカルに表現。音楽的表現より「しりとり」にテーマを置いていた。
E	かわいいかくれんぼ	・キーボード伴奏。 ・歌の番号ごとに登場する動物が変わるため、その度に打楽器を持ち替えて鳴らす。ひよこ→すずめ→バードコール、こいぬ→タンバリン。 ・かくれんぼする演出で、はじめは大きな音で鳴らす、徐々に楽器の音量を小さくして隠れた様子を表現。
F	とんでったバナナ	・ピアノ伴奏。 ・歌の内容に合わせ使う楽器を多く用いた。オーシャンドラムを使用して波の音を表現、「バナナがツルンと」のここではギロを鳴らして表現。 ・ところどころ木琴やタンバリンを用いてリズムを取り、楽しさも演出。

G	コンコンクシャ ンのうた	・キーボードの伴奏。 ・歌詞に合わせて登場する動物ごとに使う打楽器を変更した。リス→すず、つる→ギロ、ぶう→タンバリン、かば→ウッドブロック、ぞう→小太鼓。
H		・キーボードの伴奏ではじめ、最後のぞうのときだけピアノを使用した。かばとぞうらしさを表現する為、本来の高さよりそれぞれ1~2オクターブ下げた。 ・劇仕立てのため、劇の間、BGMのように歌の旋律の一部分をキーボードで小さく弾き、楽しさを演出。
I		・キーボード伴奏。鉄琴を用いて、歌と同じリズムで叩き、動物たちがたくさん出てくる可愛さを演出。クイズ形式のときは、鉄琴を使って「ピンポン」と鳴らし、聴衆の関心を引いていた。

筆者の述べるような【表現方法に及ぼす思考力】を育成するには、「おもちゃのチャチャチャ」や「とんでったバナナ」のようなストーリー性のあるスケールの大きな曲を教材として使用するのが有効だと思われる。そして、音楽表現の手段を教え学生たちに模索させることで、表現することについて思考するという癖が学生につくようになると考えられる。

5. 考察とまとめ

保育者に必要な能力の一つとして、子どもの気持ちや動きに合わせて、あるいはTPOに合わせて、適宜音楽で【表現】することが求められる。それは即興演奏や、臨機応変に音楽で表現する力のことであり、どんなことにでも対応できる【音楽の応用力】のことである。

そのような能力は、保育者養成の時点で多くの経験を積むことによって、保育者となった際に活かってくるのではないかと考えられる。保育者養成課程の授業や学生生活で経験したこと、感じたこと、学んだこと、それらが学生の引き出しとなり、【表現】という能力に結び付くのだろう。

本稿で行われた実践では、【表現】という言葉のとおり、【形のないものを形あるものとしてあらわす】、ならびに【言葉や特徴を音で表す】という取り組みを行った。図画工作の授業で行われたペープサートの作製は前者であり、それを用いた視覚的効果に重ねて、歌の言葉や内容に更なる音を重ねたのが後者である。

取り組みを終えた学生からの感想には、「いろんな楽器を使ったからこそ楽しいものが出来上がった」「楽器を使うからこそ、やりたいことの違いを表現できた」という意見が多かった。また、他の人の発表についての感想には、「同じ曲でも、グループが違っているとそれぞれの個性が出てきて、聞いていて楽しかった」「自分が想像したものと全くちがうやり方がされていて勉強になった」という意見も多くあり、やはり学生自身それぞれに考えさせる機会を与える大切さを改めて考えさせられた。こちらがやり方をすべて教えるのではなく、様子を見ながら適宜アドバイスを加えるのみに抑え、そうすることで学生が自身で考える機会・必要が増え、それにより、それぞれの個性が活かってくるのではないかと考えられる。

さらには、この取り組みは2~4人までの少人数グループで行ったが、それは、それぞれの意見が出しやすく役割比重もそれなりにあり、効果が出やすいだろうと考えたからである。「一人

一人の意見や想いを伝えやすく、それぞれ工夫ができ、力を合わせたので心強く、とてもいい発表ができた」という感想もあった。「音楽でこんな体験ができるとは思ってなかったので嬉しかった」という感想もあった。これらの言葉のような感動や達成感こそが、今後、彼・彼女らが保育者となった時の「自信」となり、「引き出し」となり、また【表現する】ということに生きてくるのである。これは、彼・彼女らが自分たちで考えて表現したからこそ出てきた言葉ではないだろうか。

しかし、学生全員が達成感や喜びを感じたのではなく、「どの楽器を使えばいいのか選ぶのが難しかった」や「どんな風に歌を使えばいいのか分からなかった」という戸惑いの意見も感想から見受けられた。実際、考えがまとまるまで、どのようにして決めていけばいいのかと戸惑う学生の姿が見受けられた。おそらく、このように「自分たちで考えて音で表現しなさい」という体験は初めてのことだったと思われる。どんな楽器があり、どう使用するのか。あるいは、歌詞に合わせてピアノ伴奏を変化させるということも、経験がなければいきなりこなすことは難しいことだろうと思われる。

今回は音楽表現という授業で取り組みを行ったが、器楽のピアノレッスンでも同様の取り組みを行い、学生たちに自身で考える機会を増やして行くべきだと筆者は考えている。子どもの歌の弾き歌いでも、歌詞に合わせて伴奏部分にアレンジを用い、歌の内容に関してどのように感じるかと問いかけるなど、表現や独自性の育成のための教材として子どもの歌を使用し、ただ楽譜に書かれている通り弾いて終わるという単純な取り組みにするべきではないと考えられる。楽しい時にはどのような伴奏が合うのか。この歌には鳥が出てくるが、オクターブ上げてみると鳥らしさが出るか。象が出てくるときに、リスのときと同じ高さのまま弾くのか、あるいはテンポはどうするか。そのように思考する時間を与え、学生の個性やオリジナリティをその都度取り入れ、その実践を数多く行うことで、今回のような音楽表現の取り組みが、より潤滑となり、更に良いものとなって仕上がるだろう。

音楽表現の科目のみならず、保育者養成課程の音楽に関する全ての取り組みで、「それぞれで考えてそれを表現する」という実践を取り入れ、それぞれの授業の特色を活かしながら連携していくべきではないかと考える。それこそが、保育者が表現するための思考力の育成につながると考えられる。

引用参考文献

- ・神原雅之、鈴木恵津子（2018）『改訂 幼稚園教諭・保育士養成課程 幼児のための音楽教育』教育芸術社
- ・辻陽子（2022）『保育者を育てるピアノ ―江戸時代から学ぶ―』学文社
- ・広辞苑（2008）『広辞苑 第六版』新村出編 株式会社 岩波書店
- ・『幼稚園教育要領』（2017）文部科学省告示

〔つじ ようこ 音楽教育〕

【研究ノート】

桜花卉から単離した乳酸菌の同定とその特徴

渡辺 敏郎・本多奈保子

I. 緒 言

乳酸菌は、発酵によって糖から乳酸をつくる嫌気性の微生物の総称で消化管内における生態が明らかにされており、人の体内において生理機能や免疫調整機能などに深く関わる菌である。主な作用には整腸作用があり、乳酸菌が作り出す乳酸等の有機化合物によって腸の蠕動運動が活発になる¹⁾。このように乳酸菌の働きにより、腹部膨満感・軟便・便秘が解消される²⁾。他にも抗アレルギー³⁾、高血圧改善⁴⁾、抗がん等⁵⁾、様々な作用があるため、健康の維持や増進が期待される菌として注目されている。また、乳酸菌は食品の保存にも大きな働きを示している⁶⁾。野菜や肉類を塩漬け等で保存すると、存在する乳酸菌の中から、使用する原料や塩濃度に対して都合の良い菌が増殖する。そして、発酵することで乳酸を大量に作り、周囲の環境を酸性にすることで、腐敗の原因となる微生物や雑菌の増殖を抑制することができる⁷⁾。

このように人の体内や食品等、自然界にはいたるところに乳酸菌は生息している。近年、自然界から乳酸菌を単離し、その菌を使用することで新たな食品の製造を試みる研究が数多く報告されている⁸⁾。本研究では、園田学園女子大学のキャンパス内に存在する桜花卉から乳酸菌を単離し、その良好なイメージを応用するため、その乳酸菌の特徴について調べたので報告する。

II. 実験方法

1 試料

園田学園女子大学キャンパス内の桜（ソメイヨシノ）の花弁を滅菌瓶に採摘した。採摘した桜の花弁は使用時まで冷蔵庫（5℃）にて保管した。

2 菌株の単離

菌株を単離するために、GYP 培地を使用した。GYP 培地の組成は、グルコース 1g、酵母エキス 1g、ペプトン 0.5g、酢酸ナトリウム 0.2g、塩類溶液（硫酸マグネシウム 4.0%、硫酸マンガン 0.2%、硫酸鉄 0.2%、塩化ナトリウム 0.2%）0.5ml、ツイーン 80 溶液（5% 濃度）1ml、蒸留水 100ml で、試験管 10 本（各 10ml ずつ）に分注し、121℃ で 15 分間、オートクレーブにて滅菌処理した。次に、採取した桜花卉数個を滅菌瓶に入れ、滅菌水を添加することで花卉に生息して

いる菌を液中に分散させた。これを 0.5ml ずつ試験管の GYP 培地に添加し、30℃ で培養液が濁るまで静置培養した。

ここで得られた培養物は乳酸菌であるかどうか判断がつかないため、GYP 培地に 1.0% 炭酸カルシウムを加えた平板培地を用いることで、酸を生成する菌株の採取を試みた。酸を生成すれば白濁した炭酸カルシウムは溶解するので乳酸菌の可能性が判断できる。

3 グラム染色による確認

スライドガラスをエタノールで消毒した後、ガスバーナー火炎で軽く焼き、冷却後、得られた菌株をスライドガラス上に薄く塗抹した。それを火炎固定した後、塗抹部分が十分覆われる量のクリスタル紫液を入れ、20 秒染色した。水洗後、ルゴール液で 20 秒媒染した。これを数回繰り返し、アセトン・エタノール液に塗抹面が無色になるまで（20 秒～1 分以内）漬けた。水洗後、サフラニン液で 30 秒～1 分染色し、その後、水洗した。光学顕微鏡で観察し、グラム陽性菌であるかどうかを判定した⁹⁾。

4 電子顕微鏡 (SEM) 観察

SEM 観察をするためには、前処理として菌株の固定化が必要である。まず、GYP 培地で 2 日間培養した培養液を遠心分離（卓上小型遠心機）にて集菌した。得られた菌は、0.1M リン酸 Buffer (pH7.4) で洗浄し、次いで 2% グルタルアルデヒド／0.1M リン酸 Buffer を加え、4℃ で一晩置き固定化した。さらに 0.1M リン酸 Buffer (pH7.4) で洗浄後、エタノール置換をおこなった。

エタノール置換は、徐々にエタノール濃度を上げた。すなわち 30% エタノール置換（10 分）×2 回、30% エタノール置換（10 分）×2 回、50% エタノール置換（10 分）×2 回、70% エタノール置換（10 分）×2 回、90% エタノール置換（10 分）×2 回、95% エタノール置換（10 分）×2 回、99.5% エタノール置換（10 分）×2 回おこない、最後に、*tert*-ブタノール置換（30 分）×3 回することで前処理を完了した。固定化された菌体サンプルには、*tert*-ブタノールが含まれているので、2～3 時間、凍結乾燥することで *tert*-ブタノールを除去し、固定化粉末菌体を得た。固定化粉末菌体は SEM の試料台にセットし、Pt/Pd 沸着（5 分）し、これを用いて SEM 観察をおこなった¹⁰⁾。

5 菌株の同定

菌株は、株式会社テクノスルガ・ラボで同定された。同定方法は、得られた菌株の 16S rDNA 塩基配列を用いた解析において微生物同定用 DNA データベース DB-BA ならびに国際塩基配列データベース（GenBank/DDBJ/EMBL）に対する相同性を検索することで菌種を同定した。また、同定された菌種のバイオセーフティレベルは日本細菌学会バイオセーフティ指針¹¹⁾を参考に判定した。

6 グルタミン酸脱炭酸酵素活性

1.5% グルタミン酸ナトリウムを添加した GYP 培地に植菌し、30℃ で3日間、静置培養した。この時の培養前および培養後の培養液を、メンブランフィルター（0.45μm）でろ過し、オルトフタルアルデヒド高速液体クロマトグラフィーにて遊離のグルタミン酸とγ-アミノ酪酸（GABA）含量を定量した。桜花弁から単離した菌株がグルタミン酸脱炭酸酵素活性、つまり、グルタミン酸を GABA に変換する能力があるかどうかを判定した¹²⁾。

7 ヨーグルトの試作

グルコース 0.04g、酵母エキス 0.06g に蒸留水 20g を加え、121℃ で15分間、オートクレーブ滅菌した培地に桜花弁から単離した菌株を植菌し、30℃ で3日間静置培養した培養液をヨーグルト種とした。牛乳（北海道牛乳、無脂乳固形分：8.4% 以上、乳脂肪分：3.7% 以上、雪印メグミルク株式会社）100ml にヨーグルト種を2ml 添加し、30℃ で2日間、静置培養することでヨーグルトを試作した。

Ⅲ. 結果および考察

1 菌株の単離

GYP 培地に 1.0% 炭酸カルシウムを加えた平板培地に培養物をプレーティングして生育したコロニーを観察したところ、250 個ほどのコロニーが得られたが、そのうち炭酸カルシウムを溶解し、クリアゾーンを形成したコロニーは1株のみであった。平板培地のアルファベットとコロニーのナンバーを組み合わせることで便宜上、この菌株を L-51 株と名付けた。この L-51 株について、GYP 培地に 1.0% 炭酸カルシウムを加えた平板培地を用いてさらに純化を繰り返すことで、図1に示す L-51 株を取得した。L-51 株は、この時点ではまだ乳酸菌であるかどうかはわからない。これは培地に含まれる炭酸カルシウムが、生育した菌株が産生した何らかの酸によって炭酸カルシウムが溶解したと考えられ、L-51 株は酸を産生する菌であることがわかった。これにより、大学キャンパス内の桜花弁には酸生産菌が生息しており、その単離に成功したことがわかった。

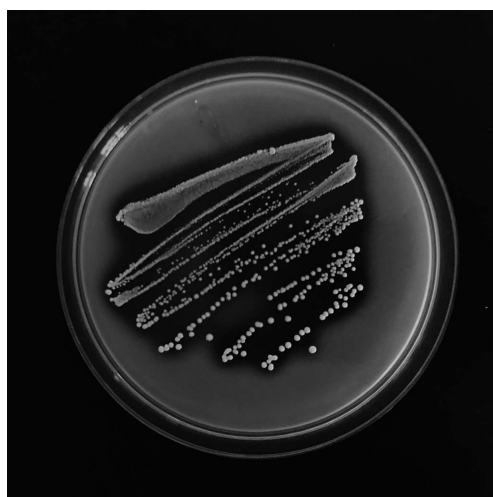


図1 桜花弁から単離した L-51 株
(培地：GYP 培地に 1.0% 炭酸カルシウムを加えた平板培地)

2 グラム染色の結果

乳酸菌はグラム陽性菌である。したがって得られた L-51 株が乳酸菌であればグラム陽性を示す。染色の結果、図 2 に示すように、単離した L-51 株はグラム陽性を示した。この結果から、L-51 株は乳酸菌である可能性の高いことが示された。



図 2 L-51 株のグラム染色の様子

3 電子顕微鏡 (SEM) による小桿菌の確認

乳酸菌の菌種には桿菌と球菌が存在する。グラム染色の結果から桿菌であることはわかるが桿菌は菌体の太さにより、小桿菌、中桿菌、大桿菌に区別される。そこで SEM により菌体を観察することで、L-51 株の太さを調べた。SEM 観察の結果、図 3 に示すように、この L-51 株の太さは 1μm 以下であり、小桿菌であることが明らかとなった。

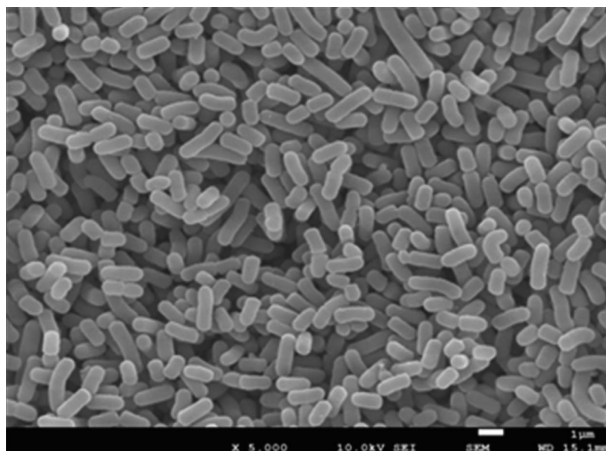


図 3 SEM による L-51 株の形態

4 菌株の同定結果

L-51 株は、16S rDNA 塩基配列を用いた解析により菌種を同定した。単離した酸生産菌の 16S rDNA 塩基配列結果を微生物同定用 DNA データベース DB-BA ならびに国際塩基配列データベース (GenBank/DDBJ/EMBL) に対する相同性を検索したところ、表 1 に示すように *Lactiplantibacillus plantarum* と高い相同性 (99.8%) を示した。今回おこなった同定法は、近年、16S rDNA を標的として、次世代シーケンサーを用いた網羅的な 16S rDNA 解析 (メタ 16S 解析) により、ヒト腸内菌叢などの複雑な微生物群集を、より正確で詳細にしかも短時間で明らかにすることも可能となっており、今後ますます発展する領域の学術分野である。

また、*Lactiplantibacillus plantarum* のバイオセーフティレベルは、レベル 1 (ヒトに疾病を起

表 1 16SrDNA 塩基配列を用いた L-51 株の解析

Target bacteria	Sequence(5'-3')	Homology (%)
L-51	forward: GAGTTTGATCCTGGCTCAG	99.8
	reverse: CAGCAGCCGCGGTAATAC	

Homology (%) = *Lactiplantibacillus plantarum*

こす、あるいは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性はない菌株)と判定されている。すなわち、今回単離した *Lactiplantibacillus plantarum* は植物性乳酸菌であり、バイオセーフティレベル 1 の安全性の高い乳酸菌であることが示された。なお、現在、*Lactiplantibacillus plantarum* はヨーグルトなど多くの発酵食品で工業的に利用されており、食経験のある乳酸菌であることがわかっている。

以上の結果より、大学キャンパス内の桜花弁から単離された L-51 株は、*Lactiplantibacillus plantarum* L-51 株と命名した。

5 グルタミン酸脱炭酸酵素活性含量

一般に、*Lactiplantibacillus plantarum* は、グルタミン酸脱炭酸酵素活性を有する乳酸菌として知られている。そこで L-51 株がグルタミン酸を基質として GABA を産生するかどうか試験したところ、図 4 に示すように、培養前の GABA はほとんどなかったが、培養後はグルタミン酸含量が減少し、GABA の含量が増加することがわかった。これは *Lactiplantibacillus plantarum* が産生したグルタミン酸脱炭酸酵素の働きによることが示唆された。

GABA は、古くから哺乳類動物の脳に高濃度で存在していることが知られており、中枢神経系における代表的な抑制系の神経伝達物質であることがわかっている¹³⁾。近年では、神経抑制伝達物質としての作用のほか、血圧上昇抑制作用¹⁴⁾、精神安定作用¹⁵⁾、腎・肝機能活性化作用¹⁶⁾、アルコール代謝促進作用¹⁷⁾など、多くの生理機能が報告されている。つまり、L-51 株を用いて

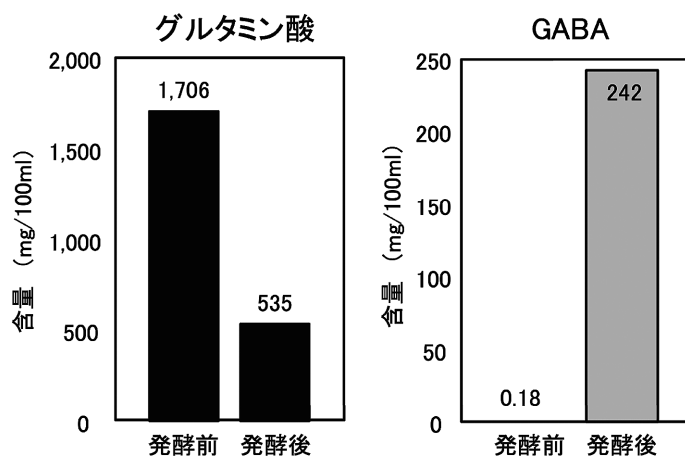


図 4 L-51 株によるグルタミン酸から GABA への変換

できた発酵食品にはこれらの生理機能を期待できるものと思われた。

6 ヨーグルトの試作結果

L-51 株を用いて 30℃ で 2 日間の静置でヨーグルトを試作した。発酵 1 日目は、まだ牛乳の凝固はみられなかったが、発酵 2 日目で牛乳は固まり、上層に乳清が確認できた。このように、L-51 株は、ヨーグルトの製造にも利用できる可能性が示された。

IV. ま と め

園田学園女子大学キャンパス内の桜花弁から乳酸菌を単離し、L-51 株と命名した。L-51 株は、グラム染色で陽性を示し、SEM 観察の結果、乳酸桿菌であった。L-51 株は、グルタミン酸脱炭酸酵素活性を有し、グルタミン酸を GABA に変換した。16S rDNA 塩基配列を用いた解析により、*Lactiplantibacillus plantarum* と同定された。L-51 株は、ヨーグルトの製造をはじめとする、様々な発酵食品の製造に応用できる可能性が示された。

謝辞

本研究を遂行するにあたり、SEM の観察においてご指導いただきました兵庫県立工業技術センター吉田和利博士に感謝いたします。また本研究をまとめるにあたり、ご協力いただいた学生（賀村柚香氏、坂下奈津美氏）に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 絹巻明生、小原義隆、春日 修、小野沢正人、三澤 均、高木紀美子、千葉栄次、谷 佳都、小野保利、鈴木 豊：ヒト由来の *Lactobacillus gasseri* SBT2055 および *Bifidobacterium longum* SBT2928 を加えて調製した発酵乳の摂取による健常成人での便通、便性および糞便内細菌叢への影響、日本乳酸菌学会誌、12、92-101 (2001)
- 2) 東 幸雅、伊藤和徳、大木篤史、井上明浩、井上和久、佐藤 学、辨野義己：*Lactobacillus gasseri* NY0509 および *Lactobacillus casei* NY1301 発酵乳酸菌飲料の健常成人の糞便内菌叢に及ぼす影響、日本食品科学工学会誌、48、35-43 (2001)
- 3) 鷺谷敦廣：*Lactobacillus acidophilus* L-92 株の抗アレルギー作用について、日本乳酸菌学会誌、21、207-213 (2010)
- 4) 山本直之：乳酸菌の血圧降下ペプチド、日本乳酸菌学会誌、18、22-30 (2007)
- 5) 伏谷秀治、柴田洋文、寺岡和彦、中村敏己、西迫寛隆、川添和義、水口和生：抗菌薬、抗がん剤による薬物療法における乳酸菌生菌製剤の併用状況、医療薬学、35、360-367 (2009)
- 6) 指原紀宏、園元謙二、石崎文彬：乳酸菌の生産するバクテリオシンとその応用、日本乳酸菌学会誌、10、2-18 (1999)
- 7) 森地敏樹：食品における乳酸菌の利用とその働き、日本調理科学会誌、41、55-60 (2008)
- 8) 中川良二、藪内裕子、八十川大輔、長島浩二：*Lactobacillus plantarum* HOKKAIDO を用いた豆乳ヨーグルトの製造およびその機能性、日本食品科学工学会誌、52、140-143 (2005)
- 9) 友近健一、船橋達天、丸山隆司、寺坂 薫、金政泰弘：簡易グラム染色性判定法の臨床分離菌への応用、岡山医学会雑誌、96、829-833 (1984)
- 10) 高木 篤、勝本哲央：走査電子顕微鏡による集落構成菌の配列に関する観察、日本細菌学雑誌、31、

637-648 (1976)

- 11) 日本細菌学会：病原細菌の BSL レベル、https://jsbac.org/archive/04-12bsl_level.html
- 伊藤敏敏：発酵乳用乳酸菌の持つ機能性、日本畜産学会報、63、1276-1289 (1992)
- 12) 林 義男：L-グルタミン酸脱炭酸酵素について、栄養と食糧、14、343-345 (1961)
- 13) 水野有武：ERG と神経伝達物質 GABA、比較眼科研究、14、127-128 (1995)
- 14) 渡辺敏郎、川下文子、石 知史、Tapan Kumar Mazumder、永井 史郎、辻 啓介、段 武夫：軽症高血圧者の血圧に及ぼす自己消化処理させたアガリクス茸の影響、日本食品科学工学会誌、56、97-102 (2003)
- 15) 横越英彦：食品とリラックス (ヘッドライン：リラックスの化学〜リラックスに関わる物質について)、化学と教育、59、394-397 (2011)
- 16) 築館香澄、青江誠一郎、明渡陽子、大森正司： γ -アミノ酪酸 (GABA) の投与が繰り返ストレス下のラットの肝臓および脳の GABA 代謝に及ぼす影響、日本家政学会誌、63、293-299 (2012)
- 17) 片山直美：ギャバ米の有効利用に関する研究、美味技術研究会誌、11、47-51 (2008)

〔わたなべ としろう 食品学〕
〔ほんだ なおこ 公衆衛生学〕

【研究ノート】

鯨に魅せられた男たち

——エイハブ船長とロイズ船長の物語——

浜 口 尚

は じ め に

アメリカ帆船式捕鯨黄金時代の 1844 年、アメリカ合衆国は 644 隻の捕鯨船と 1 万 7594 人の鯨捕りたちを世界の津々浦々に送り出し、栄華を誇っていた (Hohman 1928: 41)。本稿においては、その黄金時代に捕鯨船に乗り組んだのちの小説家ハーマン・メルヴィル (Herman Melville)、メルヴィルが生み出した小説『白鯨』(*Moby-Dick or The Whale*) の主人公、エイハブ (Ahab) 船長、およびメルヴィルと同時代に活躍した実在の捕鯨船長トーマス・ウエルカム・ロイズ (Thomas Welcome Roys) を取り上げ、鯨および捕鯨のもつ魅力を以下の手順で考察する。

第 1 節においては、本論の前段として、アメリカ帆船式捕鯨時代の捕鯨、特に鯨と直接対峙する銛手の危険性を概説する。

第 2 節では、ハーマン・メルヴィルの小説『白鯨』の主人公、エイハブ船長を取り上げ、白鯨—モーヴィ・ディック—に魅入られて命を落とすことになる彼とその妻との関係を追究する。

第 3 節においては、『白鯨』の著者メルヴィル自身による捕鯨航海の軌跡を綿密に振り返り、鯨捕りメルヴィルおよび小説家メルヴィルの実像を模索する。

第 4 節では、メルヴィルと同時代の捕鯨船長トーマス・ウエルカム・ロイズによる北極海捕鯨における大成功までの道のりとその後の人生の暗転を精察し、あわせてメルヴィルとの接点を探査する。

第 5 節においては、第 1 節から第 4 節までの検討を踏まえたうえで、エイハブ船長、メルヴィル、ロイズ船長の人生を変えた鯨および捕鯨のもつ魅力を筆者なりに解明し、本稿のまとめとする。

本稿により、鯨および捕鯨のもつ魅力を幾ばくなりともご理解いただければ、捕鯨文化の比較研究に 30 年以上かかわってきた筆者としては幸甚である。

1. 鯨あるいは死

本節の冒頭に 1 枚の写真を掲げておく。筆者が 2019 年 10 月 26 日にアメリカ合衆国マサチ

ユースタツ州ニューベッドフォード（New Bedford）市、ニューベッドフォード公共図書館（New Bedford Free Public Library）前に屋外展示されてある鋸手像を撮影したものである（図1）。その背後には“A DEAD WHALE OR A STOVE BOAT”なる短句が刻印されている。ここでは「死んだ鯨か、壊されたボートか」と訳しておく。アメリカ帆船式捕鯨時代における鯨捕りたちの仕事の厳しさを端的に物語っている警句である。

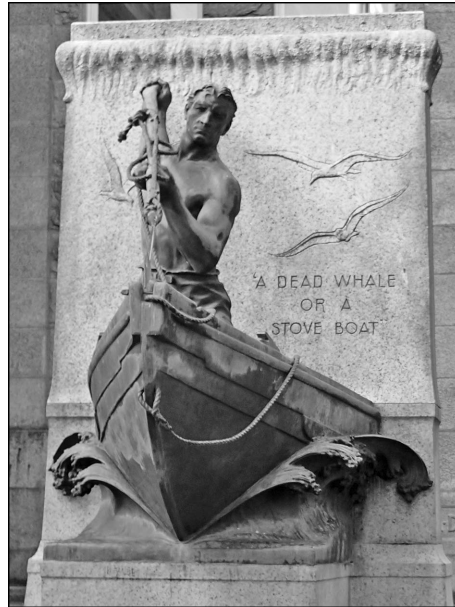


図1 ニューベッドフォード公共図書館前鋸手像
（2019年10月26日、筆者撮影）

この警句は次節で取り上げるハーマン・メルヴィルの小説『白鯨』「第36章 後甲板」においても用いられている（Melville 1851: 161）。英語それ自体は難しくはなく、大意は掴めるが、それでも日本語に訳そうとするとなかなかよい表現がでてこない。歴代の翻訳者たちも苦労しているようである。

「鯨を殺らすか短艇に穴があくかだ」（阿部知二訳）（メルヴィル 1972: 103）

「殺るか殺られるか」（千石英世訳）（メルヴィル 2000a: 390）

「鯨が死ぬか、ボートが沈むか」（八木敏雄訳）（メルヴィル 2004a: 395）

鋸打ちに成功し、うまくいけば鯨を仕留めることができるが、へたをすれば、返り討ちに遭い、捕鯨ボートが破壊され、命を落とす危険性もある。このような鯨捕りたちの生と死のせめぎ合いを訳文の中に読み取っていただければ、鯨（あるいは捕鯨）をめぐる物語の真髄に近づくことができるはずである。具体例の一つ取り上げておく。

アメリカ合衆国東海岸コネティカット州ノーウィッチ（Norwich）出身、20歳の若きイエール

大学生ジョン・パーキンス (John Perkins) は、視力回復のため学業を中断し、捕鯨船タイガー (Tiger) 号に乗り組み、1845 年 11 月 4 日、北アメリカ大陸西岸沖の捕鯨海域をめざして、コネティカット州ストニントン (Stonington) を出港する (Druett 1992: 1, 9)。南アメリカ大陸南端のホーン岬 (Cape Horn) 沖を回り、物資補給地のハワイ (Hawaii) 諸島を経て、捕鯨海域に到達するも、鯨の捕殺にはなかなか成功しない。1846 年 6 月 5 日付けの彼の日記には、「航海 7 か月、鯨 1 頭も獲れず、全員失望」と記されている (Druett 1992: 89)。それから 10 日後の 6 月 15 日、パーキンスが乗り組んだ捕鯨ボートは鯨への鉋打ちに成功するも、苦しまぎれの尾ビレの一撃を頭部にくらったパーキンスは即死、捕鯨ボートも破損し、転覆する。彼の遺体は海中に没し、回収することも叶わなかった (Druett 1992: 90-91)。その 2 日後、タイガー号はようやく 1 頭目の捕殺に成功する (Druett 1992: 93)。「殺すか、殺されるか」を如実に示した捕鯨の一コマであった。

この時代の捕鯨船には全長 28 フィート (8.5 メートル) から 30 フィート (9.1 メートル) の捕鯨ボートが 4、5 隻積載され (Ashley 1938: 60; Leavitt 2013: 17, 19)、航海中に鯨を発見すれば、捕鯨ボートを降ろし、鯨を追跡、捕殺を試みたのであった。タイガー号の船長夫人が記した日記によれば、1846 年 12 月 31 日、メキシコ、バハカリフォルニア (Baja California) 半島マグダレーナ (Magdalena) 湾内でのコククジラ捕鯨に際しては、同船から 4 隻の捕鯨ボートが出漁している (Druett 1992: 176)。これらの捕鯨ボートは、海上で素早く動き回れるように、シーザー材を用いて軽量に作られていたが、それゆえに衝撃には脆かった (キング 2022: 182)。マッコウクジラやコククジラの頭突きによりたやすく船底に穴をあけられたり、尾ビレの一撃で船縁が粉砕されたのである。

筆者の調査地、カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ (Bequia) 島では、アメリカ帆船式捕鯨から捕鯨技術を習得し、1875 年頃に同島において捕鯨を創始した人物の末裔たちが 2023 年現在も捕鯨を実施している。2005 年 3 月 8 日、現地調査中であつた筆者はアメリカ式捕鯨ボートを模して現地で建造された全長 8.25 メートル、幅 2.17 メートルの捕鯨ボートに同乗し、ザトウクジラの探鯨航海に出かけた。午前 5 時 55 分にベクウェイ島を出帆し、午後 1 時 35 分に帰還、同日の鯨の発見、追跡はなかった (浜口 2016: 98-99)。

カリブ海を帆走中、強い貿易風で海は波立っており、転覆すれば、「泳ぐのは無理だなあ…」と恐怖を感じたことがあつた。鯨の追跡中でなくとも生命の危機を覚えたぐらいであるから、鯨と対峙した時の恐怖はおそらく、想像を絶するであろう。経験していれば、この場でもっと臨場感のある話を記すことができたかもしれないが、海の藻屑と消えた可能性もある。まずは平凡な話しか書けないことに感謝しておきたい。

冒頭の写真に戻る。本ブロンズ像のモデルは実在のニュージーランド人鉋手リチャード・マクララン (Richard McLachlan) で、鉋手から捕鯨船の四等航海士まで昇格するも、若くして命

を落としている (Leavitt 2013: 63)。多くの男たちは、命を落とす危険性があっても、なぜ捕鯨航海に出かけたのであろうか。次節以下においてその辺りを探っていきいたい。

2. エイハブ船長と妻ウナ・スペンサー

エイハブ船長とはメルヴィルの小説『白鯨』の主人公である (図2)。同書の要点を簡略化してまとめれば、以下のとおりである。前航海において、「モーヴィ・ディック」と呼ばれる白い鯨の捕殺を試みるも反撃を受け、片脚¹⁾を食いちぎられたエイハブ船長が、新たなる捕鯨船ピークォッド号に乗り組み、宿敵白鯨を探し求めて復讐の航海に旅立ち、結局は返り討ちに遭い、海底に没していく、という話である。

片脚を喪失したエイハブ船長のモーヴィ・ディックに対する怨念は壮絶である。そのことは次の文章を読めばわかるのである。

モーヴィ・ディックが、おれを、こんな死んだ切り株みたいな義足に押しつけたのだ。[…]
おれの脚をかつさらって行ったのは、そう、おれを永久に役立たずにしてしまっておったのは、あの呪わしい白鯨だったのだ! (メルヴィル 2000a: 394)

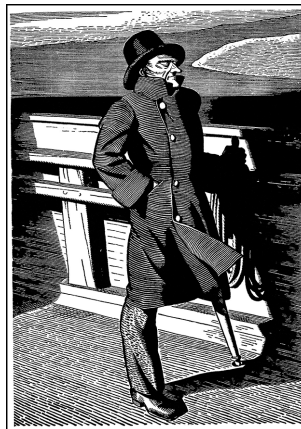


図2 エイハブ船長 (© Rockwell Kent)
(出典: メルヴィル 2000a: 505; 2004b: 71)

次節で詳しく取り上げるように、作者のメルヴィル自身が捕鯨船に乗り組み、捕鯨活動に従事した経験を有している。その個人的見聞を基礎に当時の鯨や捕鯨をめぐる文献を渉猟し、事実や史実に想像を織り込みながら、メルヴィルはエイハブ船長とモーヴィ・ディックとの闘いの背後で、アメリカ帆船式捕鯨時代の鯨捕りたちの生きざまや当時の社会状況を現代に語り伝えてくれている。長年、捕鯨文化の比較研究に従事してきた筆者にとって、『白鯨』は読むたびに新しい事実を気づかせてくれる書となっている。

今回の再読において注目したのが、女性と捕鯨とのかかわりである。

『白鯨』には目立った女性の登場人物が出てこない」(キング 2022: 153)

「メルヴィルの小説『白鯨』では、女性がほとんど描かれていない。実際、エイハブ船長には妻がいたが、その妻は個人としては現れず、二度言及されているのみである」(Norling 2000: 1)

『白鯨』には、全編を通じて、女性が登場することはおろか、作品中で言及されることはほとんどないといっていよい」(大串 2002: 211)

上記のようにメルヴィル研究者も指摘していることであるが、『白鯨』には物語の展開に影響を与える女性は登場してこない。船長夫人など、ごく一部の例外を除いて、捕鯨船には女性は乗り組まない(乗り組めない)ので²⁾、捕鯨船を舞台にした物語に想像力を働かせたとしても、女性を登場させることは難しかったのかもしれない。

ピーコッド号乗組員のうち、妻の存在に言及されているのは、船長エイハブ、一等航海士スターバック、三等航海士フラスクの三人のみであり、そのうち妻の名前も記されているのはスターバックの妻「メアリー」(メルヴィル 2000b: 517, 580, 632)だけである。以下の文章から、スターバックとその家族との親密な関係を読み取ることができる。

「スターバックにも妻子があります。幼なじみで、兄と妹のような年齢で、青春の日に得た妻であり、そうして、さずかった子です」(メルヴィル 2000b: 579)、「コッド岬出身の妻とその妻によって授かった子供の待つあたかな家庭へ、遠い辺境の海からはるかに思いをはせるとき、[…] かれ本来の性格にそなわる大胆さからかれ自身を遠ざけてしまうという傾向が生じがちであった」(メルヴィル 2000a: 290)。捕鯨航海中、自らの命を守ってこそ、家族との絆を保つことができる。その家族への思いがスターバックの無謀な行動への抑止力となっていたのである。鯨を捕殺するためには、時には命を懸けて鯨と対峙する必要がある。しかし、それでも守るべき家族のために自らの命は失ってはならないのである。

一方、エイハブ船長にも妻子はいたが、その関係はスターバックとは大きく異なっていた。「あの幼な妻とはな、五十歳をこえてから結婚したのだ。しかも結婚した翌日には、もうわたしはホーン岬めざして出港していた。[…] 妻? ちがう。寡婦だ。夫が生きているのに寡婦なのだ!」(メルヴィル 2000b: 577)。「よいか、エイハブは永遠にエイハブなのだ。この劇のすべては、変更を許さぬ命^{いのち}によって、はや定められておるのだ。[…] 道化も同然、おれは運命の配下、命^{いのち}のまま動く!」(メルヴィル 2000b: 619)。鯨に、白鯨に憑りつかれたエイハブにとって妻子は顧みるべき存在ではなかったのである。

長年、命^{いのち}を懸けて鯨と闘ってきたエイハブは、鯨を捕殺することが人生そのものであった。後半生の一コマとして妻子を得たが、人生の歯車を変えるには遅すぎた妻子であった。エイハブは定められた運命に従って、妻子を振り返ることなく白鯨に闘いを挑み、自滅する。そもそも彼にとって、妻は結婚した当初から寡婦であった。もちろん、片脚を奪った白鯨への復讐心はあったが、それ以上に鯨(あるいは捕鯨)のもつ何かにエイハブは引き寄せられていたのである。エ

イハブ自身の言葉を借りれば、「白鯨は、すべてを引き付ける磁石」(メルヴィル 2000b: 368)であった。

では、『白鯨』では名前もなく、結婚と同時に寡婦扱いされていた妻とはどのような人物であったのだろうか。メルヴィルが原著を出版した当時(原著出版 1851 年)にはフェミニズムもなく、名無しの寡婦でも問題はなかったかもしれないが、今は違う。エイハブの妻にはウナ・スペンサー(Una Spencer)という名前が与えられ、エイハブ亡き後に再婚(再々婚)もしている。

エイハブ船長の妻を主人公にし、彼女の波乱万丈の人生を綴った小説がセナ・ジーター・ナスランド(Sena Jeter Naslund)の『エイハブの妻、あるいは星を見つめる人』(*Ahab's Wife or, The Star-Gazer*, 1999)である³⁾。同書は、「エイハブ船長は私の最初の夫でも、最後の夫でもなかった」(Captain Ahab was neither my first husband nor last.) (Naslund 1999: 1)といういかにも現代的な書き出しで始まる。エイハブ船長とかかわる本なので、少々長くなるが、筆者なりの要約を掲げておく。

キリスト教の教義にとらわれない自由な考え方をもつ女性ウナ・スペンサーは、恋心を抱く二人の男性を追い、16歳で男装して捕鯨船に乗り組むも、マッコウクジラに体当たりされ、捕鯨船は沈没する。捕鯨ボートで漂流中、自死した人物の流した血をすすり、人肉を食し、ウナたちはなんとか生き延び、救出される。ともに救出された二人の男性のうち、一人は帆柱上から転落死。ウナはもう一人と結婚するも、その夫はやがて精神が蝕まれ、二人は離別する。のちにウナたちの救出にかかわったエイハブ船長とウナは二度目の結婚をし、一人息子に恵まれる。白鯨に片脚を奪われたエイハブ船長は復讐を試みるも返り討ちに遭い、捕鯨船もろとも海の藻屑と消え去る。その沈没した捕鯨船の唯一の生き残りであるイシュメール(『白鯨』の語り手)と、あるパーティーで出会ったウナは彼と交際を始めるようになり、のちに結ばれる。(Naslund 1999)

白鯨に憑りつかれて命を落としたエイハブ船長とは異なり、与えられた現実を主体的に生きようとする一女性の姿をウナ・スペンサーの中に読みとることができる。エイハブには鯨あるいは死しかなかったが、ウナには生きる力と次の夫が存在していたのである。

3. 鯨捕りメルヴィル

1819年8月1日、ニューヨーク(New York)市で生まれたメルヴィルは、1840年12月末にニューベッドフォードにおいて全長104フィート8.25インチ(31.91メートル)、幅27フィート10インチ(8.48メートル)、総重量358.75トンの捕鯨船アークシュネット(*Acushnet*)号と乗船契約を結び、翌1841年1月3日、ニューベッドフォードの対岸に位置するフェアヘイヴン(Fairhaven)から捕鯨航海に旅立っている(Heflin 2004: 15, 42; 杉浦 1983: 457)。

アークシュネット号は途中で鯨を捕殺しながら、3月13日にブラジル、リオデジャネイロ(Rio de Janeiro)港に到着、2日間の滞在後、南アメリカ大陸南端のホーン岬に向け出港。4月16日、ホーン岬沖を回り、太平洋に進入、5月7日にチリ沖マスアフエラ(Mas Afuera)島の東北東、5月17日にサンアンブローズ(Saint Ambrose)島の東を通過し、6月23日、水・食料ほかの補給のためペルー、サンタ(Santa)湾に停泊する(Heflin 2004: 48, 61, 62, 65, 66, 69)。

7月2日、捕鯨漁場の「オフショア・グラウンド」(Off-Shore Ground)⁴⁾に向けサンタ湾を出港、12日間の航海でオフショア・グラウンドに到着。10月末、オフショア・グラウンドでの操業を終え、食料としてのリクガメ捕獲のためガラパゴス(Galápagos)諸島に向かい、11月19日、ガラパゴス諸島チャタム(Chatham)島のステファンス(Stephens)湾に停泊、上陸しリクガメを捕獲する(Heflin 2004: 72, 76, 90, 99, 100)。

11月25日、チャタム島でのリクガメ猟を終え、次の補給地であるペルー、トゥンベス(Tumbes)に向け出発、12月2日にトゥンベス到着。12月15日、トゥンベスを出港し、ガラパゴス諸島、オフショア・グラウンド経由でマルケサス(Marquesas)諸島ヌクヒヴァ(Nukuhiva)島に向かう。192日間の航海を経て、1842年6月23日にヌクヒヴァ島タイオハエ(Taiohae)湾に到着する(Heflin 2004: 102, 106, 110, 113, 125)。

ヌクヒヴァ島滞在中の7月9日にメルヴィルはアークシュネット号から脱走し、1か月間同島内で逃亡生活を送る。8月9日、オーストラリアの捕鯨船ルーシー・アン(Lucy Ann)号の乗組員となり、9月1日にマルケサス諸島ラドミニカ(La Dominica)島からマッコウクジラ捕鯨に出漁する(Heflin 2004: 143, 161-163)。

9月19日、タヒチ(Tahiti)島パペーテ(Papeete)到着。メルヴィルは同地で乗組員の反乱に参加し、おおよそ3週間留置場で拘束される。10月19日以降にメルヴィルはタヒチ島の対岸に位置するエイメオ(Eimeo)島に逃亡、11月初旬、同島に停泊していたアメリカ、ナンタケット(Nantucket)の捕鯨船チャールズ・アンド・ヘンリー(Charles and Henry)号と鉤手候補者として契約、乗船する(Heflin 2004: 163, 169, 170, 175, 178)。

11月7日、オフショア・グラウンドに向けパペーテを出港し、1843年1月27日にチリ沖マスアフエラ島を通過、4月27日、ハワイ諸島マウイ(Maui)島ラハイナ(Lahaina)に入港。同地でメルヴィルは捕鯨船チャールズ・アンド・ヘンリー号との契約を終え、5月18日にラハイナからオアフ(Oahu)島ホノルル(Honolulu)に渡る。8月3日、アメリカ合衆国太平洋艦隊の旗艦ユナイテッド・ステイツ(United States)号がホノルルに入港し、メルヴィルは同船と3年間もしくは1航海の乗船契約を結ぶ(Heflin 2004: 178, 183, 184, 193)。

8月中旬、メルヴィルはユナイテッド・ステイツ号に二等水兵として乗り組み、ホノルルを出港、10月初旬にマルケサス諸島ヌクヒヴァ島、同月中旬にタヒチ島、下旬にチリ、ファンフェルナンデス(Juan Fernandez)島に立ち寄り、11月下旬にチリ、ヴァルパライソ(Valparaiso)に入港する。ヴァルパライソ出港後、1844年1月から2月にかけてペルー、カヤオ(Callao)に停泊、3月28日から4月16日まではメキシコ、マサトラン(Mazatlán)に滞在している⁵⁾。マサ

トラン出港後、8月中旬にブラジル、リオデジャネイロに寄港し、10月初旬にボストン(Boston)に帰還している(Madison 2016: 265; 杉浦 1983: 458)。

上記3年10か月間の海外生活中、メルヴィルは2年1か月余りの間、3隻の捕鯨船に乗り、また2か月間弱、捕鯨船員として逃亡生活や留置生活を送っている。『白鯨』の執筆構想として、出版人あてに送付した1850年6月27日付けの手紙には「著者自身による2年以上の銚手経験によって描かれている […]」(Madison 2016: xxiv-xxv)とあるが、出港当初から銚手を担当していたわけではない。銚手候補者として乗り組んだ3隻目のチャールズ・アンド・ヘンリー号において、実際に銚手を担った可能性はあると思われるが、確認する手立てはない。しかしながら、少なくとも銚手候補者としての力量を示すために試し打ちぐらいはしたはずである。銚手として活躍できたか否かは別として、メルヴィル自身が鯨とかなり近い位置にいたことは事実である。それは、『白鯨』中の次の文章からもわかるのである。

捕鯨航海の成否を握っているのは銚打ちその人にはかならずということなのだ。 […] 複数の国の捕鯨船にあれこれ乗り組んだ経験からいわせてもらえば、捕鯨の失敗の原因は、鯨とボートの速度の落差にあるのではなく、いま述べたように銚打ちが余りにも疲労困憊しているということ、これに尽きるのである。(メルヴィル 2000b: 52-53)

メルヴィルは、マルケサス諸島ヌクヒヴァ島において捕鯨船アーク・シュネット号から脱走し、1か月間同島内を逃亡、その間の先住民集落での暮らしなどを題材にして第一作『タイピー』(Typee) (1846年)を、2隻目に乗り組んだ捕鯨船ルーシー・アン号での活動やタヒチ島における捕鯨船員の反乱、自らの逃亡などを題材にして第二作『オムー』(Omoo) (1847年)を執筆、両著とも南太平洋を舞台とした海洋冒険小説として好評で、売れ行きもよかった(大和田 2003: 143-144; 杉浦 1983: 457-459)。これら二作の成功によりメルヴィルの作家としての前途は洋々たるものに思えた(図3)。

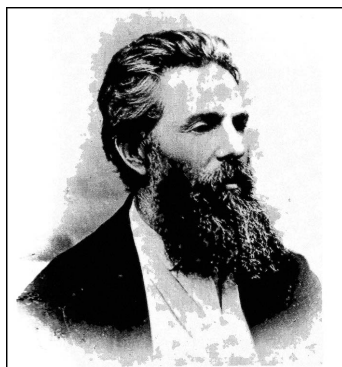


図3 ハーマン・メルヴィル
(出典: Rollyson et al. 2007: 9)

ところがである。鯨に、捕鯨に魅せられて執筆した第六作『白鯨』(1851年)は、本人の思惑に反して不評に終わった(杉浦 1983: 460)。ここから、メルヴィルの人生の歯車は狂い始める。「一八五一年から五六年にかけての彼の行状は、よろしくないものであった。間歇的に妻に暴力を振り、母にも気まぐれな態度を示した」(オールソン 1983: 194)。『白鯨』出版後、家庭内暴力が始まるのである。

メルヴィルは1846年から1857年にかけて小説8作品を発表しているが、計3万5000部を売り上げただけで、家族を養っていくのに十分ではなかった(Rollyson et al. 2007: 8)。ある晩などは酒を飲んで泥酔して帰宅、妻を殴りつけるばかりか階段から突き落したという話もある(巽 1995: 30)。作家として生計を立てていくことができず、酒を飲んで憂さ晴らし。あげくの果てに妻への暴力。まさに貧すれば鈍するの状態であった。

1860年代半ば以降、作家メルヴィルは世間から完全に忘れ去られ、1866年末から19年間、ニューヨーク税関検査官として一日4ドルの日当で働き、1891年9月28日、ニューヨークにおいて72年の生涯を終えたのであった(杉浦 1983: 464, 465)。鯨に魅入られたメルヴィルは、エイハブ船長と同様、命のま^{めい}まに定められた人生を歩んだのかもしれない。

4. ロイズ船長の栄光と挫折

前節で取り上げたメルヴィルが捕鯨船3隻とアメリカ軍艦艇1隻を乗り継ぎ、大西洋、太平洋を航海していた時期(1841年~1844年)に、捕鯨船2隻の船長として大西洋、インド洋、太平洋において多くの鯨を捕殺し、捕鯨船長として名声を高めつつあったのが、本節で取り上げるトーマス・ウエルカム・ロイズである。

1816年、ニューヨーク州の小村プルトニーヴィル(Pultneyville)の農家に生まれたロイズは、1833年17歳の時に、ヘンリー・グリーン(Henry Green)船長が指揮するサグハーバー(Sag Harbor)の捕鯨船ハドソン(Hudson)号に新米鯨捕りとして乗り組む(Marquardt 2019: 18; Schmitt et al. 1980: 2)。1835年にハドソン号の舳手に昇格、1839年には捕鯨船ジェム(Gem)号の一等航海士として雇用され、その2年後の1841年に捕鯨船クレセント(Crescent)号の船長を任されるまでになっている(Schmitt et al. 1980: 197)。これらの経歴はロイズが鯨捕りとして能力が高かったことを物語るものである。以下、ロイズの捕鯨船長としての2航海を振り返る。

1841年9月27日、ロイズは捕鯨船クレセント号(340トン)の船長としてサグハーバーを出港、アフリカ大陸南端喜望峰(Cape of Good Hope)の南側海域において鯨油400バレルを獲得し、次にクロゼ(Crozet)諸島海域で鯨油600バレルを獲得する。その後北上し、インドネシア、ジャイロロ(Djailolo)海峡で座礁するも、苦心の末に離礁して、近隣のゲベ(Gebe)島に上陸する。ゲベ島からさらに北上し、小笠原諸島沖、日本沿岸を通過してカムチャッカ(Kamchatka)半島へ。同半島東側でセミクジラを捕殺し、鯨油で船倉を満たしている(Schmitt et al. 1980: 5-6, 8; Starbuck 1878: 382-383)。

北方海域での捕鯨シーズン終了後、カムチャッカ半島から船の修理と休養のためにハワイ諸島をめざすが、経線儀故障のため、同諸島を通過する。多数の船員が壊血病を発症したため、上陸地を探索し、キリバス、ライン（Line）諸島のパルマイラ（Palmyra）島に上陸するも成果なし。次にトンガ、ヴァヴァウ（Vava'u）諸島のアマルグラ（Amargura）島に上陸するも成果なし。この後、ニュージーランドをめざす。ニュージーランド到着直前、二十数名の壊血病が悪化するも、到着後の1か月間の養生で全員が回復している（Schmitt et al. 1980: 6, 9）。

この捕鯨の旅はつらくて悲惨であったが、捕鯨船自体は鯨油と鯨髭で満杯となり、帰路の途につく。ニュージーランド出港後、チャタム（Chatham）諸島を経てホーン岬沖を回り、リオデジャネイロに立ち寄り、リオデジャネイロで鯨油 1500 バレルをよい価格で売却したのち、1843 年 8 月、およそ 1 年 11 か月の航海を終え、サグハーバーに帰還している（Schmitt et al. 1980: 9-10）。

この航海で、ロイズはマッコウ油 300 バレル、鯨油 1200 バレル、鯨髭 1 万 8000 ポンドという驚異的な 4 万ドルの価値を持ち帰り、同時代人から尊敬と称賛を集めている。また同時にかつて仕えたヘンリー・グリーン船長の娘、アン・エリザ・グリーン（Ann Eliza Green）の心も掴み、帰国直後の 8 月 24 日に彼女と結婚している（Schmitt et al. 1980: 10）。鯨捕りロイズの成功の第一幕である。

結婚わずか 2 か月余後の 1843 年 10 月 29 日、ロイズは再び捕鯨船ジョゼフィン（*Josephine*）号（397 トン）の船長としてサグハーバーを出港、ホーン岬沖を経て、ハワイ諸島に短期間立ち寄ったのち、カムチャッカ半島沖の漁場で一漁期捕鯨に従事し、鯨油 2400 バレルを獲得、漁期の終わりに捕鯨船の修理および補給のために再度ハワイ諸島に入港している（Schmitt et al. 1980: 11-12; Starbuck 1878: 406-407）。

その後、ロイズはハワイ諸島から小笠原諸島沖を経て、カムチャッカ半島近辺の夏の漁場に向かうも、カムチャッカ半島沖の漁場とアラスカ北西岸沖の漁場の間で操業中に負傷し、カムチャッカ半島ペトロパブロフスク・カムチャツキー（Petrovsk-Kamchatsky）に入港、船を一等航海士に任せ、ロイズは同地で静養している（Schmitt et al. 1980: 13）。

静養後、キリバス、ギルバート（Gilbert）諸島オーシャン（Ocean）島を経て、1845 年 12 月 20 日、オーストラリア、シドニー（Sydney）に入港、シドニー出港後は探検家や捕鯨者がほとんど航海したことのない南極大陸岸の叢氷帯まで南下し東転、ホーン岬と同じ経度あたりまで進み、そこから北上、帰路についている（Schmitt et al. 1980: 15, 18-19）。

1846 年 9 月 14 日、ロイズと捕鯨船ジョゼフィン号は 2 年 10 か月 15 日間の劇的で危険な航海ののち、マッコウ油 60 バレル、鯨油 3000 バレル、鯨髭 6000 ポンドとともにサグハーバーに帰還している（Schmitt et al. 1980: 19; Starbuck 1878: 406-407）。ロイズの捕鯨船長としての第二幕も成功裏に終わったのである。

同時代人として、メルヴィルとロイズは捕鯨を通して、どの程度近い関係にあったのだろうか

か。現在までのところ、両者の個人的な接触は報告されていない。あるいは、どこかで（たとえば、ニューヨーク市の街角など）ですれ違っていたかもしれないが、それは想像にまかせるしかない。

航海歴からわかる両者の最初の繋がりは以下のとおりである。メルヴィルは1842年11月初旬、タヒチ島の対岸に位置するエイメオ島で捕鯨船チャールズ・アンド・ヘンリー号に銚手候補者として乗り組み、南太平洋のオフショア・グラウンドで捕鯨に従事、チリ沖マスアフエラ島近海を経て、1843年4月27日にハワイ諸島マウイ島ラハイナに入港している。同時期、ロイズは捕鯨船クレセント号の船長として1842年の夏の終わりにカムチャッカ半島東側での捕鯨を終え、ハワイ諸島を通過したのち、キリバスのパルマイラ島、トンガのアマルグラ島への短期上陸を経て、ニュージーランドで1か月間程度滞在し、1843年8月、サグハーバーに帰還している。この間（1842年11月～1843年4月）、両者は太平洋上において、捕鯨船に乗り組んでいたか、あるいは島に上陸していたと考えられるのである。

次に二度目の両者の縁である。メルヴィルはアメリカ軍艦艇ユナイテッド・ステイツ号の二等水兵として、1844年1月から2月にかけてペルーのカヤオに、次いで3月28日から4月16日までメキシコのマサトランに滞在している。同時期、ロイズは、サグハーバーの出港日（1843年10月29日）から推定すれば、捕鯨船ジョゼフィーヌ号の船長として、南アメリカ大陸南端のホーン岬沖からハワイ諸島の間にいたはずである（メルヴィルが最初に乗船した捕鯨船アクーシユネット号はフェアヘイヴン出港後およそ3か月半でホーン岬沖を通過している。同様に考えれば、遅くとも1844年2月中旬までにジョゼフィーヌ号はホーン岬沖を通過していることになる）。ロイズが南太平洋、あるいは北太平洋を航海中、メルヴィルは南太平洋に面した都市（カヤオ）、あるいは北太平洋に面した都市（マサトラン）に滞在、もしくは両都市間を航海していたと考えられる。ここにも少しの結びつきはあったのである。

ロイズが捕鯨船長として後世まで名を残したのは、捕鯨船長として初めてベーリング海峡を通過し、北極海においてホッキョククジラ捕鯨に従事、大成功を取めたからである。ロイズ以前の鯨捕りたちは、遭難を恐れて未知の北極海へはあえて進出しなかったのである。

1847年7月14日、ロイズは捕鯨船スーペリア（*Superior*）号（275トン）の船長としてサグハーバーを出港、翌1848年7月23日、ベーリング海峡を越えて北極海に進出、最終的にベーリング海峡の北側でホッキョククジラ11頭を捕殺し、鯨油1600バレルを生産、10月3日にハワイ諸島ホノルルに寄港したのち、1849年5月5日、1年9か月21日間の航海を経てサグハーバーに帰還している（Bockstoe 1986: 23–24; Schmitt et al. 1980: 28; Starbuck 1878: 450–451）。この操業でロイズは途中送付分を含めて、鯨油1700バレル、鯨髭2万2936ポンドを生産している（Starbuck 1878: 450–451）。

ロイズによる北極海漁場の発見の成果は絶大であった。1849年と1850年の2年間だけで、北極海漁場において、計298隻の捕鯨船が鯨油45万530バレル、鯨髭613万5600ポンドを生産

し、800 万ドル以上の価値を持ち帰っている (Schmitt et al. 1980: 29, 32)。

このロイズの栄光の陰に、のちの彼の人生に影響を与えたであろう個人的に大きな出来事があった。ロイズがスーペリア号でサグハーバーを出港した直後の 1847 年 8 月 3 日、彼の妻は長男出産直後に死亡している (Schmitt et al. 1980: 23, 32)。この情報をロイズは遅れて出港した他の捕鯨船から入手した可能性が高く、またそのことが彼のベーリング海峡通過の決断に大きな影響を与えたであろうとされている (Druett 2001: 155; Schmitt et al. 1980: 23)。捕鯨船長の娘であったロイズの妻は、捕鯨船長の家族の暮らし方を十分理解していた。数年間の捕鯨航海中、安心して家庭を任せられる妻を失ったことは、のちのち響いてくるのである。

スーペリア号での帰還から 3 か月余後の 1849 年 8 月 17 日、ロイズはアメリカで 3 番目に大きい 579 トンの捕鯨船シェフィールド (*Sheffield*) 号の船長としてニューヨークから北極海に向けて旅立ち、4 年 6 か月 17 日間の航海ののち、1854 年 1 月 24 日、ニューヨークに帰還、この航海でロイズは鯨油 8000 バレル、鯨髭 10 万ポンド超、10 万ドル以上の価値を獲得している (Schmitt et al. 1980: 33, 50)。今回も捕鯨船長としての彼の名声をさらに高めた航海であった。

妻の死までの 3 航海は、1 年 11 か月、2 年 11 か月、1 年 10 か月とおおよそ 2~3 年の操業であったが、妻の死後の航海は 4 年半となった。もちろん捕鯨船が大きくなったため、船倉が鯨油を入れた樽で満杯になるまで時間がかかるという要因もあったと考えられるが、留守を預かる妻がいなくなったことも帰還を急がなかった理由の一つであろう。このシェフィールド号での大成功を最後にロイズの人生は暗転する。

1855 年、ロイズはニューロンドン (New London) の捕鯨船ハンニバル (*Hannibal*) 号の船長として、カナダのハドソン (Hudson) 湾においてシロナガスクジラ 1 頭の捕殺に成功、この頃から彼はナガスクジラ類用捕鯨道具の開発に着手している (Schmitt et al. 1980: 197-198)。本航海はわずかに鯨油 28 バレルを生産しただけで大失敗に終わっている (Starbuck 1878: 532-533)。

1856 年夏、ロイズは捕鯨船ウィリアム・E・サフォード (*William E. Safford*) 号の船長としてポルトガル沖を航海、同船には彼が開発した新型の強力な鉈撃銃 (harpoon gun) が装備されており、当該鉈撃銃の暴発事故により、ロイズは左手を喪失している (Winter and Sharpe 1971: 349) (図 4)。その後もロイズはナガスクジラ類用捕鯨道具の開発に努めるが、結果的に 2 万 5000 ドル以上を費やすも成功しなかったのである (Schmitt et al. 1980: 77)。



図4 トーマス・ウエルカム・ロイズ
(出典：Schmitt et al. 1980: 115)

1860年、ロイズは捕鯨航海中にフランスで知り合った20歳代の女性と再婚、ロングアイランド（Long Island）に新居を構えたが、のちにこの妻は3人の子供を連れて、ロイズの捕鯨船の一等航海士であった人物と駆け落ちしている（Schmitt et al. 1980: 80, 151, 181）。捕鯨船長の娘であった最初の妻とは異なり、フランスからやってきた若き二番目の妻は、ロイズの鯨への執着を理解できなかったのかもしれない。

しばらく音信不通であったロイズは1876年冬にサンディエゴ（San Diego）に現れ、南下する船に乗り、メキシコのマサトランで下船、1877年1月29日、無一文の果てに同地において脳卒中により亡くなっている（Schmitt et al. 1980: 181）。鯨の虜になり、捕鯨に情熱を燃やした男の最期であった。前節でみたように、メルヴィルは1844年3月28日から4月16日までアメリカ軍艦艇ユナイテッド・ステイツ号の二等水兵としてマサトランに滞在している。最後にマサトランの地でメルヴィルとロイズは再び繋がったのである。

5. 鯨に魅せられて（まとめ）

本節では、第1節から第4節において考察したアメリカ帆船式捕鯨時代の鯨捕り3人—エイハブ船長、メルヴィル、ロイズ船長—について総括したうえで、鯨および捕鯨のもつ魅力について筆者なりの考えを提示し、全体のまとめとする。

エイハブ船長は人生半ば過ぎの捕鯨航海中に白鯨と出会い、最初の対決で片足を喪失、失意の帰郷となる。白鯨に憑りつかれた同船長は次の航海で復讐を試みるも結局は返り討ちにあい、命

を落とし、若妻と一人息子をあとに残す。

メルヴィルは鯨捕りとしての自らの経験に基づき小説『白鯨』を執筆するも、あまりにも鯨と捕鯨に固執したため、本は売れず、小説家としての名声を失い、生活苦から酒に溺れ、家庭内暴力に陥る。後半生は世間から忘れ去られ、税関検査員として糊口を凌ぎ、ひっそりと人生の幕を下ろす。

ロイズ船長は誰もあえて実行しなかった北極海捕鯨の大成功により名声と金銭を獲得、もっと大きなナガスクジラ類の捕殺をめざして、新型捕鯨道具の開発に取り組むも実験に失敗し、左手を喪失する。その後も開発を継続するも結局は全財産を亡失、二番目の妻には駆け落ちされ、無一文の果てに見知らぬ土地で客死する。

鯨と捕鯨に魅せられた男たちは、妻を、家庭を顧みず、やがては破滅する。鯨とはそれほどまでの魅力をもつ生き物なのである。では、その魅力とは何なのであろうか。もちろん、鯨に金銭的価値があったのは事実である。

ロイズ船長と同時代のトーマス・A・ノートン (Thomas A. Norton) 船長は、1841 年 9 月 6 日から 1845 年 1 月 1 日まで捕鯨船チャールズ・W・モーガン (*Charles W. Morgan*) 号で航海、粗収入 5 万 4686 ドル (2022 年換算：176 万 3888 ドル、2 億 3182 万 7746 円)⁶⁾のマッコウ油、鯨油、鯨髭を持ち帰っている (Leavitt 2013: 11–12)。そこから、水先案内人費、埠頭使用料、鯨油鑑定費、樽製作費、医薬品費、船清掃費などの経費を差し引いたのち、ノートン船長は自らの取り分として 15 分の 1 の分配金 3417.92 ドル (2022 年換算：11 万 244 ドル、1448 万 9425 円) を受け取っている (Leavitt 2013: 12)。

ロイズ船長は第 4 節でみたように 1851 年にシェフィールド号の船長として粗収入 10 万ドル (2022 年換算：361 万 341 ドル、4 億 7450 万 7058 円) 以上の価値を持ち帰っている。ホーマンによれば、1795 年から 1876 年の間の捕鯨船長の分配金は粗収入から経費を差し引いたのちの 12 分の 1 から 18 分の 1 であったので (Hohman 1928: 231)、ロイズ船長はノートン船長以上の分配金を受け取っているはずである。

人生、お金は大切であるが、それがすべてではない。ナンタケットのベンジャミン・ワース (Benjamin Worth) 船長は 41 年間の捕鯨人生のうち、自宅で過ごしたのはわずか 7 年であり、同じくナンタケットのジョージ・W・ガードナー (George W. Gardner) 船長も 37 年間の捕鯨人生において、自宅滞在は残片的な月日をあわせて 4 年 8 か月であった (Hohman 1928: 85)。またニューロンドンの捕鯨船ナイル (*Nile*) 号は 1858 年 5 月に出港し、1869 年 4 月に帰港するまで 11 年近くにおよぶ捕鯨航海を続けている (Ashley 1938: 103)。

人は金銭的価値のためだけならば、このような捕鯨人生は送らなかったであろう。そこにはやはり金銭的価値を超えた何かがあったはずである。それは多分、人を魅惑し、虜にする鯨の魔性と呼べるものなのであろう。アメリカ帆船式捕鯨時代、鯨とは自らの破滅の恐れがあるにもかかわらず追い求める、「ファム・ファタル」 (*femme fatale*)⁷⁾のような存在であったのである。

お わ り に

第1節において少し触れたことであるが、筆者はアメリカ帆船式捕鯨時代に用いられた捕鯨ボートを模して建造された全長 8.25 メートルの捕鯨ボートに同乗し、探鯨航海に出かけたことがある。さすがに最近では小さな捕鯨ボートで海上帆走する気力も体力もないが、それでももう少し大型の船でホエール・ウォッチングを楽しむぐらいのことはできる。筆者にとっては、捕鯨もホエール・ウォッチングも鯨と遭遇するよい機会になっている。今後も何らかの形で鯨と捕鯨にかかわりをもっていくつもりである。

トーマス・ウエルカム・ロイズが 1848 年に捕鯨船で初めてベーリング海峡を越え、北極海に進出していった頃、同海域にはホッキョククジラが多数生息しており、思うがまま捕殺できた。今は昔の夢のような時代の話である。生物資源の持続的利用が唱えられている現代、乱獲を避け、厳格な資源管理の下、商業捕鯨であれ、先住民生存捕鯨であれ、それぞれにふさわしい捕鯨を継続することが望ましい姿なのであろう。そのことに異存はない。

エイハブ船長のように、銚手候補者メルヴィルのように、あるいはロイズ船長のように、小さな捕鯨ボートに乗り、手投げ銚とヤスを用いて命を賭して鯨と対峙していた頃、捕鯨には人を魅惑するものがあった。その時代の鯨を「ファム・ファタル」のようなものとして捉えたことが適切であったか否かは読者の判断に委ねておく。今回は紙幅の関係から取り上げられなかった「女鯨捕り」の物語を次の課題として残し、本稿をひとまず終えたい。

注

- 1) モーヴィ・ディックによって食いちぎられたエイハブ船長の片脚を「左脚」とする研究者ほかを散見するが(後藤 1983: 416, 421; 堀内 2020: 57; 千石 1990: 71, 72, 82; 有働 2010: 63)、実際のところ、原著では「左脚」とは明示されておらず、“one leg” (Melville 1851: 71) あるいは “a leg” (Melville 1851: 185) と記されているだけである。おそらく、『白鯨』の 1930 年版以降に挿入されたロックウェル・ケントの挿絵(本稿第2節に提示した挿絵、左脚が義足になっている)の影響によるものと思われる (“Rockwell Kent’s drawings for Moby-Dick, or The Whale” <<https://www.falseart.com/rockwell-kents-drawings-for-moby-dick-or-the-whale/>> accessed October 11, 2022)。ジョン・ヒューストン (John Huston) 監督、グレゴリー・ペック (Gregory Peck) 主演の映画『白鯨』においても、エイハブ船長の義足は左脚であった (DVD 版『白鯨』、20 世紀フォックス・ホーム・エンターテインメント・ジャパン、GXBQA-16200、2006 年)。
- 2) ごく少数ではあるが、捕鯨の旅に出た女性も存在している。1820 年から 1920 年までの 100 年間に 4 人の女性が捕鯨船に乗り組み、航海に出たことが記録に残されている (Druett 1992: 413, 415)。その中の一人、19 歳のアン・ジョンソン (Ann Johnson) は髪を短く刈り、ゆったりとした服の下に手製のコルセットを用いて胸を隠し、女性と判明するまでの 7 か月間、捕鯨船員として働いている (ドリン 2014: 305–306)。彼女は嵐の中で帆柱によじ登り、帆を下ろす勇気を示したこともあったが、オールの取り扱いはへたで、二度と捕鯨ボートには同乗させなかった、と一等航海士は語っている (Little 1994: 253)。このような「女鯨捕り」も興味深い題材であるが、紙幅の関係で本稿では取り上げない。

- 3) ナスランドの『エイハブの妻、あるいは星を見つめる人』は翻訳出版されていない。彼女の著作のうち、翻訳出版されているのは『シャーロック・ホームズの恋』（ナスランド 1995）だけである。同書の概要は以下のとおりである。シャーロック・ホームズは、ふとしたきっかけでミュンヘン・オペラ交響楽団のヴァイオリニスト、ヴィクター・シーガスンと出会い、彼からヴァイオリンを習い始める。やがて彼が男装の麗人であることに気づき、彼女ヴァイオレット・シーガスンと恋に落ちる。お互いに魅かれあう仲になったが、異母兄妹であることがわかり、ヴァイオレットは溺死を装い、二人の切ない関係に終止符を打つ。この物語にも『エイハブの妻、あるいは星を見つめる人』と同様、男装女性が登場している。
- 4) 「オフショア・グラウンド」とは、1818年にナンタケットの捕鯨船グローブ（*Globe*）号が発見したペルー沿岸から1600キロメートル沖合に位置する、南北幅約450キロメートル、東西幅約3200キロメートルの長方形をなすマッコウジラの好漁場である（フィルブリック 2003: 88-89）。
- 5) The Lerner Blog, “Writers in Paradise” 〈<https://lernerbooks.blog/2010/03/writers-in-paradise.html>〉 accessed October 28, 2022. 観光地のマサトランには、作家メルヴィルが同地に1844年3月28日から4月16日まで滞在していたことを示す案内板が掲示されている。
- 6) 古い時代のアメリカ・ドルの2022年価値への換算には、モーガン・フリードマン（Morgan Friedman）による「インフレーション・カルキュレーター（The Inflation Calculator）」（〈<https://westegg.com/inflation/>〉 accessed August 16, 2023）を用いた。円換算には2022年平均仲値1ドル=131.43円を用いた（〈http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/year_average.php〉 accessed August 16, 2023）。以下、換算はすべて同じ手法による。
- 7) 「ファム・ファタル」については、松浦（2004：第4章）、齊藤（2008：第5章）を参照のこと。

文献

Ashley, Clifford W.

(1938) *The Yankee Whaler*. New York: Dover Publications.

Bockstoe, John R.

(1986) *Whales, Ice, and Men: The History of Whaling in the Western Arctic*. Seattle and London: University of Washington Press.

ドリン、エリック・ジェイ

(2014) 『クジラとアメリカーアメリカ捕鯨全史―』（北條正司・松吉明子・櫻井敬人訳）東京：原書房。

Druett, Joan

(1992) *She Was a Sister Sailor: The Whaling Journal of Mary Brewster 1845-1851*. Mystic, CN: Mystic Seaport Museum.

(2001) *Petticoat Whalers: Whaling Wives at Sea 1820-1920*. Hanover and London: University Press of New England.

後藤明生

(1983) 「エイハブとモウビ・ディク」大橋健三郎〔編〕『鯨とテキストーメルヴィルの世界―』東京：国書刊行会、408-425頁。

浜口 尚

(2016) 『先住民生存捕鯨の文化人類学的研究―国際捕鯨委員会の議論とカリブ海ベクウェイ島の事例を中心に―』東京：岩田書院。

Heflin, Wilson

(2004) *Herman Melville's Whaling Years*. Nashville, TN: Vanderbilt University Press.

Hohman, Elmo Paul

(1928) *The American Whaleman: A Study of Life and Labor in the Whaling Industry*. New York: Longman, Green & Co. (Reprint: Alpha Editions, 2020)

堀内正規

(2020)『『白鯨』探究—メルヴィルの〈運命〉—』東京：小鳥遊書房。

キング、リチャード・J.

(2022)『クジラの海をゆく探究者たち』(下)(坪子理美訳) 東京：慶應義塾大学出版会。

Leavitt, John F.

(2013) *The Charles W. Morgan*, 2nd ed. Mystic, CN: Mystic Seaport Museum.

Little, Elizabeth A.

(1994) The Female Sailor on the *Christopher Mitchell*: Fact and Fantasy. *American Neptune* 54(4): 252–258.

Madison, R. D. (ed.)

(2016) *The Essex and the Whale: Melville's Leviathan Library and the Birth of Moby-Dick*. Santa Barbara, CA: Praeger.

Marquardt, Jim

(2019) *True Stories of Old Sag Harbor: Whaling Adventures, Indians and Colonists, Wars, Shipwrecks, Writers and Artists*. Sag Harbor, NY: Harbor Electronic Publishing.

松浦 暢

(2004)『宿命の女—イギリス・ロマン派文学の底流—』(増補改訂版) 東京：アーツアンドクラフツ。

Melville, Herman

(1851) *Moby-Dick or The Whale*. New York: Harper and Brothers. (Evanston and Chicago: Northwestern University Press and the Newberry Library, 1988)

メルヴィル、ハーマン

(1972)『メルヴィル(白鯨／書記バートルビ)』(阿部知二訳) 東京：筑摩書房。

(2000a)『白鯨』(上)(千石英世訳) 東京：講談社(講談社文芸文庫)。

(2000b)『白鯨』(下)(千石英世訳) 東京：講談社(講談社文芸文庫)。

(2004a)『白鯨』(上)(八木敏雄訳) 東京：岩波書店(岩波文庫)。

(2004b)『白鯨』(中)(八木敏雄訳) 東京：岩波書店(岩波文庫)。

ナスランド、セナ・ジーター

(1995)『シャーロック・ホームズの恋』(青木久恵訳) 東京：早川書房(ミステリアス・プレス文庫)。

Naslund, Sena Jeter

(1999) *Ahab's Wife or, The Star-Gazer*. New York: HarperCollins.

Norling, Lisa

(2000) *Captain Ahab Had a Wife: New England Women and the Whalefishery 1720–1870*. Chapel Hill, NC: The University of North Carolina Press.

大串尚代

(2002)「もうひとりのエイハブの妻」『ユリイカ』34(5): 210–219.

オールソン、チャールズ

(1983)「キリスト」(島田太郎訳) 大橋健三郎[編]『鯨とテキスト—メルヴィルの世界—』東京：国書刊行会、190–214 頁。

大和田俊之

(2002)「メルヴィル全著作解題—メルヴィルをめぐるアメリカ文学史—」『ユリイカ』34(5): 143–157.

フィルブルック、ナサニエル

(2003)『復讐する海—捕鯨船エセックス号の悲劇—』(相原真理子訳) 東京：集英社。

Rollyson, Carl, Paddock, Lisa and April Gentry

(2007) *Critical Companion to Herman Melville: A Literary Reference to His Life and Work*. New York: Facts on File.

齊藤貴子

- (2008) 『もう一度、人生がはじまる恋—愛と官能のイギリス文学—』 東京：PHP 研究所（PHP 新書）。
- Schmitt, Frederick P., de Jong, Cornelis and Frank H. Winter
(1980) *Thomas Welcome Roys: America's Pioneer of Whaling*. Charlottesville, VA: The University Press of Virginia.
- 千石英世
(1990) 『白い鯨のなかへ—メルヴィルの世界—』 東京：南雲堂。
- Starbuck, Alexander
(1878) *History of the American Whale Fishery from Its Earliest Inception to the Year 1876*. Waltham, MA.
(Reprint: Alpha Editions, 2021)
- 杉浦銀策 [編]
(1983) 「年譜」 大橋健三郎 [編] 『鯨とテキストーメルヴィルの世界—』 東京：国書刊行会、455–467 頁。
- 巽 孝之
(1995) 『ニューヨークの世紀末』 東京：筑摩書房。
- 有働 薫
(2010) 『幻影の足』 東京：思潮社。
- Winter, Frank H. and Mitchell R. Sharpe
(1971) The California Whaling Rocket and the Men behind It. *California Historical Quarterly* 50(4): 349–362.
-

[はまぐち ひさし 文化人類学]

【調査報告】

A マンションにおける子育て世帯の コミュニティづくりに関する報告

——子育てイベントに求められるプログラム——

黒木 晶・田窪 玲子・中野 圭子

はじめに

就学前の教育・保育については幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が基準となっており、園それぞれが特色ある保育実践をしている。幼稚園教育要領等にはカリキュラムや保育内容に関わる事項だけでなく、子育て支援についても記載されており、在籍する子どもの家庭に対する子育て支援だけでなく、地域の子育て支援を園が担うことも示されている。このように、園で地域の子育て世帯を支えることは今や当たり前のことであるが、昭和 23 (1948) 年 3 月に刊行された保育要領を紐解くと「適切な父母教育の計画をたてることは、幼稚園や保育所の任務の一つである。ことに忙しい母親の場合はいっそう必要である。」というように保護者は支援の対象ではなく園の教育の対象とされており、保育者と保護者の関係性は今とは異なることがうかがえる。1990 年頃より少子化や家庭・地域の教育力の低下等が問題とされ始め、平成 10 (1998) 年の第 3 次改訂の幼稚園教育要領では地域の子育て支援が幼稚園の役割であることが明記された。これを受けて幼稚園等では園庭開放等を定期的に行うようになり、今では、地域の子育て世帯が気軽に利用し、保育者に相談することもできる場となっている。また、平成 24 (2014) 年には子ども・子育て支援関連三法が成立し、より一層子育て支援の充実が求められている。

また、幼稚園、保育園、認定こども園以外にも NPO 法人や大学等も子育て広場を開催し、遊びの場を提供している。本学においても 2017 年 4 月より「そのだ子育てステーションびよびよ」を大学児童教育学科と短期大学部幼児教育学科で運営しており、2023 年度は週 1 回開室し 3 歳未満児が多く利用している。これらを利用する保護者の多くは園庭開放や子育て広場（以下、園庭開放等）をどこか一か所に決めているわけではない。筆者はこれまでに幼稚園で勤務していた時の園庭開放利用者や現在のびよびよ利用者から、何曜日にどこの園庭開放等が開催されているのかを調べ、曜日ごとに行く場所を決めて利用していると耳にしている。そのため利用する先々で顔を合わす保護者同士が仲良くなりグループができていくことも少なくない。このように既に地域での生活に馴染んでいる子育て世帯は居場所や人間関係を構築しているが、転居等で生活の

場を移した子育て世帯についてはすでに出来上がったグループに入っていくことになり、いわゆるママ友づくりのハードルは高いと考える。

2022 年秋に本学の最寄り駅である阪急塚口駅前再開発で住・商一体マンションが建てられ入居が始まった。今回、入居者で未就学児をもつ保護者のコミュニティづくりのイベントの実施依頼を受けた。

本稿は、新しい場所での居場所や仲間づくりの一助となるためのプログラムを実践した報告である。

報 告

(1) 実施概要と当日までの準備

A マンションではさまざまなコミュニティプログラムが企画・実施されている。このコミュニティづくりをサポートする B 社より依頼を受けて、未就学児のいる家庭対象のプログラム実施を児童教育学科の教員が実践することになった。

①テーマ

今回のイベントを実施するにあたり、担当者でどのようなテーマにするか検討した。乳幼児の成長発達を促すためには五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）を刺激することが重要だと言われている。保育の場でも五感を刺激する環境構成がなされているが、家庭でもできることに目を向けてもらうことをねらいとして、テーマを「親子で五感を使って遊ぼう」とした。

②実施日と対象

実施に先立ち、2022 年 11 月 17 日に実施場所の下見を B 社の担当者の立会いの下現地で行った。イベントのテーマを伝え、以下のように打ち合わせを行った。

実施日：2023 年 2 月 19 日（日）

表 1 実施計画

実施回	実施時間	参加年齢	人数
1 回目	9:30-10:30	1 歳半から 3 歳	5 組（15 名程度）
2 回目	11:00-12:00	0 歳から 1 歳半	10 組（20 名程度）
3 回目	14:00-15:00	1 歳半から 3 歳	5 組（15 名程度）

安全面を配慮して、動きの少ない 0 歳から 1 歳半の部と活発に走り回ることが想定される 1 歳半から 3 歳の部に分けた。但し、きょうだいがいる家庭は厳密に分けられないため、4、5 歳の未就学児も参加可とし、参加しやすい区分での申し込み形態にした。また、このプログラムはマンション内の集会室（12m×4.5m）が会場となる。普段は土足で使用する場所であるが、乳児の

また、子どもとのかかわりについては学生の学びの機会にもなる。2023 年 4 月から認定こども園で勤務予定の児童教育学科 4 年生の学生 3 名が教員とともに実践した。

③内容

表 2 體驗內容

感覚	プログラム
視覚	音遊び（手作り楽器）、パネルシアター、布遊び、手作りおもちゃ
触覚	音遊び（手作り楽器）、布遊び、手作りおもちゃ
聴覚	音遊び（手作り楽器）、パネルシアター、布遊び、手作りおもちゃ
嗅覚	柚子の香り

- ・製作のもの（乳酸菌飲料の容器、ビーズ類）
- ・キーボード
- ・布（ハンカチサイズ）
- ・リトミックの布（青、緑、ピンク）
- ・パネルシアター・台、小楽器
- ・おもちゃ（木琴、積み木、絵本、手作りおもちゃ）
- ・消毒（次亜塩素酸ナトリウム、雑巾）
- ・アンケート・鉛筆
- ・チラシ（びよびよ、附属幼稚園）
- ・アロマ（柚子の精油、デフューザー×2）
 - ＊乳児にも使用可能なもの
- ・人形　＊ふれあい遊び
- ・尼崎マップ（学生作成）
- ・文具（ハサミ、マスキングテープ、ビニールテープ）



また今回の本来の目的は、同じぐらいの年齢の子どもをもつ保護者のコミュニティづくりであるため、保護者が気軽に会話できる環境を作ることも必要であった。これらの時間も設定しなが

らタイムテーブルを作成した（表4）。

表4 タイムテーブル

時間(例)	活動	担当者	準備物
9:20	受付開始		
9:30	プログラム開始 ・挨拶 ・自己紹介（教員・学生）	黒木	
9:35	○音遊び ・楽器作り（マラカス） 0歳（保護者が作成） 2歳ぐらいから（保護者と一緒に子どもが作る）	黒木 学生3名	・乳酸菌飲料の空き容器 ・ビーズ、鈴を入れた袋 （1人3袋＋予備）
9:45	・手作り楽器を使った音遊び ・布を使った遊び	中野 学生3名	・キーボード ・布（ハンカチサイズ） ・リトミックの布（青、緑、ピンク）
9:55	パネルシアターを見て聞く 「ねこのおいしゃさん」	学生3名	・パネルシアター ・キーボード、小楽器
10:00	保護者同士のお話 time ・簡単な自己紹介 { 子どもの名前や月齢 子どもさんのマイブーム 親子のブーム 塚口のおすすめスポット *母子分離できれば、子どもたちは学生と一緒におもちゃや絵本で遊ぶ	田窪 学生3名	・保育内容指導法環境Ⅱの授業で学生が作成した尼崎マップ ・おもちゃ、絵本、知育楽器、教員があらかじめ作っておいたおもちゃ等 *口に入れたものは次亜塩素酸スプレーを使って消毒する
10:20	アンケート実施 *チラシの配布	田窪	・「そのだ子育てステーションぴよぴよ」、附属幼稚園「たまご組」の案内
10:30	終了		第1回、第2回終了後は消毒

(2) 当日の活動状況

参加者 A マンション居住の親子10組（保護者15名、子ども12名）

1回目、2回目ともに4組の参加があった。3回目は2組の参加があった。参加形態については表5に示した。プログラム実施は教員3名、学生スタッフ3名で行った。

表 5 参加形態

実施回	保護者	子ども（人数）
1 回目	夫婦	1
	夫婦	2
	母親	1
	母親	1
2 回目	夫婦	1
	夫婦	1
	夫婦	1
	父親	1
3 回目	母親	1
	母親	2

開催日時と場所 2023 年 2 月 19 日（日） 9:30-10:30（1 歳半～3 歳対象）、11:00-12:00（0 歳～1 歳半対象）、14:00-15:00（1 歳半～3 歳対象）の 3 回に分けて計画通りに実施した。

場所：A マンション内集会室

アンケート調査 活動の最後には、今後の取り組みの参考とするために保護者にアンケートの協力を求めた。回答は無記名とし個人が特定されることのないことを説明し、同意を得たうえで実施した。アンケート用紙を配付してその場で回答を求め、15 名全員からの回答を得た。

活動の様子

①担当者の自己紹介

B 社コミュニティコーディネーターによる企画の趣旨説明後、教員、学生の自己紹介を行った。前半は子どもたちと一緒に遊ぶことを楽しむ内容で、後半は保護者同士の交流の時間を設けていることを説明した。また、五感の味覚以外のもの（視覚、聴覚、触覚、嗅覚）を取り入れていることを伝え、楽しみを持って参加できるようにした。

②楽器作り

子どもが握りやすい形、大きさの乳酸菌飲料容器に、つまめる大きさのビーズを入れてふたを閉めるという、身近な材料で簡単にできるマラカスづくりを行った。子どもに見せながら保護者がすべてを行う場合と、ビーズ選びや、容器の中に入れることを子どもが行う場合等、年齢に合わせた形で進めた。安全面としてふたをしっかりと閉めておくこと、中身が出ることが心配な場合はふた部分にビニールテープを巻くと良いということを伝えた。保護者は子どもにビーズの形や色等について話しかけながら行い、子どもたちも集中して取り組んでいた（写真 2）。



写真2 ビーズのマラカス作り



写真3 マラカス見本

③音遊び、布遊び

出来上がりの様子を見ながら、作ったマラカスで遊ぶ活動（音遊び）へ進めた。まずは、振るとどのような音がするのか感じてもらい、その後に、キーボードの曲に合わせて振ることを楽しめるようにした。曲は子どもたちの耳なじみのあるものでリズムに合わせて振りやすいものを選曲した。続いて、布遊びを行った。大判のオーガンジーを曲に合わせて子どもたちの頭上を通るようにし、風を感じたり触れたりすることを楽しめるようにした（写真4）。また、曲調に合わせて布をゆっくり、または速く動かすことで布の動きの違いに気づけるようにした。そうすることで、子どもたちの「じっと見つめる、触れる、布の下を走って通り抜ける」等の様子が見られた。大判のオーガンジーで遊んだ後には、ハンカチサイズの布をそれぞれに渡し、わらべうたに合わせた遊び方を紹介した。上下に振る動きをする「うえからしたから」、手の中に隠した布がふわっと広がって出てくる動きを楽しむ「にぎり ぱっちり」を行った。また、布を使った他の遊び方を伝えた（表6）。さらに、布遊びについて、ひとつのもので様々な使い方ができるよさを知らせ、子どもたちがそのものに触れながら素材の触感や形、色等を知っていくことを伝えた。加えて、決まった遊び方でなく、何通りもの遊びをイメージしていけるようなものを準備することが大切であるという保育の観点からも説明した。



写真4 オーガンジーを使った遊び

表 6 布の遊び方（例）

手で触る、手でつかむ、頭や顔にかける、手の中でグシャグシャにする、つかんで振る、持ち歩く、引っ張る、いないいないばあをする、入れ物の中に入れる、出す、ものを包む、スカーフのように巻く、左右の端をもつ、人形にかける、広げる、たたむ 等。

④パネルシアター

学生が「ねこのおいしゃさん」のパネルシアターを行った。パネルシアターは、視覚と聴覚を同時に刺激する音楽シアターの1つである。起毛した布を貼ったパネルボード（フランドル）に、絵や文字を描いた不織布（Pペーパー）を貼ったりはがしたり動かしたりしながら、物語を演じたり、歌ったりするものである。また貼ってはがすという動作のほかに、裏返す、重ね貼りをする、切込みに挟む、ポケットから出し入れをする、糸かけによって動いているように見せる、糸どめによって関節を動かす等、さまざまな仕掛けを施すことが可能で、色々な視覚効果を演出することができる。

くり返しの歌部分を一緒にうたう、しかけや効果音の楽器に興味をもつ等、子ども、保護者ともにそれぞれ楽しんでいる様子が見られた（写真5）。



写真5 パネルシアターの様子

⑤参加者同士の交流

教員がつなぎ役として進行し、参加者同士の自己紹介を行った後に、「お子さんのマイブーム、親子で好きなもの、マンション周辺のおすすめスポット」等の話題をもとに交流を図った。自発的に発言する保護者から会話が広がり、学生作成の尼崎マップを見て、これまで行ったことのある場所やおすすめの場所など保護者同士で情報交換する様子がみられた。保護者が交流している間、子どもたちは保護者の近くで遊べるようにした。おもちゃを数種類準備し、年齢に合わせた環境構成を行ったことで、安心して遊ぶ様子がみられた。学生スタッフからの誘いもあり、子どもたちはそれぞれ興味のあるもので遊んでいた。



写真 6 マップを使った交流



写真 7 好きな遊びをしている様子

考 察

全プログラム終了後に、保護者向けに子育てサロンに関するアンケート調査を行った。本稿では、一部抜粋し、集計結果を紹介する。保護者が子育てイベントに求める内容や今回のプログラムについて感じたこと等の結果から、今後の課題を考察していく。

「子育てイベントに求めるプログラム内容」を3つの選択肢（複数回答可）で尋ねたところ、「子どもと一緒に身体を動かしたり表現したりするもの」が15名中14名、「子どもと一緒に何かを作って遊ぶもの」が7名、「子どもと一緒に観て楽しむもの」を5名が回答という結果であった。また「イベントに参加した目的」を5つの選択肢（複数回答可）で尋ねたところ、「マンション内のイベントだから」が15名中14名、「同年代の子どもを持つ方と知り合いたいから」が8名、「内容に興味があったから」を5名が回答という結果が続いた。これらの結果から、保護者は身近な場所で、子どもや他の親子と一緒に参加できる体験型のイベントを求めていると推察する。今回は半数が夫婦で参加していたが、マンション内のイベントだったため、乳児であっても参加へのハードルが下がったのではないだろうか。またコミュニティづくりもひとつの目的であったが、他の親子との交流の場にもなり得たと考える。

しかし、今回のプログラムで「保護者が印象的だったプログラム」と「子どもが楽しそうにしていたプログラム」を尋ねたところ、保護者は15名中11名が「パネルシアターを印象的だった」と回答し、子どもも「パネルシアターを楽しそうにしていた」と10名が回答し、双方でパネルシアターが1番多い結果となった。パネルシアターは、最初の質問である「子育てイベントに求めるプログラム内容」の項目で分類すると「子どもと一緒に観て楽しむもの」に合致するプログラムである。

本イベントは、「親子で五感を使って楽しもう」をテーマにしており、上演者の人数にも余裕があったため、音楽上の演出も積極的に取り入れようと計画し、今回は増田裕子・作詞／作曲の「ねこのおしゃさん」を上演した。主役夫婦（ねこのお医者さんとねこの看護婦さん）の病院に、患者さん（ぞう、きりん、くま、きつね）が色々な症状で訪れ、次々に治療していく物語で

ある。実践日が2月であり季節と合っていたこと、内容が身近でありわかりやすいこと、12小節の短い挿入歌が何度も繰り返されること等を理由に選択した。

表7 パネルシアター「ねこのおいしゃさん」の音楽上の演出例

患者	症状	登場時の BGM	治療時の効果音
ぞう	鼻づまり	ぞうさん	ヴィブラスラップ
きりん	首まがり	創作曲	カバサ
くま	不眠（くま）	森のくまさん	タンバリン、ウィンドチャイム
きつね	咳（コンコン虫）	こぎつね	木魚
ねこ（奥さん）	出産	－	クラベス

学生が3名いたため、2名がパネルを動かす担当、1名が楽器で効果音を鳴らす担当、筆者がキーボードで全体の BGM や伴奏を担当した。表7は、パネルシアター「ねこのおいしゃさん」の音楽上の演出をまとめたものである。音楽上の演出として、患者が登場するシーンで各動物や病状からイメージした BGM を演奏し、随所で効果音を取り入れ、子どもが飽きないように工夫していた。効果音は、練習時に学生が色々な楽器を試し、その中から自分たちのイメージに合う楽器を選択し、鳴らすタイミング等も考え決定した。また挿入歌中の「ニャーッとときあいをいれたなら」や「おだいじに」の部分では、身振り手振りでも歌詞の内容を表現していた。挿入歌に拍手で参加したり、ねこのまねやお辞儀を一緒にする親子も見られ、温かい雰囲気の中、学生も気持ちよく表現できていたようであった。上述のように、パネルシアター上演中の BGM が子どもの身近なものであったことや、題材が日常的なものでイメージしやすかったこと、繰り返しのある挿入歌と場面の変化の分かりやすさ等が印象的かつ子どもが楽しそうにしていた理由であると考えられる。また、目の前で楽器を使った効果音やしかけのあるものを上演されたことで、視覚と聴覚が大いに刺激されたのではないだろうか。学生の頑張りもあり、パネルシアターの上演は好評であったと考える。

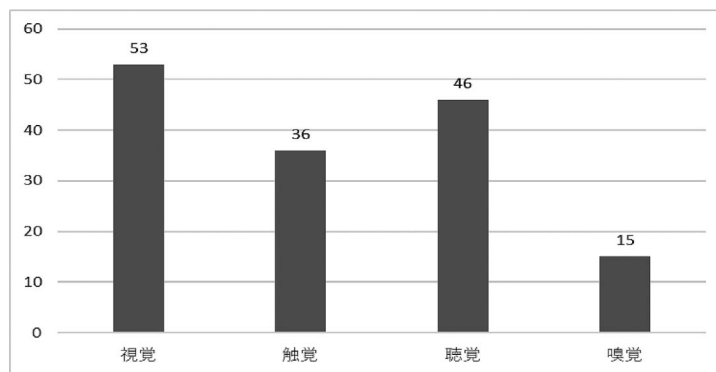


図1 五感の刺激された順番

図1は、全プログラムを通して五感（視覚・触覚・聴覚・嗅覚）が刺激されたと思った順番を尋ね、その順番を点数化（1番：4点、2番：3点、3番：2点、4番：1点）し、集約した結果（総点数150）をまとめたものである。1番刺激された五感は視覚の53点で、次点以降は聴覚の46点、触覚の36点、嗅覚の15点という結果であった。今回は「親子で五感を使って楽しもう」のタイトルで計画しており、意図的にプログラムの中に視覚・触覚・聴覚・嗅覚が刺激される内容を取り入れていた。嗅覚に関しては、ゆずのアロマオイルを活用したのみであったが、視覚・触覚・聴覚に関しては複数のプログラムで体感できるようにしていた。嗅覚の点数が1番低かったことは予想通りだったが、アンケート結果からも視覚・聴覚・触覚がバランス良く刺激されたことが推察される。今後も子どもの五感を積極的に刺激できるようなプログラム内容を検討していきたい。

学生のイベント参加について3つの選択肢（複数回答可）で尋ねたところ、「親しみやすくてよい」が15名中13名、「話しやすい」が6名、「有資格者ではないことに不安を感じる」は0名という結果であり、学生参加に対して、好意的であったことが明らかになった。

お わ り に

新たなコミュニティづくりを主たる目的として、A マンションで「親子で五感を使って楽しもう」をテーマに子育てイベントを実施し、実践内容を報告してきた。筆者らも初めての試みだったが、イベントを通して多くの気づきや学びがあった。

今回のイベントの大きな特徴として、夫婦での参加や父親のみの参加が複数見られたことを挙げたい。要因として、休日の実施であったこと、マンション内のイベントであったこと、短時間でのイベントであったこと等も考えられるが、男性の育児休暇取得の社会的な推進等で、育児は母親だけの役割ではなく、父親も積極的に参加するという風潮の影響もあるのではないだろうか。また、コミュニティづくりの場を必要としていることの表れでもあったと推察する。参加者（保護者）の交流の場では、積極的な情報交換が見られた組もあり、大変印象的であった。

しかし今回のイベントは、1回のみの実施であり、その後の経過は判明していない。子育て支援に特化したイベントに限らず、マンション内で会話する等継続的にコミュニケーションを取っていくことで、コミュニティは広がっていくだろう。定期的なイベント実施は、地域のコミュニティづくりに有効であると考えられる。本学の「そのだ子育てステーションぴよぴよ」も継続して行っていることで、利用者も増加傾向にあり、地域の子育てコミュニティのひとつになっているのではないだろうか。保育者養成に携わる者として、今後も親子参加のイベント等を企画し、子育て支援やコミュニティ作りのきっかけづくりをしていきたい。

文献

文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館

民秋言編者代表（2017）『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の
成立と変遷』萌文書林 p.68

〔くろぎ あき 保育学〕

〔たくほ れいこ 保育学〕

〔なかの けいこ 音楽教育学〕

【調査報告】

シンポジウム 地域歴史遺産としての遺跡

——栗山・庄下川遺跡をめぐる——

【趣旨説明】



2022年12月10日

園田学園女子大学 大江 篤

本シンポジウムは、文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(大学COC+事業)」(二〇一五年度―二〇一九年度)の一環で実施し、今回で七回目となる。COCとはCenter of communityのことで、本学は二〇一二年に「地(知)の拠点整備事業」に「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」というテーマで、西日本の女子大学でただ一つ採択され、五年間取り組み

んできた。二〇一五年度から神戸大学の主幹で「大学COC+事業地域創生に応える実践力養成ひょうご神戸プラットフォーム」に参画し、神戸大学、兵庫県立大学、神戸市看護大学と本学の四大学で「ひょうご神戸プラットフォーム」を構成した。そして、この事業の四つある領域の一つ「歴史と文化」領域で神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センターと共同で取り組んできた。第一回シンポジウムを開催した二〇一六年度は、尼崎市市制一〇〇周年にあたっており、尼崎市立歴史博物館内の尼崎アーカイブズ(旧地域研究資料館)の方々、若手の研究者とともに『尼崎百物語』(二〇一六年、神戸新聞総合出版センター)を上梓した。この出版にちなみ、「地域歴史遺産としての怪異伝承」(二〇一六年度)というテーマで実施した。その後、二〇一七年度 地域歴史遺産としての「営みの記憶」―災害復興の現場から⁽²⁾二〇一八年度 「日本遺産」と地域歴史遺産二〇一九年度 地域歴史遺産の活用―新しい尼崎城をめざして―⁽³⁾二〇二〇年度 地域歴史遺産の「保存」と「活用」―博物館・公文書館の役割⁽⁴⁾

二〇二一年度 地域歴史遺産としての地場野菜―尼いもの「価値」と続き、今年度で七回目である。昨年度は、「尼いものは本当に甘いのか」をテーマに、本学 of 食物栄養学科 of 中野博文教授に成分分析の結果を披露していただき、尼崎市立歴史博物館 of 桃谷和則学芸員から、尼いも復活の歴史を報告いただいた。地域歴史遺産をめぐる文理融合 of シンポジウムであった。さらに、本学と同じCOO事業に採択された女子大学として連携協定を結んでいる埼玉県 of 十文字学園女子大学食品開発学科 of 小林三智子教授にオンラインで参加いただき、新座市の地場野菜「にんじん」を使った商品開発 of 事例を報告いただいた。

本シンポジウムでは栗山・庄下川遺跡を取り上げる。この遺跡は、本学の新校舎（4号館、櫛和館）を建築する際、尼崎市教育委員会の発掘調査によって発見されたものである。櫛和館に隣接する5号館の建築時（一九九四年）には、弥生時代の遺跡が出土している。私が本学に着任し、最初に担当したゼミの学生が、この遺跡 of 発掘調査 of アルバイトをしたことから考古学に興味を持ち、大学院に進学したこともあった。しかしながら、大学内に遺跡があったことも認知されておらず、大学構内遺跡の意義についてもこのシンポジウムのテーマの一つだと考えている。

さて、学校法人園田学園は高等女学校を創立して八十七年を迎えようとしているが、創設当時は南塚口町七丁目の大学キャンパスではなく、五合橋線を挟んで東側の園田学園中学校・高等学校の敷地の少し北側にあった。その地にあった幼稚園も移転し、現在はマンションに

なっている。学園創設 of 一九三八年（昭和十三年）当時、阪急塚口駅の北側と南側では行政区が異なり、大学キャンパスは立花村、駅の南側は園田村となる。園田村 of 村長中村龍太郎が学園を創設した。高等女学校の初代校長は伊丹高等女学校の横山賀前を招聘した。初代校長 of 座右の銘「捨我精進^{しやがしやうじん}」が建学の精神（スクールモットー）である。

「園田高等女学校設立趣意書」（一九三七年）には、

：該地方数里ノ間ニ於テ女子中等教育機関ハ僅カニ兵庫県立伊丹高等女学校及尼崎市立高等女学校ノ二校ニシテ右二校ニ收容シ得ル人員ハ該地方入學志望者ノ約半数ニ過ギズ 其ノ選ニ漏レタル爾余ノ半数ハ可惜進學ノ志ヲ廢シ或ハ經濟上通學上幾多ノ不便不利ヲ忍ビテ遠ク大阪市神戸市及其ノ近郊地方ニ就學ノ途ヲ需メザルベカラザルノ現状ニシテ是レ吾人ガ茲ニ園田高等女学校ヲ設立シ：

とあり、女子が学ぶ中等教育機関（高等女学校）は、兵庫県立伊丹高等女学校（現兵庫県立伊丹高等学校）と、尼崎市立高等女学校（現尼崎市立歴史博物館）の二校がなく、地域の学びたい女子の半分しか学校に行けない。そこに漏れた半数の人たちは、進学を諦めてしまいか、経済上、通學上、いくつかの不便を忍んで遠く大阪市や神戸市の学校に行かないといけないという理由から、この地に高等女学校が創設された。そして、「捨我献身躬行実践ノ校風」、我欲を捨て、自ら学び実践することを校風とすると記されている。

高等教育機関としては、一九六三年（昭和三十八年）に短期大学を開学し、二〇二三年に六〇周年を迎える。【写真①・②】は創設当時

のキャンパスである。また、開学式【写真③】は、現存する1号館の講堂で行われた。この校舎は現在でも使用し、二〇二三年度入学宣誓式もここで実施した。そして、公害問題に苦しむ当時の尼崎市において、大学および周辺地域の緑化に取り組み（グリーン・コミュニティ・カレッジ構想）、一九七八年（昭和五十三年）に正門を北側に移動し、大学前の道路から正門、学舎へと続く「けやきアベニュー」を整備した。櫟は「けやき木（際立つた木）」といわれ、古名は「槻（つき）」と呼ばれ「強い木」の意味がある。大地に大きく根を張り、長寿で巨木・大木に育つ櫟のように、学生に力強く育ってほしいという願いが込められている。新校舎（4号館）の愛称「櫟和館」は、大学のシンボルツリーから付けたものである。

ところで、本学の学生、教職員にとって、キャンパスが歴史的にどのような土地に立地しているのか、学園生活のなかで意識することはほとんどない。一年次生の必修科目「大学の社会貢献」という授業の1コマで、学園の歴史とキャンパス周辺の歴史を講義している。

例えば、キャンパス北東にある五合橋線の交差点「大塚」の地名、「塚口」の地名から、周辺に古墳が分布していることや5号館建設時の一九九四年の発掘調査で弥生時代の「方形周溝墓」が出土したところ、キャンパスが栗山・庄下川遺跡の上にあることを伝えている。また、キャンパスの南には、三角縁神獣鏡が出土した水堂古墳があった。この古墳にちなんだ立花商店街の旭堂本店様とコラボレーションをし、「橘の玉依姫」という菓子を商品開発した。短期大学部生活文化学科の学生が、レシビとパッケージを企画し、現在でも販売されて



写真①開学当初のキャンパス（1963年頃）



写真②通学風景（1963年頃）



写真③開学式（1963年）

いる。

今回4号館の建築にあたって、隣接する5号館の遺跡につながる遺構が出土した。発掘時には、折に触れて、教職員、学生に説明をしたり、発掘現場を見学させていただいた【写真④】。発掘を担当していただいた尼崎市立歴史博物館の益田日吉氏から庄下川・栗山遺跡の概要について報告していただく。今回の遺跡は、弥生時代、古墳時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代と、いくつかの層にわたっている。遺物はあまり出てこなかったが、一三世紀後半か一五世紀の倉庫とみられる掘立柱の建物跡が複数棟出土したことが注目される。民家ではなく、おそらく倉庫群跡である。このことからどのようなことがわかる



写真④栗山・庄下川遺跡発掘風景（2020年）

のであろうか。

中世には、この地域に「生島荘」という荘園があった。また、「立花」の地名の由来になった「橘御園」もあった。これらの荘園の歴史について、兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室の大村拓生氏に報告いただく。古文書の記録と遺物を結びつけることは難しいが、このキャンパスの

地が中世どのような場所だったのか、庄下川流域がどのような場所だったのかを考えてる機会としたい。

それぞれの報告の理解のため、古代のこの地域について説明してきたい。

大学の南側に「生島神社」がある。寺阪五夫編『立花志稿』（一四〇年、立花村役場）に、

本社は維新前迄は生島辨在天の称を以て知られ、宮寺として生島寺を存し所謂神仏混合にして社像により、其祭祀を掌どり來たり、現在祠後の辨在天祠内に辨在天女像、毘沙門天像地藏菩薩を安置し、祠前の大師堂には、弘法大師像不動尊像寺を安置しありて何れも当時の遺物たるなり。

とあり、明治維新までは生島弁財天と称していた。、そして、その縁起の現代語訳が生島神社のホームページに紹介されている。末尾に「寛平二庚戌年孟春日 四邑冠司生寺沙門権少僧都法印宥賢欽白」とあり、「摂洲川辺郡御菌庄生島守脂山生島寺」は八八九年（寛平元年）の夏に、近江国竹生島からこの辨財天を、萩空穂船に乗せ琵琶湖に放つ。そして、その年の九月十四日に難波江の奥に漂着した。ところが、暴風雨が起こり、難波村の北の芦原に打上げられた。その地の百姓が持ち帰ろうとしたが、像が重くて動かない。そこで祈ると「これから乾にあたる二十丁ばかりのところに、生島のかこいがある、これが緑にある勝れた土地であるから、その土地に止まって、土地の人を守ってやろう」というお告げがあり、この地に祀られた。

「生島」は、九世紀初頭の『古語拾遺』に「生嶋（是、大八洲の霊

なり」とあり、土地の精霊（国魂）を意味する。この生島の神が八十島祭と関係があるという説がある。⁽⁵⁾ 天皇即位の翌年、難波で行われた祭祀である。この祭りは、祓いの行事ということや海に暮らす人たちの国土安寧、国土の支配権の確認などと論じられている。また、難波の河口のラグーンに砂州が形成され、港になっていく様子（難波潟の陸化現象）を国土である島を生み出すこととらえたとも考えられている。⁽⁶⁾ 吉井良秀『武庫の川千鳥』（一九二一年）には、

生島とは生國足國など云ふとく島を称賛せるにて大阪の生國咲國魂社（生魂神社と云ふ）と云ふも国の霊を斎ひ祭れるなるがなほ生島と云ふも同義にて古き名称なり扱古昔には淀川尻を中心にして住吉より武庫川迄の間に数多の島ありて大数の上より八十島と云へり

とある。八十島祭は難波潟での祭祀であったが、尼崎の「生島」においても同様の信仰があり、海人の祭祀があったことが指摘されている。⁽⁷⁾

一方、「橘御園」の名の由来となった橘の木は、『日本書紀』垂仁天皇九十年春二月庚子朔条に、

天皇命「田道間守」、遣「常世国」、令「求」非時香菓⁽⁸⁾。（香菓、此云「橘」俱能未。）今謂橘是也。

とあり、橘は常世国にある常に瑞々しい果実と記されている。名に「橘」の文字を含む大和王権の王族たちが多く、大和国と但馬国を結ぶ為奈地域に王族の生活基盤を支える施設・土地があり、それが「橘御園」の起源にあるという指摘がある。⁽⁸⁾

以上のことから、古代から栗山・庄下川一帯は、海辺の祭祀の場であるとともに、大和王権にとって、交通の要衝であり、重要な土地であったと考えることができる。

最後に、本シンポジウムのタイトルにある「地域歴史遺産」に触れておきたい。「地域歴史遺産」は、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターで提唱され、「地域社会の中で活用し、次の世代へ引き継いでいく人々の姿が、素材である歴史資料と連関して捉えられ、地域社会の中で通念化していくもの」と定義づけられている。⁽⁹⁾

実はこれが地域歴史遺産である、というのはあらかじめまっているわけではない。ある人が「これはこの地域の歴史や文化を理解するために大事なものだ」と思えば、それが地域歴史遺産になる。地域歴史遺産はそこに「ある」ものではなく、人々の思いによって地域歴史遺産に「なる」ものである。

だとするとあらゆるものが地域歴史遺産となる可能性を秘めている。江戸時代やそれ以前の古いものだけではない。近代や、戦後のものでも地域歴史遺産になりうる。どこにでもありそうなありふれたものでも、骨董的価値がないものでも、別の人にとって大事なものかもしれない。

もちろん紙に書かれた史料だけではない。写真や建築物、石造物、古い農具や民具などのモノ、あるいは伝統行事や伝承、街並みや景観、慣習や、昔を知る人の証言といった形のないものも地域歴史遺産となりうる。将来はデジタルデータも地域歴史遺産になるだろう。

このように、地域の歴史遺産は、そこに「ある」ものではなく、「なる」もの、「していくもの」であるという視点が重要である。¹⁰⁾

「文化財」は、財産であり、行政・研究者が学術的・文化的・芸術的価値の高いものを指定する。しかし、文化遺産の「遺産」は、人々が受け継いでいくものである。¹¹⁾「遺産」を考えていく際、重要なことは「価値観」である。学術的・文化的・芸術的価値だけではなく、経済的・社会的価値など多様な価値を考えなければならぬ。その「遺産」が、誰にとつてどのような価値があるか。新しい校舎が建ち遺跡そのものは保存できなかった。しかし、栗山・庄下川遺跡について、「文化遺産」「地域歴史遺産」として、どのような価値付けをし、大学として将来に遺していくのかという視点で本日のシンポジウムを考えていきたい。

以上、本シンポジウムを開催する経緯、目的と益田・大村両氏の報告の前提となるこの地域の概要を述べてきた。考古学・中世史の報告に加え、神戸大学大学院人文学研究科の市澤哲氏にコメントをいただき、四者で議論を深めたい。

注

- (1) 二〇一六年度のシンポジウムの概要は、『地域連携推進機構年報』第4号(園田学園女子大学地域連携推進機構、二〇一七年、六六ページ)に報告がある。
- (2) 二〇一七年度のシンポジウムの概要は、『地域連携推進機構年報』第5号(園田学園女子大学地域連携推進機構、二〇一八年、五二ページ)に報告がある。

- (3) 二〇一九年度のシンポジウムは、尼崎市立歴史博物館紀要『地域史研究』第二二〇号(二〇二一年、一五―三四ページ)に掲載している。
- (4) 二〇二〇年度のシンポジウムは、尼崎市立歴史博物館紀要『地域史研究』第二二一号(二〇二二年、四四―八〇ページ)に掲載している。
- (5) 岡田精司「即位儀礼としての八十嶋祭」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年)、同「八十嶋祭の機能と本質」(『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年)、同「奈良時代の難波行幸と八十嶋祭」(『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年)などがある。
- (6) 吉田晶「古代の難波」(教育社、二〇一七年)。
- (7) 坂江涉「尼崎の長渚崎と生島」(『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞総合出版センター、二〇一一年)。
- (8) 古市晃「記紀・風土記にみる交通」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報 2 旅と交易』、吉川弘文館、二〇一六年)。
- (9) 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター『地域歴史遺産保全活用ハンドブック 兵庫県版』(二〇一三年)。
- (10) 前掲注(9)。
- (11) 依木悟「思いをつなぎ、人をつなげる文化財」(『職場・学校で活かす現場グラフィ』、明石書店、二〇二一年)。

尼崎市立歴史博物館 益田日吉



一 栗山・庄下川遺跡の概要

栗山・庄下川遺跡は尼崎市の北部、庄下川左岸の尼崎市南塚口町七丁目および右岸の栗山町一丁目に所在する弥生時代から室町時代の集落遺跡である。遺跡は標高約3mの氾濫平野に立地し、武庫川から分れた流れが緩やかな蛇行を繰り返しながら、尼崎市域を北西



から南東方向へ流れ、南へと向きを変える庄下川中流部の両岸に広がる(図1)。



図2 栗山・庄下川遺跡調査地点位置図

「承和昌宝」、江戸時代の土人形などの遺物が出土した。限られた範囲の調査でしかも湧水が激しかったことから明確な遺構は確認されなかったが、「庄下川川床遺跡」と命名された。⁽¹⁾

その後も断続的に庄下川の護岸改修工事等に伴う立会調査、庄下川に隣接する宅地での試掘調査等、遺跡の確認が試みられたが、ながらく遺跡の広がりを確認することができなかった。そうした中、一九九四年、生島橋から北西に多少離れた位置であったが、庄下川左岸の南塚口町七丁目に所在する園田学園女子大学グラウンドの南端で新館（現5号館）の建設が計画されたことから学校法人園田学園の理解と協力

を得て試掘調査が実施された。その結果、初めて明確な遺構が検出され、遺跡の広がり確認されたことから、工事区域全面の発掘調査（第七次調査）が行われた（図2）。

この調査では、地表下約1mで弥生時代から鎌倉時代の土器を含む厚さ約10cmの包含層、その下の灰黄色粘質土層（地山）上面で弥生時代中期初頭から後期後葉、奈良時代、平安時代前期の多数の遺構が重なり合うように検出された（図3）。主な遺構は、弥生時代中期の方形周溝墓、溝、井戸、土坑、奈良時代の掘立柱建物二棟、平安時代前期の掘立柱建物三棟などである。

この調査の結果、古墳時代および飛鳥時代を除く弥生時代から平安時代にかけての遺跡が調査地の周辺に広がっていることが確認されたほか、平安時代の建物が調査区南東部に集中していたことから、調査地の南東側に平安時代の屋敷地の広がりが見込まれた。⁽²⁾

また、一九九九年から二〇〇〇年に行われた庄下川右岸の栗山町一丁目での民間共同住宅建設に伴う一連の調査（第八～一三次調査）では、弥生時代の土坑・溝、古墳時代の掘立柱建物・井戸・溝、平安・鎌倉時代の掘立柱建物・土坑などの遺構が検出され、弥生時代中期～終末期、古墳時代前期～後期、平安時代末から鎌倉時代の遺物が出土した。ここでは、対岸で確認されなかった古墳時代及び鎌倉時代の掘立柱建物や井戸、溝などの遺構が新たに確認されたことで、時代による集落範囲の移動が予想されるとともに、庄下川を挟んだ両岸に弥生時代から中世まで続く遺跡の存在が明らかになった。⁽³⁾

さらに、二〇〇四年～二〇〇五年の園田学園女子大学グラウンドでの

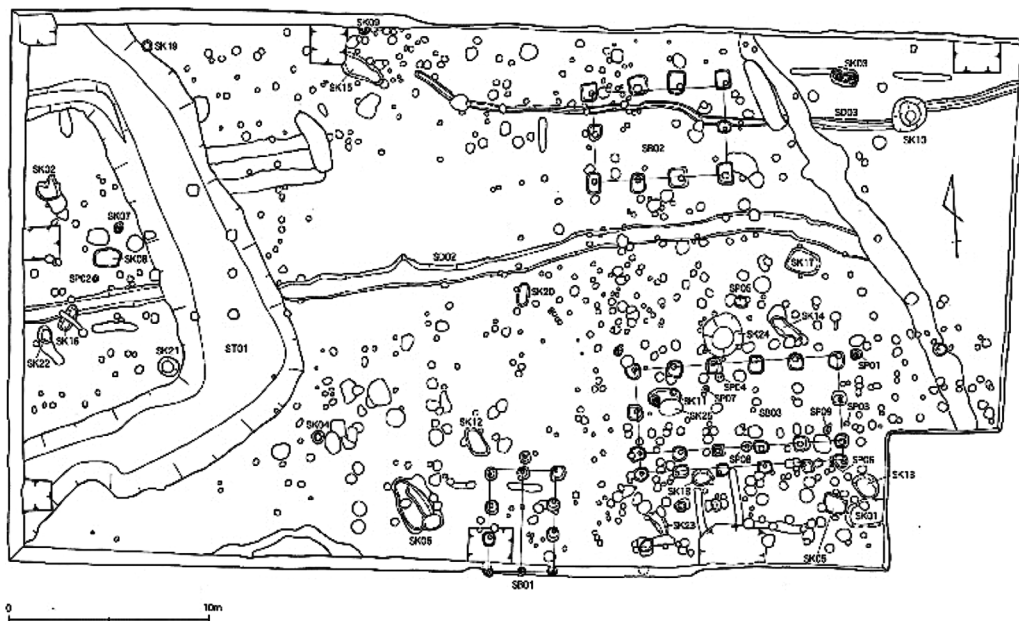


図3 第7次調査遺構平面図（注2文献より）

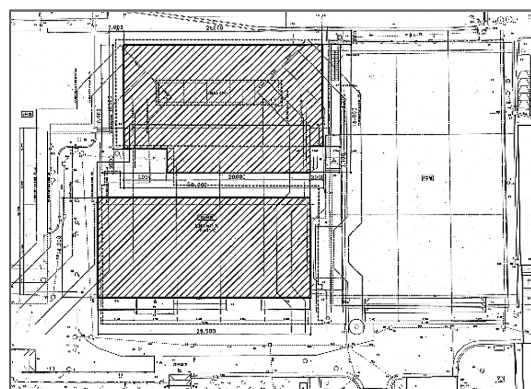


図4 第44次調査区配置図

確認調査（第二〇・二四次調査）では、グランド中央部北端で遺構を検出し、遺跡の北への広がりが確認されたが、グランド東端及び北東部へは遺跡が及んでいないことが明らかになった。^④

二 栗山・庄下川遺跡第四四次発掘調査成果の速報

（一）調査の経緯と遺跡の概要

園田学園女子大学第4号館建替え等の工事が計画されたことから、建物の解体撤去後に工事予定区域で確認調査を実施したところ、既設建物（旧4号館）の建設及び撤去工事の際に深く掘り返された箇所があるものの広い範囲で遺跡の遺存を確認したことから遺跡の残存が予測される約九〇〇㎡について発掘調査（第四四次調査）を実施した。調査期間は二〇二〇年一月一六日から二〇二二年三月一九日である。

確認調査の結果、工事予定区域の中央部は既設工事により遺跡の残

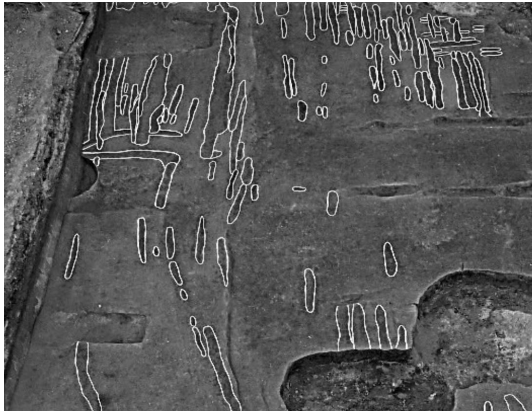


図5 北調査区スキ溝検出状況（西から）

存が見込めないことが確認できたことから、調査はこの部分を除き、南調査区と北調査区に分けて順次実施した（図4）。

調査で確認した基本層序は、上から約七〇～九〇cmの盛土（学舎建設の伴う造成盛土）の下は約一〇cmの近代耕土、その下に約二〇～二五cmの近世耕土等の土層を確認したが遺物は検出できなかった。更にその下の地表下約一～二mには、弥生時代から室町時代の遺物を含む厚さ約一五cmの包含層（第一包含層）が遺存していた。この包含層の上面を精査したところ、主に東西方向に延びる耕作に伴うスキ溝状の小溝を多数検出（図5）し、土師皿・備前焼播鉢片等の遺物が出土したことから、今回の調査地は中世末、遅くとも近世初頭には、耕作地への土地利用の転換

がなされたようである。

この包含層を除去した下には弥生時代から鎌倉時代の遺物を比較的多く含む包含層（第二包含層）が一〇～一五cmの厚みをもって堆積しており、その上面を精査したところ多数の柱穴等の遺構を検出した。（第一遺構面）

さらに、第二包含層を

除去すると隣接する第七次調査地で弥生時代から平安時代の多数の遺構を検出した遺構面と同一の灰黄色粘土混じり砂質土層地山の上面で、弥生時代の溝及び古墳時代の竪穴住居等の遺構を検出した。（第二遺構面）

（二）第一遺構面検出の遺構

第一遺構面で検出した遺構は、南調査区では掘立柱建物二棟である。建物は一部重なり、方位を異にしていたがどちらの建物も側柱建物である。このほか、調査区の南端部では建物としてまとめることができなかったが柱穴三五基を検出しており、調査区の南には更なる掘立柱建物群の存在が予想される（図6）。また、北調査区でも掘立柱建物一五棟（側柱建物九棟・総柱建物六棟）のほか、九基の柱穴を検出した（図7）。

ここでは紙数に限りがあるのですべての遺構を紹介することはできないが、一部の遺構について簡単に紹介する。

ア 掘立柱建物一

南調査区中央北端部で掘立柱建物二と一部重なる位置で検出した。桁行四間（約五・二m）以上、梁行二間（約二・三m）の南北棟建物である。主軸を西に大きく傾け（約四二度）、柱間寸法は桁行約一・一～一・八m、梁行約一・一mを測る。柱掘形は径約四〇～六〇cmの円形または隅丸方形を呈し、柱痕跡は径約一二～二〇cm、深さは約一〇cmである。柱掘形埋土から土師器・須恵器・瓦器、柱痕跡埋土から弥生土器・土師器の小片が少量出土した。

イ 掘立柱建物二

南調査区中央北端部で掘立柱建物一の西に一部重なる位置で検出した。桁行三間（約三・二m）以上、梁行三間（約四・七m）の南北棟建物である。ほぼ正方位に主軸をとり、柱間寸法は桁行約一・五～一・七m、梁行約一・四～一・八mを測る。柱掘形は径約五〇～六〇cmの円形または隅丸方形を呈し、柱痕跡は径約一八～二〇cm、深さは約一〇cmである。柱掘形埋土から弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器、柱痕跡埋土から土師器・瓦器の小片が少量出土した。

なお、掘立柱建物一の柱掘形が掘立柱建物二の柱穴埋没後に掘り込まれていたことから、掘立柱建物二が廃絶した後に掘立柱建物一が建

ウ 掘立柱建物三

北調査区東端部で検出した。桁行三間（約四・四m）、梁行三間（約四・二m）の東西棟の総柱建物である。主軸を西に大きく傾け（約五八度）、柱間寸法は桁行約一・四～一・六m、梁行約一・二～一・五mを測る。柱掘形は径約三五～五〇cmの円形または隅丸方形を呈し、柱痕跡は径約一五～二〇cm、深さは約八cmである。柱掘形埋土から土師器・須恵器・瓦器、柱痕跡埋土から土師器・須恵器・瓦器の小片が少量出土した。

エ 掘立柱建物四

北調査区南西部で検出した。桁行四間（約五・三m）以上、梁行四間（約四・九m）の南北棟の総柱建物である。ほぼ正方位に主軸をとり、柱間寸法は桁行約一・二～一・五m、梁行約一・二～一・三mを測る。柱掘形は径約三〇～五〇cmの円形または隅丸方形を呈し、柱痕跡は径約一五～二〇cm、深さは約一〇cmである。柱掘形埋土から弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・瓦器の小片が少量出土した。

今回、第一遺構面で検出した柱穴はいずれも後世の耕作等に伴う度重なる掘削により遺構上部を大きく削平されたものとみられ、遺構の深さは一〇cm程度しか残存せず、弥生土器・土師

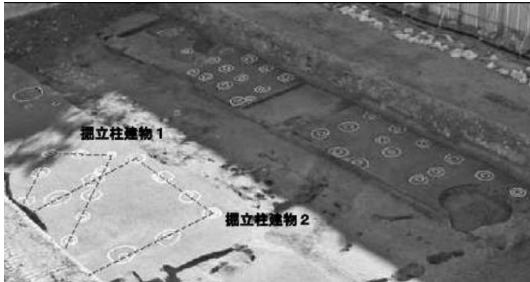


図6 南調査区掘立柱建物検出状況（北西から）



図7 北調査区掘立柱建物検出状況（東から）

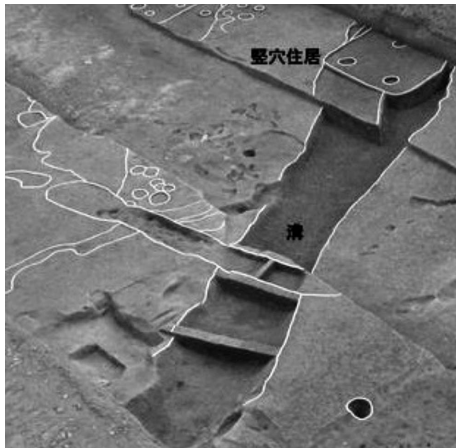


図8 南調査区竪穴住居・溝検出状況（北から）

器・須恵器・黒色土器・瓦器・白磁・青磁などの小片が僅かに出土したものの、明確に時期を特定できる遺物は出土しなかった。しかし、遺構の基盤となった第二包含層は近世遺物を含まず、柱穴からは鎌倉時代から室町時代とみられる遺物が出土していることから、今回検出した掘立柱建物群は鎌倉時代から室町時代の遺構と考えられる。

また、建物の重複関係から、三ないし四時期の建物の建替えが想定されるほか、一部重なり合った柱穴の新旧関係から、ほぼ正方位に主軸をとる建物が先行建物で、主軸を西に大きく傾ける建物が新しい時期の建替え建物とみられる。

(三) 第二遺構面検出の遺構

第二遺構面で検出した遺構は、南調査区では、中央部南端で竪穴住居一棟、中央部で溝四条、不整形の落込み状遺構三基、調査区中央部を中心に小ピット三〇基を検出した（図8）。

また、北調査区でも調査区北東隅で途切れ途切れではあるが隅丸方形状にめぐる浅い溝一条のほか、浅く途切れながらも東西方向、あるいは北西から南東方

向に続いていたとみられる溝三条、南西部で不整形の土坑一基、北西隅で不整形の落込み状の遺構一基、調査区中央部などでピット一七基を検出した。いずれの遺構も浅く、第二包含層が形成された平安時代後期から鎌倉時代に大きく削平されたものと考えられるが、これらの遺構から少量の須恵器片が出土していることから、主に古墳時代後期の遺構と考えられる。以下主な遺構を紹介する。

ア 竪穴住居

南調査区中央部南端壁際で方形の竪穴住居の一部を検出した。東西約二・七m、南北約二・〇m以上を測り、床面までの残存深さが約八cmであることから、竪穴上部は大きく削平を受けたものと考えられる。床面には北壁から約四〇cm隔て、東壁から約四〇cm、西壁から約五五cmの位置で柱穴を確認した。柱間寸法は約一・四五mを測り、ともに径約三五cmの円形の柱掘形に径約一八cmの円形の柱痕跡である。埋土から弥生土器・土師器・須恵器の小片が少量出土したことから、古墳時代後期の遺構と考えておきたい。

イ 溝

南調査区中央部を北西から南東方向に続く溝で、南端は竪穴住居により上部は削平されていたものの調査区外へと続いていた。比較的残存状態の良い調査区北半部では上端幅約二・一m、底部幅約一・六m、深さ約四〇cmを測る。埋土は三層に分かれ、各層から弥生土器とみられる土器小片が少量出土していることから弥生時代の遺構とみられるが詳細な時期は不明である。

第二遺構面で検出した遺構は、遺物が少なく詳細な時期は不明であ

るが、地山を基盤層としたもので、これまでの発掘調査では、この面から弥生時代中期初頭から平安時代前期の遺構が検出されている。しかし、隣接する第七次発掘調査地では奈良時代の掘立柱建物、平安時代前期の掘立柱建物・井戸等の遺構が確認されているが、今回の調査では、この時期の遺構は確認できなかった。

一方、第七次発掘調査では古墳時代の遺構は確認されなかったが、今回南調査区で検出した竪穴住居は、古墳時代の遺構と考えられる。また、北調査区北東隅で検出した隅丸形状に巡る溝状遺構からも須恵器の小片が出土しており、古墳時代の遺構とみられる。さらに、第二包含層から出土した勾玉はその形状から古墳時代のものと見られ、これまで庄下川右岸でのみ確認されていた古墳時代の遺構が庄下川の左岸へも広がっていることが明らかになった。

また、隣接する第七次発掘調査では弥生時代中期の土坑・ピット・溝、方形周溝墓等弥生時代の遺構及び遺物が多数出土しているが、今回の調査地ではその西端部を北西から南東方向に続く幅約二・一mの溝を検出したほかは明確な遺構は無く、遺物の出土も極めて少ないことから、弥生時代の集落の縁辺部若しくはこの溝が集落の東を限る環濠の一部にあたるのかもしれない。

(四) 特に注目したい調査成果

第四四次発掘調査で特に注目したいのが、第一遺構面で検出した掘立柱建物群である。一七棟の掘立柱建物のうち六棟が総柱建物で、倉庫とみられる。数度の建替えが認められたことから、ここには鎌倉時代から室町時代にかけて貯蔵、保管に関わる建物が配置されていたと

考えられる。

この地域に関わる記録としては、八三〇年（天長七）淳和天皇が摂津国衛の米五〇〇石を開墾費用にあてて生島勅旨田を開墾したことが知られており、第一次調査で「承和昌宝」が出土したことから、遺跡との関連が注目されてきた。

一方、一一世紀中頃に多田源氏の一族である源実国が開墾した土地が代々相伝され、一二世紀中頃に皇嘉門院に寄進されて生島荘が成立する。生島荘は、中心となる「中郷」（現在の栗山付近）を挟んで北の「富松郷」、南の「浜郷」（現在の三反田・尾浜付近）を中核として庄下川沿いに所在した荘園（図9）とされ、その後は鎌倉時代初期に九条兼実が春日社に寄進したことで春日社・興福寺の荘園となり、南北朝時代以降も武士勢力の侵略などに抗し、一六世紀初頭まで春日社・興福寺の荘園支配が続いたとされている⁽⁵⁾。

今回、第一遺構面で検出した掘立柱建物群は、まさにこの生島荘の時期にあたり、位置的にも「中郷」の一角とみられることから、今後



図9 生島荘諸郷の位置

の整理作業を通した詳細な検討を要するものの、ここでは庄下川を用いた物資運搬及び貯蔵、管理に関わる荘園関連施設の一部と考えておきたい。今後の調査により、荘園関連施設の様相や荘園経営の実態等、地域の歴史研究が進展することを期待したい。

注

- (1) 尼崎市教育委員会 一九七六年『尼崎市埋蔵文化財 遺跡分布地図及び地名表』
村川行弘 一九八〇年「栗山庄下川川床遺物包含地」(『尼崎市史』第一〇巻)
- (2) 尼崎市教育委員会 二〇〇〇年「栗山・庄下川遺跡」(『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成七年度』)
- (3) 尼崎市教育委員会 二〇〇三年「栗山・庄下川遺跡」(平成一一年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書)
- (4) 尼崎市教育委員会 二〇〇四年「栗山・庄下川遺跡」(平成一二・一三年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書)
- (5) 尼崎市教育委員会 二〇〇五年「栗山・庄下川遺跡」(平成一四・一五年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書)
- (6) 尼崎市教育委員会 二〇〇五年「栗山・庄下川遺跡」(平成一六年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書)
- (7) 戸田芳実 一九六六年「中世の尼崎」(『尼崎市史』第一巻)
- (8) 田中英 一九九六年「生島荘」(『尼崎地域史事典』)
- (9) 田中勇 一九九六年「浜郷」(『尼崎地域史事典』)

【報告Ⅱ】 中世の橘御園・生島荘と尼崎

ひょうご歴史研究室 大村拓生

はじめに

本稿の課題は、栗山・庄下川遺跡をとりまく環境について、文献史学の立場から検討を試みるものである。当該地域に存在した中世の単位所領として橘御園・生島荘があり、まずその所領としての性格と領域を明らかにした上で、地域的な特質について考察する。

これらについてはすでに、戸田芳実氏が『尼崎市史』において取りあげており、そこで扱われなかった史料も含めた田中勇氏による生島荘の専論、田中英英氏による橘御園の概説もある。⁽³⁾ただ研究状況の進展によって再検討すべき論点もあり、取りあげられていない史料も存在する。また当該地域が河川交通によって平安京・京都と直結している点も考慮する必要がある。それらを踏まえて改めて、橘御園・生島荘について考察していきたい。



2022年12月10日

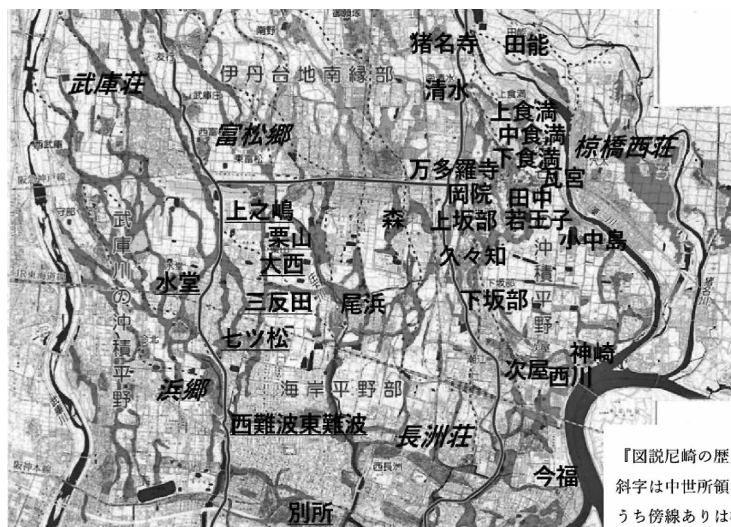
一、橘御園の性格と領域

橘御園の初見は藤原師実の春日詣に際して、「裏飯二百果」が賦課されたという『平記』康平五年（一〇六二）年正月一三日条で、一二世紀前半の藤原忠実期の年中行事書である「執政所抄」によると、五月五日に菖蒲を「卅三駄」賦課されており、古くからの撰閥家領だったことが知られる。後者で菖蒲を負担しているのは、淀刀欄・大津御厩・垂水東西牧・散所と、何れも交通の要衝であり、淀・垂水は淀川交通と関わり、橘御園は猪名川に設定されたと考えられる。

その一方でそれが一元的に管理されていたわけではなく、久寿三年（一一五六）には東大寺領猪名荘の要求により、預所の藤原頼輔が橘御園寄人に対して東大寺領への地子・五節供を命じている。⁽⁵⁾ 寄人は撰閥家に奉仕する一方、東大寺領の田地の耕作にもあたっていた。また周辺の同じく撰閥家領の棕橋荘民・鴨社領の長洲御厨供祭人のなかにも東大寺領を請作するものがあったという。

また応保二年（一一六三）に「棕橋西御庄司等」が、東大寺領猪名荘下司為兼が以前にはなかった堤を記した絵図を持ち出して、「橘御園御役田并棕橋御庄役田」を押領していると訴えている。⁽⁶⁾ ここから橘御園が単に寄人が所属しているだけではなく、田地を含むものだったことがわかり、同じ文書のなかで「橘御園御立券文書」にも触れられている。

すなわち橘御園は立券され一定の領域を有する一方で、隣接する棕橋西荘・猪名荘（中世は長洲荘）とは互いに請作関係にあり、それをめぐって境界紛争も生じていた。堤に言及されているように、この地



『図説尼崎の歴史上巻』20 頁図に加筆
斜字は中世所領名、それ以外は近世村で、
うち傍線ありは橘御園荘、なしは御園荘

域は猪名川の下流地域で、河川の洪水や土砂堆積によって地形環境がしばしば変化していたことによるものである。

さらに橘御園は猪名川流域以外にも広がっていた。鎌倉期に橘御園は摂関家のうち近衛家に伝領され、そこから一族が輩出する浄土寺門跡に寄進される。そのうち「年貢内拾果」は嘉元二年（一一三〇四）に浄土寺が管領する勝尾寺に永代寄進されるが、その内訳は、難波村分・恒富村分・生島村分・散在村分・田中村分・酒井村分・大畠村分だったことが判明する。⁽⁷⁾ 難波村は近世の西難波村・東難波村の前身、生島は近世生島神社を祀る上之嶋・栗山・大西・三反田村の前身で、猪名川流域ではなく伊丹台地をはさんだ武庫川流域に相当し、厳密な位置比定が困難な恒富村も記載順序からその間の近世水堂・七ツ松・尾浜の前身の可能性がある。⁽⁸⁾

『莊園志料』⁽⁹⁾では、ここにあげた九ヶ村を「橘御園莊」、猪名川流域の三四ヶ村を「御園莊」としている。根拠は示されていないが、用水体系でも切り離された地域で、一定の蓋然性を有する見解といえる。

二、生島莊の性格と領域

生島莊の成立事情が知られるのが、覚照なる人物が開発領主の子孫としてその返付を求めたところ、本所九条家から代替地として播磨国田原莊内西光寺が与えられたが、現地勢力に妨げられているため改めて生島莊の返付を求めた正応四年（一二九一）七月日の文書である。⁽¹⁰⁾ それによると常陸介源実国が開発して相伝し、四代孫の三河権守雅行が皇嘉門院に寄進し、藤原忠通（皇嘉門院の父）から康治元年（一一四二）十一月付の摂関家政所下文を得て、毎年年貢百石を備進するようになったという。

このうち源実国が、摂津源氏の祖頼光の孫で、その四代孫の雅行まで『尊卑分脈』と対応することは、田中勇氏によってすでに明らかにされている。ただし当時の研究状況もあって、実国は開発領主でその子孫は在地領主と理解されている。しかし実国の官途からも明らかにように受領を歴任する階層で、承徳二年（一一〇九八）法勝寺塔供養の賞で、河内源氏の源義家が院昇殿を許されるとともに、実国息の備後守行実の男顕行が白河院侍に補任されている。⁽¹¹⁾ 行実・顕行の子で生島莊を寄進したという雅行・雅行の子基行は検非違使にも任じられており、在京して活動する京武者に該当する。⁽¹²⁾

雅行が実国以来の私領を伝領していた可能性までは否定できないが、実国一流は在地領主ではなく、生島莊の成立は雅行と忠通との関係で立券が行われたものとすべきである。⁽¹³⁾ 雅行の父顕行は受領・蔵人・滝口などとして見るとともに、摂関家藤原忠実の職事だった徴証があり、⁽¹⁴⁾ 雅行は自身も保元二年（一一五七）の忠通息基実の着陣の際に前駆を務めており、⁽¹⁵⁾ その関係を確認することができる。

こうして摂関家領として成立した生島莊は、このうち九条家に伝領され建長二年（一二五〇）に九条道家が息忠家に処分する際には、「生島莊被_レ寄_レ春日四季御八講_二」⁽¹⁶⁾とあり、春日社の四季八講用途として寄進されたことがわかる。その一方で、建久二年（一一九一）一〇月の長講堂領目録には、「生島」があり、「新立」と注記される。⁽¹⁷⁾

この点で注目されるのが、『尊卑分脈』で雅行の子のうち保行・信雅兄弟が寿永二年（一一八三）十一月の法住寺合戦で討たれたと記されていることである。法住寺合戦は平家を追って入京した源義仲が、

後白河法皇と対立してその御所法住寺殿を襲撃したというもので、他に関連史料はないが、『尊卑分脈』を信用するなら保行・信雅は後白河に動員されたことになる。その直後に生島が新立とされているのは、雅行子息に留保されていた何らかの権利がもたになっているのではないか。

田中勇氏は、承久二年（一二二〇）に「生嶋庄造大内裏役」を賦課され、公田数を五三町と解答する書状の発給者である仲雅⁽¹⁸⁾を摂津源氏一流と評価し、その後に春日社と結びついた有力農民層に敗れ、没落したと理解している。仲雅は雅の通字からその可能性はあるが、あくまで在京管理人としての立場であり、その盛衰は法住寺合戦のような中央の情勢に左右されるものだった。前述の覚照について詳細な事情はわからないが、代替地を与えられているのも九条家との結びつきがあったからそのものだろう。

それはさておき、この九条家・春日社領と長講堂領という職の体系では異なるにも関わらず、同名の生島荘が室町期にも存続していた。すなわち応永一四年（一四〇七）三月の「長講堂領目録」に⁽¹⁹⁾、「庁分」として生島荘があり、年貢として「二季御供花御布施白布四十段」が記されている。他の所領のなかには「雖有御領号、不_レ済_二年貢所々_一」という記載があり、注記のない生島荘はこの段階で年貢の納入があったことがわかる。

一方、室町期の「九条家文書」のなかで生島荘について、浜郷・富松郷は「已上春日四季御八講料所宛_二置之_一」、中郷は「大慈恩律寺御寄附之間無_二他役_一」とある。⁽²⁰⁾ここからこちらの生島荘も存続してい

ること、荘内は三つの郷からなり、浜郷・富松郷は九条道家処分状にもあるように、春日四季八講料所に宛てられ、中郷は大慈恩律寺に寄附されていることがわかる。富松郷が近世の西富松・東富松村、浜郷が浜田にあたるのとすると、中郷こそが生島神社氏子圈に相当することになる。

一方そこには橘御園生島村も存在しており、応永二六年（一四一九）には、隆祐が弟子の伊与阿闍梨良祐に「生島村内乾ふけ田」を譲与している。⁽²¹⁾ここでは橘御園と明記されていないが、文明二年（一四七〇）には、「摂津国橘御園内九々智・生嶋之方生米」が石清水惣大工に宛がわれている。⁽²²⁾応仁の乱中の没官が多発した混乱期で、なぜ石清水八幡宮が登場するのかわからないが、橘御園内に生島という所領単位が存続していたことが確認できる。さらに近世三反田村に当時あった西教寺には、享祿四年（一五三一）に本願寺が下付した「方便法身尊像」があり、願主の所在地は「橘御園庄内生島村」だったことが知られる。⁽²³⁾

以上のように、室町期まで九条家（春日社）領生島荘、長講堂領生島荘、浄土門跡領橘御園生島村の何れもが所領単位として実質的な意味をもち、併存していたのである。何故にそれが可能だったのかは、京都と現地の関係の質にあったと思われる、節を改めて検討する。

三、橘御園・生島荘と京都

承元二年（一二〇八）三月六日、関白近衛家実は、大殿基通領である摂津橘御園に方違を行った。これは金峯山・多武峰の合戦で避難し

ていた大織冠像が一日に帰座するにあたって、陰陽師が「河陽辺」を示したためで、六日未明に向かい申時に到着、翌日「曙間」に帰京の途についている。⁽²⁴⁾

この時は滞在時間もごくわずかだが、弘安二年（一二七九）三月七日の近衛家基の方違は大規模なものとなった。⁽²⁵⁾方違先は浄土寺門跡が管領する橘御園内の難波江館で、「河陽尼崎近辺」だという。難波村が橘御園に含まれていることは前述の通りで、そこに館が営まれ、浄土寺門跡が予め下向して準備を整え、「海浜遮眼路」、眺望催興」という景観だったという。前関白鷹司基忠・左大将鷹司兼忠など随行者もあり、二泊して贈答儀礼、舞童子を参入させての延年なども催され、行き帰りは遊女も随行したという遊興的なものだった。

橘御園内には貴族を迎え入れることができるような館が存在しており、判明する事例は二例のみだが、他の近衛家当主も方違を行っていた可能性があり、難波江館は貴顕を迎える場として設けられたものだろう。⁽²⁶⁾

一方、生島荘に関して以下の史料が注目される。

接津国生嶋庄内慈恩寺・浄園寺事、照源上人管領無相違之處、智円致⁽²⁸⁾「濫妨」之間、被^レ下⁽²⁹⁾綸旨於使庁、重々有⁽³⁰⁾其沙汰、被^レ止⁽³¹⁾妨了、浄園寺智円於⁽³²⁾本所九条殿、致⁽³³⁾奸訴之間、被⁽³⁴⁾棄捐了、而近日囑⁽³⁵⁾万里小路中納言、歎申給⁽³⁶⁾綸旨之由、有⁽³⁷⁾其聞、不⁽³⁸⁾可有⁽³⁹⁾物念御沙汰之旨、支申之也、

これは康安二年（一二六二）五月六日に、北朝伝奏の柳原忠光が後光厳天皇に奏聞した条項の一つで、生島荘内の慈恩寺・浄園寺につい

て、照源上人が管理してきたが、浄園寺の智円が濫妨したので、綸旨が検非違使庁に下され、審議が行われ濫妨を停止させた。さらに智円は本所の九条家に訴訟を行ったが、それも棄却された。しかし近日に議定衆の一人の万里小路仲房を通じて、後光厳の綸旨を獲得したというが、短慮な処置が行われてはならないと進言したもので、それが容れられている。⁽²⁷⁾

ここから生島荘内に慈恩寺・浄園寺という寺院があり、その管領権をめぐって照源・智円の両名が争っていたことがわかる。このうち照源は応安元年（一二六八）五月一二日に没した天台の碩学で密教・浄土・律も兼学した盧山寺四世とみるのが妥当だと考えられる。⁽²⁸⁾そこで想起されるのが、九条家領生島荘中郷が大慈恩律寺に寄進されているという事実である。これは慈恩寺と同一とみなすことができ、生島荘内にあった律院で中郷を管理していたことになる。

また延文五年（一二六〇）正月一日付で「大覚寺長老」宛、正月一九日付で「盧山寺長老御房」宛で、⁽²⁹⁾足利義詮が天下静謐祈禱を命じていることが知られる。当時義詮は大覚寺のある尼崎に進駐して⁽³⁰⁾おり、「盧山寺長老御房」は慈恩寺にいた照源その人を指している可能性⁽³¹⁾がある。

ただし照源は通常は盧山寺にいたはずで、濫妨しているとされる智円が浄園寺を冠していることから現地で行動していた可能性がある。近代の地誌『立花志稿』⁽³²⁾に依ると、近世七松村の弘誓寺の東隣に浄音寺という寺院があり、尼崎に移転したと伝えられていたという。同書は尼崎寺町に立地する日蓮宗の長遠寺との普通の可能性を指摘する

が、むしろ淨園寺のこととみるべきではないか。

なお智円も単なる在地の僧ではなく、照源に対抗して、万里小路仲房にはたらきかけて論旨を獲得できるだけのコネクションも持っていた。京都の警察権すら失われていた当時の検非違使に照源の訴えを認めても現地で強制執行する力はなく、紛争は長期化したものと思われる、残念ながらその後の状況はわからない。

さらに『立花志稿』には、生島神社には神宮寺として守胎山生島寺妙音院という寺院が廃仏毀釈まで存続し、縁起が存在し寛平二年（八九〇）創建とされているという。前述した「生島村内ふけ田」の譲状には阿闍梨号を有する僧侶が登場する。これが同書のように生島寺に関連するものとは断言できないが、周辺に密教修法がおこなえるだけの寺院が存在したことを示すものである。

このように生島荘内には京都の高僧ともつながりを有する寺院が複数存在していたことがわかる。九条家領（春日社領）・長講堂領・浄土寺門跡領という複数の生島を冠する所領単位が存続していたのも、それらの寺院が媒介として権門との取り次ぎが行われていたためと思われる⁽³²⁾。

むすびにかえて

橘御園・生島荘の複雑な所領構成と、それを支える現地に立地する寺院の役割について検討してきた。尼崎大覚寺の扁額が前関白鷹司兼平によって執筆されたように⁽³³⁾、それらの寺院は京都とも強い結びつきを有していたものである。

さらに近衛家基の方違で「河陽尼崎近辺」といわれるように、都市としての尼崎も明確な姿をもつようになり、そこを基盤とした材木商人は巨富を蓄えるようになっていた⁽³⁴⁾。

栗山・庄下川遺跡そのものにコメントすることはできないが、京都との濃密なつながり、都市尼崎の成長といった歴史的環境のなかにあったことを確認して稿を閉じたい。

注

- (1) 戸田芳実「第三節4摂関家領橘御園とその住民」「第四節4尼崎地方の諸庄園の特徴」『尼崎市史』一、一九六六年。
- (2) 田中勇「中世の生島庄村落」(尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』三三三、一九七四年)。
- (3) 田中文英「撰津国」(『講座日本荘園史』七、吉川弘文館、一九九五年)。
- (4) 「執政所抄」の最新刊本は、『大日本史料』三二二六、一三三頁以下に所収。該当部分は二〇四・二〇五頁。
- (5) 久寿三年二月一日「修理大夫藤原頼輔下文案」(長洲二八、未成巻東大寺文書)。「尼崎市史」四に収載されている史料については、原則としてそれを優先し、一般編年史料は編年、猪名庄・長洲庄関係史料については長洲と略称し、番号を記す。
- (6) 応保二年十一月一日「棕橋西庄司等陳状案」(長洲三六、未成巻東大寺文書)。
- (7) 「浄土寺門跡寄進米上日記并請取状」(編年史料一四二、勝尾寺文書)。
- (8) 近世村の名称は、日本歴史地名大系『兵庫県の地名』(ジャパンナレッジ版)に従う。
- (9) 清水正健編『莊園志料』上、帝都出版社、一九三三年。

- (10) 編年一三五、九条家文書。
- (11) 『中右記』承徳二年一〇月二三日条。
- (12) 宮崎康充編『検非違使補任』一。
- (13) 荘園の成立について、田中氏段階の在地領主の寄進から、院・摂関家による立券へと大きく捉え方が変化している。川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）・高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』（塙書房、二〇〇四年）。
- (14) 『殿暦』永久五年六月一七日条。
- (15) 『兵範記』保元二年一〇月二日条。史料検索にあたって、兵範記輪読会編『増補改訂兵範記人名索引』（思文閣出版、二〇一三年）を利用した。
- (16) 編年一一五、九条家文書。
- (17) 編年八二、島田文書。
- (18) 『民経記』紙背文書（尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』一一四所収、尼崎市史古代・中世史料補遺五五）。
- (19) 『大日本史料』七一八、八八八頁以下、生島荘は八九九頁。
- (20) 『九条家文書』一五〇八。
- (21) 編年史料三〇三。栗山文書。
- (22) 「年中用抄」（尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』一一七所収、尼崎市史古代・中世史料補遺三六〇）。
- (23) 編年四三七、『立花志稿』。
- (24) 『猪熊関白記』承元二年三月五・六・七日条。
- (25) 『勘仲記』弘安二年三月一七・一八・一九日条。（編年資料一二七）
- (26) 「忠光卿記」康安二年五月六日条（『大日本史料』六一二四、一一七・一一八頁）。
- (27) 当時の北朝訴訟制度の概要は、森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版、一九八四年）に依り、同書二二・二二三頁にこの事例も取りあげられている。
- (28) 『大日本史料』六一二九、三〇五頁以下で関連史料が集成。

- (29) 『大日本史料』六一三二、九三七頁。
- (30) 市澤哲「尼崎と南北朝の内乱」（『図説尼崎の歴史』上、二〇〇七年）。
- (31) 立花村役場、一九四〇年。
- (32) 当該地域で寺院がネットワークの紐帯として、地域社会の中核にあったことは、拙稿「一五世紀における淀川水系の寺院ネットワークと地域社会」（『市大日本史』一六、二〇一三年）でも論じた。
- (33) 『勘仲記』弘安一〇年九月五日条。
- (34) 拙稿「中世畿内における材木流通の展開」（仁木宏編『日本古代・中世都市論』吉川弘文館、二〇一六年）。「史料にみえる中世―尼崎の人々と生業―」（『たどる調べる尼崎の歴史』下、二〇一六年）。

【コメント】

神戸大学大学院 市澤 哲



2022年12月10日

私に与えられた課題は、益田、大村両氏の報告に対するコメントであるが、両報告ともに詳細にして周到な内容を持っているので、補足として鎌倉後期の生島荘に関する史料を紹介し、九条家領であった生島荘がどのような土地として京都の領主に把握されていたのかを説明することで責を塞ぎたい。加えて、本シンポジウムの趣旨文が本遺跡を「地域歴史遺産」と位置づけることに關しても、若干のコメントを述べたいと思う。

一 九条家文書から見る鎌倉時代の生島荘

鎌倉時代の生島荘は、ある特異な事件で注目されてきた。^①正応四年（一二九二）七月、生島荘を九条家に寄進し、預所職を相伝してきた一族の末裔の覚照という人物が、朝廷あてに訴状を認めている。その訴状で覚照は、先祖から相伝してきた預所職を九条家が一方的に「収公」（＝没収）したことを訴えている。覚照の言い分は次のようなも

のであった。

去康治年中之比、奉_レ寄_レ進前皇嘉門院御領、而御年貢毎年百石可_レ備進_二之由、申入之間、任_二寄進旨_一、為_二法性寺禪定殿下御沙汰_一、成_二賜政所御下文_一、彼案備_レ右、代々無_二違乱之處_一、忘_レ寄進忠、寄事於左右、本所被_二収公之間_一、覚照為_二彼余流_一、適奉_レ逢_二有道聖代_一、相_二当德政之折節_一、是為_レ幸之間、言_二上子細之處_一、

これによると、覚照の先祖は生島之地を康治年中（一一四二～四四）に皇嘉門院（藤原聖子）に寄進し、毎年百石の年貢を納めることにした。そして、皇嘉門院の父にあたる法性寺禪定殿下（藤原忠通）から、政所下文を賜ったという。おそらくこの下文には、寄進の見返りとして、預所職の相伝を認める文言が記されていたのであろう。ところがその後、本所となつた九条家は一方的に預所職を没収した。これに対して覚照は、折しも「徳政」が実施されていたことを幸いに、預所職を九条家から取り戻す訴訟を起こしたというのである。

では、覚照の訴えは実つたのであろうか。同じ訴状の中で覚照は次のように述べている。

被_二糺明是非_一、覚照所_レ申非_レ無_二其謂_一、可_レ返_二賜生島庄之由_一、度々雖_レ被_二仰下_一、違_二背廿余ケ度院宣_一、本所不_レ及_二御承引_一之間、直可_レ有_二聖斷之旨_一、頻就_二訴申_一、

覚照の訴えは認められ、裁判を主宰している院から、生島荘の預所職を返すように、九条家に対して度々仰せがあった。しかし、返還を命じる院宣が二十回あまり出されたにもかかわらず、本所九条家は

返還に応じなかった。そこで覚照は「直に聖断あるべきの旨」を求め
るに至った。「直に聖断」を下すとは、院宣よりも強い措置のことを
言うのであろう。そしてその結果は次のようであった。

本所任_下被_下申請_上之旨、為_二彼庄替_一、充_二賜播磨国田原庄西光
寺_一、預_二勅裁_一者、

「聖断」に対して本所九条家は、生島荘の換わりに播磨国の田原荘
西光寺（兵庫県福崎町）を覚照に与えることを申し出た。こうして、
西光寺を覚照に与えるという「勅裁」が下されたのである。ところが
事はこれで収まらなかった。訴状の続きに注目してみよう。

尤雖_レ忝、非_二愁訴之地_一之間、未_レ開_二三年来之愁眉_一、且又彼寺雖_レ
被_二充賜_一、本所變_下以前被_二申請_上之旨、不_レ可_二叙_一用院宣之由、
称_レ有_二本所御下知_一、田原庄定使行心・同公文代定源并西光寺住
僧以下庄民等、一向違_二背兩度_一 聖断、

覚照は「勅裁」を「忝い」としながらも、返還を願っていたのと
は異なる領地を与えられたことを愁いたが、それ以上に問題であった
のは、本所九条家が申し出に背いて、「院宣を受け入れないように」
という下知を田原荘に下したことであった。この下知を受けて、京都
から現地の下つて荘務にあたる定使の行心、現地の荘官定源、西光寺
の住僧等をはじめとする荘民等は、「聖断」を受け入れなかったので
ある。

凡不_レ叙用廿六箇度之 院宣、及_二蒔田狼藉_一、種々悪行余、結
句踏_二入院宣於泥土_一、何ケ度雖_レ被_二仰下_一、不_レ可_二叙用_一之由、吐_二
惡口_一、追_二出覚照代官_一之条、言語道断、未曾有所行也、

さらに、本所の指示を受けた定使行心らは、「聖断」を示す院宣を
受け入れず、覚照の代官を田原荘から追い出したのである。

注意を引くのは、院宣が二十六度も発給され、それが悉く拒否され
たことである。九条家文書には、覚照が訴状とともに提出したと思わ
れる院宣の写しが二十六通残されている。

ではなぜ、このような本所による預所職の没収が行われたのであろ
うか。この問題を解く鍵は、この事件が起こった鎌倉後期に、公家の
経済基盤が置かれていた状況にある。これまで見てきた覚照の訴状は
二十六度の院宣が破棄された正応四年（一二九二）に作成されたが、
訴状によれば預所職を九条家に没収されたのは、弘安九年（一二八
六）のことであった。実はこの一年前、弘安八年の十一月、朝廷は注
目すべき法令を発していた。弘安新制と呼ばれる、全二十条にわたる
法令である。⁽³⁾この法令の第六条と第九条は、覚照の訴訟と深く関わる
内容を持っていた。まず、第六条を検討してみよう。

一 可_二子孫相伝_一由、本家若領家賜_二契状於預所_一事、

仰、預所乍_レ帶_二彼契状_一、忽忘_二其芳志_一、有_二蔑_一如本家領家、
不調向背事_上者、可_レ為_二本領主之進止_一、但誇_二此如_一汗之制、
莫_レ求_二吹毛之咎_一、於_二如此之類_一者、殊可_レ有_二誠沙汰_一、
この条文の趣旨は次のようにまとめることができるであろう。

一 本家もしくは領家が、子孫相伝の契約状を預所に渡すこと。

預所が契約状を得ながら、本家・領家の恩を忘れ、本家・領家
を蔑如するようなことがあれば、当該の荘園は「本領主」（本
家・領家）の進止とせよ。ただし、この法令を楯にして、本

所・領家が些細な罪で預所を解任してはならない。そのような本所・領家に対しては誠めを加える。

この条文からうかがえるのは、本所・領家と預所の関係が不安定なものになっていたことである。続いて第九条を検討してみよう。

一 為_レ全_二相伝_一、寄_二進所領事_一、

仰、就_二本家之号_一、無_レ是非_一収公、思其不_レ知恩、不_レ異岐下野人、彼領主有_レ所申者、先可_レ被_レ返_二付件余流_一、但数十代中_二絶文書_一、不_レ帶_二手繼_一、不慮伝領之仁者、雖_レ貽_二舊訴_一、非_二裁断之限_一

本条文の趣旨はおおよそ次の通りである。

一 相伝を全うするため所領を寄進すること

本家であることを誇って、理由もなく（寄進された所領を）収公するのは恩知らずの野蠻人の所行である。没収された領主の訴えがあれば、まずはその所領を返付すべきである。ただし、数十代にわたって証拠文書が中断し、手継文書を持たず、思いがけず所領を伝領しているものについては、訴訟を起こしたいと思ったとしても、裁断の対象にはしない。

弘安八年新制のこれらの条文からは、この頃「本所・領家―預所」のいわゆる職の体系が動揺しつつあったこと、かかる事態への対処するために、寄進を行った預所の忠節と相伝を認めた本所・領家の恩義を双方が忘れないようにと、寄進の時点に遡って両者の関係を安定化させる方針がとられていたことがうかがえる。それではなぜ、このような職の体系の動揺が起こったのであろうか。

そこには、この時期の貴族の家産が、度重なる分割相続や鎌倉幕府の地頭の勢力伸長による荘園からの収益の減少などによって、痩せ細っていたという事情があった。そこで九条家のような上級貴族は、荘園経営の中間に位置する預所職を廃止して、荘園をより直接的に経営することで、収益を上げようとしたのである。

もちろん、本家や領家はすべての荘園に対してこのような対応を取ったわけではない。京都に近くて経営がしやすく、生産力が高い荘園が選ばれたと考えられる。鎌倉後期の生島荘はそのような荘園であった。

この一件で今ひとつ注目されてきたのが、覚性が「徳政の折節に相当たる」ことを理由に訴訟を起こしたと述べていることである。弘安八年新制は当時院政を行っていた龜山院の徳政の一環として發布された。当時の徳政の一つに、正当な理由なく奪われた所領を持ち主に返付するという政策があった。覚照の生島荘預所返還訴訟は、まさにこの徳政の理念に沿って起こされたといえるであろう。

つまり、この一件は、鎌倉後期の公家所領の再編、公家徳政の実態を考える上で、重要な事例といえるのである。

二 「地域歴史遺産」としての「学校内遺跡」

次に二点目のコメントに移ろう。本シンポジウムの趣旨文の中心をなすのは、「地域歴史遺産とは、そこに「ある」ものではなく、人々の思いによって「なる」ものである。今回取り上げる遺跡もその一つである」という文章であらう。この一文を読んで想起されるのは、①

栗山下川遺跡はどのようにして「地域歴史遺産」に「なる」のか、「して」いくのか、②今回の遺跡が大学キャンパス内に位置することは①とどう関わるのか、という問題である。趣旨文にはこのような問いかけがない。「地域歴史遺産」という言葉を内実あるものにしていくためには、どのような人々がこの遺跡にどう関わっていくのか、具体的に考える必要があるのではないだろうか。

今少し、右の問いかけの意味を説明するため、筆者の苦い経験について紹介しておきたい。二〇〇三年、神戸大学医学部附属病院の立体駐車場建設工事に伴う発掘調査で、大規模な二重の壕が見つかった。福原に居を構えた平家の防御施設か、集落の環濠か、壕をめぐって議論が高まり、翌二〇〇四年神戸大学文学部でシンポジウムを開催し、その内容を収録したブックレット『平家と福原京の時代』岩田書院、二〇〇五年）を発売した。遺跡の保存方法について、大学内で議論が行われたが、壕は埋め戻され、遺構を破壊しないように杭の位置を調整して工事が行われた。

大学当局と神戸市教育委員会、文学部の日本史関係教員の話し合いでは、溝の幅に沿って地面の色を変えるなど、遺跡のイメージや存在を把握できる工夫などが提案されたが、結局当局は説明板を立てる以外のことを行わなかった。現在遺跡の地層を剥ぎ取った大きなパネルが、神戸市西区の神戸市立埋蔵文化財センターに展示されているが、同センターは大学からかなり離れており、時間の経過とともに、壕の存在は大学内では忘れ去られていると言ってしまう。

事あるごとに遺跡の保存について主張する当の本人が、所属する教

育研究機関の敷地内の遺跡に対して十分な対応ができたのか、もったいなかたのではないか、という重い問いかけが残った。大学は言うまでもなく教育研究機関であり、地域文化の拠点としての役割も持っている。ならば、他ならぬ学内の遺跡に対してどう対処すべきなのだろうか。

もちろん、研究者を集めたシンポジウムを開催して、遺跡の学術的な意味を市民に対して伝えていくことは重要であろう。また、遺跡についての情報公開も必須である。例えば大阪府教育委員会のインターネット・サイトには、府立高校の校内から発掘された遺跡を紹介する「学校に眠る遺跡」というコーナーがある⁽⁵⁾。また、府立和泉大津高校のように、高校のホームページで校内遺跡の情報発信を行っている場合がある⁽⁶⁾。

このような基本的な営みに加えて、より幅広い大学の教育研究活動につなげていく、さらには歴史に直接的な関心を持たない人々にも興味を持ってもらうような活動が必要なのではないだろうか。京都文化博物館の学芸員村野正景氏によれば、英国など海外では遺跡から多様な価値を引き出そうとし（マルティプル・パースペクティヴ）、破壊される遺跡にも多様な視点で向き合おうとしているが、日本は考古学・歴史学などの特定の学術的価値に関心が集中する傾向（モノラル・パースペクティヴ）が強いという。確かに日本の場合、シンポジウムに登壇するのは、関連する分野の研究者というのがお決まりである。

より多くの人々の関心に訴えるマルティプル・パースペクティヴの



2022年12月10日
栗山・庄下川遺跡の遺物展示

大江篤（以下、大江） 先ほど、市澤さんから論点を整理していただきました。このキャンペーンから出土した栗山・庄下川遺跡をめぐる中世の生島荘、橘御園について史料にもとにお話ししていただいたのが一点、もう一点は非常に興味深い事例を紹介いただいた、地域歴史遺産についてのお話しでした。本学も、私が着任した当時、5号館はもう建っていたのですが、遺跡があるという看板すら立って

いなかったというのが実状でございます。今回は4・5号館両方合わせて、活用といいますか記録として残していく必要があるということとでシンポジウムを開催いたしました。「学校内遺跡」の活用の事例について、論点を深めていければと思っております。

それでは、最初に、生島荘、橘御園について、益田さんからご報告いただいた遺跡発掘調査について、大村さん、市澤さん、お二人からコメントをいただければと思います。

大村拓生（以下、大村） 報告でもお話しをした通りで、遺跡の評価と私の報告がどういう形で関わるのか難しいところですが、一つは、

陶磁器、青磁や白磁の類についてです。尼崎に搬入されたものが回ってくるの考えるのか、一旦、京都を媒介するのかなですね。なかなか物だけで解釈するのは難しいところですが、青磁、白磁の質の問題も含めまして、どういうふうに評価したらいいのか気になる場所です。私がお話ししましたように、貴族の中でもわりと高貴な人が京都からやってくる場合に、そういうものを持つてくるのがあったかもしれないと思ったりもします。瓦が出ていないようなのでお寺との関係は難しいところもあると思いますけれども、この地域は尼崎との関係、京都との関係の両方から見ていく必要があると思いますので、その辺りが気になったところです。

市澤さんのコメントですが、訴訟が延々と続いて、しかも、ずっと突っぱねまくっているにも関わらず、なぜ九条家に文書が残っているのかです。中世の、権利文書だから残していると考えても、こんなものは突っぱねたら、もういらんやないかと思えます。これがあるから生島荘の成り立ちが分かるので、ありがたいことではあるんですが、結局、九条家としては何を考えていたのかなというのが気になったところです。

市澤哲（以下、市澤） 益田さんのご報告の中で私が気になったのは、出てきた遺跡が中世に関しては倉庫群であるらしいということです。倉庫は水に浸かるようなところには作らないと思います。先ほど、「船子」という地名があるという話もありましたが、園田学園女子大学のある位置が、それなりの微高地、あるいは河岸段丘であることから、荘園の倉庫的なものと考えていいんだろかという問題が一

つです。

それから、大村さんが出された地図は、『図説 尼崎の歴史』に載せられた田中眞吾先生（地理学、神戸大学名誉教授）が作られたもので、これを見れば尼崎がいかに氾濫すれば水浸しになる地域だったかわかるんですけど、これを見ていると東西交通を行うより、南北交通を軸にした方が良いような場所にも見えるんですね。そういう意味で、尼崎にとって川の交通は大事で、そうなっていると倉庫群である意味が非常に高くなってくるのかなという感想を持ちました。

私にとって面白かったのは、大村さんの生島には3つの支配があったというお話です。3つそれぞれが経営の中核になる寺院を持っていたんじゃないかというところですけど、それに加えて、これだけの規模の土地が3つの領主にそれぞれ奉仕する力を持っていたことも注目されるのかなと思いました。つまり、生島と呼ばれるゾーンが単独ではなくて、3つの領主に分かれて支配されている。その領主も奉仕をある程度期待できたということであれば、私も考えていた、生島が非常に実りの多い場所だったということの証拠にもなるのかなと思ってお聞きしていました。

大江　ありがとうございます。それでは、益田さんの遺跡のところ、青磁、白磁の流入経路の問題、倉庫群の問題をそれぞれコメントいただきましたので、この2点について益田さん、お願いします。

益田日吉（以下、益田）　今、大村さんからいただきました、青磁、白磁の問題です。こちらに直接入ってきたのか、あるいは京都を介してこちらに入ってくるのか、という質問ですが、こうだという答えは

見つかっておりません。ただ、言えるのは、博多から都へは瀬戸内海を通るんですが、その瀬戸内海を西から来ると一番奥に尼崎があるんですね。尼崎で一旦、陸揚げされて、そこで船を海船から川舟に変えて、そして良い物は都へ運ばれていくんですが、青磁、白磁のお椀類は日常食器に近い雑器と呼ばれて、尼崎の遺跡ではどこを掘ってもこの時期の物なら一点や二点出てくるんです。それを考えますと、一般の庶民が使うほど多く出てくるわけではありませんので、集落なり荘園のある程度の階層の方が使われたんだろうとは思いますが、わざわざ都からこちらへ運んでくるような高級なものではなかったと思います。

尼崎ではないんですが、福原京の関係で言いますと、神戸に祇園遺跡がありまして、そこからは京都で使われるような、いわゆる「かわらけ」ですね、真っ白なかわらけがたくさん出てきます。これはまさしくあちらで作った物を都人がこちらへ持ってきて消費したんだろうと思われます。宴か何かがあったんでしょう、そういう時に使われたものを一括廃棄したんだろうと思われますが、そういういたものと、こちらで出てくる土器類はちよつと違います。ですから、領家である九条家とか、近衛家とか、そういういたところから直接来て、ここで宴会をしたとか、そういう痕跡はございません。ただ、難波江館の話が出ましたけど、将来そのあたりで、都系の匂いのする何らかの遺物が発見される可能性はあるかもしれません。

次に、微高地であるかどうかということですが、私のレジユメの一番最初、遺跡の概要に書かせていただいています、標高約3メートル

かなりの沖積地がずっと広がっておりまして、先ほどの大村さんのお話にもありました、東西方向に細長い高い土地がいくつもありました。当然、川は氾濫を繰り返しますので自然堤防が出来上がります。人工的に作った、今われわれが見ているような堤防ではなくて、川べりが高くて、水があふれた後になだらかな傾斜になるんですけれども、その高まったところが微高地と呼ばれて、おそらく栗山・庄下川遺跡もこの微高地上に立地しているんだろうと思います。

この大学の東側に6・7号館がありますけど、ここからは遺跡が全く出てこないんですね。なぜかという湿地状になっていたからだと考えられます。ここまですごく高く、ここから北や東へ行くと少し低くなっているんです。ですから、この辺りは、川に近くて比較的高い土地であつたんだろうなあと想像はできますが、当時の河川が今と同じ位置にあるのか、それはなかなか難しい問題でございます。先ほど大村さんからも地図の引用がありました、これだけの河川が同時にあったのかどうか。おそらく何回かの川の流れが一枚の図面に描かれていると思います。これだけ川があれば人の行動を妨げますし、生活ができないような状態にも映ります。ですから、これは、何回かの川の流れが変わった痕跡を立体視により描き出された図で、同時に存在したものではないとご理解いただいたほうが正解なのかなと思います。ただ、市澤さんがおっしゃられましたけど、尼崎は北が高くて南が低く、川は北から南に流れておりますので、当然、東西交通よりも南北交通の方が水運を利用できたと思います。庄下川に沿って荘園ができていく、あるいは藻川に沿って、武庫川に沿って、河川を利用し

た人々の暮らし、それに基づく生産物の運搬が行われたことが容易に想像できるだろうと思います。

大江 ありがとうございます。尼崎の歴史、この土地柄ですよね。青磁、白磁の話もそうですし、倉庫群があつて、収納して云々ということも、大村さんの話にもあつた情報がすぐ京都へ上がっていくといったような、人の流れ、物の流れがあるのかなと思いました。益田さんには、7号館（正門を入ってすぐ左の建物）建築の時も試掘をしていたのですが、何も出てこなかったということでしたし、川向このスポーツセンター（体育館）の辺りも特になかったので、おそらく、4号館（櫻和館）とソフトボールのグラウンドのあたりが土地的に高かつたということで、掘立柱の建物跡が出てきたということかなと思います。

それでは、大村さんから市澤さんへの「九条家にどうして訴状が残っているのか」という質問について市澤さんお願いいたします。

市澤 基本的に文書というのは選択的に残すもので、自分にとって都合の悪い物をそのまま残すということはありません。二十六回命令して聞かなかつたという文書と、二十六回の命令反故が一緒に残っているのは奇妙で、なぜ九条家が残したのか私も知りたいところです。確たる、こうだという考えはありません。

大江 遺跡も偶然に残っていくことが多いんですが、記録類も残してくれていたからこそ分かってくることもあります。また、一〇〇％残っていないのが歴史研究の面白いところなのかとも思ったりします。市澤さんからの「この地の中核となる寺院について」の質問につい

て、大村さんから何かありますか。

大村 寺院の位置づけですが、たぶん、大阪市内もそうだと思いますけど、阪神間この辺りは単一の領主が支配するということが全然ないんですけど、室町・戦国時代ぐらいいまで、それなりに領主に年貢が上がり続けているんですね。地域にしっかりとしたお寺があって、それが支えていたので、そこを通じて京都へ物が入っていくという状況でした。先ほどの市澤さんのお話して出てきた覚照のような人たちは、そういう構造ができ上がっていく中で排除されていったんだと思います。その後、戦国時代辺りで浄土真宗などが新しく入ってきて宗教的な秩序が変わると、中世で阿闍梨がいたような立派なお寺が、江戸時代以降には痕跡が見えるか見えなくなってしまう。そういう状況の中での、尼崎地域と京都領主との関わりについてお話しをさせていただきました。

大江 非常に興味深い寺院のネットワークですか、先ほど、生島神社のところに近世まで神宮寺があったというお話がありました。今行っていたと、生島弁財天もそうですが、大師堂があり、神社の中に仏像が祀られていて、おそらく戦国時代に宗教秩序が大きく変わって、今とはだいぶ違う姿だったのかと思いました。

次に、地域歴史遺産のテーマに移ります。市澤さんから、北海道大学のタピオカと北大式土器ですとか、京都の取り組みを紹介いただきましたが、尼崎市内で埋蔵文化財、学校内遺跡など、例えば、園和小学校で大きな遺跡が出土し、井戸の遺構を見学に行かせていただいたんですが、その後どうなったのか、という点を含めて益田さんからお

話をお願いします。それから、大村さんが今いらっしゃる兵庫県立歴史博物館の中のひょうご歴史研究室は、兵庫県下の山城や播磨国風土記、淡路島、遺産の活動に取り組まれています。その一端をご紹介します。

益田 今話に出ました園和小学校ですが、市内の阪急園田駅の北、約一〇〇m位にある歴史のある小学校です。その校舎の耐震化工事をするために、古い校舎を壊して新しい校舎を造るという計画がもち上がりました。当時、校庭部分は全く遺跡に入っていなかったんです。ただ、学校の北側にあるスーパー建設の際に遺跡が出ていまして、さらに南に広がっていることが確認できていたんですね。もし工事中に遺跡が出てきますと計画そのものが大きな影響を受けますので、事前に試掘をして、遺跡の状況を確認したうえで工事にかろうとした結果、遺跡が出てきたということです。北側から連続する鎌倉時代ぐらゐの遺跡が中心となって、さらに古いところでは弥生時代まで、何面もあったので、たいへんな時間と労力がかかったわけでございます。その間、子どもたちは教室の窓を開けると校庭の遺跡発掘の様子が見れますので、しょっちゅう上から見てくれました。私たち教育委員会も学校と相談しまして、この機会に子どもたちに現地見学会をしてもらおうと、クラス単位で子どもたちを現場に呼んで、実際に出てきた土器をその場に広げて、「こんな土器が出てきたんだよ」と触ってもらいながら遺跡の説明を行いました。また、地域の方、PTAの方からも見学の要望がありましたので、それにも対応して見学会をさせていただきました。その後は工程的にかつかつな状態になってし

まいりましたので、市民大勢のみなさんに見ていただく余裕はありませんでしたが、調査中に多くの方に遺跡に触れていただく機会を提供することができました。そして、学校から「出てきた土器を子どもたちの学習教材として学校で使いたい」という要望もあったんですけど、実際に土器を預けるということになりますと管理の問題等先生方のお荷物になってしまいますので、ケースに展示することになり、現在もロビーに発掘調査で出てきた土器と一緒に当時の写真パネルを展示して、「この学校の下には遺跡があるんだよ」ということを知ってもらえるようにしています。

何より私が一番感動したのは、当時、6年生の子どもたちが「自分たちの学校に遺跡があるということを下級生に伝えたい」と私に言ってくれたことです。それが嬉しくて、何とか伝えるために私たちも協力したいということで実を結んだということがございます。結果的に遺跡そのものは姿を消してしまいましたけれども、遺跡を地域の宝として伝える、ささやかな活動にはなっていると思います。

大江 ありがとうございます。それでは引き続き、大村さんお願いします。

大村 ひょうご歴史研究室は今年で8年目になる事業です。元々播磨国風土記、赤松氏、たたら製鉄の研究から始まりました。本部は兵庫県立歴史博物館（姫路市）にありますが、地域自治体の埋蔵文化財担当の方々を中心に共同で研究を進めています。どうしても研究者の数と比べると、特に西播磨のほうだと一人で全部やらないといけない方々がたくさんいらっしゃいまして、いろんなものに目配りをして見

ていくことができない状況がありますので、その辺りを協力しながらということです。山城の研究では、われわれとは別に西播磨地域が山城をプロモーションするプロジェクトを行ってられます。最近、山城はある種ブームになっているようなところもありますので、ツアーも行っておられますが、歴史研究室としてはそこに学術的な価値を加えていくという、市澤さんのお話でいうところの非常に古いスタイルを取っています。同じく大阪湾岸と淡路の地域史研究班は、近年、淡路島が日本遺産に認定されたので、その日本遺産委員会と協力をしながら事業を進めているところです。研究的なものをバックアップしていく体制を作りながら、われわれとしてはオーソドックスな基盤を持って歴史的な状況を明らかにしたうえで、物事を進めていくという立場です。近年、地域では家の代替わりなどで、ほとんど人がいなくなっている状況がありまして、残されているものをちゃんと把握して、しかるべく活用法をしていくことが喫緊の課題にもなっています。スタイルとしては学術的なもので、興味のない方には…というところがあるのかもしれないですけど、基礎的なことをやりながら、文化遺産を散逸せずに次世代に伝えていくお手伝いができていけばと思っています。

大江 歴史的な遺産を遺していくとなった時に、文化財的なトップダウンで指定をするだけではなくて、ボトムアップできるような形が地域歴史遺産の考え方だと思いますし、市澤さんの話にあったように、「あるもの」から「なるもの」に、「するもの」「していくもの」という、人の営みが大事だと、まさにその通りかと思っています。地面の下に

は遺跡、遺物が残っているんですが、上に生きているわれわれにとつては、発掘して出てきた時点で発見となります。無尽蔵に埋まっているかもしれないけど、出てきて初めて文化財であり、文化遺産であり、埋蔵文化財となっていくのかなと思います。本学も、旧4号館を建てた時には遺構面を削っていますし、今回もすでに新しい基礎を打ち込んでいます。これは無形も有形もそうですが、なくなってしまうて記録も残さない、記憶もなくなってしまう時の継承の仕方ですね。どう受け継いでいくのが文化遺産の場合は大事だと思います。小学生たちの、自分たちの学校に遺跡があることを誇りに思ってたに伝えていくことや、単に「出てきましたね、保存しましょうね」だけじゃなくて、地域の人たちが自分たちのものだと思う仕掛け、仕組みが今後大事になってくるのかなと思っています。遺跡や歴史に興味を持たない人たちにも、地域の財産だと思ってもらえることが重要だと感じているところです。

時間がずいぶん過ぎておりますので、こういった観点から、今日の議論を含めて、地域歴史遺産のあり方についてのご感想を、一言ずついただければと思います。

益田 遺跡保護の第一線に立っている私たち市の教育委員会は、その取り組みがいかに地に足が付いたものになっているかが一番大事なところだろうと思います。それを支えていただくみなさま、歴史に興味のある方はもちろんですが、興味のない方の応援がどれだけあるかも非常に重要になってくると思います。尼崎では、田能遺跡にしまして、富松城跡にしまして、市民のみなさんの熱い盛り上げがあつ

て、やつと行政が重たい腰を動かす、ということがありました。市民のみなさんに後押しされて行政は動いた。しかし、これからは行政職員側からアプローチしていくこともあると思います。そして、それを支えていただくみなさまの応援があつて、はじめて形になっていくんだと思います。今日はそうしたことを肝に銘じて帰りたいなと思います。どうもありがとうございました。

大村 現在、『三木市史』編さんをやっています、先日ある所にお経の調査に行きました。立ち会っていただいた方は歴史に全然興味がないと言いつづけられていたんですけど、こちらがお経を「貸してくれ」と言いましたら、「それはダメだ」と言われました。夏には、お経をざーっと広げる転読という行事も行われていて、その方々は地域歴史遺産として意識はしておられないんですが、ちゃんと自分たちのものとして大事にされているんですね。そういうものは地域にたくさん眠っていると思いますが、逆に大事にされていない場合もあると思います。そこで、われわれに出来ることは、それには価値があるんだ、と言いつづけることしかないと思っています。地域の方々がそういった価値を見出していく切っ掛けを作ればいいかなと思います。

市澤 大村さんはさっき「自分たちは古い活動だ」って控えめに言われましたけど、学術的な研究はやはり大事だろうと思います。後で「あれは何だったんだ」「あの遺跡は何だったんだ」と言われた時に答えがない状態はまずいなと思います。学術的に遺産の意味を問う活動は大事ですし、さらにそれを行う組織も大事です。ただ、その組織が今危ない状況になっているのも事実です。そういう組織も守りつつ、

遺跡も守るためにどうしたらいいかということで、遺跡に関心を持つ人をどうやって増やしていくかが問題になります。個人的には思っています。遺跡は潰される場合もありますし、形として残せない場合もありますから、それがどれだけ人の心とか意識の中に残るかが勝負になると思います。そのために、遺跡と人々を結ぶさまざまな関係をつくっていくことが今後は大事になってくるんじゃないかというのが私の言いたかったことです。

大江 どうもありがとうございました。まだまだお話しを聞きたいところですが時間も超過しております。

園田学園女子大学では歴史を専門に学ぶ学生たちを養成する学部は設けていません。しかし、入学してきた学生には、先ほどの小学生が遺跡がある学校のことを後輩に伝えたいと言ったように、この大学が出来る前には、人の暮らしがあつて、歴史があつて、そこから学園が出来て、六〇年が経っているということが、新校舎を建てる時に見つかったんだということを伝えていかなければならないし、それが、大学の自校教育、大学が地域歴史遺産を継承していくうえで大事なかなと考えております。地域の方が創って、地域に開かれた大学なんです、新型コロナウイルス感染症によって、この3年間は完全にクローズをいたしました。

コロナ感染予防のため制限を加えた学園生活にはなっていますが、来年の春からは大学も元どおり開いていきながら、市民の方にも集っていただけで、地域の子どもたちにも来てもらって、本当の意味で地域の拠点になれるようにしたいと思います。また、この遺跡のことも

いろんな機会を考えていければと思っています。

このシンポジウムを契機に園田学園女子大学が学内外において地域歴史遺産を大切に、教職員・学生が地域住民とともに学び、まちの未来を考える地（知）の拠点となることを目指していきたいと考えています。

謝辞

本稿は、二〇二二年十二月一〇日に開催した、「シンポジウム「地域歴史遺産としての遺跡―栗山・庄下川遺跡をめぐる―」をもとにまとめた報告である。当日、ご登壇いただいた益田日吉氏（尼崎市立歴史博物館学芸員）、大村拓生氏（兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室 歴史研究推進員）、市澤哲氏（神戸大学大学院教授）にお礼申し上げます。また、後援いただいた尼崎市教育委員会、神戸大学地域連携推進本部、兵庫県教育委員会にも謝意を表したい。

なお、登壇者の所属はシンポジウム開催時のものである。

〔おおえ あつし 日本古代史・民俗学〕
〔ますだ ひよし 日本考古学〕
〔おおむら たくお 日本中世史〕
〔いちざわ てつ 日本中世史〕

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程

(平成 21 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学術研究の成果の発表を目的として本学が発行する論文集（以下、「論文集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 論文集は「園田学園女子大学論文集(英語表記: SONODA JOURNAL)」と称する。

(発行)

第 3 条 論文集は、原則として年度 1 回発行する。

(論文集編集委員会)

第 4 条 論文集の発行にあたり、論文集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織し、図書館長を委員長とする。

(1) 図書館長

(2) 各学科長

(3) 委員長の推薦する図書館委員 若干名

第 5 条 編集委員会は、第 6 条に定める論文集編集実務委員会の検討結果を参照する等により投稿論文を審査し、論文集への掲載の採否を決定する。

(論文集編集実務委員会)

第 6 条 編集委員会に論文集の編集等の実務を担当する論文集編集実務委員会（以下、「編集実務委員会」という。）を置く。

2 編集実務委員会は、編集委員の中から選出された委員若干名をもって組織し、編集委員会委員長を委員長とする。

3 編集実務委員会は、投稿原稿について事前に検討し、編集委員会にその結果を報告する。

4 編集実務委員会は、必要に応じて編集委員以外の専門研究者に投稿論文の審査を依頼又は意見を求めることができる。

5 前項の場合、その結果を編集委員会に報告することとする。

(投稿資格等)

第 7 条 投稿資格、その他論文の投稿に関し必要な事項は別に定める。

(所轄)

第 8 条 論文集の編集に関する事務は図書館事務室がこれを担当する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、論文集の編集に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集投稿規程

(平成10年4月30日制定)

改正	平成10年6月30日	平成17年5月19日
	平成21年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程」(平成21年4月1日制定)第7条の規定により、論文の投稿に関して必要事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 論文を投稿できる者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教育職員。ただし、共同執筆者として他の者を含むことができる。
- (2) その他、論文集編集委員会が認めた者

(掲載の採択)

第3条 投稿論文の論文集への掲載の採択は、論文集編集委員会が決定する。

(原稿の用紙、分量等)

第4条 投稿論文の原稿の用紙、分量等については次に定めるとおりとする。

2 用紙は、A4縦長とする。

3 分量等は和文・欧文それぞれ次のように定める。

(1) 和文

- ① ワードプロ使用・横書を原則とする。
- ② 43文字×34行を1ページとし、20枚以内とする。
- ③ やむを得ない場合のみ例外として手書き原稿・縦書を認める。その場合の分量は、
 - 1) 手書きの場合は二万字(四百字詰め原稿用紙50枚)以内とする。
 - 2) ワードプロ使用縦書原稿の場合は(30文字×23行)×2段を1ページとし、20枚以内とする。

(2) 欧文

- ① ダブル・スペースで打つ。
- ② 86letters×34linesを1ページとし、20枚以内とする。

4 その他

(1) 和文の場合は欧文タイトルをつけること。

(2) 要旨

- ① 論文が和文の場合は、欧文シノプスを100words以内でつけてよい。
- ② 論文が欧文の場合は、和文要旨を200字以内でつけてよい。

(投稿の申し込み)

第5条 投稿希望者は、所定の用紙によって投稿を申し込む。

2 投稿の申し込み締め切りは、7月末日とする。

3 申し込みは、所定の申込書を図書館事務室に提出する。

(原稿締め切り)

第6条 投稿原稿の締め切りは、9月末日とする。

2 原稿は、それを収録した記録媒体(CD・USBメモリ等)を添えて図書館事務室に提出する。

(投稿原稿の記載、校正等)

第7条 投稿原稿の記載及び校正等については、次のとおりとする。

- 2 図・表・写真は本文原稿とは別にし、挿入すべき位置と大きさの指定を本文原稿に明示する。
- 3 カラー写真の使用は原則として認めない。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は使用することができる。
- 4 和文原稿の場合は、原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いによる表記とする。
- 5 英語英文学関係等の場合は、MLAに準ずる。
- 6 欧文原稿の場合、ゴシック体・イタリック体にするものは、該当箇所にアンダーラインを付し、それぞれその下に「ゴチ」・「イタ」と指示する。
- 7 漢字使用国以外の外国の人名・地名・書名等には、原則として初出箇所て原綴りを付記する。
- 8 漢文の返り点・送り仮名は半字分として書く。
- 9 文献を脚注としない。
- 10 引用文献の書式は各自専門の書式に従う。
- 11 原稿末尾に、ひらがな書きの氏名と、専攻を記入する。(例) そのだ たろう 西洋史
- 12 完全原稿で提出し、校正時に組版等に影響を与えるような改変・書き換えは認めない。
- 13 原稿とは別に、論文題目・筆者名を和文・欧文で記入したものを提出する。
- 14 印刷校正は、筆者自身が再校まで行うが、校正原稿の返却の日時を厳守する。
- 15 抜き刷りは30部作成し、筆者に進呈する。

(著作権)

第8条 掲載論文の電子化及びweb上での公開に関する著作権は、編集委員会に委譲する。

付 則

この規程は、平成10年4月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年5月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

論文集編集委員会

委員長 岩崎 日出男

委員 赤井 孝史

北田 真紀

坂元 眞由美

中見 仁美

原田 旬哉

藤澤 政美

松本 範子

園田学園女子大学論文集 第58号

令和6年3月1日 印刷

令和6年3月1日 発行

編集者 園田学園女子大学論文集編集委員会

発行所 〒661-8520 尼崎市南塚口町7丁目29番1号

園田学園女子大学

TEL (06) 6429-1201

FAX (06) 6422-8523

園田学園女子大学図書館

TEL (06) 6429-9931

FAX (06) 6429-2822

印刷所 〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

協和印刷株式会社

TEL (075) 312-4010